おおい町地域防災計画

令和３年７月

おおい町防災会議

＜ 目　　次 ＞

第１編　総　則

第１章　計画の基本方針と構成 1
　第１節　計画の基本方針 1
　第２節　計画の構成 2
第２章　おおい町の概況 3
　第１節　自然的条件 3
　第２節　社会的条件 6
第３章　災害の履歴及び想定 9
　第１節　災害履歴 9
　第２節　想定災害 14
第４章　防災ビジョン 20
　第１節　定　義 20
　第２節　防災ビジョン 20
第５章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 22
　第１節　各機関の責務 22
　第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 24
第６章　町民・事業所の基本的責務 32
　第１節　町民の役割 32
　第２節　事業所の役割 32
第７章　計画の運用 34
　第１節　計画の習熟 34
　第２節　計画の修正 34
　第３節　計画の進捗の把握 34

第２編　災害予防対策

第１章　防災機能の強化 35
　第１節　災害に強いまちづくり 35
　第２節　建築物等の安全対策 39
　第３節　水害予防対策 42
　第４節　高潮・波浪の安全対策 47
　第５節　津波災害防止対策 49
　第６節　土砂災害予防対策 53
　第７節　暴風・竜巻等災害予防対策 57
　第８節　雪害予防対策 59
　第９節　危険物等災害予防対策 71
　第１０節　海上災害予防対策 73

第２章　防災体制の確立 74
第１節　防災組織及び活動体制の整備 74
第２節　情報収集伝達体制の確立 81
第３節　消防体制の整備 85
第４節　応急医療体制の整備 90
第５節　緊急輸送体制の整備 95
第６節　避難体制の確立 98
第７節　二次災害防止体制の整備 105
第８節　非常用物資の確保体制の整備 107
第９節　ライフライン確保体制の整備 109
第１０節　交通施設災害予防計画 114
第１１節　災害廃棄物処理に係る防災体制の整備 117
第３章　地域防災力の向上 119
第１節　防災意識の高揚 119
第２節　防災訓練計画 122
第３節　自主防災体制の整備 125
第４節　要配慮者対策 129
第５節　ボランティア活動環境の整備 136

第３編　一般災害応急対策

第１章 災害警戒期の活動 138
第１節　気象予警報等の伝達..... 138
第２節　活動組織の設置..... 150
第３節　動員体制..... 160
第４節　警戒活動..... 164
第５節　応急避難対策..... 173
第６節　雪害対策..... 199
第７節　暴風・竜巻等災害応急対策..... 207
第２章　災害発生後の活動 208
第１節　情報の収集・伝達..... 208
第２節　災害広報・広聴対策..... 213
第３節　応援の要請・受入れ..... 217
第４節　消防応急対策..... 225
第５節　救助対策..... 228
第６節　応急医療対策..... 230
第７節　緊急輸送対策..... 232
第８節　公共土木施設等・建築物応急対策..... 235
第９節　ライフラインの応急対策..... 237
第１０節　交通の安全確保..... 240

第１１節　交通の機能確保.....242
第１２節　災害救助法の適用.....244
第１３節　指定避難所の開設・管理.....246
第１４節　緊急物資の供給.....253
第１５節　保健衛生活動.....258
第１６節　福祉活動.....261
第１７節　社会秩序の維持.....263
第１８節　建築物・住宅応急対策.....265
第１９節　応急教育等.....270
第２０節　死体の収容・処理及び火葬（埋葬）.....273
第２１節　廃棄物の処理.....276
第２２節　自発的支援の受入れ.....279
第２３節　大規模事故応急対策計画.....283
第２４節　海上災害対策計画.....286

第４編　地震災害応急対策

第１章 応急活動組織 290
第１節　活動組織の設置.....290
第２節　動員体制.....299
第２章　初動期の活動 303
第１節　情報の収集・伝達.....303
第２節　災害広報・広聴対策.....311
第３節　応援の要請・受入れ.....315
第４節　消火・救助対策.....323
第５節　応急医療対策.....328
第６節　応急避難対策.....331
第７節　二次災害の防止対策.....339
第８節　地震水防応急対策.....342
第９節　緊急輸送対策.....343
第１０節　ライフラインの緊急対応.....346
第１１節　交通の安全確保.....350
第３章　応急復旧期の活動 353
第１節　災害救助法の適用.....353
第２節　指定避難所の開設・管理.....355
第３節　緊急物資の供給.....362
第４節　保健衛生活動.....367
第５節　福祉活動.....370
第６節　社会秩序の維持.....372
第７節　ライフラインの応急対策.....374

第８節　交通の機能確保.....377
第９節　建築物・住宅応急対策.....379
第１０節　応急教育等.....384
第１１節　死体の収容・処理及び火葬（埋葬）.....387
第１２節　廃棄物の処理.....390
第１３節　自発的支援の受入れ.....395

第５編　津波応急対策

第１章 津波災害警戒期の活動.....399
第１節　津波災害対策体制.....399
第２節　活動組織の設置.....407
第３節　動員体制.....416
第４節　沿岸住民等の避難及び避難誘導体制.....420
第５節　津波災害警戒時における水防活動等.....428
第２章　津波災害発生後の活動.....429
第１節　情報の収集・伝達.....429
第２節　災害広報・広聴対策.....434
第３節　応援の要請・受入れ.....438
第４節　消火・救助対策.....446
第５節　応急医療対策.....451
第６節　二次災害の防止対策.....453
第７節　水防応急対策.....456
第８節　緊急輸送対策.....457
第９節　ライフラインの緊急対応.....460
第１０節　交通の安全確保.....464
第３章　応急復旧期の活動.....467
第１節　災害救助法の適用.....467
第２節　指定避難所の開設・管理.....469
第３節　緊急物資の供給.....476
第４節　保健衛生活動.....481
第５節　福祉活動.....484
第６節　社会秩序の維持.....486
第７節　ライフラインの応急対策.....488
第８節　交通の機能確保.....491
第９節　建築物・住宅応急対策.....493
第１０節　応急教育等.....498
第１１節　死体の収容・処理及び火葬（埋葬）.....501
第１２節　廃棄物の処理.....504
第１３節　自発的支援の受入れ.....509

第６編　災害復旧・復興計画

第１章　生活の安定 513
第１節　公共施設等の復旧 513
第２節　り災証明の発行 515
第３節　激甚災害の指定 516
第４節　被災者の生活確保 520
第５節　経済秩序安定計画 526
第２章　復興の基本方針 528
第１節　改良復旧 528
第２節　計画的復興 529
第３節　復興計画策定体制の確立 530
第４節　大規模災害からの復興に関する法律の活用 531

第１編　　総　　則

第１章　計画の基本方針と構成

第１節　計画の基本方針

第１　目　　的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、おおい町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関する諸事項を定め、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と福祉の確保に資することを目的とする。

第２　計画の目標

この計画は、「災害に強い生活基盤の形成」の実現を図ることを目標とする。

第３　計画の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、町及び関係機関、町民・事業所は、相互に連携して「災害に強い生活基盤の形成」の実現を図るため、総合的な防災対策を推進する。

１　災害に強い生活基盤の整備

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、海岸・市街地部、農村部及び山村部それぞれの特性に応じた災害に強い生活基盤の形成を計画的に推進する。

２　災害に備えた体制の確立

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災組織及び活動体制の整備、情報収集伝達体制の確立、応急医療体制の整備、緊急輸送体制の整備などを推進する。

３　町民の防災行動力の向上

町民の自発的な防災活動によって、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災意識の高揚、自主防災体制の整備、自主性に基づきその支援力を向上し、町、町民、他の支援団体と連携・協働できるボランティア活動環境の整備などを推進する。

又、男女双方や、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障害者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

４　災害への適切な対応

迅速かつ的確な応急対策の実施によって被害の軽減を図るため、災害種別に応じた応急対策を時系列に定めるとともに、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

又、町及び関係機関、町民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

５　国土強靭化に向けた取組

国が令和２年度に策定した防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策による国土強靭化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえ、安全・安心かつ災害に屈しない国土づくりを強力に進めるよう、防災対策の推進に努める。

第４　計画の位置づけ

この計画は、町域内で発生するおそれがある災害に備え、町の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

この計画を補完して具体的な体制や手順、優先順位を定めたものとして、別途、「おおい町業務継続計画」や「職員用災害時初動マニュアル」等を作成している。

第２節　計画の構成

この計画は、「第１編　総則」、「第２編　災害予防対策」、「第３編　一般災害応急対策」、「第４編　地震災害応急対策」、「第５編　津波災害応急対策」、「第６編　災害復旧・復興対策」及び「資料編」で構成する。

構　　成	内　　容
第１編　総則	町及び関係機関が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱、想定される災害等について定める。
第２編　災害予防対策	災害の未然防止と被害の軽減を図るために平常時から実施すべき措置や対策等について定める。
第３編　一般災害応急対策	災害発生前の警戒活動などとともに、発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町及び関係機関に求められる活動内容を災害警戒期、災害発生後に分け時系列に定める。
第４編　地震災害応急対策	地震発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。
第５編　津波災害応急対策	津波災害における人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。
第６編　災害復旧・復興対策	町民の生活再建のため、各種の取組み及び復興の基本方針について定める。
資料編	上記各対策に関連する資料、様式等について記載する。

第２章　おおい町の概況

第１節　自然的条件

第１　地理的条件

１　位　　置

おおい町は、平成18年３月３日、大飯町・名田庄村が合併して誕生した。

福井県の南西部に位置し、西は大飯郡高浜町、京都府綾部市、南は京都府南丹市、東は小浜市、滋賀県高島市に接しており、面積は212km^{2}で、そのほとんどを中山間地が占めている。

２　地　　勢

水系は、京都府県境を主な水源とする佐分利川水系と南川水系が西から東へ向かって流れ、小浜湾に注いでいる。又、大島が青戸の入り江を挟んで北に位置しており、青戸大橋によって結ばれている。

町域西側の京都府との県境に標高871ｍの頭巾山（とうきんざん）、南側には標高800ｍの八ヶ峰（はちがみね）、東側の京都府・滋賀県との県境には標高776ｍの三国岳（みくにだけ）があり、大島には標高478ｍの大山（おおやま）がある。

第２　気　　候

本町の気候は、北西の季節風による多雪、日本海を発達した低気圧が通過する時に生じるフェーン現象など、北陸地方特有の特徴を持っている。又、県内では嶺北よりも緯度が低く、山陰地方に近い気象が現れることもあり、北陸と山陰の気象要素を合わせ備えている。

１　気　温

気象庁により観測されている小浜（アメダス）の年平均気温の平年値は14.6℃で、月平均気温は１月の3.7℃が最も低く、８月の26.8℃が最も高い。又、気温の極値は、平成26年７月26日に38.7℃の日最高気温を、昭和59年２月12日に-10.1℃の日最低気温を記録している。

２　降水量

大飯（アメダス）の年降水量の平年値は2,018.1㎜で、福井の2,237.6㎜より１割余り降水量が少ない傾向を示す。月別には９月の平年値が215.0㎜と最も多く、次いで１月の207.6㎜が続き、季節的には秋雨期と冬期に降水量が多い。又、降水量の極値として、平成29年10月22日に240.0㎜の日降水量を記録している。日最大１時間降水量は、平成17年８月13日に61.0㎜を記録している。

３　積雪の深さ

小浜（アメダス）では11月から３月までの月最深積雪の平年値は１月と２月に25㎝を超えるが、その他の月は10㎝程度である。しかしながら、昭和59年時は135㎝（昭和59年２月９日）に達する極値を記録し、いわゆる59豪雪に見舞われている。又、最近では平成29年２月11日に80㎝の積雪の深さを記録したほか、平成23年１月～２月にも50㎝を超える積雪に見舞われている。

【気象観測所（アメダス）における気象平年値】

観測所	大飯	小浜							
気象要素	降水量	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降雪の深さ合計	積雪の深さ最大
	(mm)	(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	(時間)	(cm)	(cm)
統計期間	1995～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1992～2010	1993～2010	1981～2010	1981～2010
資料年数	16	30	30	30	30	19	18	30	30
1 月	207.6	207.8	3.7	7.3	0.3	3.7	65.8	78	27
2 月	168.6	160.6	3.9	7.7	0.2	4.0	76.6	73	28
3 月	151.1	139.2	7.0	11.6	2.6	4.2	119.2	13	10
4 月	113.4	106.9	12.6	18.0	7.4	3.9	165.6	0	0
5 月	131.5	135.1	17.4	22.6	12.5	3.8	181.6	0	0
6 月	146.8	160.8	21.3	26.0	17.2	3.2	136.6	0	0
7 月	156.3	183.9	25.3	30.0	21.6	3.0	158.2	0	0
8 月	157.1	148.5	26.8	31.8	22.7	3.1	203.5	0	0
9 月	215.0	217.9	22.7	27.3	18.8	3.1	135.2	0	0
10 月	183.2	158.6	16.8	21.7	12.3	3.1	135.8	0	0
11 月	194.4	163.0	11.4	16.2	6.8	3.3	102.1	0	0
12 月	197.1	197.6	6.5	10.7	2.4	3.6	84.2	20	10
年	2018.1	1971.9	14.6	19.3	10.4	3.5	1575.8	179	34

【気象観測所（アメダス）における観測史上１～５位の値】

観測所	要素名／順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
大飯	日降水量 (mm)	240.0 (2017/10/22)	218.5 (2011/5/30)	191.0 (2004/10/20)	172.0 (2013/9/16)	172.0 (2011/5/29)	1995/11 ～2020/6
	日最大 10 分間降水量 (mm)	16.5 (2012/8/31)	16.0 (2017/8/12)	15.5 (2016/7/7)	14.5 (2017/9/17)	14.5 (2017/7/24)	2009/2 ～2020/6
	日最大 1 時間降水量 (mm)	61.0 (2005/8/13)	60.0 (1999/9/7)	54.5 (2011/5/30)	52.0 (2005/8/6)	52.0 (2004/9/14)	1995/11 ～2020/6
	月降水量の多い方から (mm)	645.5 (2011/5)	606.0 (2013/9)	569.5 (2017/10)	448.0 (2011/9)	439.0 (2004/10)	1995/11 ～2020/6
小浜	日降水量 (mm)	253.5 (2013/9/16)	232.0 (2004/10/20)	225.5 (2017/10/22)	185.0 (1982/8/1)	167.5 (2011/5/30)	1976/3 ～2020/6
	日最大 10 分間降水量 (mm)	26.5 (2014/7/17)	22.5 (2014/6/12)	18.5 (2018/8/24)	16.5 (2019/5/14)	15.5 (2012/9/2)	2008/3 ～2020/6
	日最大 1 時間降水量 (mm)	65.5 (2018/8/24)	57 (1987/9/4)	54 (1988/8/24)	53 (2004/9/24)	52 (2016/7/7)	2008/3 ～2020/6
	月降水量の多い方から (mm)	654.0 (2013/9)	553.0 (2011/5)	531.5 (2017/10)	521.0 (2011/9)	463.5 (2018/9)	1976/3 ～2020/5
	日最高気温の高い方から (℃)	38.7 (2014/7/26)	38.1 (2011/8/14)	38.0 (2015/8/5)	37.8 (2012/7/18)	37.7 (2018/7/20)	1978/11 ～2020/6
	日最低気温の低い方から (℃)	−10.1 (1984/2/12)	−9.6 (2018/2/7)	−9.4 (2018/2/6)	−9.4 (1985/1/31)	−8.6 (2018/2/9)	1978/11 ～2020/6
	日最大風速・風向 (m/s)	北西 23 (1998/9/22)	北西 22 (2005/12/22)	北西 22 (2000/2/8)	北北西 22 (1994/2/22)	北西 22 (1994/2/21)	1992/11 ～2020/6
	日最大瞬間風速・風向 (m/s)	北 38.8 (2017/10/23)	北 36.5 (2017/10/22)	東南東 35.0 (2018/9/4)	北 34.6 (2018/9/30)	不明 33.8 (2014/7/17)	2008/3 ～2020/6
	積雪差寒候期合計 (cm)	559 (1984)	376 (1986)	331] (1981)	314 (2000)	303 (2012)	1981 寒候年 ～2019 寒候年
	月最深積雪 (cm)	135 (1984/2/9)	94 (1984/1/31)	80 (2017/2/11)	78 (2012/2/2)	77 (1984/3/1)	1980/10 ～2020/5

第２節　社会的条件

居住地は、佐分利川沿いから海岸部に向かって開けた平野、南川とその支流沿いの平地、大島の小浜湾岸の平地にある。

主要な交通機関は、ＪＲ小浜線、高速自動車道国道近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）、一般国道27号、一般国道162号、主要地方道小浜綾部線、主要地方道坂本高浜線、県道赤礁崎公園線、県道染ヶ谷小倉線等が整備されている。近年、舞鶴若狭自動車道の全線開通により、敦賀市方面や関西方面との交通の利便性が大幅に向上した。

第１　人　　口

本町の人口は、昭和20年代から30年代のピーク時には12,000人を上回っていたが、その後人口の流出がみられる。いったん減少した人口は増加傾向にあったが、平成２年の10,598人を第二のピークに平成27年は8,325人まで減少している。

又、世帯数も平成２年の3,775世帯から、平成27年の3,222世帯に減少している。１世帯あたりの平均人員で見てみると、核家族化の進行とともに、昭和60年の１世帯あたりの人員が3.24人であったのに対し、平成27年は2.58人と大きく減少している。

年齢別の人口比率をみると、65歳以上の老年人口が29.5％と、全国平均（26.7％（平成27年度国勢調査））より高い水準にある。

【人口の推移】　（国勢調査）

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
福井県	744,230	773,599	794,354	817,633	823,585	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740
おおい町	9,291	9,475	9,156	9,791	10,598	10,251	9,983	9,217	8,580	8,325
旧大飯町	5,717	6,055	6,026	6,650	7,557	7,148	7,032	6,470	6,046	6,012
旧名田庄村	3,574	3,420	3,130	3,141	3,041	3,103	2,951	2,747	2,534	2,313

【人口・世帯数の推移】　（国勢調査）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）	9,791	10,598	10,251	9,983	9,217	8,580	8,325
総世帯数（世帯）	3,023	3,775	3,469	3,490	3,258	3,144	3,222
世帯あたり人員（人／世帯）	3.24	2.81	2.96	2.86	2.83	2.73	2.58

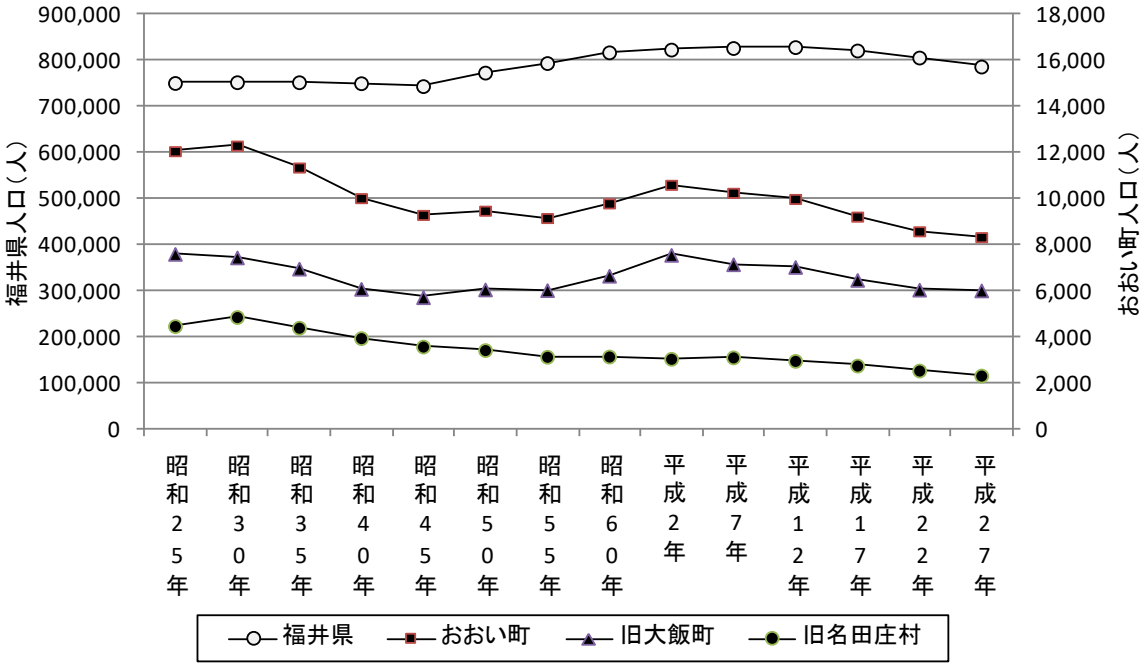

【福井県及びおおい町における人口の推移（昭和25～平成27年・福井県統計年鑑）】

【男女別・年齢別人口】　（国勢調査）

	男	女	合計
年少人口（0～14 歳）	555 人	602 人	1,157 人　（13.9%）
生産年齢人口（15～65 歳）	2,611 人	2,069 人	4,680 人　（56.2%）
老年人口（65 歳以上）	1,001 人	1,453 人	2,454 人　（29.5%）
年齢不詳	34 人	0 人	34 人　（0.4%）
合計	4,201 人	4,124 人	8,325 人　（100.0%）

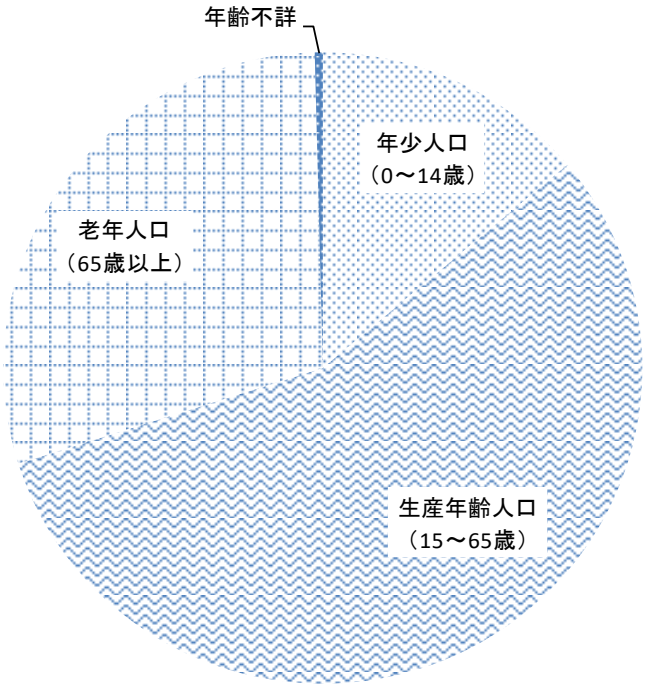

第２　交通状況

本町における交通の状況は、ＪＲ小浜線が海岸沿いを約４kmにわたって横断しており、敦賀市と京都府舞鶴市の間を連絡している。

道路は、東西に横断する舞鶴若狭自動車道と一般国道27号、一般国道162号が幹線道路になっている。このほかの県道、町道は以下に示すとおり整備されている。

【交通状況】

区分	道路総延長	国道	県道	町道
単位：km	320.4	19.5	70.3	230.6

（平成30年４月１日現在）

第３章　災害の履歴及び想定

第１節　災害履歴

おおい町における災害履歴を以下に示す。

本町に被害をもたらした災害は、おもに台風又は梅雨前線の活動による風水害である。

【災害履歴一覧】

年 月 日	種　類	被　害　状　況	気象状況その他
明治３(1870)年	不　明	佐分利川大洪水、川上被害甚大	
明治22(1889)年	不　明	佐分利川大洪水	
明治24(1891)年	不　明	佐分利川大出水、時岡又左衛門ら改修について本郷・佐分利連合会議	
明治28(1895)年	不　明	佐分利川大出水	
明治29(1896)年	不　明	佐分利川大洪水（床上数尺、全橋梁流失、決壊20箇所）	
明治37(1904)年	不　明	佐分利川大決壊、時岡又左衛門代議士現場で発病後死亡	
明治40(1907)年	不　明	佐分利川大洪水、床上数尺浸水	
大正10(1921)年	不　明	佐分利川氾濫、決壊。佐分利村９箇所延長400間、橋梁７箇所流失	
昭和28(1953)年 ９月24日～26日	台風第13号	死者11人、重傷者1人、軽傷者428人 住家　流失　14戸 全壊　18戸 半壊　85戸 一部破損　46戸 床上浸水　744戸 床下浸水　128戸 非住家破損　439棟 田　流失　39.40ha 埋沈　155.70ha 畑　流失　122.　ha 埋沈　198.　ha 橋梁流失　190箇所 道路損失　26,169m 177箇所 堤防損壊　25,274m	台風は紀伊半島から伊勢湾、愛知県を通って中部山岳部を北上した。 愛知県に上陸時の中心気圧は945hPaに達し、24日晩から26日朝にかけて若狭地方は暴風雨に見舞われ、中名田では25日の日降水量が585㎜の記録的な大雨となった。（23～26日の中名田の総降水量は705㎜）
昭和34(1959)年 ９月26日～27日	伊勢湾台風		27日９時までの24時間降水量は旧名田庄村久坂で272.0㎜
昭和37(1962)12月 ～昭和38年２月初	38.1豪雪	住家　半壊　1戸 非住家　全壊　1棟 半壊　1棟 その他被害　4,500千円	観測以来の大雪で、１月31日の最深積雪は福井213㎝、大野287㎝、敦賀143㎝となった。

年 月 日	種　類	被　害　状　況			気象状況その他
昭和40(1965)年 ９月９日～10日	台風第23号	住家	半壊	7戸	台風第23号が強い勢力を保ったまま10日昼過ぎにかけ京都から若狭湾に北東進したため、県内は暴風域に入った。（暴風による被害）
			一部損壊	623戸	
		非住家	全壊	8棟	
			半壊	19棟	
昭和40(1965)年 ９月17日～18日	台風第24号	軽傷者		1人	台風第24号の影響を受けて若狭地方に大きな被害を出した。旧大飯町川上（県土木）においては17日９時～19日９時までに418㎜の降水量を観測し、大島では多数の山崩れを出している。（819.7㎜は月降水量）
		住家	半壊	2戸	
			一部損壊	25戸	
			床上浸水	215戸	
			床下浸水	372戸	
		非住家	全壊	9棟	
			半壊	8棟	
昭和45(1970)年 ６月14日～16日	前線活動による大雨	田	流失	0.1ha	
			冠水	75.0ha	
昭和46(1971)年 １月～３月	雪　害	住家	一部破損	1戸	
		非住家	一部破損	1棟	
昭和47(1972)年 ７月９日～10日	豪　雨	住家	床下浸水	7戸	梅雨前線の活動による。
		非住家	床下浸水	2棟	
		道路損失		5箇所	
		河川		6箇所	
		崖くずれ		3箇所	
昭和47(1972)年 ９月17日	台風第20号	軽傷		2人	
		住家	全壊	1戸	
			半壊	2戸	
			一部破損	60戸	
			床上浸水	13戸	
			床下浸水	122戸	
		非住家	一部破損	61棟	
昭和52(1977)年 １月～２月	豪　雪	住家	全壊	1戸	２月18日頃、山間地で130㎝、平坦地で80㎝と戦後最高の大雪となり、本郷区内では交通マヒの状態になった。
			半壊	1戸	
			一部破損	16戸	
		非住家	一部破損	8棟	
		崖くずれ		2箇所	
		公共土木被害		6,500千円	
		農産物　〃		1,000千円	
		林産物　〃		27,160千円	
		除雪経費		23,872千円	

年 月 日	種　類	被　害　状　況	気象状況その他
昭和54(1979)年 ９月30日～ 10月１日	台風第16号	軽傷者　2人 住家　半壊　2戸 一部破損　35戸 床上浸水　5戸 床下浸水　87戸 非住家　全壊　3棟 半壊　3棟 一部破損　32棟 床下浸水　30棟 農林業施設　9箇所　30,000千円 公共施設　76箇所　305,730千円 その他公共施設　19,700千円	台風第16号による降水量は239㎜で30日の23時から24時までの１時間降水量は81㎜を記録し、集中豪雨による被害が続出した。
昭和55(1980)年 12月～ 昭和56(1981)年 ２月	豪　雪	昭和55年末から降り始めた雪は、猛威を振るい、その被害は、昭和38年の三八豪雪に迫るものとなった。全県で15人の尊い命が奪われ、負傷者は134人にのぼり、被害総額は、1,283億円に達した。	本豪雪の特徴を以下に示す。 ①年末から１月中頃までの短期間に記録的な大雪が３回にわたって降った。 ②大雪の発現が早い時期であった。 ③初期の降雪に湿り気の多い傾向が目立った。 ④年末から年始にかけ集中的なドカ雪を降らせた。 ⑤県内各地でこれまでの観測記録を更新する豪雪であった。 （嶺南西部は30～50cm）
昭和57(1982)年 ８月１日～２日	台風第10号	住家　床上浸水　2戸 床下浸水　30戸 非住家　床下浸水　11棟 農林業施設　44.8ha　12,150千円 公共施設　141箇所　582,720千円 その他公共施設　39箇所　9,200千円	台風接近に伴い、８月１日午前に雨が降り始め、23時に最大１時間降水量54㎜（川上）を記録。降り始めからの総降水量は、337㎜であった。
昭和58(1983)年 ９月27日～28日	台風第10号	農林業施設　2,080千円 公共施設　20箇所　161,580千円 その他公共施設　19,700千円	台風接近で活発化した秋雨前線による大雨で、中小河川が増水した。旧大飯町川上の27日、28日の日降水量はそれぞれ81㎜、175㎜で、最大1時間降水量は41㎜であった。
平成元(1989)年 ８月15～16日	土砂崩れ	上空に寒気が入り大気の状態が不安定となったため、大雨が降った。県道坂本高浜線福谷坂において土砂崩れが発生した。 福谷～高浜町笠原通行止め 同線石山～坂本間も全面通行止め	旧大飯町川上の降水量 15日　46㎜ 16日　140㎜ 総降水量　186㎜
平成元(1989)年 ８月27日	台風第17号	コシヒカリ作付け面積200haのうち、１割の20haが倒伏	27日の日降水量は旧大飯町川上で79㎜

年 月 日	種　類	被　害　状　況	気象状況その他
平成２(1990)年 ９月19日～20日	台風第19号	台風第19号による風水害により、住家、非住家の一部破損が多発、又、林業用施設、農業用施設、河川、道路の破損、さらに、水田の埋没、冠水、稲の倒伏、漁業関係においては、漁船の沈没、破損棟が発生した。	本町の降り始め（９月17日）からの総降水量は328㎜で、小浜市251㎜、美浜町263㎜、敦賀市146㎜、と比較しても多く、県内で最も多かった。
平成３(1991)年 ９月27日～28日	台風第19号	台風第19号により９月27日夜遅くから28日にかけて、住家及び非住家の一部破損並びに大島地区において船舶の転覆沈没等の被害が発生した。 佐分利地区においては、水道、電気、電話、ＣＡＴＶ施設に一部破損が発生した。又、県道小浜綾部線の永谷坂付近においては、立木が２箇所倒伏し、大型車の通行に支障をきたした。 なお、風台風であったため雨による災害は発生しなかった。	９月27日午後４時30分 暴風･波浪警報発表 台風は、大型で非常に強い勢力を保ちながら、九州北部に上陸の後、日本海を北東に進み、東北地方で温帯低気圧に変わった。
平成５(1993)年 10月12日	斜面崩壊	10月７日より降り続いた雨により地盤がゆるんでいたところに、かなり強い風が吹き樹木の激しい揺れが重なり、昭和28年の第13号台風時に崩壊した箇所が再び崩壊した。この崩壊による被害はなかった。	
平成23(2011)年 ５月29日～30日	豪　雨	県道坂本高浜線の土砂崩れによる全面通行止めをはじめとし、町内の道路、農業用施設、河川護岸等において土砂流出等による被害が多数発生した。 又、本郷地区において、佐分利川が「氾濫危険水位」に達したため、５月30日４時10分に避難勧告を発令した。 本郷地区の一部住宅地や、町内各地で農地等が冠水する等の被害が発生した。	本州南岸に停滞した梅雨前線と台風第２号から変わった低気圧の影響により、福井県では５月29日から30日にかけて嶺南地域を中心に大雨となった。 本町では30日には１時間に53.0ミリの非常に激しい雨を観測し、30日午前７時までの24 時間降水量が370.0ミリとなり観測史上第１位を更新した。
平成25(2013)年 ９月15日～16日	台風第18号	県道坂本高浜線をはじめ町内の道路で土砂崩れや路肩崩壊、河川の護岸洗掘、農業用施設への土砂流出などが多数発生した。又、道路や農地の冠水、建物への浸水被害（床下浸水６件）が発生した。 佐分利川の水位が氾濫危険水位を超え、本郷区内・尾内区に避難勧告を発令した。	台風の影響で、９月15日の未明から雨となり、16日の未明からは嶺南地方を中心に猛烈な雨に見舞われ、全国で初めて「大雨特別警報」が発令された。 アメダス大飯観測所では、最大で時間雨量29㎜、24時間雨量172㎜、総雨量は339㎜を観測した。

年 月 日	種　類	被　害　状　況	気象状況その他
平成29(2017)年 10月22日～23日	台風第21号	県道坂本高浜線と国道162号線にて大規模な土砂崩れが発生し、一時全面通行止めとなった。 又、ＮＴＴドコモ名田庄基地局までの道路で土砂崩れにより電柱が倒壊し、一時サービスが中断した。 建物については、強風による屋根瓦の破損や小屋の倒壊、浸水被害（床下浸水７件）が発生した。 佐分利川の水位が氾濫危険水位を超え、本郷区内・尾内区に本町では初めて避難指示（緊急）を発令した。	福井県では、台風の接近する前から停滞する前線の影響により、21日の朝から雨が降り始め、23日の夜まで続いた。 アメダス大飯観測所では、最大で時間雨量38㎜、24時間雨量285㎜、総雨量は304㎜を観測した。
平成30(2018)年 ７月５日～７日	豪　雨	水路や頭首工などの農業用施設や河川への土砂流出が多数発生した。 佐分利川の水位が避難判断水位を超え、本郷区内・尾内区に避難勧告を発令した。	前線や台風第７号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。 アメダス大飯観測所では、最大で時間雨量35㎜、24時間雨量178㎜、総雨量は322㎜を観測した。

第２節　想定災害

町域における地震被害の想定は、大飯地域（旧大飯町）については「防災アセスメント調査業務（地震詳細アセスメント編）報告書」（1997.3）に基づいてとりまとめ、名田庄地域（旧名田庄村）については、内閣府より公表されている「地震被害想定支援マニュアル」の災害危険評価手法を用いて、建物被害及び人的被害の予測を行った。

第１　地震災害の想定

１　想定地震

想定地震は、おおい町南西方向の綾部市に位置する上林川断層と、福井県と滋賀県の県境から一般国道367号に沿って伸びる花折断層を想定地震の震源とした。

２　被害予測結果

地震被害の想定結果では、おおい町において上林川断層を震源とした予測条件が最も大きな被害をもたらすことが予測されており、以下に上林川断層による地震被害想定の結果概要を取りまとめる。

(1) 想定震度

予想される震度は震度５弱～６強の範囲にあり、震源断層からやや離れた佐分利川に沿う平野部で震度６強の揺れが想定されている。気象庁の震度階級関連解説表によれば、震度５弱以上から建物に何らかの被害が生じることから、強い揺れが予測される町域の平野部では、耐震対策を考慮することが望まれる。

(2) 液状化の危険度

地盤の液状化現象とは、地下水位が高く（浅い）柔らかい砂質地盤の地域で強い揺れを受けた場合、地下埋設管や地中の構造物が浮き上がったり、建物の基礎がゆるんだり傾いたりする現象である。

おおい町の中心部が位置する佐分利川の下流地域や海岸線に面した平坦地では、軟弱な砂や粘性土が比較的厚く堆積するため、液状化の危険度が極めて高く予測されている。

なお、名田庄地域は谷底平野部の地下地質状況が把握できていないため、液状化の危険性を評価するまでには至っていない。

(3) 建築物被害

建物被害については、建築年代の古い木造建物が被害を受けやすく、同じ建築年の木造建物であっても、１階建てより２階建ての方が被害を受けやすい。

本町では建物構造に占める木造建物の割合が高く、上林川断層の予測条件で大飯地域の全建物棟数（1997年：5,024棟）のうち、約1,000棟が全壊、500棟余りが半壊する最大の被害が想定されている。ただし、この想定条件における名田庄地域の全壊棟数は22棟に留まり、むしろ、震源からの距離が近くなる花折断層の想定結果で約３倍の全壊棟数が想定されている。

なお、大破は建て替えが必要な被害程度を、中破は居住が可能であるが大幅な修復を要する被害程度を表すことから、想定される規模の地震に見舞われた場合、町域の建物被害

は甚大となることが予想される。

(4) 地震火災

地震に伴う火災の発生は、基本的には建物の損傷の程度と地震の発生する時間の関係に大きく左右される。地震に伴う出火の確率が最も高くなる条件は、冬季の17～18時に発生した場合であり、町域では上林川断層の想定条件において３点の出火点数と108棟の焼失棟数が想定されたが、名田庄地域での出火点数はない。

【地震被害想定結果総括表】

地域名		大飯地域		名田庄地域	
被害想定方法等		大飯町防災アセスメント業務委託（地震詳細アセスメント編）報告書（大飯町,1997.3)による		地震被害想定支援マニュアル（内閣府,2001.10)による	
想定断層		上林川断層	花折断層	上林川断層	花折断層
想定地震規模（マグニチュード）		7.1	7.6	7.1	7.6
想定震度		５弱～６強	４～６弱	５強～６弱	５強～６強
液状化		佐分利川下流部で液状化の危険性が高い	同　左	（不　詳）	（不　詳）
建物被害	全壊棟数	1,068 棟	493 棟	22 棟	68 棟
	半壊棟数	545 棟	150 棟	－	－
火災被害	出火件数	3 箇所	1 箇所	0 箇所	0 箇所
	焼失棟数	108 棟	94 棟	－	－
人的被害	死者	89 人	42 人	0 人	1 人
	負傷者	170 人	82 人	103 人	122 人
	避難者	1,707 人	765 人	118 人	176 人
ライフライン被害	上水道	75 箇所	75 箇所	－	－
	下水道	162 箇所	62 箇所	－	－
	電柱	48 本	37 本	－	－
	ＣＡＴＶ	76 箇所	58 箇所	－	－
	電話柱	10 本	8 本	－	－

３　福井県による地震被害予測

福井県は、国の地震調査研究推進本部が平成21年７月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、県内及び周辺地域の直下で発生し嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度に地震被害予測調査を実施した。その結果を以下に示す。

【おおい町における地震被害予測結果（平成22・23年度 福井県地震被害予測調査）】

地域	想定断層	建物被害（揺れ＋液状化による被害）	火災被害	人的被害
嶺北地域	福井平野東縁断層帯主部	なし	なし	なし
嶺南地域	浦底－柳ヶ瀬山断層帯	木造全壊5棟・半壊9棟 その他構造全壊2棟・半壊2棟	なし	なし

本町においては、これらの想定断層が町域から遠い距離にあることから、既存の被害予測を上回るものとはなっていない。

第２　津波災害の想定

１　福井県における津波シミュレーション結果（令和２年10月公表）について

(1) 福井県の津波浸水想定の経緯について

○ 福井県では国が日本海側の断層調査結果を示すまでの間の措置として、福井県津波対策検討事業実施委員会において独自に津波断層モデル等の条件設定を行い、津波シミュレーションを実施し、平成24年９月に津波浸水想定を公表した。

○ 平成24年２月に国土交通省が「津波浸水想定の設定の手引き」（以下「手引き」という）を、また、平成26年９月には「日本海における大規模地震に関する調査検討会（国土交通省・内閣府・文部科学省）」（以下、「日本海検討会」という）が最新のデータや知見に基づく日本海統一の津波断層モデル等の条件設定を行い、各都道府県に提示した。

○ 今回、国土交通省から示された手引きや津波断層モデル等に基づき、津波法第８条第１項の規定により 津波シミュレーションを実施し、津波浸水想定を設定した。

(2) 想定断層の選定について

ア　過去に福井県沿岸に襲来した津波について

過去に福井県沿岸に襲来した津波として、東北大学（災害科学国際研究所津波工学研究分野）および原子力安全基盤機構（現 原子力規制庁）によって整備された「津波痕跡データベース」から、津波高に係る信頼度の高い痕跡記録が確認できた「日本海中部地震」津波を抽出した。

イ　福井県沿岸に襲来する可能性のある想定津波について

日本海検討会が検討した日本海側で想定される津波発生の要因となる大規模地震の津波断層モデルから、福井県に影響が大きいとして選定した津波断層モデルを整理した。

ウ　津波断層モデルの選定

アで抽出された「日本海中部地震」とイで整理した津波断層モデルから、福井県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、日本海検討会で選定された津波断層モデルと学識者からのアドバイスにより以下の津波断層モデルを選定した。

【津波断層モデル】

断　　層
F42
F49
F51
F52
F53

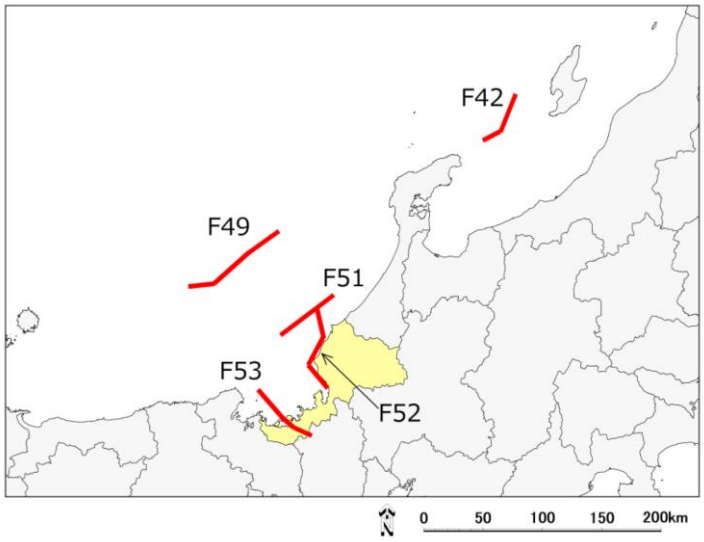

【津波断層モデルの位置図】

【津波断層モデルの断層パラメータ】

津波断層モデルNo.	Mw	緯度	経度	上端深さ	走向	傾斜	すべり角	断層長さ	断層幅	合計断層長さ	合計断層面積	平均すべり量
		(JGD2000)	(JGD2000)	(km,TP−)	(度)	(度)	(度)	(km)	(km)	(km)	(km²)	(m)
F42	7.28	38.0095	137.8939	2.5	201	45	78	37.7	17.7	56	988	3.10
		37.6983	137.7436		241	45	112	18.1	17.7			
F49	7.39	36.5243	134.8006	2.4	81	60	264	21.1	14.5	87	1268	3.56
		36.5547	135.0374		47	60	145	36.3	14.5			
		36.7748	135.3371		54	60	215	29.9	14.5			
F51	7.17	36.4332	136.0822	1.2	232	60	145	48	16	48	766	2.74
F52	7.34	35.7951	136.0921	1.1	319	60	35	22.5	16.1	70	1133	3.34
		35.9418	135.9285		27	60	125	25.4	16.1			
		36.1493	136.0572		344	60	40	22.5	16.1			
F53	7.21	35.4324	135.9466	1.0	291	90	35	17.2	14.0	60	840	2.86
		35.4868	135.7681		310	90	35	11.4	14.0			
		35.5523	135.6705		319	90	35	31.3	14.0			

(3) 津波シミュレーション結果

ア　主な計算条件

○ 潮位は敦賀港検潮所および三国験潮場の朔望平均満潮位の統計値（年平均値を過去10年間で平均）を用い、地域海岸ごとに初期潮位を設定した。

○ 河川内の水位は、平水流量または、沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位とした。

○ 地震による地殻変動は、海域は隆起・沈降を考慮し、陸域は隆起を考慮せず沈降のみ考慮した。

○ 各種構造物の取扱い条件は、地震や津波による各種施設の被災を考慮して設定するとともに、全ての構造物について、津波が構造物を越流し始めた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の構造物の形状は「無し」とした。

イ　おおい町沿岸部までの津波高及び到達時間

【おおい町沿岸の全海岸線での最大津波高および最大津波到達時間】

市町名	津波が最も高くなる断層	最大津波高（m）	最大津波到達時間（分）
おおい町	Ｆ４９	0.7 ～ （大島付近）7.9	45 ～ 250

※　最大津波高：海岸線から約30m沖合地点での津波を東京湾平均海面（T.P.）から測った高さで最大のもの。

※　最大津波到達時間：海岸線から約30m沖合地点での地震発生後から最大津波が到達するまでの時間。

【おおい町沿岸の全海岸線での最短の影響開始時間】

市町名	津波が最も早く到達する断層	影響開始時間（分）
おおい町	Ｆ５３	1分未満 ～ 15

※　影響開始時間：海岸線から約30m沖合地点での地震発生後の海面に±20cmの海面（水位）変動が生じるまでの時間。

ウ　浸水面積

	浸水面積（ha）
おおい町	62

※浸水面積は、河川等を除いた陸域において、１cm以上の浸水が発生する面積で、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域の最大範囲を重ね合わせて表したもの

エ　津波浸水想定図

津波による浸水想定区域は以下に示したとおりで、大島地区、犬見地区、成和地区、本郷地区、長井地区の一部の地域において浸水が想定される。

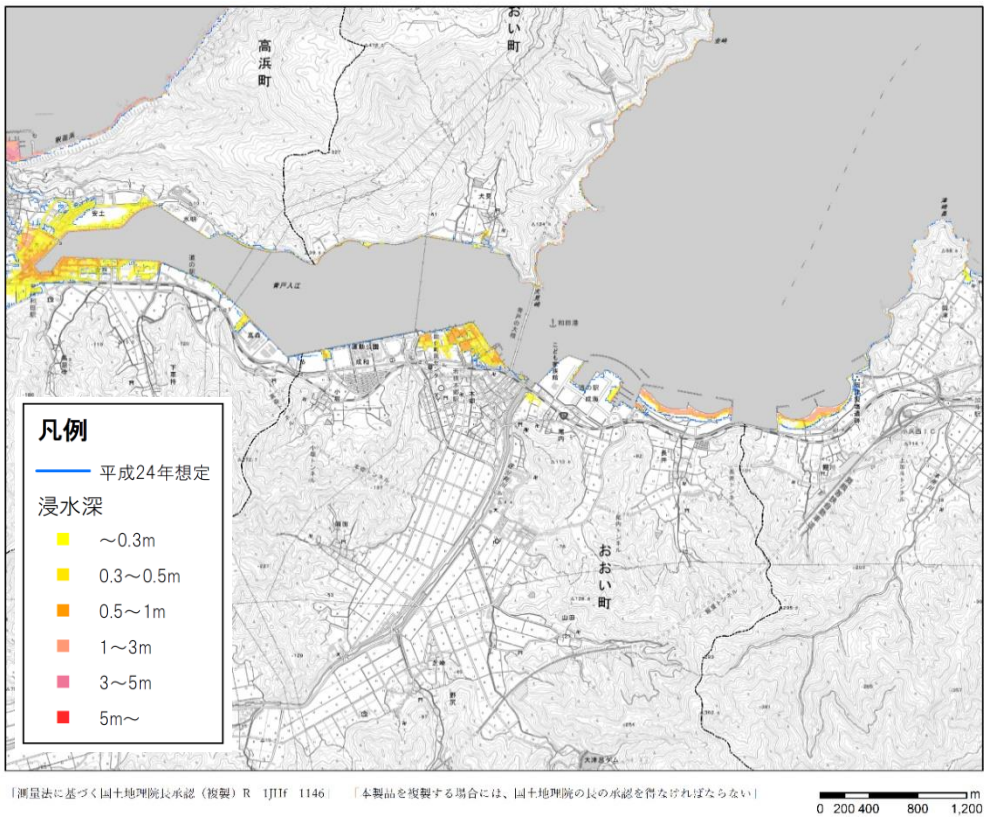

【津波浸水想定図①】

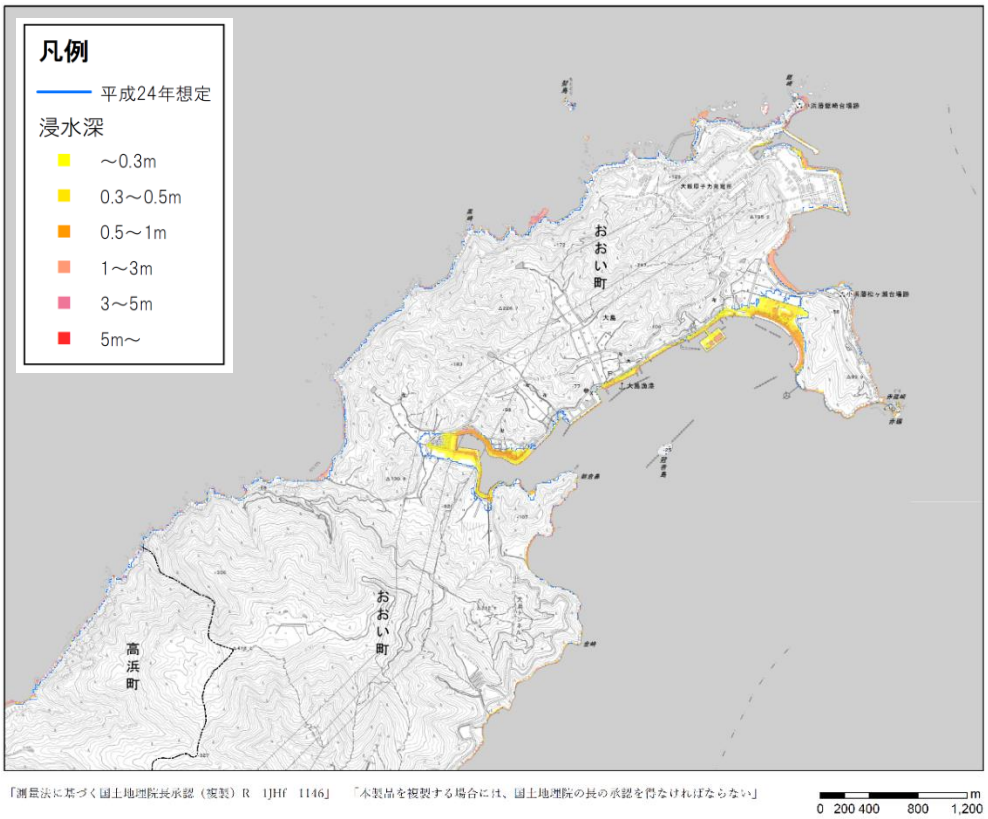

【津波浸水想定図②】

第４章　防災ビジョン

第１節　定　義

防災ビジョンは、中長期的・総合的な視点のもとに本町の防災施策の基本を定めるものである。

第２節　防災ビジョン

防災施策とは、町民の生命と財産を守り、安全で安心できる町民生活を確保することであり、町づくりの基本となるものである。この目的を達成するために、本町の総合的な防災施策の目標として防災ビジョンを策定する。

防災ビジョンは、本町の地理的特性や高齢化、情報化等による社会的変化等並びに過去の災害履歴を勘案し、町域における海岸・市街地部、農村部及び山村部それぞれの特性に応じた災害に強い生活基盤を形成することを基本目標とする。

第１　防災ビジョンの目標

災　害　に　強　い　生　活　基　盤　の　形　成
町民の尊い生命と貴重な財産を守るため、建築、道路、河川、漁港、上下水道行政等と、民間のライフライン関係団体との連携を保ち、生活基盤の防災対策を促進させるとともに、自主防災組織の構築や、他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な町土の確立を総合的に推進する。

第２　具体的施策

１　防災機能の強化

基本方針	具体的施策
○ 町の防災力を高めるために、町、防災関係機関の機能充実と町民が一体となった防災体制の確立を図り、海岸保全、治山・治水事業や施設の耐震化、不燃化の促進、避難場所及び避難路の確保等、町の災害防災基盤の整備促進を図る。	① 海岸保全 ② 砂防 ③ 急傾斜地崩壊防止 ④ 河川改修 ⑤ 交通・道路網の整備 ⑥ 漁港集落の環境整備 ⑦ 消防施設の整備 ⑧ 避難施設の整備

２　防災体制の確立

基本方針	具体的施策
○ 災害による被害を最小限に抑えるため、職員の迅速な参集、中枢機能の確保等町災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備など、危機管理体制の充実を図る。 ○ 災害発生時に迅速・的確な応急対策を実施するため、町の活動体制の充実強化と関係機関の連携強化を図る。	① 防災組織及び活動体制の整備 ② 支援体制の強化 ③ 救護体制の強化 ④ 通信連絡網の整備 ⑤ 相互応援体制の強化

３　地域防災力の向上

基本方針	具体的施策
○ 地域の町民、事業所による自主的な防災活動が災害発生直後の初期消火、人命救助等、被害の拡大の防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。 ○ 町民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性等が考えられるため、防災意識の普及や防災訓練の実施を通して、町民の防災意識の高揚を図る。 ○ 消防団員の確保や自主防災組織の整備等により、消防防災力の充実強化を図る。	① 自主防災体制の整備 ② 協力団体との連携

第５章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　各機関の責務

第１　おおい町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び町民の協力を得て防災活動を実施する。

第２　福井県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を超えて広域に渡るとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

第３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を講じる。

第４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。又、県、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

第６　町　民

町民は、日頃から災害に備え、町、県をはじめ防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分の身は自分で守る」という意識を持ち積極的に自主防災活動を行う。

第７　各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、国、県、町、指定地方公共機関及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

併せて国、県、町を中心に、町民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進する。

又、県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関等は、防災に関しおおむね次の事務又は業務を処理する。

第１　おおい町

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
1．おおい町	(1) おおい町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 (9) 災害対策要員の動員、借上げ及び協力の要請 (10) 災害時における交通、輸送の確保 (11) 災害時における文教対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災町営施設の応急対策 (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (15) 義援金、義援物資の受入れ及び配分
2．若狭消防組合	(1) 災害予防並びに町民の生命・身体及び財産の保護 (2) 災害時における救助及び避難の誘導

第２　福井県

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 福井県	(1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 災害時における公安警備 (12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん (17) 義援金、義援物資の受入れ及び配分
2. 嶺南振興局 若狭企画振興室	(1) 振興局各機関との連絡調整
3. 嶺南振興局農村整備部	(1) 農業用施設の災害応急対策等の指導
4. 嶺南振興局 小浜土木事務所	(1) 道路、橋りょう、河川、港湾、海岸等の公共土木施設の維持管理並びに被災施設の復旧 (2) 応急仮設住宅の建設
5. 嶺南振興局 若狭健康福祉センター	(1) 災害時における防疫、救護などの支援 (2) 災害時における公衆衛生の向上及び増進
6. 嶺南振興局税務部	(1) 災害時における税の特別処置
7. 県警察 （小浜警察署）	(1) 災害情報収集 (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難誘導 (4) 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 (5) 救出救助 (6) 緊急輸送の支援 (7) 行方不明者の捜索 (8) 検視及び身元確認 (9) 犯罪の予防及び社会秩序の維持 (10) 広報活動

第３　指定地方行政機関

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 中部管区警察局 （福井県情報通信部）	(1) 管区内各県警察の指導・調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
2. 北陸総合通信局	(1) 電波の監理及び有線電気通信の確保 (2) 災害時における非常通信の確保
3. 北陸財務局 福井財務事務所	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 (3) 災害時における金融機関の緊急措置の指示 (4) 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (5) 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供
4. 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
5. 福井労働局 敦賀労働基準監督署 ハローワーク小浜	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導 (3) 災害時における労働者等の供給 (4) 被災者に対する職業のあっせん等
6. 北陸農政局 （福井県拠点）	(1) 国営農業用施設等の整備と防災管理 (2) 国営農業用施設の災害復旧 (3) 農地及び施設の災害対策に関する県及び本省との連絡調整 (4) 農地及び農業施設の緊急査定 (5) 災害時における米穀及び応急用食料等に関する県及び本省との連絡調整
7. 近畿中国森林管理局 福井森林管理署	(1) 国有保安林、治山施設等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
8. 近畿経済産業局	(1) 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (3) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 (4) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 (5) 工業用水道の供給の確保に係る指導及び要請
9. 中部近畿産業保安監督部	(1) 電気の保安の確保
10. 中部近畿産業 保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
11. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 (3) 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 (4) 直轄公共土木施設の災害復旧 (5) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
12. 中部運輸局 福井運輸支局	(1) 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 (2) 災害時における自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の運送調整 (3) 災害による不通区間におけるう回輸送、代替運送等の指導 (4) 所轄する交通施設及び設備の整備についての指導 (5) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (6) 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 (7) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (8) 情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
13. 東京管区気象台 福井地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
14. 第八管区海上保安本部 敦賀海上保安部 小浜海上保安署	(1) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、排出油等の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去及び規制 (3) 海上衝突予防法及び港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒 (5) 海象の観測及び通報
15. 中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
16. 国土地理院 （北陸地方測量部）	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供 (2) 地理情報システムの活用に関すること (3) 公共測量の技術的助言

第４　自衛隊

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
自　　衛　　隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

第５　指定公共機関及び指定地方公共機関

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
1．電気通信関係機関 西日本電信電話㈱ 福井支店 ㈱ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ㈱北陸総支社 ソフトバンク㈱	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
2．日本郵便㈱北陸支社 各郵便局	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (3) 災害時における郵便局の窓口業務の維持
3．日本赤十字社 福井県支部	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給
4．電力関係機関 北陸電力㈱福井支店 北陸電力送配電㈱ 関西電力㈱ 原子力事業本部 関西電力送配電㈱ 電源開発㈱ 九頭竜電力所 日本原子力発電㈱ 敦賀発電所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
5．ガス関係機関 (社)福井県エルピーガス協会	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
6．鉄道軌道機関 西日本旅客鉄道㈱ 金沢支社 福井鉄道㈱ えちぜん鉄道㈱	(1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧
7．自動車輸送機関 日本通運㈱福井支店	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車輌の救出等
福山通運㈱福井支店 佐川急便㈱ 本社(中日本) ヤマト運輸㈱ 福井主管支店 濃飛西濃運輸㈱ 福井支店	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送
8．中日本高速道路㈱ 福井保全･サービスセンター 敦賀保全･サービスセンター 西日本高速道路㈱ 福知山高速道路事務所	(1) 道路及び防災施設の維持管理 (2) 被害施設の復旧 (3) 交通安全の確保
9．日本銀行 福井事務所 金沢支店	(1) 災害時における現地金融機関の指導 (2) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 (3) 災害時における損傷通貨の引換え
10．土地改良区	(1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業の調査並びに測量設計業務
11．報道機関 日本放送協会 福井放送局 福井放送㈱ 福井テレビジョン放送㈱ 福井エフエム放送㈱ 福井新聞社 ㈱日刊県民福井	(1) 町民に対する防災知識の普及及び予警報等の迅速な周知 (2) 町民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義えん金品の募集、配分等の協力
12．福井県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施

第６　公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
1．チャンネルＯ	(1)ＣＡＴＶ施設の整備と防災管理 (2)被災施設の復旧
2．小浜医師会	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 災害時における医療救護活動の実施
3．おおい町 社会福祉協議会	(1) 要配慮者の救援活動、被災者支援ニーズの把握と分析 (2) 災害時のボランティア受入れ、調整等 (3) 災害ボランティアセンター立上げ及び支援と協力 (4) 情報収集及び発信と広報、資材の管理等
4．福井県農業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農業に対する融資、あっせん (4) 農業生産資材及び農業生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整
5．れいなん森林組合	(1) 町、県が行う被害状況調査及びその他応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資、あっせん
6．大島漁業協同組合	(1) 組合員の被災状況調査及びその応急対策 (2) 漁船及び共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 (3) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (4) 防災に関する情報の提供 (5) 町、県が行う被害状況調査その他応急対策の協力
7．おおい町商工会	(1) 商工業者への融資、あっせんの実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資及び復旧資材の確保、協力、あっせん
8．病院等医療施設 管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産及び救助
9．社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護
10．金融機関	(1) 被災者、被災事業者に対する資金の融資
11．文化事業団体	(1) 町、県が行う応急対策等への協力

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
12. 危険物関係施設管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
13. 自動車運送機関	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資の輸送
14. 原子力施設の管理者	(1) 原子力施設の防災管理 (2) 原子力災害対策の実施

第６章　町民・事業所の基本的責務

町及び関係機関が実施する防災対策には限界があることから、町民及び事業所は、災害対策基本法第７条「町民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するように努めなければならない。

第１節　町民の役割

町民は、「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければならない。

第１　自己管理

災害発生に備えて食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具の転倒防止措置等を自ら実施するように努める。

第２　地域への協力

地域住民が協力して救助、初期消火等の応急対策活動が実施できるよう、地域の実情に即した自主防災組織の結成に努める。

第３　町及び関係機関への協力

町及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第２節　事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

第１　自己管理

災害発生に備えて防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全確保に努める。

第２　地域への協力

積極的に地域の防災対策に協力し、地域の防災に寄与するよう努める。

第３　町及び関係機関への協力

町及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第７章　計画の運用

第１節　計画の習熟

町及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、町民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

第２節　計画の修正

この計画を、より実態に即したものとするため、災害対策基本法第42条第１項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。

修正の手順については、次のとおりである。

１　修正を必要とする関係機関は、修正すべき内容及び資料を町に提出する。
２　町は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
３　防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
４　防災会議を開催し、防災計画を修正する。
５　災害対策基本法第42条第５項の規定に基づき、計画の修正について速やかに県に報告するとともに、防災計画修正の内容を公表する。

第３節　計画の進捗の把握

町は、地域防災計画に定めた事項について、町の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

第２編　災害予防対策

第１章　防災機能の強化

第１節　災害に強いまちづくり

町及び関係機関は、町域において災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地・集落における生活基盤の防災機能強化、建造物の安全対策などを推進する。

《実施担当》

防災安全課、まちづくり課、建設課、農林水産課、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路㈱、西日本旅客鉄道㈱

第１　災害に強いまちづくりの形成

国、県および町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

(1) それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR」（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

(2) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(3) 豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお，災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

(4) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(5) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第２　市街地・集落の面的整備

市街地・集落の防災機能を強化するため、防災空間の整備に努める。

１　防災空間の整備

指定緊急避難場所・避難路の確保、延焼防止及び円滑な災害応急対策の実施を図るため、県と連携し、道路、公園・広場、河川、ため池、水路等を効果的に整備する。又、農地などのオープンスペースや公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

(1) 道路空間の整備

ア 道路は、災害発生時に応急対策活動及び避難を実施するうえで重要であるだけでなく、延焼遮断帯としても重要な機能を有しているため、市街地・集落内道路の整備に努めるとともに、既設道路についても有効な幅員の確保等について検討する。

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路を整備する。

(2) 公園・広場の整備

公園・広場は、災害発生時における指定緊急避難場所及び応急対策活動の拠点として重要な機能を有しているため、その配置や規模等の検討を行いながら整備に努める。

ア 広域避難場所となる公園の整備

イ 指定緊急避難場所となる公園の整備

ウ その他防災に資する身近な公園の整備

(3) 市街地緑化の推進

緑地や並木は、延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

(4) 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

２　木造密集地の整備

木造密集地の防災性の向上を図るため、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、生活基盤施設を総合的に整備し、住宅・住環境の整備を図る。

(1) 不燃化の促進

延焼による建築物の被害の軽減を図るため、建築物の不燃化を促進する。

(2) 耐震化の推進

地震による建築物の被害の軽減を図るため、耐震診断の促進を図り、既存建築物の耐震化を推進する。

第３　生活基盤施設の防災機能の強化

生活基盤施設の防災機能を強化するため、国、県と連携し、道路、公園、河川に災害対策上有効な防災機能の整備を推進する。

１　道路の防災機能の強化

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。

又、災害発生時における道路機能を確保するため、応急対策活動及び避難を実施するうえで重要な道路の拡幅、無電柱化、不法占有物件の除去に努める。

２　公園の防災機能の強化

災害発生時における指定緊急避難場所及び応急対策活動の拠点としての機能を確保するため、利用目的に応じて放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害時用臨時ヘリポート等の整備を推進する。

第４　土木構造物の耐震対策

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川、鉄軌道施設等の構造物について耐震対策を推進する。

１　道路の安全確保

落石等による道路災害の未然防止を図るため、発生が予想される道路を調査し、危険箇所には落石防止棚の整備や法面保護等の必要な対策を講じる。特に、主要地方道坂本高浜線、町管理の緊急交通路については、耐震診断に基づき補強計画を策定して、耐震性の強化を図る。

又、橋梁、横断歩道橋等の道路施設については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

２　海岸、河川・水路の安全確保

海岸、河川・水路における堤防の決壊などによる水害の未然防止を図るため、調査、補強等耐震性の向上に努める。

又、町管理以外の河川（朔望平均満潮位＋１ｍより堤内地盤高が低い箇所）・水路については、県等の施設管理者と協力して、耐震性の向上に努める。

３　ため池施設の安全確保

ため池の決壊等による水害の未然防止を図るため、老朽化が進行しているため池の堤防等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるよう、ため池管理者に対して適正な指導を行う。

４　鉄軌道施設の安全確保

落橋等による災害の未然防止を図るため、橋梁、高架部、盛土部等の施設について耐震性の向上に努める。

第２節　建築物等の安全対策

地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める。

又、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める。

《実施担当》

防災安全課、建設課、社会教育課、町教育委員会

第１　建築物等の耐震化対策

地震による建築物の被害の軽減を図るため、昭和56年（1981年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しない建築物（以下「新耐震基準施行以前の建築物」という。）の耐震診断及び耐震改修の促進を図るとともに、それ以後に建設された建築物においても防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

１　公共建築物の耐震化

公共建築物は災害発生時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うことから、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を年次的に実施するとともに、その結果に基づき耐震改修を検討する。又、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図るものとする。

なお、今後計画する建築物は、その建物が持つ防災上の役割を勘案し、民間建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行う。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震化対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

又、町及び県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

２　民間建築物等の耐震化

新耐震基準施行以前に建設された民間の建築物についても、耐震診断の実施を促す。不特定多数の人が利用する建築物で一定規模以上の建築物に対しては、所有者に耐震診断の要請を行いながら耐震改修の促進を図る。

又、ブロック塀や石垣等の倒壊は、生命、身体に対する被害を発生させるだけではなく、災害発生時の避難活動や応急対策活動の妨げとなることから、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、生け垣又はフェンスへの転換や改善の啓発に努める。

第２　建築物等の防火・安全化対策

建築物等の安全を確保するため、防火知識の普及啓発に努めるとともに、特殊建築物等の安全確保、建築物の福祉的整備等を推進する。

１　防火知識の普及啓発

関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等を通じて、町民に対し建築物に関する防火知識の普及啓発に努める。

２　特殊建築物等の安全確保

不特定多数の人が利用する建築物等については、定期的又は随時の立入り検査を県に要請するとともに、所有者に対し、建築基準法（第12条）に基づく定期報告の時期に敷地、構造、エレベーター等の建築設備等に関する防災上必要な指導を実施するよう県に要請する。

又、所有者又は管理者に対し、研修会、講習会の開催等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導に努めるとともに、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努めるよう指導する。

３　屋外広告物等の安全対策

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物は、関係機関との連携のもと、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

４　液状化対策

地震により液状化が発生する可能性のある地域については液状化対策の啓発、周知に努める。

５　地下空間の浸水防止

地下空間を有する建物が建設された場合は、浸水防止施設の設置や避難誘導計画の整備などについて啓発する。

６　空家の安全対策

平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努める。

第３　文化財の保護対策

文化財を災害から保護するため、保護思想の普及に努めるとともに、火気使用制限区域の指定を推進する。

又、文化財の所有者又は管理者は、防災対策を推進する。

１　保護思想の普及

文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、町民、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動に努める。

２　火気使用制限区域の指定

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定するとともに、町民、見学者等に対し周知を図るため、標識等の設置を推進する。

３　防災対策の推進

文化財の所有者又は管理者は、文化財保護対象物を所蔵する建造物に対し、消火設備、避雷設備などの防火設備の設置又は改修及び耐震構造化を推進する。

(1) 消火設備、警報設備等を整備する。
(2) 避雷装置を設置する。
(3) 消防用水の確保措置を講ずる。
(4) 消火活動を容易にするため進入道路を確保する。
(5) 防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等を設け延焼防止の措置を講ずる。

４　予防体制の確立

(1) 初期消火と自主防火体制の確立

文化財所有者等は、自主防火体制により初期消火体制の確立を図る。自主防火体制を確立するための十分な人員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等にはあらかじめ対策を講じるように努める。

ア 防火管理体制を整備し管理の万全を図る。
イ 環境の整理、整とんを図り、火気の発見を容易にする。
ウ 火気の使用を制限し、又は禁止させる。
エ 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
オ 火災警戒は定時に巡視し厳重に実施する。
カ 自衛消防組織を結成し計画的な訓練を実施する。

(2) 防災関係機関との連携

文化財所有者等、若狭消防組合消防本部、町教育委員会、小浜警察署その他関係機関は平常時から連携を保ち、又、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう努める。

(3) 地域住民との連携

防災には、地元の地理や水利に詳しく、いち早く駆けつけられる組織が望ましいため、付近住民に対し、平常時から文化財の保護、災害時における初期消火活動への協力を呼びかける。

第３節　水害予防対策

台風、集中豪雨、地震等に伴う水害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施する。

《実施担当》

防災安全課、農林水産課、建設課、くらし環境課、小浜土木事務所

第１　治山対策の推進

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山に関する計画を樹立し、山地治山、水源地域整備、防災林整備等の治山事業等を計画的に推進する。

１　山地治山事業

山地災害を防止するため、局所的な短時間豪雨などの天然現象等によって発生した荒廃地及び荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設、森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

２　水源地域整備事業

水資源の確保上重要な水源地域にある荒廃した森林の復旧と周辺森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

３　防災林整備事業

(1) 積雪地帯で発生する雪崩の被害や海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止する。

(2) 地味劣悪、被害等により機能の低下した保安林を整備し、水源かん養及び土砂流出、土砂崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

４　事業実施の留意事項

(1) 山地地帯において、治山と土木行政との境界面についても総合的な視野により考慮する。

(2) 保安林の制度と運営について、砂防指定地と森林法の保安林地区の競合、国土利用効率化目的と国土保安目的との調整等の点を考慮する。

(3) 環境及び景観へも配慮する。

第２　河川・水路の安全対策

河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、河川・水路の改修等を推進す

るとともに、各種情報システムの活用に努める。
　又、観測機器や資機材倉庫・資機材の整備点検を実施する。

１　河川・水路の改修等

　近年、全国各地で局地的な集中豪雨により市街地における浸水の被害が多発している中、市街地に残された水路の溢水を防止するため、水路の改修事業を推進する。
　又、増水前までには、河川・水路の重点箇所の点検とともに、幹線水路の浚渫、清掃等を実施する。

２　気象及び河川情報システムの活用

　広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システムの活用に努める。

３　観測機器の整備点検

　円滑な観測業務が実施できるよう、定期的に機器を整備・点検するとともに、必要に応じて観測機器の増設に努める。

４　資機材倉庫・資機材の整備点検

　迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

第３　水害防止対策の推進

１　水防体制の確立

　町は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。
　水防管理者は、委任を受けた民間事業者が、水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

２　河川等の管理強化

　河川、ため池、ダム等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流流域における異常増水の防止に十分配慮して行う。

３　水防施設の整備・点検

　町及び河川、ため池、ダム等の管理者は、河川水位、雨量等の観測施設及び警報施設の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努める。

４　水防用資機材の備蓄及び点検

　町、水防管理団体は、水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必

要な資機材の整備を図り、平素から計画的な点検整備と補充等に努める。

５　水害危険箇所パトロールの強化

町は、水害危険箇所の把握に努め、立て札や広報等で住民に注意を促すとともに、毎年の増水期に先立ち、水害危険箇所・河川危険区域のパトロールを強化する。

６　警戒避難体制の整備

町は、地域の実情に即した河川の水位状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」（以降「避難指示等」という。）の発令基準並びに避難経路及び避難先等を具体的に定める。又、洪水ハザードマップ等を作成し、住民への配布を通して避難体制の周知に努める。

(1) 町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

(2) 県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川並びに水位情報の通知及び周知を実施する河川において、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

(3) 町は、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

(4) 町は、洪水浸水想定区域内に社会福祉施設、病院、保育園等の要配慮者利用施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報及び水位情報の伝達方法を定める。

(5) 町は、洪水予報及び水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努める。

(6) 町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準並びに避難指示等の具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(7) 町は、洪水浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布し、講習会を実施する等、周知徹底を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。又、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池及び内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

(8) 水防管理者は、水防活動の必要性が高い区域を、一般に周知するよう努めるものとする。

(9) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(10) 町は防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(11) 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

7　佐分利川の水位情報

県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある水防法による水位周知河川の佐分利川について、災害時の円滑な避難のため、河川水位が避難判断水位に達したときは、本町及び量水標管理者に通知するとともに、報道機関等を通じて住民等にその旨について水位を示して周知する。

さらに、町は避難判断水位に到達した旨の情報等の伝達方法を、あらかじめ住民に周知する措置を講じる。

8　大津呂ダムによる洪水調節

県は、大津呂ダムの計画高水流量を調節することにより洪水調節を実施して、大津呂川流域の洪水被害の未然防止に努める。

9　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

洪水浸水想定区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育･訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の避難確保に関する計画（以降「避難確保計画」という。）を作成するものとし、自衛水防組織の設置に努める。

又、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認を行い助言又は勧告に努めるものとする。

第４　農地・ため池の安全対策

町・県をはじめ関係機関は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

１　農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を図る。

２　ため池

ため地の決壊等による水害の未然防止を図るため、ため池管理者は、雨期前に重点箇所の点検や清掃を行うとともに、老朽ため池の改修及び防災上重要なため池の改修・補強を実施するよう努める。

第４節　高潮・波浪の安全対策

日本海特有の冬季波浪による高潮・波浪等から海岸を保護し、災害を予防する。

《実施担当》

建設課、防災安全課

第１　海岸事業の推進

町は、海水による侵食又は冬期波浪、高潮等から海岸地帯を保護するため、県をはじめ防災関係機関の行う高波対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を推進する。

１　高波対策事業

冬期波浪、高潮等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設又は既存施設の補強改修等を推進する。又、近年における海岸地域の開発により冬期波浪の越波による塩害が甚だしくなってきているので、護岸・消波工等による越波防止を行い、後背地の保全を図る。

２　侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸では、緩傾斜護岸の整備等の侵食防止対策を推進し、後背地の保全を図る。

３　事業実施の留意事項

(1) 海岸保全事業は、後背地、水面等の関連によって、建設海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているため、緊急な連絡調整を図るよう考慮する。

(2) 観光レクリエーションの将来需要に配慮した海浜利用と、調和のとれた海岸事業を行うよう考慮する。

(3) 環境及び景観にも配慮した海岸事業の実施を考慮する。

第２　高潮防災対策の推進

町及び関係機関は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第３　警戒避難体制の整備

(1) 町は、波浪、高波、高潮等に備え危険地域の住民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。この場合において観光客等の短期滞在者に対する対応も考慮するものとする。又、避難訓練を実施し万全を期するものとする。

(2) 町は、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

(3) 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。又、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第５節　津波災害防止対策

本町では、過去に津波による被害は記録されていないが、県による津波シミュレーション結果を参考に、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備、強化に努める。

《実施担当》

建設課、防災安全課

第１　津波浸水想定の設定

県および町は、津波災害のおそれがある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

又、町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

第２　海岸保全事業等の推進

町、県をはじめ防災関係機関は、津波から海岸地帯を保護するため、福井県地域防災計画に記載している想定津波高以下の防波堤等について、海岸保全事業の推進に努める。又、町及び県は、津波から河川・河口地帯を保護するため、各所管の河川管理施設の整備を推進する。

第３　警戒避難体制の整備

町、県をはじめ防災関係機関は、津波に備え、津波に関する知識の普及・啓発の実施、津波予報（津波警報、注意報）・津波情報の伝達及び津波監視体制の整備、津波避難対策を推進する。

１　津波情報等の伝達体制の整備

(1) 伝達協力体制の整備

ア 町は、「地震・津波情報等の伝達計画」に定める伝達経路及び伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。

イ 町は、休日、夜間、休息時等における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。

ウ 町は、津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波情報

伝達等の訓練を実施する。

(2) 津波情報伝達施設の整備

町長は、住民等に対する津波情報等の伝達手段として、ＩＰ告知放送、ＣＡＴＶ、同報系による町防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波情報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレンなど多様な通報・伝達手段の確保を図るものとする。

(3) Ｊ－ＡＬＥＲＴの活用と防災行政無線など既存設備の再点検と対策

津波発生時の住民への情報伝達手段の強化･向上を目指し、防災行政無線の再点検と必要に応じた増設に努める。

(4) 緊急速報メールの導入など多様な伝達手段の確保

携帯電話を活用した情報伝達手段として、気象庁が配信する緊急地震速報や国・地方公共団体が配信する災害・避難情報などを特定エリアへ一斉配信する緊急速報メールの導入を図る。又、地上デジタル放送でのデータ放送を活用するなど多様な伝達手段を確保する。

(5) 電源確保体制の整備

Ｊ－ＡＬＥＲＴ、防災行政無線等の機能確保のため電源を確保する。

(6) 情報の更新と確実な伝達体制の整備

気象庁から発表される地震規模、津波警報は、時間をおいて何段階か上方修正されることがある。最初に実際を大きく下回る津波高が発表された場合、住民や消防団員等の避難行動が鈍り、被害を拡大させる可能性がある。
このため、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。

(7) 津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝える仕組みの構築

町は、津波浸水想定図を基に、避難が必要な地域をあらかじめ住民に周知する。

(8) 住民以外に対する避難の呼びかけ体制の整備

事業所等勤務者、観光客、釣り客、走行中の車両に対する情報伝達体制について検討する。

2　津波に関する知識の普及啓発の実施

(1) 津波に関する知識の内容

町は、「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全住民の共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図るとともに、津波に関する次の事項等について、あらゆる機会を通じて周知徹底させる。

ア 避難行動に関する知識

・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度４程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

イ 津波の特性に関する情報

・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること
・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
・指定緊急避難場所・指定避難所の孤立や被災も有り得ること

(2) 普及の方法

津波に関する知識の普及にあたっては、沿岸地域への海抜表示板設置のほか、パンフレット、ハザードマップ等の作成・配布を通して推進する。

３　避難指示の発令基準

町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台との連携に努める。

４　津波監視体制の整備

町域で震度４以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、町長は津波による災害を防止するために津波に関する情報の収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したとき、直ちに海浜にいる者、海岸付近の住民に避難指示を発令し、生命、身体の安全確保を図る。

又、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者によって、安全性を確保のうえ、津波監視を行う。

５　津波避難対策

県の津波シミュレーション結果によると、津波発生源となる最も近い震源域で地震が起こった場合、津波到達は地震発生から１分未満～15分程度とされている。この１分未満～15分の間において出来るだけ短時間に、高い所への徒歩避難を行うことが重要である。

町は、訓練の実施等を通じて、又、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。その際、水害、土砂災害、河川の氾濫、台風等による高潮や河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

町は、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。又、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直しを行う。

町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

６　建築物の安全化

町及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

又、町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、町長に報告するものとする。

第６節　土砂災害予防対策

台風・集中豪雨、地震等に伴う土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害を防止するため、危険地区等の実態を把握し、警戒避難体制の整備など必要な対策を計画する。

《実施担当》

防災安全課、建設課、若狭消防組合、消防団

第１　土砂災害対策

県は、荒廃した山地、渓流からの集中豪雨等による土砂災害（土石流災害、がけ崩れ災害、地すべり災害等）から人命、財産を守るため、土砂災害警戒区域において、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。特に、土砂災害特別警戒区域内に保全人家のある箇所、保全人家の多い箇所、要配慮者利用施設がある箇所を優先する。

町は、土砂災害警戒区域等の指定について県に協力するとともに、指定された土砂災害警戒区域等の周知や、避難体制の確立に努める。

１　砂防事業

県は、山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある渓流及びその流域について、砂防法の基準に基づく「砂防指定地」に指定し、砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。又、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

２　急傾斜地崩壊対策事業

県は、集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ５m以上、勾配30度以上の地域で、かつ急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある人家が５戸以上ある箇所、又は５戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館、社会福祉施設等に危害が生ずるおそれがある箇所について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の基準に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、擁壁工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を図る。又、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

３　地すべり対策事業

県は、土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、その面積が５ha、市街化地域にあって２ha以上の地域で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路、公共建物（官公署、学校又は病院等）及び10戸以上の人家に被害を及ぼすおそれがある箇所について、地すべり等防止法の基準に基づく「地すべり防止区域」に指定し、排水施設等の整備を図る。又、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

４　事業実施の留意事項

砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各防災事業と相互に調整を行い、事業執行の適正化、効率化を図るとともに、環境及び景観への影響を考慮する。

第２　山地災害対策の推進

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、又は発生するおそれのある保安林について、森林法に基づき、治山事業による治山施設の整備や森林の維持造成を図る。又、土砂の流出が直接人家又は公共施設におよぶ危険性がある地区について、「山地災害危険地区」に指定し、住民に周知する。

第３　土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害のおそれのある区域について土砂災害防止対策を推進するため、土砂災害警戒区域を指定する。あわせて、町へ警戒区域に関する情報を提供する。

１　土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講ずる。

① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

２　土砂災害警戒区域の解除又は再指定

県は、土砂災害が発生し土砂の流出状況が変化した場合や、土砂災害対策工事が実施された場合など、地形等の諸条件が変化した場合には、必要に応じて基礎調査を実施し、調査結果に基づき速やかに警戒区域等の解除又は再指定を行う。

第４　規制区域及び対策施設の管理

県は、それぞれの法令の規定により、災害を助長又は誘発する原因となる行為の制限を行うため、砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・保安林区域（以下、規制区域とする）や保安林において、行政パトロール等により現状を把握し、違法行為の中止や原状復旧を命ずる。

町は、当該区域内における災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、特に梅雨期、台風期の前、融雪期等に防災関係機関等の協力を得て、合同パトロールを実施し、対策施設の点検を行う。

第５　警戒避難体制の整備

町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。

特に、町は、地域防災計画において、警戒区域内に社会福祉施設、病院、保育園等の要配慮者利用施設があるときには、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

１　規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

町は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。

土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとする。

２　情報の収集及び伝達体制の整備

町及び県は、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、雨量計や警報装置等の整備に努めるものとする。又、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

３　避難指示等の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。又、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

４　土砂災害ハザードマップ等の作成

町は、土砂災害警戒区域や避難経路、指定緊急避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と平行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練

を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
　又、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めることとする。
　町及び県は、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。

５　自主防災組織の育成

　町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努めるものとする。

６　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

　土砂災害警戒区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。又、作成した計画について町に報告するものとする。

第７節　暴風・竜巻等災害予防対策

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、町及び防災関係機関は、被害の軽減・防止を図る。

《実施担当》

防災安全課、建設課

第１　暴風・竜巻等の防災対策

町は、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土嚢等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

又、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

更に、町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第２　情報の収集・伝達体制の整備

町は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象庁は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報や竜巻注意情報を発表し、県及び町へ伝達する。

又、竜巻注意情報が発表された場合において、町及び関係機関は、気象情報（気象庁ＨＰ、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第３　住民への普及啓発

町は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

１　被害の予防対策

- 強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。
- 身の回りの屋内外の避難場所、避難方を確認する。
- ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

２　暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

・ 雨戸・シャッター等を閉める。
・ ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
・ 建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

３　暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

・ 電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第８節　雪害予防対策

町、県及び防災関係機関は、雪害を予防し、産業経済の振興と民生の安定に寄与するため、町全域の交通の確保を図り、併せて予期せざる降雪に伴う被害の防止を図る。

《実施担当》

防災安全課、建設課、くらし環境課、関係各課、関係機関

第１　雪に強い住宅地づくり

町は、屋根雪荷重による家屋の倒壊等を防止するため、雪に強い住宅地づくりを推進するものとする。

１　屋根雪下ろし

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発するものとする。

２　克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図るものとする。

３　雪に強い住環境整備

地域の特性に応じた集団的で一体的な住宅の克雪化、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図るものとする。

第２　避難場所及び避難路の確保等

町は、雪害等が発生した場合に住民が円滑に避難することができるよう、避難場所及び避難路の確保等を図るものとする。

１　避難場所の確保

町は、地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。

２　避難路の確保

町は、地震、なだれ等が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう、次の対策を講ずるものとする。

(1) 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備

(2) 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

(3) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重

点的な消融雪施設等の整備

３　避難誘導標識の設置

町は、住民が安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置するものとする。

第３　孤立予防対策

１　実態の調査

町は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数、越冬用食料の保有状況等実態の調査を行うものとする。

２　事前の措置

町及び関係機関は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等万全の事前措置を実施するものとする。

又、町は、孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

第４　建築物雪害予防計画

１　計画の方針

雪害による建築物の被害の発生を防止するためには、建築物の安全性を確保することが重要であることから、公共建築物及び一般建築物の耐雪性の向上を図る。

２　公共建築物

学校、社会福祉施設、医療施設、町の庁舎等多数の者が利用し、かつ防災活動の拠点となる施設について、施設設置者又は管理者は、当該施設の耐雪性の確保を図るものとする。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに、応急計画の作成等十分な雪害対策を講ずるものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成等事前に十分な雪害対策を講ずるものとする。

３　一般建築物

(1) 耐雪性の向上

町及び県は、一般建築物の耐雪性の向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、消融雪施設の設置、自然落雪方式による雪下ろしの省力化等の指導を積極的に推進するものとする。

(2) 雪に強い家づくりの推進

町は、克雪住宅に関する情報の提供等、雪に強い家づくりの普及促進を図るものとする。又、既存住宅の克雪化を図るため、屋根融雪装置の設置を推進するものとする。

第５　降雪期前における対策

町は降雪期を前に、総合的かつ計画的な耐雪対策の推進を図るものとする。又、毎年降雪期前に各関係機関（除雪に関する機関）と相互に連絡調整を行い、除雪対策及び道路除雪を中心とした除雪業務計画を別途定めて万全を期するものとし、住民には除雪に係わる必要な情報を広報等で広く周知徹底し、雪害の予防と軽減を図る。

１　交通施設の確保

(1) 国・県道及び主要幹線道路相互間の除雪計画の整備
(2) 民間（各集落）及び官公庁、事業所による除雪協力体制の推進・確立
(3) 民間（除雪機械）協力体制の確立
(4) 鉄道除雪協力体制の確立
(5) 除雪機器の整備と要員体制の確立
(6) 道路付属構造物（交通安全施設等）及び防火施設（消火栓、防火水槽等）保護のための標識の設置
(7) 消雪パイプ・流雪溝等の消雪装置の設置
(8) 倒木を原因とする道路交通等への障害を防ぐため、平時からの倒木対策推進
(9) 交通規制区域の徹底と周知

２　消防対策

(1) 消防機械・器具の保全整備
(2) 防火水槽、消火栓の水利の確保及びその周辺の除雪、標柱の設置
(3) 自主防災組織の協力確保
(4) 冬期間の火災予防運動広報の周知徹底

３　孤立地区対策

(1) 健康調査と相談、病人に対する入院勧奨、冬期の栄養指導等健康管理上の措置
(2) 食品等の備蓄
(3) 通信連絡等の周知徹底
(4) 緊急時における連絡、救急活動体制の整備・推進

4　食料及び物資の流通確保

(1) 主食の確保
(2) 生鮮食料品等の流通確保
(3) 応急対策用物資の確保
(4) 家畜飼料の確保
(5) 燃料の流通確保

5　医療及び公衆衛生対策

(1) 交通途絶地区での急患者の救急活動体制の確立
(2) 医療品の備蓄、緊急輸送体制の確立
(3) し尿汚物の降雪前の収集、処理及びゴミの出し方についての周知徹底
(4) 冬期の栄養指導の推進

6　文教対策

(1) 通園通学路の除雪計画（民間の協力を含む）のほか、その周辺の危険箇所の標示
(2) 学校及び社会教育施設、体育館等の建物保全のための雪下ろし体制の確立（民間の協力を含む）
(3) 学校給食用燃料、生鮮食料品の確保

第6　なだれ災害等予防計画

1　計画の方針

なだれ災害並びに融雪等による水害及び土砂災害を未然に防止し、なだれ等が発生した場合に被害の軽減を図るため、あらかじめなだれ発生のおそれのある箇所を把握し、必要な防止施設及び十分な警戒・避難体制の整備を図る。

2　なだれ危険箇所の把握

国、県及び町は、道路、人家等に影響を及ぼすおそれのあるなだれ危険箇所を把握するよう努めるものとする。

3　なだれ災害等防止施設の整備等

(1) なだれ防止施設の整備

国、県及び町は、なだれ災害を防止するため、なだれ危険箇所において、なだれ予防工や防護工の整備・管理及びなだれ防止林の造成を図るものとする。

(2) 河川事業等の推進

国、県及び町は、融雪等による水害及び土砂災害を防止するための河川事業、ダム事業、砂防事業、治山事業、なだれ対策事業等を推進するものとする。

４　警戒・避難体制の整備

(1) 危険箇所の周知

国、県及び町は、なだれ危険箇所を地域防災計画に掲載するなどして公表し、関係住民に対して周知徹底等を行うなど、注意を喚起するものとする。

(2) 警戒・避難基準の設定

町は、地域の特性を考慮し、警戒又は避難を行うべき基準をあらかじめ設定するよう努めるものとする。

５　道路及び鉄軌道のなだれ事故防止対策

(1) なだれの早期発見

道路管理者（国土交通省近畿地方整備局、高速道路会社、県、市町等含む。以下「道路管理者」という）及び鉄軌道事業者は、なだれの早期発見に努めるため、適時巡視警戒を行うものとする。

(2) 標識の整備

道路管理者は、なだれ危険箇所を周知するため、標識を整備するものとする。

(3) 事故防止措置

小浜警察署は、なだれ発生による事故防止を図るため、交通規制等の必要な事故防止措置を講ずるものとする。

第７　交通対策計画

１ 計画の方針

住民の日常生活及び社会経済活動の安定を確保するためには、雪による交通障害を排除することが極めて重要であることから、町及び各関係機関は、必要な施設、体制等の整備を推進し、降積雪期における交通の確保を図る。

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所整備を行うよう努めるものとする。

２　冬期交通の安全確保及び円滑化対策

(1) 冬期交通の安全確保

町、県及び関係機関は、冬期の交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、冬用タイヤ又はチェーンの装着、スコップや牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車の禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るものとする。

また、集中的な大雪が予想される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

(2) マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進

町、県及び関係機関は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るとともに、事業所等に対し協力を呼びかけるものとする。又、市街地内の時間貸し駐車場の管理者に対し除雪状況の一般向け情報を提供するよう要請するものとする。

(3) 倒木対策の推進

道路管理者及び鉄道事業者等は、倒木を原因とする道路交通等への障害を生じさせないため、平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行うものとする。

(4) 災害未然防止活動

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するよう努めるものとする。

3　道路交通対策

(1) 雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保及び除排雪作業の効率化のため、除雪余裕幅等を備えた道路及び消融雪施設の整備を進めるとともに、山間地道路においてなだれ防止柵、スノーシェッド等のなだれ防止施設の整備を図り、雪に強い道路交通ネットワークを確立するものとする。

ア 堆雪帯の整備

除雪による道路幅の狭小化を防止し、通行に十分な道路幅を確保するため、堆雪帯を備えた広幅員道路の整備を推進するものとする。

イ 消融雪施設及び流雪溝の整備

機械除雪の困難な市街地等の道路において、必要に応じて消雪パイプ等を設置するとともに、市街地において道路や屋根雪等の処理が必要で、かつ地域の住民が管理運営を行うことができる箇所については、流雪溝の整備を推進するものとする。

ウ なだれ対策施設の整備

山間地における交通の確保を図るため、なだれ危険箇所になだれ防止柵、スノーシェッド等の設置を推進するものとする。

エ　転回路の整備

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、集中的な除雪作業、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

(2) 除雪用施設及び資機材の整備

道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図るものとする。

又、道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

ア 除雪機械の整備

除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、集中的な降雪時に備え、除排雪機械の増強や他工区から増強配備により機動力を強化するものとする。

イ 道路状況確認カメラの整備と連携強化

道路管理者等は、道路状況などの情報発信を強化し交通需要を抑制するため、カメラの増設や関係機関のカメラとの連携を強化するものとする。

ウ 雪捨場の確保

除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保や、排雪場の開設時間の延長を行うものとする。

エ 融雪剤の配備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤を配備するとともに、沿道に砂箱を設置するものとする。

オ 除雪オペレータの養成

継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレータを養成するものとする。

(3) 道路除雪計画の作成等

ア 道路除雪計画

道路管理者は、毎年道路除雪計画を作成するものとする。

作成に当たっては、適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携するとともに、鉄軌道事業者等の関係機関とも協議し、調整を図るものとする。

イ 道路情報連絡体制の充実強化等

道路管理者は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、道路情報板、気象観測設備等の整備を図るものとする。

ウ タイムラインの作成

道路管理者は、関係機関と連携して除雪作業を実施するため、降雪時を想定したタイムラインを作成するものとする。

エ 除雪体制等の整備

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業社の健全な存続に努めるものとする。

(4) 交通安全施設の整備等

ア 交通安全施設の整備強化

小浜警察署は、警察本部と連携し、冬期間における信号機、標識等の交通安全施設を適正に維持するため、雪に強い交通安全施設の整備強化に努めるものとする。

イ 道路交通情報連絡体制の充実強化等

小浜警察署は、交通管制センター及び日本道路交通情報センター福井センターとの連絡体制を充実強化するとともに、道路管理者との連携を図るものとする。

なお、利用者に対する交通情報を迅速に提供するため、各種情報を迅速に把握し、電話による照会に対する回答をはじめ、関係機関に対する情報提供を積極的に行うものとする。

特に、集中的な大雪に対しては、町及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

(5) 住民等の協力体制づくりの推進

町及び県は、降積雪時における交通確保及び除排雪が効果的に行われるよう、路上駐車や道路への雪の投げ捨てをしないこと等について住民の協力体制づくりを推進するとともに、事業所等に対しても協力を呼びかけるものとする。

4　鉄軌道交通対策

(1) 除雪車両等の整備点検等

鉄軌道事業者は、降積雪時における列車の運行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備点検し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を推進するとともに、流雪溝、消融雪装置、防雪柵等の整備充実を図るものとする。

(2) 整備計画の策定等

鉄軌事業者は、踏切の融雪装置設置について優先箇所を特定し、計画的な整備を行うものとする。又、「雪害に関する業務継続計画」等を見直し、除雪作業の効率化や部分運行の実施に努めるものとする。

(3) 除排雪体制の強化

鉄軌道事業者は、積雪量等の状況に応じた効果的な除雪作業を行うことができる体制を強化するものとする。又、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、その実施に当たっては道路管理者と事前調整を十分行うものとする。

駅構内など人力除雪が必要な箇所については、委託業者の確保、手動除雪機の増強、高圧洗浄機の導入、町等の応援体制を強化するほか、除雪用資機材を相互に貸与し、除雪機械や要員の確保に努めるものとする。

(4) 情報連絡体制の充実強化

鉄軌道事業者は、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。

５　バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。

又、運行体制や「雪害に関する事業継続計画」等を見直し、異常降雪時には優先的に確保する路線を事前に設定し、道路管理者に対してバスの運行に必要な除雪の実施を求めるよう努めるものとする。

又、バスの車庫前など敷地内の除雪作業を行うことができるよう、除雪機等の資機材を整備するものとする。

６　情報連絡体制の充実強化

町は、県並びに各関係機関との連携強化を図り、道路状況、列車等の運行状況等を収集し、住民等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制の充実強化を図るものとする。特に町は、ＩＰ告知放送、ＣＡＴＶ、有線放送、防災行政無線等を通じて住民等に対して情報提供を行うものとする。

第８　ライフライン施設雪害予防計画

１　計画の方針

電気通信、電力、ガス及び上下水道の施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであることから、電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者及び水道事業者（以下「ライフライン事業者」という。）は、降積雪時においてもその機能を確保できるよう施設の耐雪化等を図るとともに、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報の連絡体制を強化する。

２　電気通信施設

(1) 電気通信施設の耐雪化

電気通信事業者は、雪害時における情報通信の重要性に鑑み、雪害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の雪害に対する安全性の確保、停電対策、主要な中継交換機の分散設置、主要な伝送路の多ルート構成（ループ構成）、通信ケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策等による防災対策の推進を図るものとする。

(2) 災害対策用機器の配備

電気通信事業者は、災害発生時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するため、災害対策用機器を配備するものとする。

３　電力施設

電気事業者は、雪害による停電等を防止するため、なだれ防止柵の取り付け、ヒーターの取り付け等発電、送電及び配電設備の耐雪化を図るとともに、通常時より巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努めるものとする。

４　ガス施設

(1) 施設の耐雪化等

ガス事業者は、施設の耐雪化を図るとともに、ＬＰガス設備にあっては冬期におけるガスボンベの交換及びメーター検針の際に設備の異常の有無について十分な点検を行うものとする。又、利用者に対して、屋根雪の落下、除排雪による設備埋没等に伴う事故の防止、設備に異常が発生した場合におけるガス事業者への速やかな連絡等、適切な対応について周知徹底するものとする。

(2) 安定供給の確保

ガス事業者は、道路の通行止め等により輸送ができない場合に備え、ガス原料の備蓄の増強に努めるとともに、ガス原料の代替供給元を確保するものとする。

５　上下水道施設

町は、積雪時の水道の供給を確保するため、水道施設の耐雪化に努めるとともに、除排雪による二次的な被害の防止等に努めるものとする。

(1) 施設の耐雪化

積雪又はなだれによる施設の破損、凍結による空気弁、給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が予想されるため、設計施行時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化について十分な検討を行い、適切な運転管理を行うことができる構造とするものとする。

(2) 除排雪による被害の防止等

上水道については、水源池、消火栓等の施設が除排雪による影響を受けることがないよう標識、柵等で注意を喚起するものとする。又、積雪時の水道水の融雪利用により水道水の供給に影響が出ないよう、利用者に対し節水についての協力を要請するものとする。

６　情報連絡体制の充実強化

ライフライン事業者は、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう情報連絡体制及び報道機関との連携体制の充実強化を図るものとする。

第９　農林水産業雪害予防計画

１　計画の方針

町及び県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化、除融雪体制の整備等を促進するとともに、被害防止に関する指導を徹底する。

２　農業

町及び県は、農業者に対し、耐雪性品種の適期播種、融雪期の排水対策等を指導するとともに、施設園芸用施設、畜舎等の耐雪化を促進するものとする。又、雪や風に強いハウスの整備、融雪装置やハウスの天井を支える支柱の点検や、ビニールの除去等を農業者に指導するものとする。さらに、農業保険（農業共済、収入保険）の加入促進について指導する。

３　林業

町及び県は、林業者等に対し、雪に強い健全な森林を育成するため、適切な間伐、枝打ち等の施業技術指導を行うとともに、生産施設、加工施設等の耐雪化を促進するものとする。

４　水産業

町及び県は、漁業協同組合等に対し、流通施設、燃料補給施設等の耐雪化を促進するとともに、漁業者に対し、係留漁船の早期除雪を指導するものとする。

第１０　地域ぐるみ予防推進計画

１　計画の方針

雪害に対しては、防災関係機関の的確な対応に合わせ、住民、事業所等の迅速かつ持続的な活動が不可欠であることから、地域の防災力の向上を図り、地域ぐるみの雪害予防対策を推進する。

２　住民協力体制の確立

⑴ 住民に対する啓発活動の推進

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組が不可欠であり、特に、集中的な大雪に対しては、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であるとともに、町及び県は、降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄、又、路上駐車の禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力、不要不急の外出を控える等について普及啓発及び広報に努めるものとする。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事

故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理や車両内における一酸化炭素中毒の危険性について周知の徹底に努めるものとする。

(2) 地域ぐるみ除排雪計画の策定等

円滑な除排雪を実施するためには、住民一人ひとりの協力はもとより一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、町及び県は、広報等による啓発活動、自治会等を通じた協力の要請等に努めるものとする。又、町は、自主防災組織等の活用等住民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、自力で除排雪が行えない高齢者等世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定するよう努めるものとする。

3　要配慮者対策

積雪時には要配慮者は特に大きな影響を受けることから、町は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど要配慮者に配慮した施策の推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問及び巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。

又、町は、平時から避難支援プランの整備などを通じて、避難行動要支援者に対する除雪支援体制を確立するよう努めるほか、避難行動要支援者のニーズに応じた除雪支援制度の整備や、広報に努めるものとする。

4　企業の体制

町及び県は、雪害による民間企業の操業停止や製品出荷遅れ等の企業活動への損害を最小限に抑えるため、民間企業に対する事業継続計画の策定を推進するものとし、又、策定後は定期的な見直しを行うものとする。

5　各種業者の体制

(1) 卸売業者等

卸売市場、仲卸業者、スーパー（配送センターや店舗）は、集中的な降雪が予想される場合に、通常より製品の入荷量在庫量を増やし、備蓄しておくための体制を構築するよう努めるものとする。

(2) 石油業者

各給油所は、集中的な降雪が予想される場合には、燃料発注の前倒しなど在庫の積み増しを実施するよう努めるものとする。

(3) 運送業者

運送業者は、事前の泊まり込みなどによる運転手の確保や、雪害時に通常の配送経路が使用できない場合に備え、代替配送経路の事前の確保に努めるものとする。

第９節　危険物等災害予防対策

危険物による災害の未然防止を図るため、保安教育を実施するとともに、指導の強化、事業所の防災組織の強化を図る。

又、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物による災害の未然防止を図るため、県が実施する啓発活動等に協力する。

《実施担当》

防災安全課、若狭消防組合、消防団

第１　危険物災害予防対策

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

１　保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

２　指導の強化

危険物施設の現況を把握するとともに、消防職員の立入検査等を通じて指導の強化を図る。

(1) 法令上の基準の遵守
(2) 施設・設備等の耐震化
(3) 災害発生時の応急対策（予防規程認可事業所にあっては、災害発生時の応急対策及び消防活動、教育・訓練等の遵守）

３　事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の防災力向上を図る。

４　浸水、土砂災害への対応

危険物施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第２　高圧ガス災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

第３　毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

第１０節　海上災害予防対策

海上並びに沿岸の海難事故を未然に防止し、船舶の安全を確保するとともに港並びに沿岸地域の災害防止及び環境の保全を期する。

《実施担当》

防災安全課、農林水産課、商工観光課、建設課、小浜海上保安署

第１　タンカー等の防災

海上においてタンカー等の事故により積載油の流出又は火災等の事態が発生し沿岸住民、船舶、水産資源等に影響を及ぼすおそれのある大規模な災害を未然に防止するため、関係機関との綿密な連絡体制の確立を図る。

第２　流木予防

台風、突風、津波、高波等のため、木材積載船等から大規模な木材の流出が発生した場合、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止を図り海上交通の安全を確保するため、関係機関との綿密な連絡体制の確立を図る。

第２章　防災体制の確立

第１節　防災組織及び活動体制の整備

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める。

又、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

《実施担当》

全課、若狭消防組合

第１　防災組織の整備・充実

１　おおい町防災会議

防災会議は、おおい町防災会議条例に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集等を行う。

なお、防災会議委員については、男女共同参画の視点から、委員に占める女性の割合を高めるために取り組むよう努めるものとする。

２　庁内体制の整備

庁内における日常的な防災対策の推進については、定例的に開催される課長会議等において協議・検討し、推進を図るものとする。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第２　動員体制の整備

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害の規模その他の状況に応じた職員の配備体制及び参集体制を整備する。

１　活動組織の整備・充実

災害の規模その他の状況に応じた活動組織を整備・充実する。

組織	配備体制	配備基準	
		一般災害時	地震・津波災害時
―	注意配備	1. おおい町に気象注意報が発表され、災害の発生のおそれがある場合	1. 町域で震度３の地震が発生したとき 2. 県内の沿岸に津波注意報が発表されたとき
	警戒配備	1. おおい町に気象警報が発表され、災害の発生のおそれがある場合 2. 小規模な災害が発生した場合	1. 町域で震度４の地震が発生したとき 2. 県内の沿岸に津波警報が発表されたとき
災害対策連絡室	第１配備	1. 小規模な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがある場合 2. 相当規模の災害の発生が予想される場合 3. その他町長が必要と認めた場合	1. 町域で震度５弱の地震が発生したとき 2. その他町長が必要と認めたとき
災害対策本部	第２配備	1. 相当規模の災害が発生した場合 2. 局部的であるが、大規模の災害が予想される場合 3. その他町長が必要と認めた場合	1. 町域で震度５強の地震が発生したとき 2. その他町長が必要と認めた場合
	第３配備	1. 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 2. その他町長が必要と認めた場合	1. 町域で震度６弱以上の地震が発生したとき 2. 県内の沿岸に大津波警報が発表されたとき 3. 地震による重大被害が発生し、通信網が寸断されたとき 4. その他町長が必要と認めたとき
配備基準の概要		風水害時等においては、気象予警報等により事前に災害が予測される場合があり、組織・動員配備体制は、原則として町長が定め、総務課長を通じて電話等で伝達する。 ただし、大規模火災、爆発事故等の突発的な災害においては連絡が遅れる場合があるため、各職員は自ら状況を判断して登庁するものとする。	地震災害は事前に予測される場合が少なく、災害発生後に早急に対策をとる必要があるため、組織・動員配備体制は震度に応じて自動的に定めるものとする。 震度については、気象庁地震火山部が発表する町の震度とし、各職員は、テレビ、ラジオ等の報道により震度の確認を行うものとする。又、停電等により震度の把握が困難な場合は、職員各自の判断によるものとする。

２　勤務時間外における参集体制の整備

迅速な初動活動を確保するため、勤務時間外における職員の参集場所の周知徹底を図るとともに、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。

(1) 参集場所の周知徹底

あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに、周知徹底を図る。

(2) 参集可能職員の把握

各課長は、公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段、参集に要する時間等を調査し、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。

３　災害対策要員の確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興に資するよう、災害対応経験者のリスト化や、退職者の一時的な活用等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努め

るものとする。

第３　緊急連絡体制の整備

勤務時間外における情報伝達機能を確保するため、連絡責任者を指名するとともに、伝達方法を整備する。

１　連絡責任者の指名

迅速かつ的確な緊急連絡を実施するため、各課の連絡責任者を指名する。なお、各課の連絡責任者は、次のとおりとする。

災害対策本部体制下の班名	平常時の部署名	連絡責任者
総務班	総務課	総務課長
防災班	防災安全課	防災安全課長
調査広報班	まちづくり課	まちづくり課長
労務輸送班	税務地籍課	税務地籍課長
住民班	住民窓口課	住民窓口課長
保健班	すこやか健康課	すこやか健康課長
福祉班	いきいき福祉課	いきいき福祉課長
農林水産班	農林水産課	農林水産課長
建設班	建設課	建設課長
生活環境班	くらし環境課	くらし環境課長
商工班	商工観光課	商工観光課長
避難誘導班	しごと創生室	しごと創生室長
出納班	会計契約課	会計契約課長
支援班	議会事務局	議会事務局長
学校教育班	学校教育課	学校教育課長
社会教育班	社会教育課	社会教育課長
消防班	若狭消防組合	若狭消防署大飯分署長

２　伝達方法の整備

各課（室・局）長は、課（室・局）内での迅速かつ的確な緊急連絡を実施するため、所属職員の住所及び電話番号の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに、職員に周知徹底を図る。

第４　関係機関等との連携体制の整備

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間団体と連携のうえ、迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、連携体制の整備に努める。

又、円滑な自衛隊の災害派遣要請の実施及び派遣部隊との連携を図るため、知事に対する派遣要請の依頼要領を明確にするとともに、連絡体制の整備等に努める。

第５　人材の育成

防災体制の強化と併せて職員の災害対応力の向上を図るため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、防災教育の充実に努める。

１　防災教育の方法

(1) 防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施
(2) 「職員用災害時初動マニュアル」等の配布
(3) 見学、現地調査等の実施

２　防災教育の内容

(1) 災害発生時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
(2) 防災対策活動の概要
(3) 非常参集の方法
(4) 災害発生時の役割の分担
(5) 災害発生時の指揮系統の確立
(6) 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び災害の種別ごとの特性
(7) 過去の主な被害事例
(8) 防災知識と技術
(9) 防災関係法令の適用
(10) その他必要な事項

第６　防災拠点の整備・充実

迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災中枢施設の整備・充実に努めるとともに、活動目的に応じた地域防災拠点の整備を図る。

１　防災中枢施設の整備・充実

防災中枢機能を確保するため、町役場、若狭消防組合若狭消防署大飯分署及び若狭消防組合若狭消防署名田庄分署等の防災中枢施設については、耐震性の向上及び設備の充実を図るとともに、相互に連携した災害予防及び災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。

又、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

２　地域防災拠点の整備

地域での応急対策活動を実施するため、活動目的に応じた各種拠点の整備を図ると

もに、関係機関に周知する。

(1) 備蓄拠点の整備

非常用物資の受入れ及び供給を円滑に実施するため、県の備蓄拠点、物資輸送拠点と連携した備蓄拠点を整備する。

(2) 物資輸送拠点の整備

ヘリコプターを利用した物資輸送の受入れを円滑に実施するため、物資輸送拠点を災害時用臨時ヘリポート周辺において検討する。

(3) 活動拠点の整備

応援部隊の地域での受入れ及び活動を円滑に実施するため、県の広域活動拠点と連携した活動拠点を公園・広場において整備する。

(4) 連絡拠点の整備

地域と本部との連絡機能を強化するため、連絡拠点を各小・中学校において整備する。

第７　防災用資機材等の確保体制の整備

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、必要な人材、装備、資機材の確保体制の整備を図る。

１　人材の確保体制の整備

災害発生時に人材が不足した場合に備えるため、関係団体等との協定締結を推進する。

２　装備、資機材の確保体制の整備

災害発生時に必要となる装備、資機材については、備蓄に努めるとともに、不足が生じた場合に備えるため、関係団体等との協定締結を推進する。

３　データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、町施設の構造図、地下埋設物等の情報等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第８　防災に関する調査研究等の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的・計画的な防災対策を推進するため、被害想定等の調査研究を実施するとともに、防災体制の検討、災害復興計画の研究を行う。

１　被害想定等の調査研究

災害要因及び被害想定についての調査研究を継続的に実施する。

２　防災体制の検討

防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、迅速かつ的確な災害予防、災害応急及び災害復旧・復興対策が実施できる体制について継続的に検討を加える。

３　災害復興計画の研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地部が壊滅的な被害を受けた場合等を想定し、災害復興が円滑に進められる計画の策定を研究する。

第９　広域応援体制等の整備

町及び関係機関は、平常時から、大規模災害を視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

町は、町独自では十分な災害応急対策ができない場合に備え、当該町が他の市町に要請する災害応急対策を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。

又、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

１　広域応援体制の充実

町及び関係機関は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害対策に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の推進に努める。又、避難所不足の事態に備えて、他市町との避難者の相互受入れ体制についても整備を図る。

又、土木・建築職等の技術職員が不足している他市町村への中長期派遣等の支援に備え、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

２　緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

町及び県は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

３　民間関係団体等との協力体制の整備

町は、大量の人的・物的手段を確保し、応急活動及び救護活動の効率化を図るため、関係団体等との協力体制を整備するとともに、災害時の連携を密にする情報交換の強化・充実に努める。

特に、建設業団体等については、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団

体等の担い手の確保・育成に努めるものとする。

４　自衛隊の派遣要請に関する連絡体制の整備

町は、大規模災害時に自衛隊との連絡を円滑に行うため、平常時から連絡体制の整備及び派遣要請手続の明確化に努めるとともに、総合防災訓練への自衛隊の参加等により相互の連携を図る。

第１０　業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画や受援計画等の策定により、業務継続性の確保を図るものとする。

又、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、「おおい町業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）」を策定した。

この計画には、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めている。

今後、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、災害時に他の自治体からの応援等を受入れるための計画（災害時受援計画）を予め定めておくよう努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて、応援対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に努めるものとする。

第１１　り災証明書の発行体制の整備

町は、災害時において、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務実施体制の整備に努めるものとする。

第２節　情報収集伝達体制の確立

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、県及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。

又、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。

《実施担当》

防災安全課、まちづくり課

第１　情報収集伝達体制の整備

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、情報収集伝達体制の整備を図る。

１　勤務時間内の情報収集伝達体制の整備

県から伝達される防災情報を、防災安全課が受理し、必要な情報は庁内放送・電話・ファクシミリによって職員に伝達できる体制を整備する。

２　勤務時間外の情報収集伝達体制の整備

(1) 県からの防災情報の収集伝達体制

県から伝達される防災情報を受理した防災安全課が、関係各課へ伝達できる体制を整備する。

(2) 当番員等による情報収集体制

勤務時間外において、災害が発生した場合に、住民等から町役場に伝達される情報は、当番員等が、関係各課へ伝達できる体制を整備する。

(3) 緊急防災要員による被害状況の把握体制

勤務時間外において、震度４以上の地震が発生した場合、又は風水害が発生し必要が生じた場合に、緊急防災要員が町域の概括的な被害状況等を迅速に把握し伝達できる体制を整備する。

第２　通信の確保体制の整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに保安管理の徹底を行う。

１　通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を図る。

大飯地域と名田庄地域の間の通信は自設の光ケーブルにより行うが、災害により光ケーブルが断絶した場合には、ＮＴＴ回線又は県防災行政無線の衛星通信システムをバックアップルートとして確保する。

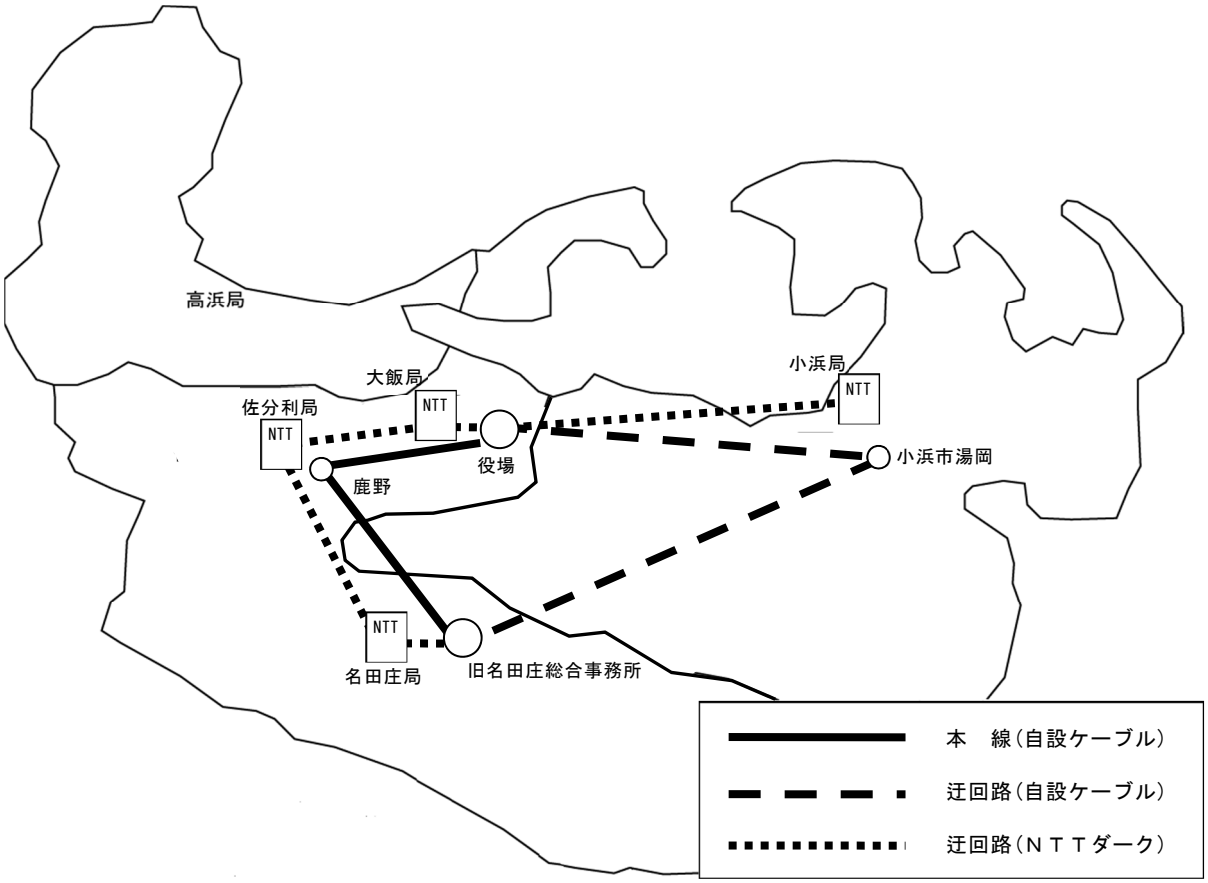

２　通信手段の多様化

携帯電話等の無線電話の活用を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

又、町は、災害時に孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

３　防災行政無線の整備・拡充等

防災行政無線の整備・拡充を図るとともに、無線通信の多重化を検討する。又、防災行政無線等を運用する無線従事者を養成する。

(1) 防災行政無線及び消防無線の整備・拡充

災害発生時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うため、及び災害発生時に必要な情報を住民に伝達するため、防災行政無線及び消防無線の整備・拡充を図る。

又、防災行政無線を有効に機能させるため、夜間の運用体制の確立を図るとともに、消防無線は、県内の各消防本部と相互に通信することができる共通波の充実を図る。

(2) Ｊ－ＡＬＥＲＴの活用

災害発生直前又は発生直後の緊急な情報収集を行うため、Ｊ－ＡＬＥＲＴを積極的に活用できる関連設備の整備、維持を図る。さらに、受信機を防災拠点や学校などにも設置して情報収集体制の強化を図る。

(3) 無線通信の多重化

有線途絶時の情報連絡のため、災害現場からのファクシミリや静止画像等を送受信する、無線通信の多重化を検討する。

(4) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

４　防災情報システムの活用

災害状況を即座に把握するため、平常時から県防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

また、国や公共機関及び地方公共団体と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びＳＩＰ４Ｄ（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）に集約できるよう努めるものとする。

第３　災害広報・広聴体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を伝達するとともに、住民からの問い合わせ等に適切に対応するため、災害広報体制及び災害広聴体制の整備を図る。

１　広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震の規模・余震・気象・水位等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
エ 要配慮者への支援の呼びかけ
オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

２　住民への情報提供体制

情報提供体制の整備及び要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

(1) 災害発生時はＩＰ告知放送、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
(2) あらかじめ、町役場、若狭消防組合若狭消防署大飯分署、若狭消防組合若狭消防署名田庄分署、指定避難所等の災害時情報拠点を設定し、住民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。
(3) 指定避難所となる公民館・学校への電話、ファクシミリ等の通信手段の整備に努める。
(4) おおい町ＣＡＴＶへの加入を推奨する。
(5) インターネット（町ホームページ：おおい町防災ポータルサイト）による情報提供を推進する。ＵＲＬは次のとおり。https://www.town.ohi.fukui.jp/bousai/index.html
(6) 携帯電話等のメールアドレスを登録することにより、防災情報等が町からPush型で配信される一斉メール配信サービス「おおい町メール」の利用を啓発し、避難指示等の防災情報を配信する。
(7) 防災気象情報、地震・津波情報、災害関連情報（避難指示等）等をPull型で配信する「おおい町防災ツイッター（認証済みアカウント　@soumu21953788）」を住民に周知し、防災情報を配信する。
(8) その他媒体として、県が構築した災害情報インターネットシステム（県及び町が発する災害情報等を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（災害情報共有システム）を含む）、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用を図る。

３　災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。

第４　災害情報共有化の推進

災害情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、災害情報システムの構築を検討する。

第３節　消防体制の整備

火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める。

《実施担当》

若狭消防組合、消防団、れいなん森林組合、県・町教育委員会

第１　火災予防対策

住宅、事業所からの出火防止及び初期消火の徹底を図るため、火災予防対策を推進する。

１ 一般建築物（住宅を含む。）火災

(1) 火災予防査察の強化

消防機関は、消防法に規定する予防査察を消防対象物の用途及び地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の強化を図る。

(2) 防火管理制度及び防災管理者制度の推進

消防機関は、消防法第８条及び第36条の規定に基づき、選任されている防火管理者及び防災管理者に対し、防火対象物及び防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住民、事業所に対する指導及び啓発

ア 火気使用場所の環境整備、火気使用器具の安全化などの指導強化を図る。

イ 住民に対し、出火防止や火気の取扱いなど防火知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進する。

ウ 住民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等を実施する。

エ 事業所における防火管理の知識、消防用設備等の維持管理等防火管理体制の強化を図る。又、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

オ 広報活動などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

２　林野火災

(1) 防火思想の普及

町、れいなん森林組合（以下「林野関係機関」という。）は、若狭消防組合消防本

部及び県が地域住民や入山者に対して行う林野火災の予防意識の普及に協力する。

(2) 監視体制の強化

火災気象通報が発表された時など林野火災の発生のおそれがあるときは、火災の発生を防止するため、巡視及び監視を強化し、入山者に対して警火心を喚起するとともに、火気取扱上の指導を実施する。

ア 火災警報の発令及び周知徹底

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令するとともに、入山者に対して周知徹底を図るなど必要な措置を講じる。

イ 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について、事前に若狭消防組合消防本部と十分に調整する。又、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

ウ たき火等の制限

気象条件によっては、入山者に火気を使用しないよう指導する。又、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、期間を区切って一定の区域のたき火、喫煙を制限する。

(3) 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備

林野関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備を整備するとともに、防護資機材の整備・備蓄を推進する。

ア 予防施設

町は防火水槽、自然水利利用施設等を増強するとともに、ヘリポートの整備に努める。

イ 林野火災対策用資機材

林野関係機関は、空中消火資機材、可搬式動力ポンプ、送水装置、ジェットシューター、チェンソー等の消火作業用機器及び消火薬剤を整備・備蓄する。

(4) 消防体制の整備

林野関係機関及び若狭消防組合消防本部は、自衛隊、小浜警察署等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立するとともに、消防相互応援協定等によって広域的な消防体制を確立する。又、初期消火の徹底を期するため、林野関係機関による自衛消防体制の組織化を図る。

なお、若狭消防組合消防本部は、林野火災空中消火資機材の取扱いに習熟する。

3　文化財火災予防

町・県教育委員会、若狭消防組合消防本部は相互に連携し、指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、所有者、管理者等に対する指導を実施する。

(1) 防火施設の整備

ア 消防設備、警報設備等を整備する。

イ 避雷装置を設置する。

ウ 消防用水の確保措置を講じる。
エ 消火活動を容易にするための侵入道路を確保する。
オ 防火塀、防火帯、防火壁、防火扉を設け、延焼防止の措置を講じる。

(2) 自主防火体制の整備

ア 防火管理体制を整備し、管理の万全を図る。
イ 環境の整理及び整頓を図り、火気の発見を容易にする。
ウ 火気の使用を制限し、又は禁止させる。
エ 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
オ 火災警戒時は、定期巡視を厳重に実施する。
カ 自衛消防組織を結成し、計画的な訓練を実施する。

第２　消防力の充実

大規模火災などの発生に備えるため、消防力の充実に努める。

１　消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年 消防庁告示第１号）に基づき、消防署、消防分署の増強及び耐震化の促進、その他施設を増強する。

２　人的消防力の強化

(1) 消防職団員の充足

町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防職員の充足及び消防団員の確保を図るものとする。

(2) 消防団の活性化対策の推進

町は、消防団への青年、婦人層の参加を促進し、消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに、啓発活動を積極的に行うものとする。

(3) 消防職団員の教育訓練

県は、消防職団員の防災に関する高度の知識及び技術の向上を図るため、県消防学校において教育訓練を行うとともに、町が行う一般教養訓練について指導するものとする。

町は、消防職団員の防災に関する知識及び技術の向上を図るため、これらの者を県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を作成し、実施するものとする。

３　消防水利の整備

(1) 「消防水利の基準」（昭和39年 消防庁告示第７号）に基づき、消火栓等を配置する。

(2) 福井県地域防災計画（資料編）に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」の趣旨に沿って耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河川等の利用を含め地域の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

４　消防資機材等の強化

消防車両等の資機材の整備に努めるとともに、指令システムの高機能化を推進し、消防装備、情報処理能力の充実強化に努める。

又、建設用重機を所有する民間団体や事業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

第３　活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するため、活動体制の整備に努める。

１　初動体制の確立

災害発生時に即応できる消防活動を展開するため、組織体制、動員体制、情報収集体制、部隊運用等の初動体制の確立を図る。

２　火災防御体制の整備

地域における延焼拡大危険を把握し実情に応じた対策の推進に努めるとともに、大規模延焼火災、同時多発火災に対応するため、企業・自治会等に消火隊の組織化を促進し、可搬式動力ポンプなどの消火用資機材の整備に努め、火災防御体制の整備充実を図る。

３　救助・救急体制の確立

多数の救助・救急事象の発生が予想されるため、関係機関との連携を密にするとともに、地域住民に救急講習等の受講を推奨し、自主救護活動に関する知識及び技術の普及を図る。

又、救助工作車、高規格救急車等の導入及び必要な資機材の整備を図るとともに、救急高度化計画の推進に努める。

第４　消防団の充実強化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、消防団の充実強化に努める。

１　組織の活性化

若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、女性や事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の活性化に努める。

２　消防施設・装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

３　消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため、教育訓練を実施する。

第５　広域応援体制の充実

地震等大規模災害の発生に備え、広域的な消防機関との連携体制を強化するほか、災害発生時に応援機関が迅速かつ的確な消防活動が実施できるよう、受入れ体制の整備に努める。

第６　連携体制の整備

県、県警察、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化された消火用機器等の活用を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第７　冬期における消防体制の整備

１　冬期活動体制の強化

消防本部は、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画を作成するとともに、なだれ等の被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努めるものとする。
又、消防車両の整備に際しては、四輪駆動及び積雪寒冷地仕様の導入等の降積雪時における対応装備に努め、除雪用資機材についても併せて増強を図るものとする。

２　消防水利の確保

消防本部は、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、降積雪時には消火栓、防火水槽等の除排雪に努めるものとする。
又、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成するものとする。

３　関係機関との連絡体制

消防本部は、降積雪時の迅速な消火活動又は救急・救助活動を実施するため、道路管理者との道路情報の収集連絡体制を強化するとともに、地域住民に対し除雪等について協力を要請するものとする。

第４節　応急医療体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な医療救護活動が実施できるよう、県、医療関係機関と連携しながら、応急医療体制を整備する。

《実施担当》

すこやか健康課、若狭消防組合、小浜医師会、医療機関

第１　災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

１　現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の２種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応した医療救護を行う。

２　後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、又重症患者であればあるほど、可能な限り（県域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第２　災害医療情報の収集伝達体制の整備

１　連絡体制の整備

町は小浜医師会と災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

２　医療情報システムの整備

町は、小浜医師会と協力し、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、関係機関等に伝達するシステムを構築する。

又、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（医療情報ネットふくい）及びＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）の利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行う。

３　医療情報連絡員の指名

若狭消防組合消防本部と小浜医師会は、情報収集伝達手段が麻痺した場合に医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ医療情報連絡員を指名する。

４　その他

(1) 町は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第３　現地医療体制の整備

町は、小浜医師会と救護所において応急処置などを行う現地医療体制をあらかじめ整備する。

１　医療救護班の種類と構成

町及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は、必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(3) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

２　医療救護班の編成等

町は、小浜医師会と連携して医療救護班の種類と構成に基づいて、医療ニーズを想定した医療救護班の編成等を整備する。

３　応急救護所及び医療救護所の設置体制の整備

災害の発生・拡大等の状況に応じて医療救護所が設置できるよう、小中学校など設置予定場所を事前に調査・検討し、医療救護所の設置体制を整備する。

なお、町内医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

４　医療救護班の受入れ体制等の整備

町は、小浜医師会の協力を得て町外から派遣される医療救護班及び医療ボランティアを受入れ、救護所への配置調整を行うための体制及び窓口を整備する。

５　医療救護班の派遣体制の整備

町は、小浜医師会の協力を得て医療救護班を医療救護所へ派遣する派遣基準や派遣方法等について整備する。

第４　後方医療体制の充実

多数の傷病者の収容力を確保するため、町域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図るとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

又、災害発生時における医療要員の受入れ及び医療用資機材等の調達が円滑に進むよう、地域医療連携を推進する。

１　町災害医療センターの整備

災害発生時に、町内外の医療機関と広域連携を行い、医療救護活動を行う拠点として、町災害医療センターに指定された医療機関について、その機能を果たすために必要な施設の耐震化、医薬品及び医療用資機材の備蓄等を推進する。

２　おおい町防災計画の周知

救急告示病院及び福井県地域防災計画で定める後方支援病院（災害拠点病院）におおい町防災計画を周知する。

第５　医薬品等の確保体制の整備

町は、医療関係機関及び小浜医師会の協力を得て、医療用資機材、医薬品等の確保体制を整備する。

１　医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資機材等については備蓄を推進するとともに、備蓄のあり方について検討を進める。

又、小浜医師会や関係事業者との協力によって、医療用資機材の調達体制についても整備を図る。

２　医薬品等の確保供給体制の整備

おおい町保健・医療・福祉総合施設なごみを中心に医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から関連事業者や小浜医師会との協力体制の整備に努める。

又、備蓄のあり方について検討し、分散備蓄を考慮する。

第６　患者等搬送体制の確立

災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路・河川を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を小浜警察署及び若狭健康福祉センターの協力を得て図る。

町は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージや緊急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

１　患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

又、広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した広域搬送手段について県と協議のうえ、体制の整備に努める。

２　医療救護班の搬送

町及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

３　医薬品等物資の輸送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第７　個別疾病対策

町は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、県、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第８　地域医療連携の推進

町は、小浜医師会と連携し、地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

第９　医療関係者に対する訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。
町、県及び災害医療関係機関は、共同して災害医療訓練を実施する。

第５節　緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

《実施担当》

防災安全課、小浜警察署、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路㈱、西日本旅客鉄道㈱、乗合旅客自動車運送事業者

第１　輸送手段の整備

災害発生時に迅速かつ的確な緊急輸送を実施するため、平常時から陸上輸送、航空輸送、水上輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握するとともに、関係機関、民間事業者等との協力体制の整備に努める。

１　陸上輸送体制の整備

緊急交通路の指定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 緊急交通路の指定等

ア 緊急交通路

小浜警察署は、警察本部と連携し、「大規模災害発生時の交通規制計画」において緊急交通路をあらかじめ指定し、交通規制の実施体制について習熟を図る。

イ 緊急交通路に連絡する道路

町は、関係機関と協議のうえ、緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、船着場、町内の備蓄倉庫、緊急医療幾関（町災害医療センター、災害医療協力病院等）及び指定避難所等を連絡する道路を地域緊急輸送路として指定し、災害時の緊急通行車両等の通行確保を図る。

(2) 緊急交通路等の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

(3) 震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

町、県、小浜警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 交通規制計画

小浜警察署は、警察本部と連携し、北陸自動車道、近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）、一般国道８号、同27号の各道路を緊急交通路指定予定路線としてあらかじめ指定する「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、広域交通規制、県指定交通規制について習熟を図る。

(6) 緊急通行車両の事前届出

町所有の車両のうち必要のあるものについては、公安委員会（小浜警察署）に対して緊急通行車両の事前届出手続を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

ア 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第１項に規定する緊急自動車を除く。

① 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両

② 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両

③ 使用の本拠の位置が福井県内にある車両

イ 届出済証の返還

次の場合、速やかに小浜警察署を経由して届出済証を返還する。

① 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。

② 当該車両が廃車となったとき。

③ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

(7) 備品等の整備

通行禁止等を示す看板やカラーコーン等、必要な備品の整備に努める。

(8) 道路障害物除去対策の検討

障害物を除去する道路の優先順位及び除去方法について検討する。

ア 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。

イ 関係機関や道路管理者と、災害時の対処方法の協議に努める。

(9) 民間輸送事業者の活用

災害時に緊急輸送に活用可能な民間車両の調査・把握に努める。

２　航空輸送体制の整備

県等の関係機関の協力による災害発生時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備や選定に努める。

３　水上輸送体制の整備

災害時において緊急物資及び避難者の海上輸送を円滑に実施するため、港湾施設の防災構造化を推進する。

(1) 漁港施設の整備

町は、荷さばき時や荒天時における漁船の避難等による漁船の交錯を解消するため、静穏な停泊地及び漁船のけい留施設を整備する。

(2) 耐震性の強化

漁港において、利用状況の変化に対応しつつ、耐震岸壁の整備など防災対策を考慮した漁港整備を早期に実施する。

(3) 施設の点検調査

町は、施設の安全確保のため、耐震性点検マニュアルに基づき、点検調査を行う。

第２　交通混乱の防止対策

災害発生時の交通混乱の未然防止を図るため、震災時における緊急交通路の応急点検体制の整備及び避難のあり方の周知徹底に努める。

又、小浜警察署が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

１　震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、震災時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

２　震災時避難のあり方の周知徹底

震災時の避難にあたっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

３　交通規制・管制体制の整備

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。又、交通安全施設の整備など小浜警察署が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第３　公共交通の確保体制の整備

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制の整備に努める。

１　鉄軌道会社（西日本旅客鉄道㈱）

災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材の確保に努める。

２　各乗合旅客自動車運送事業者

災害発生時においても利用者の安全確保を最優先として、混乱防止を図るため可能な限り運行を確保するよう努める。

第６節　避難体制の確立

災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所及び避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。又、指定緊急避難場所における救助施設等の整備に努める。

《実施担当》

防災安全課、住民窓口課、いきいき福祉課、建設課、学校教育課、各施設管理者

第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

１　指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、町は、災害対策基本法施行令（以下、「政令」という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速な指定緊急避難場所の開設を行うことができる管理体制等を有するものを指定するものとする。又、地域住民に対し、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開設を自主防災組織等で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

町は、指定管理施設が指定緊急避難場所となっている場合には、指定管理者との間で、事前に指定緊急避難場所の開設に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ア 風水害・土砂災害

- 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するものの災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること
- 災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること

イ 地震災害

- 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等

に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること
・災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること
・公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間であること

ウ 津波災害
・被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するものの災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること
・災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること
・公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること
・やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化が図られていること

(2) 指定緊急避難場所に関する通知等

町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、町長に届出を行う。

町は、指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

２　指定避難所

(1) 指定避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、又、一定の生活環境を確保する観点から、町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定

避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

指定避難所について、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。又、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割の違いや指定避難所の場所、収容人数等については、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

又、町は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定避難所、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災安全課やすこやか健康課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(2) 指定避難所に関する通知等

町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、町長に届出を行う。

町は、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 指定避難所の備蓄

町は、あらかじめ、必要な機能を整理し、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(4) 指定避難所の設備

町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、72時間は対応可能な非常用電源、換気設備、衛星通信などの通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。又、避難者によ

る電力使用の増加に備え、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

又、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

更に、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれのある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

３　福祉避難所（二次的な避難施設）の選定

町及び関係機関は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。

また、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを選定する。

なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

４　指定避難所の運営管理体制の整備

指定避難所の運営管理体制を整備する。

(1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
(2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
(3) 災害対策本部との連絡体制
(4) 自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制

第２　避難誘導体制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

１　避難誘導体制の周知徹底

町は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民に対する周知徹底を図る。

又、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進する。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は日頃から住民等への周知徹底に努める。

２　避難行動要支援者避難誘導体制の整備

(1) 町は、民生委員児童委員と協力のうえ、本人の意思及び個人情報の保護に十分留意しながら、高齢者、障害者等の所在等の把握に努め、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）を整備するよう努める。又、平素から避難支援プランの登録情報の更新や避難訓練の実施に努める。

(2) 高齢者、障害者等の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

(3) 県と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、高齢者、障害者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

３　学校、病院等における避難誘導体制の整備

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

又、学校が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

第３　避難路の選定

避難路は、避難場所へ通じる道路とし、避難施設等の配置と集落の分布等により選定する。

(1) 沿道の土地利用状況その他の事情を勘案して、災害時において避難上必要な機能を有すると認められる道路

(2) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと

(3) 水利の確保が比較的容易なこと

第４　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

１　指定緊急避難場所、指定避難所

(1) 避難場所及び避難所標識等による住民への周知
(2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
(3) 周辺の緑化の促進
(4) 複数の進入口の整備

２　避難路

(1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
(2) 落下・倒壊物対策の推進
(3) 誘導標識、誘導灯の設置
(4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第５　広域避難のための体制の整備

町及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下、「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

又、町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

第６　感染症の自宅療養者の避難確保

健康福祉センターおよび保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県および町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第７　応急仮設住宅対策

住家が滅失した被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

１　建設候補地の選定

町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮しつつ、あらかじめ、町域の公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定し、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、応急仮設住宅の候補地の一戸あたりの面積は、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。

２　高齢者・障害者に配慮した住宅の確保

県に対し、高齢者や障害者の生活に配慮した応急仮設住宅の建設を要請する。

第７節　二次災害防止体制の整備

被害拡大要因となる二次災害の未然防止を図るため、応急危険度判定制度の整備や斜面判定士制度の活用に努める。

《実施担当》

防災安全課、建設課

第１　応急危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体と協力し、地震によって被災した建築物等の危険度を判定するための体制の整備に努める。

１　被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

県及び建築関係団体と連携して、応急危険度判定講習会を開催し、被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を推進する。

(2) 実施体制の整備

判定主体として、応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、県から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

２　被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

県が実施する被災宅地危険度判定講習会の開催、被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

(2) 実施主体の整備

県から派遣された被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第２　斜面判定制度の活用

土砂災害から住民を守るために、県とＮＰＯ法人福井県砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定制度の活用を推進する。

１　実施主体の整備

県及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定制度の活用を図る。

２　斜面判定士の登録

ＮＰＯ法人福井県砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

３　制度の普及啓発

県及びＮＰＯ法人福井県砂防ボランティア協会事務局と協力して、斜面判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第８節　非常用物資の確保体制の整備

住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

《実施担当》

防災安全課、総務課、くらし環境課

第１　飲料水の確保

県、関係機関と協力して、発災後３日間は被災者一人あたり１日３リットルの飲料水を確保するため、応急給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備も図る。

１　応急給水拠点等の整備・充実

(1) 町内の浄水場、配水場を、災害発生時の給水拠点として整備を図るとともに、非常用飲料水の備蓄を促進する。
(2) 給水車による応急給水体制の整備を図る。
(3) 被災の状況に応じて、町内各所の消火栓等を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。

２　応急給水用資機材等の整備・充実

高圧給水車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

３　その他方法による飲料水の確保

(1) パック水・缶詰水の備蓄
(2) 応急給水マニュアルの整備

第２　食料及び生活必需品の確保

大規模な災害が発生した場合に必要となる、食料及び生活必需品を確保するため、県と協力して備蓄に努めるとともに、民間事業者との協定締結を推進する。

１　重要物資の備蓄

(1) アルファ化米、乾パンなど

町は、それぞれ要給食者の１食分を備蓄する。

(2) 高齢者用食、粉ミルク、ほ乳瓶

町は、それぞれ高齢者用食１食分、粉ミルクを１日分以上、ほ乳瓶は必要量を備蓄する。

(3) 毛布

町は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。

(4) 衛生用品（おむつ、生理用品等）

町は、それぞれ１日分を備蓄する。

(5) 簡易トイレ

町は、必要量を備蓄する。

２　その他の物資の確保

(1) 精米、即席麺などの主食
(2) 野菜、漬物、菓子類などの副食
(3) 被服（肌着等）
(4) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
(5) 光熱用品（ＬＰガス、ＬＰガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
(6) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
(7) 医薬品・衛生用品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液等）
(8) 介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
(9) 棺桶、死体袋

３　民間事業者等との協定締結の推進

災害発生時における食料、生活必需品を確保し、更に災害応急対策の円滑化を図るため民間事業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

第３　備蓄・管理体制の整備

災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用できるよう、できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫を確保し、分散備蓄などの手段整備に努めるとともに、常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

特に、山間部集落など、災害時に孤立する可能性がある地区について、備蓄・管理体制を優先的に整備する。

第４　住民による備蓄の推進

迅速かつ的確な緊急物資の供給が困難な場合に備えるため、住民に対し、自らが必要な当座の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくよう、周知徹底を図る。

第９節　ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《実施担当》

くらし環境課、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、石油液化ガス事業者、西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱北陸総支社、ソフトバンク㈱

第１　上水道施設

災害発生時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

１　送配水管路の耐震化

老朽送配水管の布設替時に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等の導入を推進する。医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管も同様に耐震化に努める。

２　水道水の安定供給

(1) 被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う等水源の確保・増強に努める。
(2) 浄配水施設の施設更新にあたっては、貯水能力の増強を検討する。

３　応急復旧体制の強化

(1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）を整備する。
(2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
(3) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
(4) 応急復旧活動マニュアルの整備、管路図等の整備を推進する。

４　災害対策用資機材の整備点検

(1) 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、給水車、給水タンク等の保有資機材の整備点検に努める。
(2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

５　防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

６　協力体制の整備

(1) 災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係事業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

(2) 府県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第２　下水道施設

災害発生時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

１　管路施設及びポンプ場・処理場の耐震化

変位を吸収する措置等によって、管渠の耐震性の向上を図る。

又、ポンプ場・処理場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

２　処理水の有効利用

災害発生時において処理水などを防火用水、雑用水としての利用を検討し、下水道資源の多目的有効利用を推進する。

３　応急復旧体制の強化

(1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

(2) 応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

４　災害対策用資機材の整備点検

(1) 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努める。

(2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

５　防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

６　協力体制の整備

(1) 災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、県、市町間や関係事業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。特に、下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

(2) 県と協力して「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿２府７県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第３　電力供給施設（関西電力㈱、関西電力送配電㈱）

電気事業者は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。又、電気施設の耐震性及び浸水防止対策の強化を図るものとする。

１　風水害、地震対策

(1) 発電設備及び変電設備

施設、付属設備及びその防護施設について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

(2) 送配電設備

ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。
イ 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。
ウ 橋梁及び建物取付部における耐震性の強化を図る。
エ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

２　落雷対策

変電設備に耐雷遮へい及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。

送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して雷害対策を強化する。

３　通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源及び予備電源の確保及び移動無線応援体制の整備等を図る。

４　電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需用家を除く一般需用家の電気工作物の調査等を行う。

５　災害対策用資機材の整備及び輸送体制の確保

(1) 資機材の整備

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

(2) 資機材の輸送

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

第４　ガス施設（液化石油ガス事業者）

液化石油ガス事業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。

１　製造設備及び供給設備の充実並びに維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽及びガスホルダー等について耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備及び保安電力設備等の拡充に努める。

これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

２　導管及び付属設備の整備

導管、整圧器及びバルブ等の付属施設については、保安規程に定めた方法で設置するとともに、導管については、耐震性を考慮したものを使用する。又、これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

３　災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、移動無線系による通信体制を強化するとともに、導管材料等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

４　防災関係機関との相互協力体制の確保

市街地においてガス漏れによる爆発事故が発生した場合に、迅速、的確に対処できるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

第５　電気通信施設（西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱北陸総支社、ソフトバンク㈱）

電気通信施設事業者は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

１　災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い、万全を期する。

(1) 豪雨、洪水又は津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化

(2) 暴風又は豪雪のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐風又は耐雪構造化

(3) 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
(4) 主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成

２　災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。
(1) 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
(2) 移動電源車、発電発動機
(3) 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
(4) 応急復旧用ケーブル
(5) その他災害対策用機器

３　災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。
(1) 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
(2) 交換措置（う回路変更、利用制限等）
(3) 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第６　通信連絡設備等の整備強化

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報の提供を行うにあたり、ＩＰ告知放送、インターネットや有線放送の活用、そして非常緊急放送手段として防災行政無線のデジタル化を図り、防災機能の強化に努める。

第７　住民への広報

災害発生時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

１　上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

２　電力供給施設

関西電力送配電㈱は、感電、漏電等の二次災害の未然防止を図るため、災害発生時における注意事項等について広報する。

３　電気通信施設

電気通信施設事業者は、災害発生時に電話回線が輻輳しないよう、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害発生時の電話利用における注意事項について広報する。

第１０節　交通施設災害予防計画

各交通施設の事業者及び管理者は、地震時の交通システムを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた交通ネットワークの充実などによる耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、町や県等との連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

《実施担当》

総務課、建設課

第１　鉄道施設（西日本旅客鉄道㈱）

西日本旅客鉄道株式会社が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係自治体との連携を図る。

１　施設、整備の防災構造化

(1) 風水害による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。

(2) 耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋梁等について要注意構造物を解消するよう努める。

ア 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

① 橋梁の維持補修

② 法面、土留の維持及び改良強化

③ トンネルの維持、補修及び改良強化

④ 建物設備の維持修繕

⑤ 通信設備の維持

イ 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(3) 列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動列車制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

２　列車防護装置の整備

(1) 地震発生時の列車安全運転確保のため、感震器の設置を推進する。

(2) 列車無線を整備する。

(3) 線路保守上、特に危険性のある箇所又は工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

３　防災関係資機材の整備及び点検

クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を整備、点検するとともに、重機械類については、民間企業から緊急に協力が得られるようあらかじめ体制を整える。

４　避難誘導及び応急復旧体制の整備

災害時の異常事態発生時に対応できるよう、社内及び関連事業者の災害業務に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第２　道路施設

道路管理者は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図るものとする。

１　道路施設の整備

災害時における道路施設の機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパス部等について調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を促進する。

２　道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能の確保のため、レッカー車、クレーン車、工作事等の道路啓開用資機材を確保できる体制の整備に努める。

第３　港湾施設等

災害時の、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送に充てるとともに、被災した港湾施設等が復旧するまでの間、最小限の港湾施設等の機能を保持するため、港湾施設等の防災構造化を推進する。

又、港湾及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送又は地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の元、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

１　港湾施設

港湾管理者は、航路及び泊地の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。又、台風、高潮災害による被害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。

２　漁港施設

漁港管理者は、荷捌き時や荒天時における漁船の避難等のため、静穏な泊地及び漁船のけい留施設の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。又、台風、高潮災害による被害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。

第１１節　災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

一般廃棄物処理施設等の災害対策を講じるとともに、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ及びし尿等の広域的な処理計画を作成することにより、災害時における応急体制を整備する。

《実施担当》

くらし環境課

第１　基本方針

災害発生時には、建築物の倒壊、津波や火災などによって一時的に災害廃棄物が大量に発生し、かつ指定避難所などからは多量の生活ごみが排出されることが想定される。

災害廃棄物については、国、地方公共団体、事業者がそれぞれの役割に基づき、連携・協力して、適正かつ円滑・迅速な処理を行う。

又、発災直後から極力分別するとともに、積極的な再生利用などにより、廃棄物が極力減量化されるよう努めるものとする。

又、町は、災害廃棄物処理計画の策定、見直しを行う。

第２　災害廃棄物の種類

区分	内容
がれき	損壊建築物の撤去などに伴って発生するコンクリートがら、廃木材など
適正処理が困難な廃棄物	アスベスト、ＰＣＢ、プロパンガスボンベ、消火器など適正処理が困難な廃棄物
生活ごみ	災害により発生した生活ごみ、資源物など
粗大ごみ	災害により一時的に大量に発生した家具類、家電製品など
し尿	指定避難所などの仮設トイレなどからの汲み取りし尿

第３　災害廃棄物対策における町の役割

(1) 庁舎内の連絡体制を構築する。
(2) 仮設トイレやその管理に必要な物品の調達元を把握する。
(3) 他市町村や廃棄物処理業者などとの連携体制を構築する。
(4) 災害廃棄物の発生量を迅速かつ的確に把握し、処理、処分方法及びスケジュールなどを含めた実行計画を作成する。
(5) 災害廃棄物の仮置場の候補地を選定し、設置、維持管理を行う。

(6) 発災時の被災建物などの解体・撤去、ごみの収集運搬、ごみ処理体制などを構築すること。
(7) 発災時でのボランティア活動が円滑にできるような体制を構築すること。
(8) 町民、事業者及び関係団体などに対し発災時の廃棄物処理について啓発を行うこと。
(9) 大規模災害時に、他の地方自治体から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの地方自治体や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。

【仮置き場の分類】

名称		目的・定義	備考
仮置場	一時仮置場	個人の生活環境・空間の確保・復旧などのため、被災家屋などから災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所	・被災後数日以内に設置 ・設置期間は、町民の片づけが終わるまでとし、数ヶ月を目途とする。
	一次集積所	処理（リユース・リサイクルを含む。）前に、仮置場などにある災害廃棄物を一定期間、粗選別・保管しておく場所	・被災後数週間以内に設置 ・大型ダンプがアクセスできる道路が必要 ・設置期間は、災害廃棄物など処理が完了するまでとする。
	二次集積所	一次集積所での分別が不十分な場合、再選別を行い、中間処理を行うまでの間、保管しておく場所	・被災後数ヶ月以内に設置 ・大型ダンプがアクセスできる道路が必要 ・設置期間中、中間処理が完了するまでとする。
中間処理施設用地		仮設破砕機・焼却炉などの設置及び処理作業を行うための場所	・二次集積所の環境条件などが十分に確保できる場合は、集積所に隣接して設置することが望ましい。 ・中間処理された再生資材を搬出するまでの保管を行う。

第３章　地域防災力の向上

第１節　防災意識の高揚

防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって住民及び事業所の防災意識の高揚に努める。

これらの実施にあたっては、要配慮者に配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

《実施担当》

防災安全課、学校教育課、町教育委員会

第１　防災知識の普及啓発

住民及び事業所が、平常時から災害に対する備えを心がけ、気象変動の影響も踏まえつつ、災害発生時においては自発的な防災活動を行うよう、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、住民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識の普及啓発に努める。

又、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

１　住民

大規模災害発生時における生活行動基準、各家庭における対応の指針、災害危険箇所の分布、大規模広域避難等を内容とするパンフレットやハザードマップの配布・更新、防災週間等に合わせての住民説明会の開催、防災展の開催、防災訓練の実施等によって、防災に関する知識の普及を図り、住民の防災意識の高揚に努める。

又、自治会、消防団、ボランティア等の団体を通じて正しい避難行動や応急手当の方法などの知識の普及、啓発に努める。

さらに、各種防災情報のホームページ、公共施設、電話帳（レッドページ）等への掲示、広報誌や放送メディアでの定期的な紹介、メールマガジンの携帯電話等への発信、又、それらの情報の認知度の定期調査等により、情報の継続的な提供と普及に努める。

外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に対しては、外国版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、多様できめ細かな啓発に努める。

普及啓発の主な内容は次のものが考えられる。

⑴ 災害の知識

ア 災害の態様や危険性

イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
ウ 地域の危険場所

(2) 災害への備え

ア 最低３日間分、推奨１週間分の飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー及び生活物資の備蓄
イ 非常持ち出し品の準備
ウ 自動車へのこまめな満タン給油
エ 家具・什器類の固定、家屋・設備・塀・擁壁の安全対策
オ 指定緊急避難場所、避難路、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所及び家族との連絡方法等の確認
カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
キ 自主防災組織活動、救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
ク 平常時の心得（非常持出品の準備、負傷の防止や避難路の確保の視点からの家具・ブロック堀等の転倒防止対策）
ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え（地震保険、農業保険等）
コ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(3) 災害時の行動

ア 身の安全の確保方法（「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとる）
イ 初期消火、救出救護活動
ウ 心肺蘇生法、応急手当の方法
エ 情報の入手方法（インターネット・テレビ・ラジオ等により収集。ただし、災害時における通信量の増加を抑制するため不要不急な通信は控える。）
オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
カ 要配慮者への支援
キ 避難生活に関する知識
ク 警報等発表時、避難指示等の発令時に取るべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時に取るべき行動、避難場所での行動
ケ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の整備
コ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(4) 災害発生後の行動

ア 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底
イ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活

の再建に資する行動

２　事業所

大規模災害時における行動や地域との連携、災害発生時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、事業所単位での防災マニュアルを作成するなど、啓発に努める。

又、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。

第２　防災教育の実施

防災意識の高揚を図るため、学校や社会において防災教育を実施する。

１　学校教育

防災の手引を作成し、園児・児童・生徒の安全確保に万全を期するとともに、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

教育の主な内容は次のものが考えられる。

(1) 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
(2) 災害等についての知識
(3) ボランティアについての知識・体験

２　社会教育

生涯学習活動などにおいて、防災教育の実施とその充実を図る。

第３　要配慮者に対する防災知識の普及

町は、防災知識の普及を行う際には、要配慮者に十分配慮するものとする。

第４　防災意識調査の実施

町は、住民の震災対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等を必要に応じ実施する。

第５　災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

第２節　防災訓練計画

地域防災計画等の習熟、関係機関等との連携体制の強化、町民の防災意識の高揚及び防災体制の確立を図るため、各種防災訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じて交通規制や応援要請を行うなど、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

《実施担当》

防災安全課、住民窓口課、いきいき福祉課、学校教育課、町教育委員会

第１　実施責務及び協力

(1) 災害予防責任者は、個別に又は共同して、必要な訓練を行うものとする。
(2) 災害予防責任者の属する機関の職員、従業員は、防災計画等の定めるところにより、防災訓練に参加するものとする。
(3) 住民その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に参加、協力するものとする。
(4) 災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。

第２　個別防災訓練

各種災害に対し迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策の実施を図るため、活動種別や災害種別に応じた防災訓練を実施する。

又、毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

１　実地訓練

(1) 組織動員訓練

町及び防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な職員の招集又は参集が迅速かつ確実に実施できるよう、平素より非常招集（参集）訓練を実施するものとする。

(2) 通信連絡訓練

町及び各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施するものとする。

(3) 水防訓練

町及び水防管理団体は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、個別に又は相互に協力して水防訓練を実施するものとする。

(4) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は相互に協力して訓練を実施するものとする。特に学校、病院、工場、興業所など多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の訓練の実施を推進するものとする。

(5) 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するよう指導するものとする。

(6) 救助救護訓練

町及び災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため、おおむね次の事項等について訓練を実施する。

ア 避難
イ 炊き出し、給水
ウ 物資輸送
エ 医療助産
オ 救出

(7) 災害情報連絡訓練

気象予警報その他災害に関する情報、指示、命令及び報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強化を主に実施するものとする。

(8) 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るとともに、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局によって、県及び各防災関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

(9) 図上訓練

災害予防責任者は、個別に又は共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、図上において訓練を実施するものとする。その際、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

2　総合的防災訓練

町は、県とその他防災関係機関及び住民が一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、総合的な防災訓練を毎年１回以上実施するものとする。

３　自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

町及び県は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行うものとする。

４　関係機関との合同訓練等

町は、県と協力して、自衛隊、海上保安部等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

５　広域防災訓練

町は、県と協力して、広域的な応援協力を前提とする県域を越えた近隣府県等との合同による総合的な防災訓練を定期的に実施する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

第３　防災訓練に関する普及啓発

町防災総合訓練や、事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、県や市町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第４　訓練のための通行規制

町は、県警察の協力を得て、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

第５　要配慮者に対する配慮事項

町は、防災訓練を行う際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点に十分配慮するよう努める。

第３節　自主防災体制の整備

町民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

《実施担当》

防災安全課、総務課、若狭消防組合、消防団

第１　自主防災組織の育成

コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の育成に努めるとともに、資機材の支援、技術的指導に努め、自主防災組織の育成を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

１　自主防災組織の結成促進

町民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の必要性を啓発し、町内会や自治会等を単位として自主防災組織の結成を促進する。その際、組織リーダーを育成する防災委員制度の制定・導入について検討する。

２　自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要となる資機材の支援や技術的指導に努める。

(1) 資機材の支援

自主防災組織の活動に必要な資機材の支援に努める。

(2) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

３　自主防災組織の活動内容

自主防災組織が行う活動の内容は、次のとおりである。

(1) 平常時の活動

ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）

イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）

ウ 災害発生への備え（要配慮者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の把握、防災用資機材や備蓄品の管理など）

エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

(2) 災害時の活動

ア 避難誘導（安否確認、集団避難、要配慮者への援助など）

イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

ウ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）

エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの町民への周知など）

オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配など）

４　各種組織の活用

家庭防火クラブ、幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第２　事業所における防災活動の推進

事業所等は、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

又、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定める。

１　活動内容

(1) 平常時の活動

ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。

イ 従業員等に対し、防災教育を行う。

ウ 防災訓練を実施する。

エ 火気使用設備器具等の点検を実施する。

オ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

カ 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

キ 事業所は、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるものとする。

(2) 災害発生時の活動

ア 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する。

イ 地域における防災活動に積極的に協力する。

ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。

エ 避難誘導措置をとる。

オ 負傷者の救出救護に当たる。

カ 豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

キ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

２　町の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所及び多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進することとし、町及び県は指導に努めるものとする。

又、町及び県は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率向上や事業者等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。さらに、県、商工会・商工会議所と共同して、事業者等の事業継続力強化を支援する取り組みを促すものとする。

町は、県及び経済団体と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

ア 広報などを活用した啓発

イ 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）

ウ 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施

エ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第３　地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防

災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第４　防災訓練の実施

地域における防災力の向上を図るため、防災訓練や避難訓練を実施し、町民及び事業所の自主防災力の向上に努める。

１　町民

(1) 地域ごとに防災訓練を行い、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。

(2) 避難訓練の実施に際しては、高齢者、障害者、幼児、病弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。又、各自治会において、避難情報の収集・伝達、発災前の円滑な避難活動を検証する。

ア 就寝中や外出中の場合等も想定して、自治会等を通じて確実に住民に避難情報を伝達する系統等を確認する。

イ 指定緊急避難場所まで実際に歩いてみて、現地で確認した危険箇所や注意点等を記録するよう指導する。

２　事 業 所

事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。

第５　救助・初期消火活動の支援

災害発生時の救助活動に活用できるよう、小学校、中学校、消防団詰所、交番等に配置した救助用資機材の拡充を図るとともに、他の公共施設についても整備を検討する。

又、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

第４節　要配慮者対策

高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮するため、在宅の避難行動要支援者対策、社会福祉施設等における対策及び外国人等への対策を推進する。

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう（以下「避難行動要支援者」という。）。

《実施担当》

防災安全課、住民窓口課、いきいき福祉課

第１　在宅の避難行動要支援者対策

町は、災害発生時における在宅の避難行動要支援者に対する安全確保のため、対象者を把握し、避難行動要支援者の特性にあわせて防災指導・啓発等を行うとともに、指定避難所の整備や移送体制の整備に努める。防災上対象となるのは、高齢者、障害者等特に配慮を要する者とする。

なお、避難行動要支援者に関する情報は、個人情報保護に配慮したうえでデータ化し把握しておくものとする。

１　防災指導・啓発

広報等によって要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

(1) 在宅の避難行動要支援者及びその家族に対する指導

ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日頃から努力する。

ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

(2) 地域住民に対する指導

ア 自治会等において、地域内の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平時から整備する。

イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。

ウ 地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

２　地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、町地域防災計画に基づき、防災安全課と住民窓口課、いきいき福祉課等関係各課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、

一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを整備するよう努めるものとする。

避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

又、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めた場合等により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

又、町は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や指定避難所内の要配慮者の介護体制（二次的な避難施設の設置を含む。）を整備する。

３　安全機器の普及促進

災害発生時に、高齢者、障害者等への防火指導とあわせて、家具転倒防止器具、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

４　避難対策

指定避難所において在宅の避難行動要支援者の生活に支障がないよう、補助設備の整備に努めるとともに、避難所生活が困難な在宅の避難行動要支援者を社会福祉施設へ転送する体制についても整備に努める。

(1) 指定避難所の整備

ア 指定避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。

イ 指定避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時からおおい町社会福祉協議会等との連携に努める。

ウ 病院、社会福祉施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

(2) 転送体制の整備

ア 入所可能な社会福祉施設を把握する。

イ 災害発生時の受入れについて、協力を依頼する。

第２　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

災害対策基本法第49条の10において、町は、避難行動要支援者にかかる避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、必要な措置を実施するための基礎とする名簿の作成が義務付けられた。

１　避難支援等関係者となるもの

避難支援等関係者となるものは、若狭消防署大飯分署長及び名田庄分署長、小浜警察署町内駐在所長、民生委員児童委員、区長、自主防災組織会長、（社）おおい町社会福祉協議会事務局長及び福祉推進員、おおい消防団員並びにおおい町防犯隊員とする。

２　対象となる避難行動要支援者

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の身体障害者手帳の交付を受けている者のうち障害の級別が１級又は２級の身体障害者
(2) 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙「療育手帳制度要綱」による療育手帳の交付を受けている知的障害者
(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち障害等級が1級又は2級の精神障害者
(4) 介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第１項の要介護状態区分が要介護２以上の要介護者
(5) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
(6) 65歳以上の高齢者のみの世帯の者
(7) 前各号に掲げる者に準ずる状態にあると町長が認める者

３　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

関係各課で把握している要介護者や障害者等の情報を集約し、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項を記載する。

４　名簿の更新

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映できるよう、定期的に更新する。

５　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

名簿情報の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講じる。

６　避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、町は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

7　個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成

防災安全課やいきいき福祉課など関係各課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、防災マップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(2) 個別避難計画情報の提供

避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(4) 地区防災計画との整合

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第３　社会福祉施設等における対策

災害発生時における通入所者の安全確保のため、避難確保計画の策定、防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講じる。

１　避難確保計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な避難確保計画を施設ごとに策定する。

２　防災訓練の実施

この計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。また、町は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

３　施設等の安全対策

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。

又、火気については、日頃から安全点検を行う。

４　地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

第４　福祉避難所の指定及び周知

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された高齢者福祉施設等を指定する。

第５　外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、視聴覚障害者、旅行者等が考えられる。これらの人々が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供及び地域社会との連携に努める。

なお、外国人等に関する情報は、個人情報保護に配慮したうえでデータ化し把握しておくものとする。

１　防災情報の提供

防災パンフレットやハザードマップ等の印刷物やホームページを作成する際は、外国語版の作成や視覚障害者等に配慮したデザインを検討するとともに、それらの方々に確実に情報が伝わるように多様な情報提供手段を活用する。

２　地域社会との連携

(1) 地域での支援体制づくりに努める。

(2) 指定避難所等に通訳を行う一般ボランティアの派遣ができるよう、平常時からおおい町社会福祉協議会との連携に努める。

３　その他の外国人対策

必要に応じ、県や福井県国際交流協会と連携を図り、次の対策の実施に努める。

(1) 災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。

(2) 防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。
(3) 外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。
(4) 災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。
(5) 防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第６　情報連絡・伝達設備及び体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備及び体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図るものとする。

又、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

町は、外国人等の避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制等の整備にも努めるものとする。

第７　避難行動要支援者の避難場所から指定避難所への運送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び転送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第８　防災知識の普及

町は県と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。又、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

第９　防災訓練における配慮事項

町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

県および町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町は、当該施設の所有者又は管

理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第１０　要配慮者に対する災害対策の配慮

町は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次的な避難施設の確保など要配慮者に配慮するものとする。

ア 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
イ 生活支援のための人材確保
ウ 障害の状況等に応じた情報提供
エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とするものに対する当該食料の確保、提供
オ 指定避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
カ 指定避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
キ 指定避難所又は在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次的な避難施設の設置を含む。）

第５節　ボランティア活動環境の整備

県、日本赤十字社福井県支部、福井県社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

《実施担当》

防災安全課、住民窓口課、いきいき福祉課、おおい町社会福祉協議会

第１　受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関と連携を図り、受入れ体制の整備に努める。

１　受入れ窓口の整備

(1) 一般ボランティア

災害発生時にボランティア活動を行おうとする一般ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時からおおい町社会福祉協議会と連絡調整を行う。

又、町内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

(2) 専門ボランティア

災害発生時にボランティア活動を行う専門ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から県と連絡調整を行う。

２　事前登録への協力

おおい町社会福祉協議会と連携のもと、災害発生時に一般ボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、県が行う福井県社会貢献活動支援ネットの広報及び普及に関する協力に努める。

第２　人材の育成

ボランティア活動を行う人材の育成のため、リーダーやコーディネーターの養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する町民の意識の高揚等を図る。

１　人材の育成

県、日本赤十字社福井県支部、福井県社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティアとしての基礎的な知識をはじめ、ボランティアセンターの設置・運営の基本、災害時の関係法令など総合的な知識を持つボランティアコーディネーターの養成に努める。

又、社会福祉協議会と共同で災害ボランティアセンター連絡協議会を設置し、研修等によ

り人材育成を図る。

２　意識の高揚

防災とボランティアの日（１月17日）及び防災とボランティア週間（１月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する町民の意識の高揚等を図る。

又、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、インターネット上でボランティア情報を提供する県の「福井県社会貢献活動支援ネット」を活用する。

第３　活動支援体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社福井県支部、福井県社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、ボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。

又、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第３編　一般災害応急対策

第１章 災害警戒期の活動

第１節　気象予警報等の伝達

福井地方気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた連絡系統によって、関係機関及び住民に迅速に伝達する。

《実施担当》

防災班防災係、若狭消防組合、関係機関

第１　福井地方気象台の発表する注意報・警報等

福井地方気象台は、気象現象等で災害発生のおそれがある場合、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、細分区域を指定して注意報及び警報を発表する。

なお、福井県予報区における本町の一次細分区域は「嶺南」であり、二次細分区域は「おおい町」である。又、市町をまとめた地域は「嶺南西部」に該当する。

１　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

２　特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのある場合には「注意報」、重大な災害が起こるおそれのある場合には「警報」、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。注意報及び警報の種類並びに発表基準は、以下の通りである。

種　　類				発　　表　　基　　準
特別警報	一般の利用に適合するもの	気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
			大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
		波浪特別警報	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
		高潮特別警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
		大雪特別警報	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
		暴風雪特別警報	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
			大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明示される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・（浸水害）表面雨量指数（※１）が12以上と予想される場合。 ・（土砂災害）土壌雨量指数（※２）が143以上と予想される場合。
			暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、12時間の降雪量が平地で30cm以上、山地で35cm以上と予想される場合。

種　　類				発　　表　　基　　準
警報	一般の利用に適合するもの	波浪警報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5m以上と予想される場合。
		高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が1.0m以上と予想される場合。
		洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・流域雨量指数（※３）が南川流域=18.3、佐分利川流域=16.2以上と予想される場合。
	水防活動の利用に適合するもの（※４）	水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報	一般の利用に適合する大雨特別警報又は大雨警報に同じ。
		水防活動用津波警報	津波特別警報（大津波警報）又は津波警報	一般の利用に適合する津波特別警報（大津波警報）又は津波警報に同じ。
		水防活動用高潮警報	高潮特別警報又は高潮警報	一般の利用に適合する高潮特別警報又は高潮警報に同じ。
		水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
			大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※１）が７以上と予想される場合。 ・土壌雨量指数（※２）が95以上と予想される場合。
			雷　注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。又、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。

種　　類				発　　表　　基　　準
注意報	一般の利用に適合するもの		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生すると予想されたときに発表される。 具体的には、福井地方気象台又は敦賀特別地域気象観測所の値で、実効湿度が65％以下、最小湿度が30％以下になると予想される場合。
			濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100ｍ以下、又は海上で500m以下になると予想される場合。
			霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 最低気温が３℃以下と予想される場合。
			低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、具体的には、次の条件に該当する場合である。 ７～８月の日平均気温が平年値より３℃以上低い日が３日以上継続すると予想される場合。 12～３月の日最低気温が平野部で－５℃以下、山沿いで－10℃以下と予想される場合。
			風雪注意報	風雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
		気象注意報	大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、12時間の降雪量が平地で15cm以上、山地で20cm以上と予想される場合。
			なだれ注意報	なだれによって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、降雪の深さが50cm以上、又は積雪が100cm以上であって、最高気温が10℃以上になると予想される場合。
			着氷（雪）注意報	着氷・着雪によって災害のおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、着氷・着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。
			融雪注意報	融雪によって災害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、積雪地域の日平均気温が12℃以上と予想される場合又は積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日雨量が20mm以上と予想される場合。

種　　類				発　　表　　基　　準
注意報	一般の利用に適合するもの	波浪注意報	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が３ｍ以上と予想される場合。
		高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性が言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が0.7m以上と予想される場合。
		洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・流域雨量指数（※３）が南川流域=14.6、佐分利川流域=12.9以上と予想される場合。 ・南川流域＝（表面雨量指数（※1）７以上、流域雨量指数（※３）11.7以上）、佐分利川流域＝（表面雨量指数（※１）５以上、流域雨量指数（※３）12.9以上）と予想される場合。
	水防活動の利用に適合するもの（※４）	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
		水防活動用津波注意報	津波注意報	一般の利用に適合する津波注意報に同じ。
		水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
		水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

（注）１．特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

（別表）

<table>
<tr><th>要　因</th><th>指　　標</th></tr>
<tr><td>雨</td><td>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した５km格子が、共に50格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合
② ３時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した５km格子が、共に10格子以上まとまって出現する（ただし、３時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合

（おおい町における雨に関する50年に一度の値）
<table><tr><th>48時間降水量</th><th>３時間降水量</th><th>土壌雨量指数</th></tr><tr><td>436mm</td><td>137mm</td><td>248</td></tr></table>（注）1. 50年に一度の値は、各市町にかかる５km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
2. 50年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
3. 特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</td></tr>
<tr><td>台風等</td><td>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</td></tr>
<tr><td>雪</td><td>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

（おおい町（観測地点は小浜）における雪に関する50年に一度の値）
<table><tr><th>積雪深さ</th></tr><tr><td>99cm</td></tr></table>（注）1. 50年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
2. 特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</td></tr>
</table>

（注）２．警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、５強を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の８割とし、震度６弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の７割とする。

（注）３．特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。又、新たな特別警報・警報・注意報が発表される時には、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

※１ 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数。

※２ 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５km四方の領域ごとに算出する。

※３ 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、更に河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※４ 水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、一般の特別警報・警報・注意報のうち、水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

３　大雨警報・洪水警報の危険度分布

種　　類	概　　要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険（うす紫）」、「極めて危険（濃い紫）」：避難が必要とされる警戒レベル４相当情報[土砂災害]。 ・「警戒（赤）」：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３相当情報[土砂災害]。 ・「注意（黄）」：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２相当情報[土砂災害]。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険（うす紫）」：避難が必要とされる警戒レベル４相当情報[洪水]。 ・「警戒（赤）」：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３相当情報[洪水]。 ・「注意（黄）」：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２相当情報[洪水]。

４　気象情報

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

気象庁が５日先までの警報級の現象の可能性を［高］、［中］の２段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(2) 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、危険度分布の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量80㎜以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（１時間雨量80㎜以上）に、福井県気象情報の一種として発表する。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

(6) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。警戒レベル３～５に相当する。

(7) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。

(8) 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(9) 台風情報

台風が発生した時に気象庁から発表され、台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載される。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。

５　特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 気象台による伝達

福井地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報･注意報等を発表、切り替え又は解除したとき、専用通信設備又は加入電話等を用いて、当該特別警報・警報･注意報等により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに伝達するものとする。ただし、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社への伝達は、特別警報・警報のみとする。

(2) 県による伝達

ア 特別警報の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに市町に通知するとともに、消防本部及び県の出先機関に伝達するものとする。

イ 警報等の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに市町、消防本部及び県の出先機関等に伝達するものとする。

ウ 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

県は、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、直ちに市町、消防本部及び県の出先機関に伝達するものとする。

(3) 市町による伝達

ア 特別警報の伝達

町は県から通知された事項を、サイレン、ＩＰ告知放送、ＣＡＴＶ、防災行政無線、町ホームページ、おおい町メール、広報車等、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、直ちに住民等に周知する。

イ 気象警報等の伝達

町は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、直ちに住民等に周知する。

ウ 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

町は上記(2)ウの重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよう、速やかに住民等へ伝達するものとする。

(4) 海上保安部による伝達

敦賀海上保安部は、通知された事項（海域及び船舶交通に影響を与える特別警報・警報のみ）を航行中及び入港中の船舶に周知する。

(5) 電信電話会社による伝達

西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社は、通知された事項（特別警報・警報のみ）を、一般の通話や電報に優先して、関係市町に伝達する。

(6) 放送機関による伝達

放送機関は、通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

(7) その他防災機関による伝達

その他の防災関係機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知する。

≪特別警報・警報・注意報の伝達系統図≫

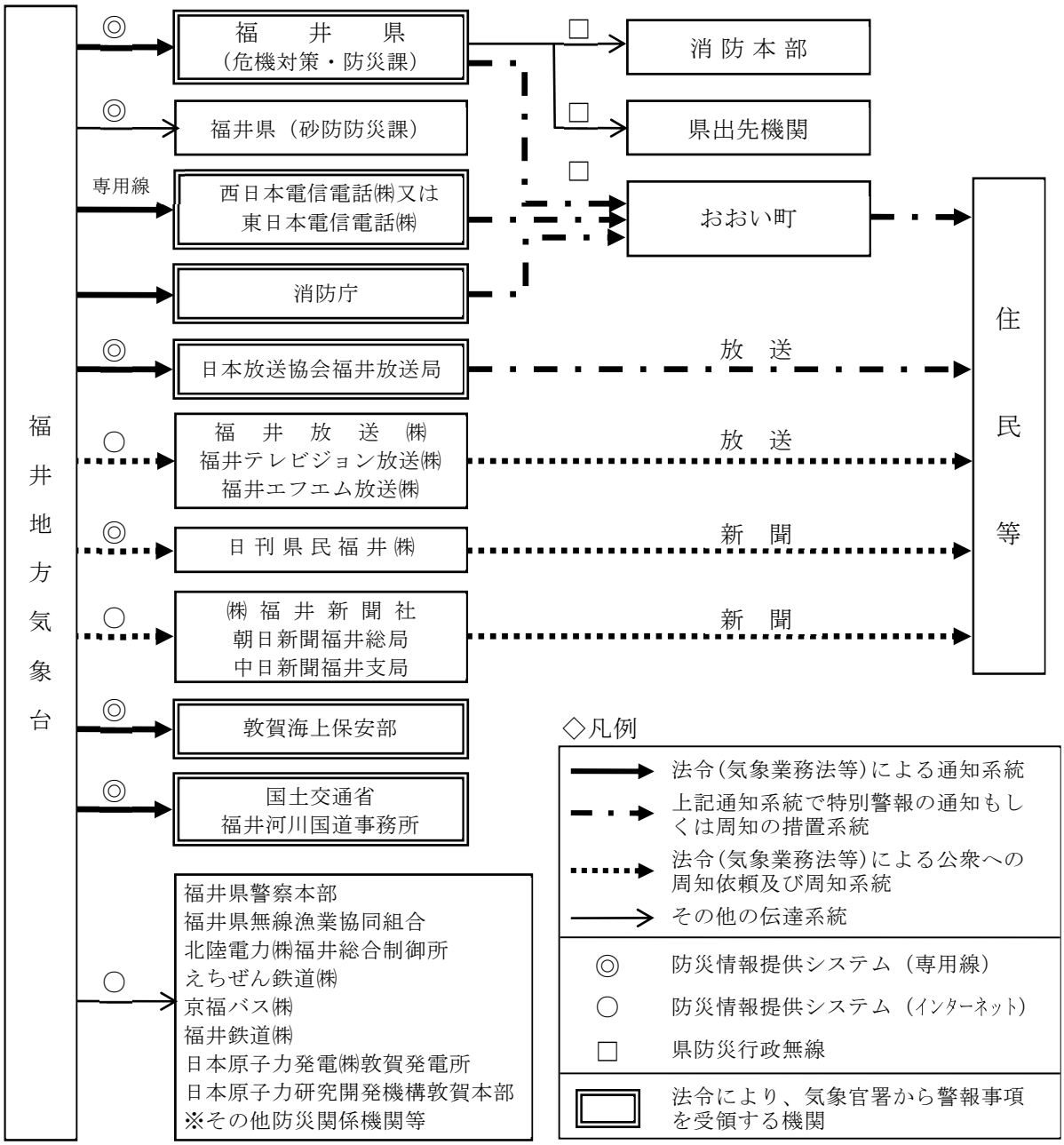

第２　消防法による火災気象通報及び火災警報

１　火災気象通報

福井地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法の規定により、その状況を県に通報する。その通報を受けた県は、県防災行政無線等により、速やかにその旨を町に通報する。

２　火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、県全域又は嶺北、嶺南の地域を対象とし、当日の気象状況が次の条件を満たしたときとする。

(1) 乾燥注意報が発表されたとき

(2) 強風注意報が発表されたとき

３　火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発する。

第３　異常気象発見者の通報義務

１　発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官もしくは海上保安官に通報するものとする。町長は速やかに県及び福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。

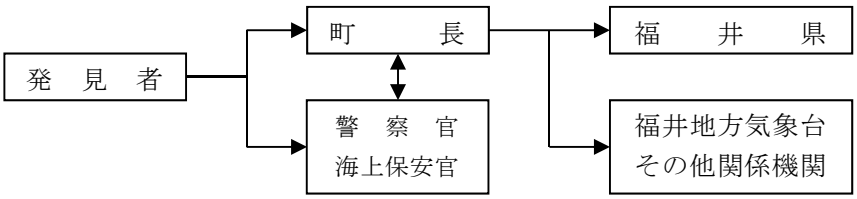

２　町長が福井地方気象台等に通報すべき事項

(1) 異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき

(2) 竜巻、強いひょうがあったとき

第４　福井地方気象台への協力

町は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力するものとする。

１　福井地方気象台に通報を要する事項

(1) 町が災害対策本部を設置したとき。

(2) 町に災害救助法が適用されたとき。
(3) 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所又は県が水防警報を発表したとき。

２　福井地方気象台の照会により通報する事項

(1) 自然災害による被害状況
(2) 気象官署以外の気象観測資料
(3) 河川の水位、流量の観測資料
(4) 潮位、波浪の観測資料
(5) その他

第２節　活動組織の設置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、災害の規模その他の状況に応じた活動組織を設置する。

《実施担当》

防災対策各班、若狭消防組合、関係機関

第１　活動体制の決定

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の規模その他の状況に応じた活動体制をとる。

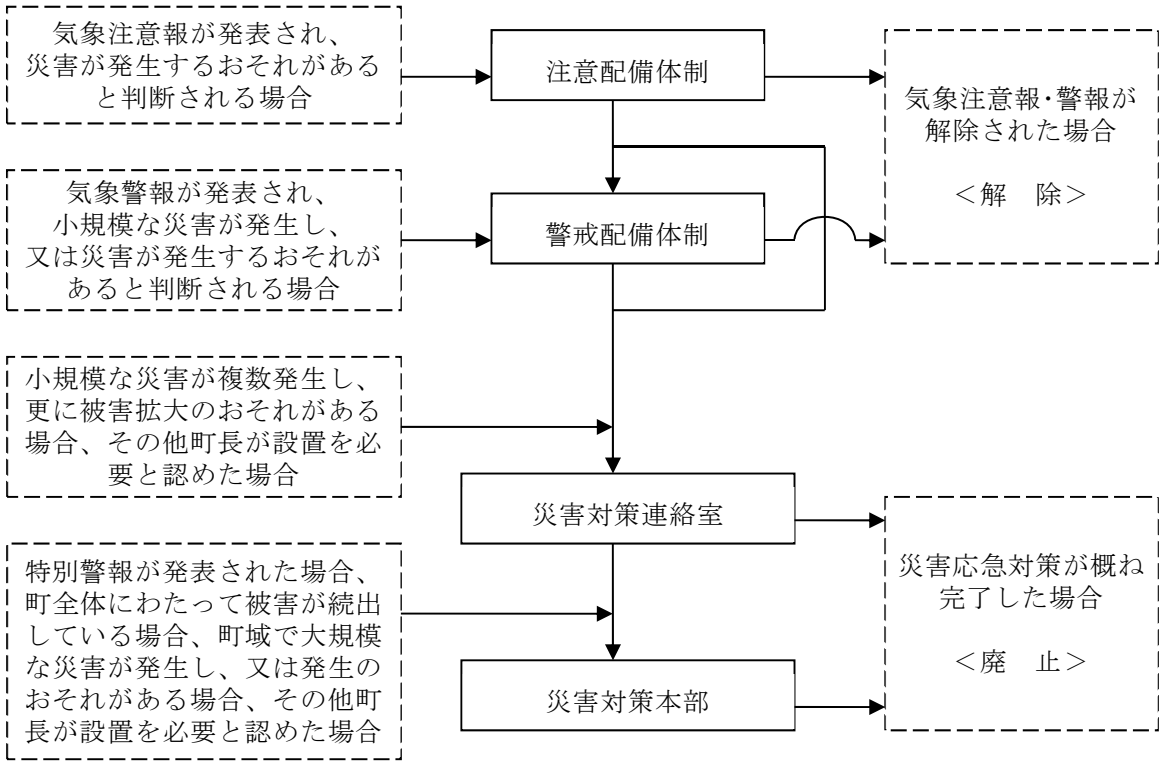

≪活動組織設置のながれ≫

第２　注意・警戒配備体制

１　注意配備体制

防災安全課長は、おおい町に気象注意報が発表され、災害が発生するおそれがあると判断した場合は注意配備をとり、防災関係職員は、次の内容の情報収集に努める。

なお、気象注意報が解除された場合、又は警戒配備以上の体制への移行が決定された場合は、注意配備を解除する。

○ 県、福井地方気象台からの気象情報等の収集
○ 小浜警察署、若狭消防組合消防本部からの被災情報の収集
○ 帰庁者、登庁者からの被災情報の収集

２　警戒配備体制

防災安全課長は、おおい町に気象警報が発表され、小規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合は警戒配備をとり、注意配備と同様の情報収集に努めるとともに、災害応急対策に関する情報収集を行う。

なお、気象警報が解除された場合、又は災害対策連絡室以上の体制への移行が決定された場合は、警戒配備を解除する。

第３　災害対策連絡室

１　設置及び廃止基準

防災安全課長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、町長の命を受け、災害対策連絡室を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

○ 小規模な災害が複数発生し、更に被害拡大のおそれがある場合
○ その他町長が連絡室設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

○ 災害応急対策が概ね完了した場合
○ 災害が発生するおそれが解消された場合
○ 災害対策本部の設置が決定された場合

２　設置場所

連絡室は、おおい町役場内に設置する。

３　組織編成、運営及び事務分掌

(1) 連絡室は、室長（防災安全課長）及びその他の災害対策本部員をもって組織する。
(2) 連絡室の運営は、災害対策本部体制に準じて行うものとし、主な事務分掌は次の内容とする。

○ 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報の収集、分析に関する事項
○ 関係機関との連絡調整に関する事項
○ 職員の配備体制に関する事項
○ 災害対策本部設置の検討に関する事項

第４　災害対策本部

１　設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

○ おおい町に特別警報が発表された場合
○ 町域全体にわたって被害が続出している場合で、総力を挙げて災害応急対策に取り組む必要がある場合
○ 町域で大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合
（火災、爆発その他重大な人為的被害が発生した場合も含む。）
○ その他町長が本部の設置の必要を認めた場合

※地震災害時における災害対策本部の設置基準は「第４編 地震災害応急対策　第１章 応急活動組織　第２節 動員体制　第１ 動員基準」参照。

(2) 廃止基準

○ 災害応急対策が概ね完了した場合
○ 災害が発生するおそれが解消された場合

２　設置場所

災害対策本部は、原則として町役場内に設置する。ただし、町役場内に設置することが不可能な場合は、ふるさと交流センターに設置する。

３　災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

町は、災害対策本部を設置し、又は廃止した場合、直ちに県をはじめ、小浜警察署、若狭消防組合消防本部等の防災関係機関にその旨を通知又は報告する。

又、県は、町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を町災害対策本部に派遣し、町からの情報収集、県からの情報伝達、町からの応援要請の総合調整等を行わせる。

４　設置の公表

町は、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の標識を庁舎の正面玄関に掲示する。

５　組織及び事務分掌

(1) 本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 災害対策本部に次の班を置き、各班長は次に掲げるものを充て、本部員として班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部設置時の班名	班長名
総務班	総務課長
防災班	防災安全課長
調査広報班	まちづくり課長
労務輸送班	税務地籍課長
住民班	住民窓口課長
保健班	すこやか健康課長
福祉班	いきいき福祉課長
農林水産班	農林水産課長
建設班	建設課長

災害対策本部設置時の班名	班長名
生活環境班	くらし環境課長
商工班	商工観光課長
避難誘導班	しごと創生室長
出納班	会計契約課長
支援班	議会事務局長
学校教育班	学校教育課長
社会教育班	社会教育課長
消防班	若狭消防組合消防本部消防長

(4) 各班に係を置き、その主な事務分掌は別表１に示すとおりとする。

(5) 災害対策本部に本部長、副本部長、本部員及び必要に応じ、その他の職員で構成する本部員会議を置き、本部員会議において次の事項を協議する。ただし、極めて緊急を要し、かつ、本部員会議を開催するいとまがないときは、本部長、副本部長及び一部の本部員との協議をもって、これに代えることができる。

○ 被害状況の把握及び災害応急対策実施状況
○ 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
○ 各班及び現地対策本部相互の調整に関する事項
○ 防災関係機関との連携推進に関する事項
○ 他団体に対する応援要請に関する事項
○ その他重要な災害応急対策に関する事項

(6) 班内各係相互の緊密な連絡調整を図るため、各班長を各班連絡責任者とする。

６　権限委譲

町長が不在又は本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副町長、防災安全課長の順で本部長の権限を委譲する。又、本部員（班長）はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

≪おおい町災害対策本部の組織≫

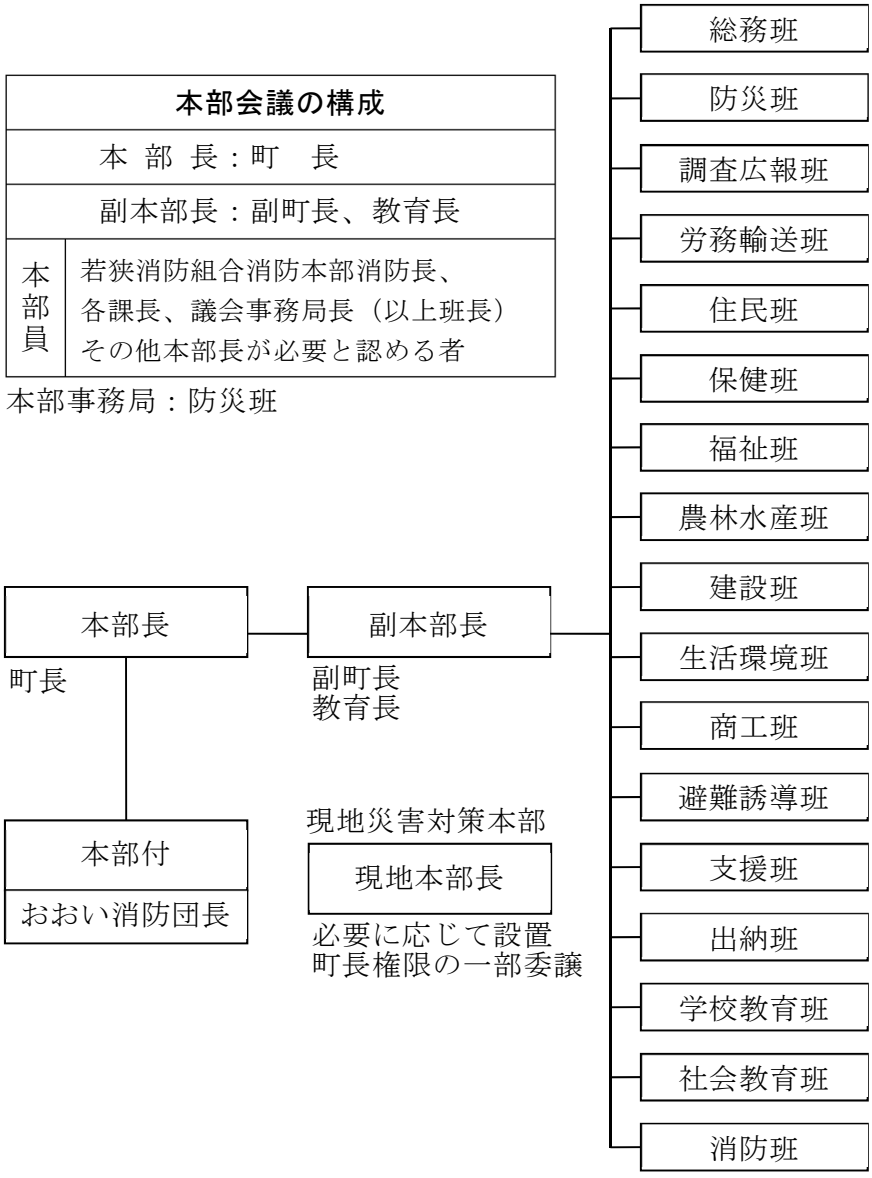

≪別表１　おおい町災害対策本部　事務分掌≫

班　名	係　名	事　務　分　掌
総務班 （総務課長）	総務係	1. 職員の配備に関すること。 2. 本部用車両の配車管理に関すること。 3. 自衛隊の派遣要請、受入れに関すること。 4. 民間及び他市町の救援隊の応援要請並びに受入れに関すること。 5. 本部職員の保健宿舎に関すること。 6. 災害関係の予算措置に関すること。 7. 国・県に対する要請に関すること。 8. 中央省庁・県視察団・調査団に対する陳情、資料のとりまとめに関すること。
防災班 （防災安全課長）	防災係	1. 全般の企画立案に関すること。 2. 本部の設置、廃止に関すること。 3. 各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 4. 避難指示等の連絡調整に関すること。 5. 避難所開設・運営・閉鎖の連絡調整に関すること。 6. 隣接市町との相互応援に関すること。 7. 応援要員の調整、派遣に関すること。 8. 班長会議に関すること。 9. 予・警報・情報の収集及び連絡調整に関すること。 10. 消防体制及び消防活動に関すること。 11. 非常配備に関すること。 12. 災害記録、写真の整備に関すること。
調査広報班 （まちづくり課長）	調査係	1. 被災状況の収集報告に関すること。 （ボランティアからの情報の収集を含む。） 2. 専門家の派遣及び調査機器に関すること。
	広報係	1. 町民に対する広報に関すること。 2. 報道関係機関との連絡に関すること。 3. 有線放送施設及び情報通信施設の災害予防及び応急対策に関すること。 4. 災害広報資料等の収集及び提供に関すること。
労務輸送班 （税務地籍課長）	労務計画係	1. 労務供給計画に関すること。 2. 車両の調達に関すること。 3. 各協力機関の配置指揮監督に関すること。
	協力係	1. 緊急物資輸送のための船舶の借上及び応急輸送に関すること。 2. 応急救助、応急対策に要する労働力の供給に関すること。 3. 人員・物資・輸送計画に関すること。

班　名	係　名	事　務　分　掌
住民班 （住民窓口課長）	救助係	1. 災害救助法に基づく救助事務全般に関すること。 2. 避難所の開設・運営・閉鎖等に関すること。 3. 非常用主食の配分に関すること。 4. 生活必需物資の調達、輸送、供給に関すること。 5. 援助物資（救援物資）の受領及び配分に関すること。 6. 炊き出しに関すること。 7. 災害対策従事者の食料の調達に関すること。 8. 遺体の処理等に関すること。 9. 被災地の住民登録に関すること。 10. 災害時における児童及び母子（父子）世帯の収容に関すること。 11. 児童福祉施設等の被災調査及び応急復旧に関すること。 12. 災害ボランティアの受入れに関すること。 13. 住民相談窓口の設置に関すること。 14. 応急保育に関すること。 15. 災害見舞金（義援金）の配分に関すること。
保健班 (すこやか健康課長)	医療係	1. 救護所の設置に関すること。 2. 医療品等の調達に関すること。 3. 後方医療実施機関の確保に関すること。 4. 急患者輸送に関すること。 5. 被災者の医療措置、健康維持活動に関すること。 6. 健康管理、心のケア対策に関すること。 7. 防疫に関すること。 8. 遺体の処理等に関すること。 9. 被災者の医療措置、健康維持活動に関すること。
福祉班 (いきいき福祉課長)	要配慮者 支援係	1. 避難行動要支援者の支援策に関すること。 2. 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 3. 高齢者、身障者等の要配慮者の対策に関すること。 4. 福祉車両の調達に関すること。 5. 福祉相談窓口の設置に関すること。 6. 福祉サービスの継続的提供に関すること。

班　名	係　名	事　務　分　掌
農林水産班 （農林水産課長）	農業係	1. 果実そ菜、米等の農林産物の災害防止対策及び被災状況調査に関すること。 2. 農地、農業用施設等の災害予防及び応急対策に関すること。 3. 緊急物資（主要食料、そ菜果実）の調達供給に関すること。 4. 農林産物の採取出荷の規制に関すること。 5. 被災果実そ菜、米等の農林産物の応急技術対策に関すること。 6. 家畜の感染症予防、防疫、被災家畜の調査に関すること。 7. 他の班の応援に関すること。
	水産係	1. 漁船、漁具の被災調査及び被災防止に関すること。 2. 海難に関すること。 3. 水産物の採取出荷の規制に関すること。 4. 他の班の応援に関すること。
建設班 （建設課長）	土木漁港係	1. 関係機関との連絡調整に関すること。 2. 公共土木の被災調査に関すること。 3. 交通事情の把握に関すること。 4. 道路、橋梁の確保、水防応急対策に関すること。 5. 住居障害物の除去に関すること。 6. 被災家屋の調査に関すること。 7. 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅の建設に関すること。
	林業係	1. 治山、林道、その他林業用施設等の応急対策に関すること。 2. 他の班の応援に関すること。
	水防係	1. 水防活動全般の企画指導に関すること。 2. 水防資機材の輸送、調達に関すること。 3. 水位、雨量、その他気象、情報の送受に関すること。 4. その他、水防全般の事務に関すること。
生活環境班 （くらし環境課長）	上下水道係 生活環境係	1. 上下水道の応急対策に関すること。 2. 上下水道の応急復旧に関すること。 3. 一般廃棄物に関すること。 4. 環境衛生に関すること。 5. 食品衛生に関すること。
商工班 （商工観光課長）	商工係	1. 商工業関係被災調査及び災害対策に関すること。 2. 他の班の応援に関すること。
避難誘導班 （しごと創生室長）	避難誘導係	1. 避難住民の誘導（広報を除く）に関すること。 2. 町民の被災状況の調査収集に関すること。 3. 他の班の応援に関すること。

班　名	係　名	事　務　分　掌
出納班 （会計契約課長）	出納係	1. 災害対策にかかる現金の出納に関すること。 2. 義援金の受入れ、保管に関すること。 3. 他の班の応援に関すること。
支援班 （議会事務局長）	支援係	1. 災害情報の収集に関すること。 2. 町議会との連絡調整に関すること。 3. 他の班の応援に関すること。
学校教育班 （学校教育課長）	学校教育係	1. 児童、生徒の保健管理に関すること。 2. 文教施設の応急復旧に関すること。 3. 被災児童生徒に対する応急教育、教材、学用品の調達供給に関すること。 4. 学校給食に関すること。 5. 児童生徒の輸送に関すること。
社会教育班 （社会教育課長）	社会教育係	1. 文化財の応急保護対策に関すること。 2. 文教施設の被災調査に関すること。 3. 外国人の支援に関すること。
消防班 （若狭消防組合消防本部消防長）	消防係	1. 緊急時における県・市町等との調整に関すること。 2. 消防団の出動に関すること。 3. 住民の避難誘導、救助・救急に関すること。 4. 救急搬送に関すること。 5. 広域消防連携に関すること。

第５　現地災害対策本部

本部長（町長）は、災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮及び現地での応急対策活動に関わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、本部長（町長）に応急対策の実施状況を報告する。

１　設置基準

○ 災害応急対策を局地的又は特定地域で重点的に行う必要がある場合
○ その他本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

２　廃止基準

○ 当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
○ その他本部長が廃止を決定した場合

３　設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

４　組　　織

現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長（町長）が任命する。

５　所掌事務

現地災害対策本部の業務は、概ね次のとおりとする。

(1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
(2) 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。
(3) 避難所の開設及び連絡調整に関すること。
(4) 被害状況等の情報収集に関すること。
(5) この計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
(6) その他現地災害対策本部の運営に関すること。

（注）通信途絶のときは、本部に伝令員を派遣すること。

６　指揮権限

町長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

○ 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）
○ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
○ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
○ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

第６　複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地災害対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

第７　合同調整所の設置

町は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。又、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第３節　動員体制

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、災害の規模に応じた動員配備を行う。

《実施担当》

総務班総務係、防災対策各班

第１　動員基準

職員の動員配備基準は、次のとおりとする。

組織	配備体制	配備基準	配備概要
―	注意配備	1.おおい町に気象注意報が発表され、災害の発生のおそれがある場合	1.防災担当者による情報収集
	警戒配備	1.おおい町に気象警報が発表され、災害の発生のおそれがある場合 2.小規模な災害が発生した場合	1.被害情報及び災害応急対策に関する情報収集 2.災害対策連絡室設置の検討
災害対策連絡室	第１配備	1.小規模な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがある場合 2.相当規模の災害の発生が予想される場合 3.その他町長が必要と認めた場合	1.被害情報の収集及び伝達 2.局地的な災害応急対策の実施 3.災害対策本部設置の検討
災害対策本部	第２配備	1.相当規模の災害が発生した場合 2.局部的であるが、大規模な災害の発生が予想される場合 3.その他町長が必要と認めた場合	1.被害情報の収集及び伝達 2.すべての災害応急対策の実施
	第３配備	1.大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 2.その他町長が必要と認めた場合	1.被害情報の収集及び伝達 2.すべての災害応急対策の実施 3.閉庁時はすべての職員が参集(自主参集)

各配備体制に応じた配備職員はおおむね次のとおりとする。ただし、配備職員については、担当課であらかじめ指定する。

≪ 配 備 職 員 ≫

課名等＼配備体制		注意配備	警戒配備	第１配備	第２配備	第３配備
町役場本庁	総務課		○	○	○	全職員
	防災安全課	○	○	○	○	
	まちづくり課		○	○	○	
	税務地籍課				○	
	住民窓口課		○	○	○	
	すこやか健康課			○	○	
	いきいき福祉課		○	○	○	
	農林水産課		○	○	○	
	建設課		○	○	○	
	くらし環境課			○	○	
	商工観光課			○	○	
	しごと創生室			○	○	
	会計契約課				○	
	議会事務局				○	
	学校教育課			○	○	
	社会教育課			○	○	

第２　動員方法

迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した連絡・参集を行い、参集報告をする。

又、必要に応じて人員の確保を行う。

１　勤務時間内

(1) 伝達体制

各課への伝達は、総務班総務係が庁内放送によって行う。ただし、庁内放送による伝達が不能な場合は、電話又はファクシミリによって行う。

(2) 活動体制への移行

伝達を受けた場合は、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

２　勤務時間外

(1) 連絡体制

参集指令の伝達は、緊急連絡系統に基づき実施する。

(2) 参集場所

自己の指定参集場所とする。

(3) 過渡的措置

防災対策各班長は、勤務時間外の過渡的措置として、非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて、暫定的に班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

３　参集の報告

防災対策各班において、職員を配備し、応急活動を実施した場合、職員の参集状況を総務班総務係に報告する。

４　人員の確保

(1) 注意配備・警戒配備・第１配備の場合

防災対策各班長は、防災対策各班の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、班内で配備人員を増員し、その旨を総務班総務係へ報告する。

(2) 第２配備・第３配備の場合

防災対策各班長は、防災対策各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務班総務係に要請する。

この場合、総務班総務係は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

５　平常業務の機能

第３配備体制下では、災害発生からの時間経過とともに、平常業務を確保する必要がある住民サービス部門等から、総務班総務係と協議のうえ実施する。

第３　防災業務従事者の安全確保

町は、防災業務従事者の安全確保に十分配慮するとともに、各種防災対応や避難誘導に係る行動のルールを定めておくものとする。

第４　福利厚生

災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力を持続するため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

１　宿泊施設等の確保

総務班総務係は、災害対策従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、町営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整する。

２　食料の調達

総務班総務係は、住民班救助係と調整のうえ、災害対策従事者への食料を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

第４節　警戒活動

災害の発生に備えるため、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒活動を行う。

《実施担当》

防災班防災係、建設班、農林水産班農業係、生活環境班上下水道係、若狭消防組合、消防団、小浜土木事務所、電力事業者、電気通信事業者、放送事業者、鉄軌道施設管理者、道路施設管理者、各乗合旅客自動車運送事業者

第１　水防活動

水防法（昭和24年法律第193号）並びに福井県水防計画に基づき、洪水又は高潮による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減することで公共の安全を保持することを目的とする。

なお、本計画は、「おおい町水防計画」を兼ねるものとする。

１　水防の責任

(1) 町の責任

水防法及び県の水防計画に基づき、管理区域内における水防体制と、組織の確立強化を図り、区域内における水防を十分に果たすものとする。

(2) 住民の責任

水防管理者（町長）、若狭消防組合消防本部消防長より出動を命じられたときは、ただちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。又、管理区域に居住する者は、常に気象状況、増水状況等に注意し、水害が予想されるときは、進んで水防に協力しなければならない。

２　水防区域

水害のおそれがあると認められる河川のうち、福井県知事において水防警報を行う水防区域は次のとおりである。

佐分利川	左岸 右岸	田井谷川合流点（川上18-10-1）～日本海まで

３　水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 水位到達情報の伝達経路

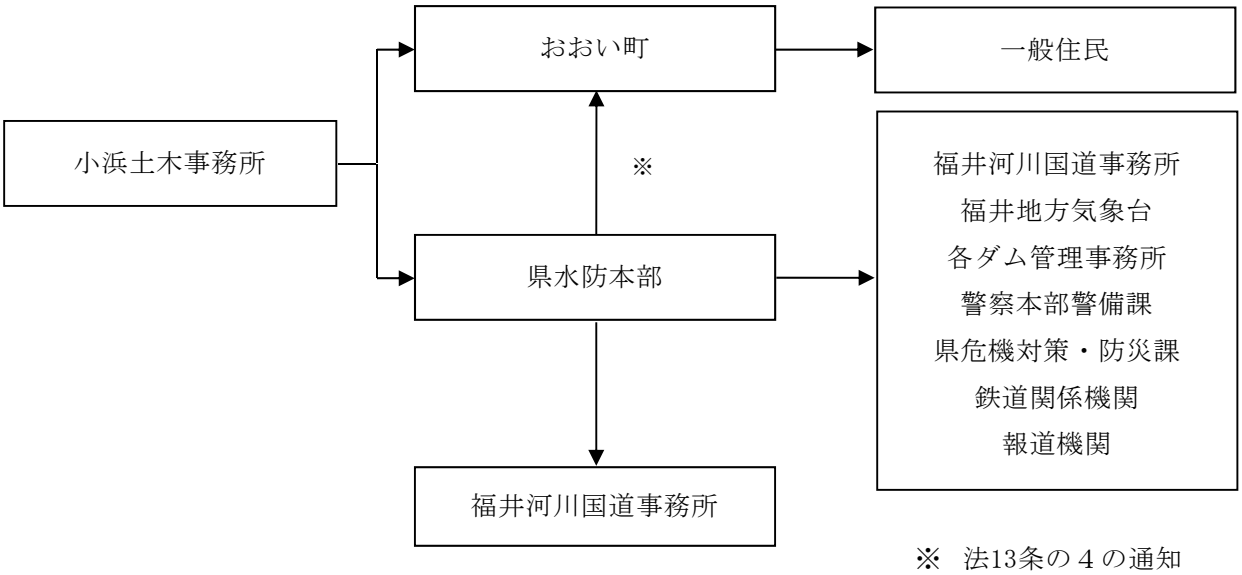

※　法13条の４の通知

(3) 避難判断・氾濫危険水位　連絡系統図

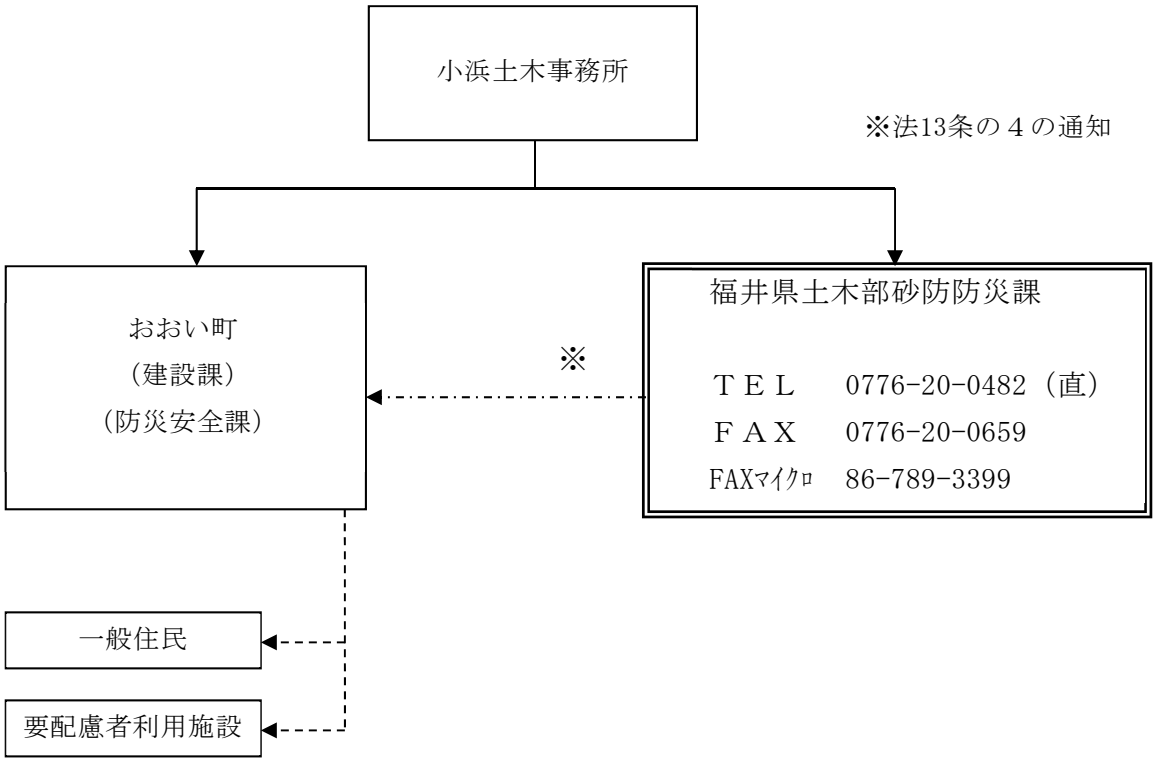

４　県が行う水防警報

(1) 水防警報の種類

種類	発表時期	内容
準備	気象予報士及び上流雨量により増水のおそれがあると認めたとき、又は対象水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水のおそれがあるときに発表する。	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の召集準備をする
出動	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水のおそれがあるとき、又は上流の雨量ならびに水位により危険が予測されるときに発表する。	水防活動に出動する。
解除	対象水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）以下になり、水防作業を必要としなくなったときに発表する。	水防活動を終了する。

（注）ただし、「準備」は省略することがある。

(2) 水防警報の伝達経路

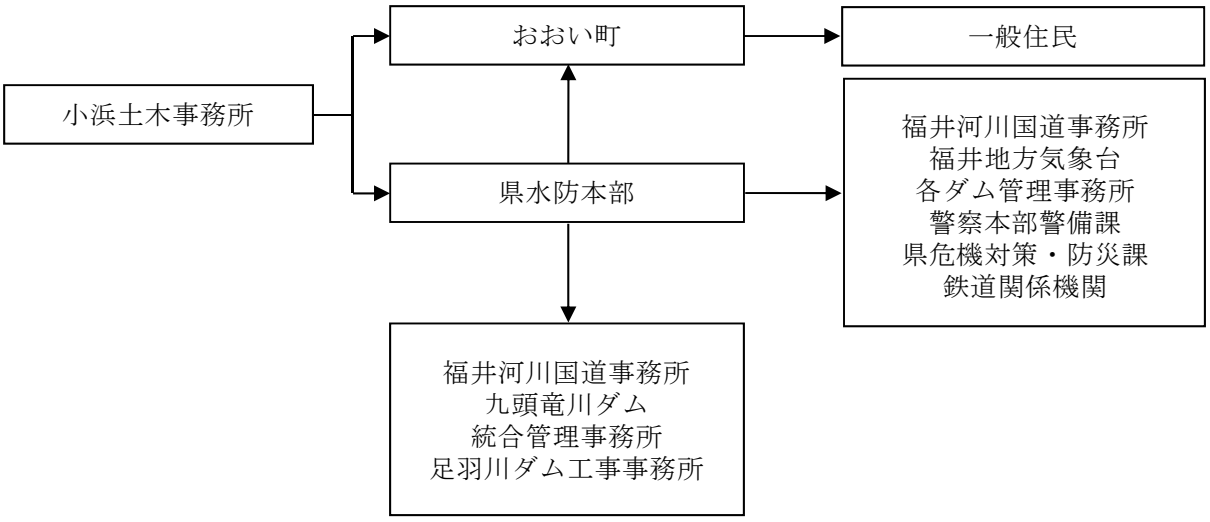

５　水防体制

(1) 水防本部の機構

町長は、洪水又は高潮の危険が解消するまでの間、おおい町に水防対策本部と消防機関に水防本部を設け、おおい町水防本部とし事務を処理するものとする。ただし、おおい町災害対策本部設置後は、本計画に基づき運営する。

(2) 水防配備体制

町長（本部長）は、水防法第16条の規定に基づいて、福井地方気象台が発表する気象予報等及び県から水防警報が発せられたときで必要と認められるときは、おおい町水防対策本部と消防機関の水防本部によるおおい町水防本部を設置する。又、建設班水防係、農林水産班農業係、消防班及び消防団を消防団等として、次に挙げる配備体制にて動員するものとする。

(3) 消防団等の配備体制

配備区分	配備基準	配備体制
準備	1. 河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測される時。 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想される時。	消防団等は出動準備を行う。
出動	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇の恐れがあり危険を予知した時。 2. 潮位が上昇し、気象条件等により危険を認める時。	消防団等は、予め定められた計画に従い、出動し、警戒配備につく。
解除	水防管理者が解除の指令をした時。	

(4) 水防配備の解除

水防管理者（町長）は、水防警報河川の水位が水防団待機水位以下に低下し、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮の恐れがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めた時は、水防の配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。

なお、配備体制を解除したときは、現地指導本部長を通じ、県に報告するものとする。

６　雨量観測及び水位観測

(1) 雨量の観測

防災班防災係は、雨量について建設班水防係から報告を受けるとともに、県及び福井地方気象台からの情報収集に努める。

(2) 水位の観測

建設班水防係、農林水産班農業係は、消防班と協力して海岸、河川・水路及びため池の水位状況を把握するとともに、水位の状況を防災班防災係に連絡する。

河川名	観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	観測局 所在地	管理者
佐分利川	本郷 水位観測所	1.40 m	2.10 m	2.50 m	3.20 m	おおい町 本郷	小浜土木 事務所
南　　川	小倉 水位観測所	2.10 m	3.70 m	無し	4.40 m	おおい町 名田庄小倉	小浜土木 事務所
大津呂川	山田 水位観測所	無し	無し	無し	無し	おおい町 本郷	河内川・大津呂ダム統合 管理事務所

７　出動準備及び出動

(1) 出動準備

防災班防災係は、海岸、河川・水路及びため池において、洪水の危険が予想される場合又は水位が水防団待機水位（通報水位）に達した場合、建設班水防係、農林水産班農業係、消防班及び消防団に対し出動の準備を連絡するとともに、小浜土木事務所に連絡する。

(2) 出　　動

防災班防災係は、水防警報が発表された場合、又は河川・水路及びため池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した場合、建設班水防係、農林水産班農業係、消防班及び消防団に出動を通知するとともに、小浜土木事務所に連絡する。

８　監視及び警戒

(1) 監視及び警戒

建設班水防係、農林水産班農業係、消防班及び消防団は、気象状況に応じ、海岸、河川・水路及びため池を巡視し、異常を発見した場合、直ちに防災班防災係に連絡する。

ア 堤防の亀裂、欠け、崩れ、沈下等

イ 堤防からの溢水状況

ウ 樋門の水漏れ

エ 橋梁等の構造物の異常

(2) 関係機関への通知

防災班防災係は、洪水や堤防の決壊等のおそれがある場合は、小浜土木事務所に通知する。

(3) 警戒区域の設定

防災班防災係は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講じる。

第２　土砂災害警戒活動

豪雨、暴風雨によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士等との連携によって、土砂災害警戒区域の巡視・点検を行う。

１　警戒体制の基準

町、県その他防災機関は、時機を逸することなく、あらかじめ定める基準に基づき、速やかに警戒態勢を確立する。

区　　分	前日までの連続雨量が100㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100㎜あった場合	前日まで降雨がない場合
第１警戒体制	当日の日雨量が50㎜を超えたとき。	当日の日雨量が80㎜を超えたとき。	当日の日雨量が100㎜を超えたとき。
第２警戒体制	当日の日雨量が50㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。

備考：１）第１警戒体制においては、警戒区域の警戒巡視、住民に対する広報等を実施する。
２）第２警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条第１項に規定する事前措置、同法第60条第１項に規定する避難の指示等の処理を実施するものとする。ただし、降雪時、融雪時、災害時及び地すべり等発生時は別途考慮する。

２　情報収集

(1) 現地状況の把握

建設班水防係、農林水産班農業係、消防班、消防団及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。又、広域的な大規模災害が発生した場合、県と連携し、斜面判定士による危険状況の把握に努める。尚、パトロールの際は必ずライフジャケットを着用する。

(2) 降雨・積雪状況の把握

降雨・積雪の状況は、所管施設で自らが観測するとともに、アメダス、テレメータ等の記録も活用して町域の気象状況を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の把握

知事によって指定・公示される「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に関する情報をあらかじめ収集し、警戒区域ごとの警戒避難体制並びに情報伝達の方法を別途定め、対象となる住民に周知する。

３　警戒活動の内容

(1) 第１次警戒体制

ア 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。
ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第２次警戒体制

ア 住民等に避難の準備を行うよう広報を実施する。
イ 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。

４　斜面判定士制度の活用

関係機関との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

５　情報交換の徹底

県、他の市町及び関係団体と、気象観測情報等の交換に努める。

第３　ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風雨によって起こる災害に備えるため、気象情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて警備警戒体制をとる。

１　生活環境班（上下水道係）

(1) 生活環境班上下水道係は、気象情報等の収集に努める。
(2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。

ア 応急対策要員及び応急対策用資機材を確保する。
イ 参集に備え待機する。
ウ 応急給水の準備を実施する。

２　建設班（土木漁港係）

(1) 建設班土木漁港係は、気象情報等の収集に努める。
(2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
ア 応急対策要員及び応急対策用資機材を確保する。
イ 参集に備え待機する。

３　電力事業者（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 気象情報等の収集に努める。
(2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
ア 待機及び非常呼集体制を確立し、応急対策要員を確保する。
イ 応急対策用資機材を確保する。

４　ガス事業者（液化石油ガス事業所）

(1) 気象情報等の収集に努める。
(2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
ア 待機及び非常呼集体制を確立し、応急対策要員を確保する。
イ 応急対策用資機材を点検、整備、確保する。
ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等を巡回点検する。

５　電気通信事業者（西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱北陸総支社、ソフトバンク㈱）

(1) 気象情報等の収集に努める。
(2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
ア 待機及び非常呼集体制を確立し、応急対策要員を確保する。
イ 応急対策用資機材を点検、整備、確保する。
ウ 防災対策用資機材及び工事用車両を準備する。
エ 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡員を配置する。
オ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員を配置する。
カ 重要回線、設備を把握するとともに、各種措置計画を点検する。
キ 電気通信設備等に対する必要な防護措置を実施する。
ク その他安全上必要な措置を実施する。

６　放送事業者

(1) 気象情報等の収集に努める。
(2) 災害発生に備えて次のような活動を実施する。

ア 電源設備、給排水設備の整備、点検
イ 中継・連絡回線の確保
ウ 放送設備・空中線の点検
エ 緊急放送の準備

７　鉄軌道施設管理者

(1) 気象情報等の収集に努める。
(2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
ア 待機及び非常呼集体制を確立し、応急対策要員を確保する。
イ 応急対策用資機材を点検、整備、確保する。
ウ 施設設備を点検する。
(3) 利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。
ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限の実施
イ 適切な車内放送、駅構内放送の実施
ウ 安全な場所への避難誘導等

８　道路施設管理者

(1) 気象情報等の収集に努める。
(2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
ア 待機及び非常呼集体制を確立し、応急対策要員を確保する。
イ 応急対策用資機材を点検、整備、確保する。
ウ 施設設備を点検する。
(3) 利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。
ア 定められた基準により、通行禁止、制限若しくは速度規制の実施
イ 迂回、誘導等適切な措置の実施

９　乗合バス事業者

(1) 気象情報等の収集に努める。
(2) 必要に応じて次のような警備警戒体制をとる。
ア 定められた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
イ バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第５節　応急避難対策

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示等、誘導等必要な措置を講じる。

《実施担当》

防災班防災係、住民班救助係、避難誘導班避難誘導係、小浜警察署、若狭消防組合、消防団

《警戒活動のながれ》

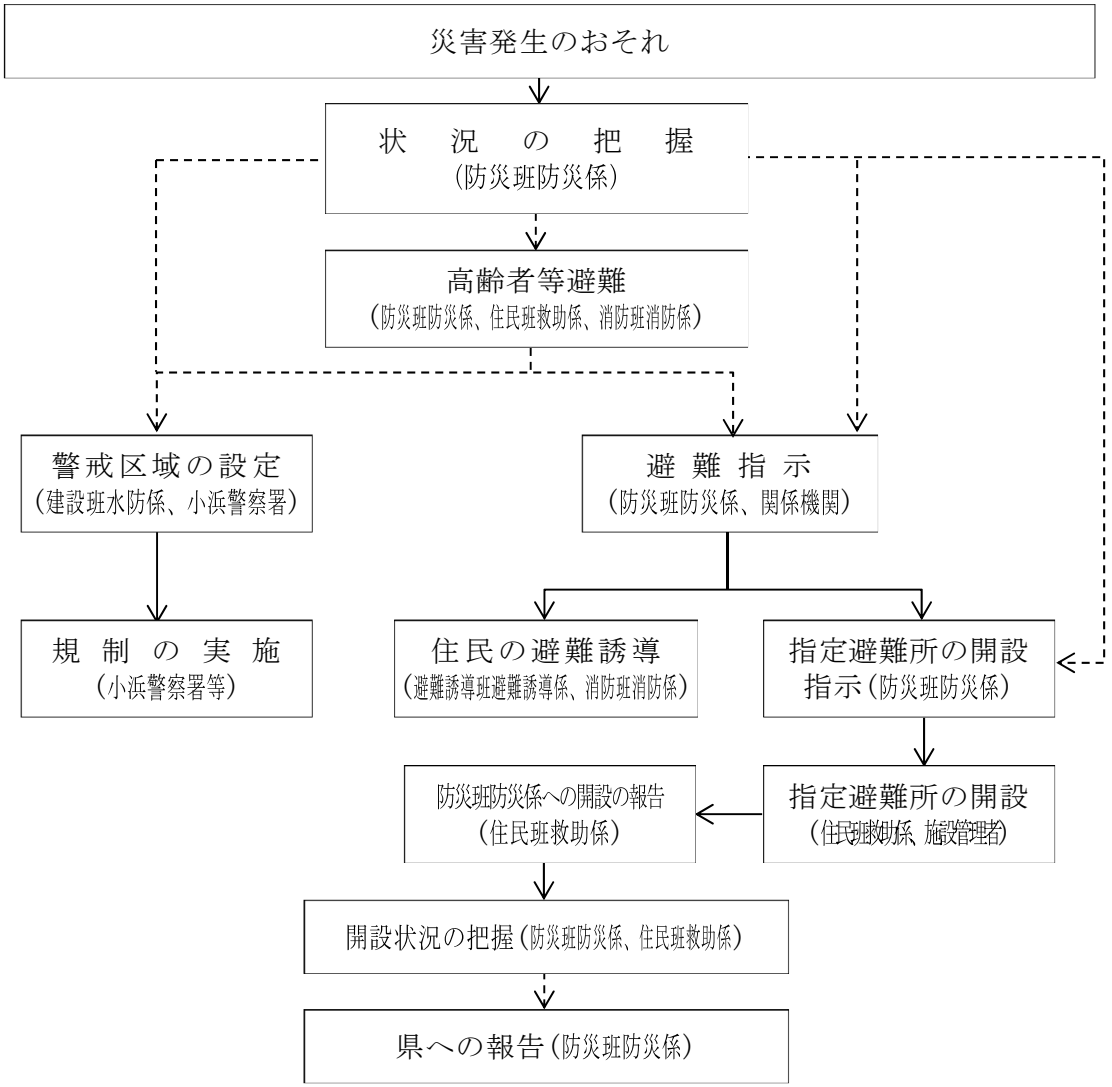

第１　避難情報の種類

種類＼内容等	警戒レベル	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
緊急安全確保 (町長が発令)	警戒 レベル５	【災害発生又は切迫】 ・災害が発生又は切迫している状況 ・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	【命の危険　直ちに安全確保！】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
～　警戒レベル４までに必ず避難！　～			
避難指示 (町長が発令)	警戒 レベル４	【災害のおそれ高い】 ・災害が発生するおそれが高い状況 ・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難 (町長が発令)	警戒 レベル３	【災害のおそれあり】 ・災害が発生するおそれがある状況 ・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内避難確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水 ・高潮注意報 (気象庁が発表)	警戒 レベル２	【気象状況悪化】 ・大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況（それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況）	【自らの避難行動を確認】 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え

内容等 / 種類	警戒レベル	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
			自らの避難行動を確認。
早期注意情報（気象庁が発表）	警戒レベル１	【今後気象状況悪化のおそれ】 ・気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況	【災害への心構えを高める】 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

避難行動	概　要
緊急安全確保 （警戒レベル５）	「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況※に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。 ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 ※「避難を安全にできない可能性がある状況」の例は以下のとおり （災害発生後） ・河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況 ・避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況 （災害発生直前） ・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある ・立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し被災するおそれがある ・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある ・暴風による飛散物により被災するおそれがある ・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれがある
～　警戒レベル４までに必ず避難！　～	
立退き避難 （警戒レベル４） （警戒レベル３）	ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域等や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。
屋内安全確保 （警戒レベル４） （警戒レベル３）	洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合に、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動のこと。 ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。 ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※1に存していないこと ②自宅・施設等に浸水しない居室があること ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※2を許容できること ※１：家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。 ※２：支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ 電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

第２　避難情報と防災気象情報

町は、警戒レベル相当の情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保(必ず発令されるものではない)

～警戒レベル４までに必ず避難！～

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報(下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合(下段：洪水情報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5相当	**氾濫発生情報** 危険度分布：黒(氾濫している可能性)	**大雨特別警報(浸水害)※２**		**大雨特別警報(土砂災害)**	**高潮氾濫発生情報※３**
4相当	**氾濫危険情報** 危険度分布：紫(避難判断水位超過相当)	危険度分布：うす紫(非常に危険)※４	**内水氾濫危険情報(水位周知下水道において発表される情報)**	**土砂災害警戒情報** 危険度分布：うす紫(非常に危険)※４	**高潮特別警報※５** **高潮警報※５**
3相当	**氾濫警戒情報** 危険度分布：赤(氾濫注意水位超過相当)	**洪水警報** 危険度分布：赤(警戒)		**大雨警報(土砂災害)** 危険度分布：赤(警戒)	**高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報**
2相当	**氾濫注意情報** 危険度分布：黄(水防団待機水位超過相当)	危険度分布：黄(注意)		危険度分布：黄(注意)	
1相当					

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報
(町に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報
(町が自ら確認する必要がある情報)

※1）ＨＰ上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸 200m 毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル２～５相当の危険度を表示。
※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4) 「大雨警報（土砂災害）・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル５に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル５の発令対象区域の絞り込みに活用する。
※5) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル４相当情報に位置付けている。
注）本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

第３　実施責任者及び基準

１　実施責任者

気象予警報等が発表され、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがある危険地域の住民等に対し、生命又は身体の安全を確保するため、避難指示等を発令する。

なお、避難指示等の実施責任者等は、次のとおりである。

事項／区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 ［災害対策基本法第56条］	立退きの準備その他の措置についての必要な通知又は警告（要配慮者に対しては、円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮）	高齢者等が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 ・水位が氾濫注意水位に達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき等 【高潮】 ・基準検潮所の潮位が警戒潮位を越えたとき等
避難指示	知事及びその命を受けた職員 ［水防法第29条、地すべり等防止法第25条］	立退きの指示	洪水・高潮・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 ［水防法第29条］	立退きの指示	洪水・高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長 ［災害対策基本法第60条第１項、第２項］	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・水位が避難判断水位に到達したとき等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき等 【高潮】 ・基準検潮所の潮位が警戒潮位を越え、なお潮位上昇が予想されるとき等
	警察官 ［災害対策基本法第61条第１項］ ［警察官職務執行法第４条］	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
		警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。

事項／区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示	海上保安官 ［災害対策基本法第61条第１項］	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	自衛官 ［自衛隊法第94条］	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保	町長 ［災害対策基本法第60条第３項］	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険がおよぶおそれがあり、かつ、事態を照らし緊急を要すると認められるとき。
	警察官 ［災害対策基本法第61条第１項］	緊急安全確保措置の指示	町長が避難のための緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	海上保安官 ［災害対策基本法第61条第１項］	緊急安全確保措置の指示	町長が避難のための緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。

なお、町長不在時は、副町長、防災安全課長の順で町長の権限を委譲する。

２　警戒レベルと避難情報の発令・解除基準

洪水浸水想定区域が設定されている佐分利川（水位周知河川）、南川（その他河川等）、大津呂川（その他河川等）、また、洪水警報の危険度分布が公表される坂本川（その他河川等）、槙谷川（その他河川等）、染ヶ谷川（その他河川等）、仁吾谷（その他河川等）、虫谷川（その他河川等）、久田川（その他河川等）に関する避難情報の発令・解除基準は以下のとおりである。

(1) 水害

ア 佐分利川（水位周知河川）

区分			判断基準（発令・解除の条件）
観測所名			本郷水位観測所
水位情報			氾濫危険水位：3.2m 避難判断水位：2.5m 氾濫注意水位：2.1m 水防団待機水位：1.4m
発令基準	警戒レベル３	高齢者等避難	以下の①～⑤のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ①　氾濫注意水位（2.1m）に到達したとき ②　水防団待機水位（1.4m）を超えた状態で、次のア～イのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき ア　洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき） イ　観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき ③　佐分利川堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき ④　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想されるとき（夕刻時点で発令） ⑤　その他、要配慮者が避難できる時間を残して、災害が発生する可能性が高まったとき
	警戒レベル４	避難指示	以下の①～⑦のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ①　避難判断水位（2.5m）に到達したとき ②　氾濫注意水位（2.1m）を超えた状態で、次のア～イのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき ア　洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき） イ　観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき ③　堤防の決壊につながるような漏水・浸食等、河川管理施設の異常を確認したとき ④　支川の大津呂川上流にある大津呂ダムの管理者から、異常洪水時防災操作（緊急放流）開始予定の通知があったとき ⑤　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想されるとき（夕刻時点で発令） ⑥　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑦　その他、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき ※夜間・未明であっても、発令基準①～④に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。

区分			判断基準（発令・解除の条件）
発令基準	警戒レベル５	緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合など、以下の①～④のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではない。 また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。 （災害が切迫） ①　氾濫開始相当水位に到達したとき ②　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき ③　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ④　堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できたとき）
解除基準 （右の①～③の全ての条件に該当する場合）			①　福井地方気象台が大雨・洪水警報を解除した場合 ②　河川の水位が避難判断水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著な場合 ③　浸水が発生している場合は、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった場合 ※災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれがなくなり、避難情報を解除する場合は、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除する。 ※今後の水位の見込み等について、必要に応じ国・県に技術的な助言を求めた上で解除を判断する。

イ 大津呂川（その他河川等）

区分			判断基準（発令・解除の条件）
観測所名			山田水位観測所
水位情報			―
発令基準	警戒レベル３	高齢者等避難	以下の①～③のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ①　観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき ②　大津呂川堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき ③　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
	警戒レベル４	避難指示	以下の①～⑤のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ①　観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき ②　堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき ③　大津呂ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があったとき ④　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ⑤　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準①～③に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。
	警戒レベル５	緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合など、以下の①～⑤のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではない。 また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。 （災害が切迫） ①　観測所の水位が堤防高に到達したとき ②　堤防に異常な漏水・侵食や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき ③　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき ④　大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき （災害を確認） ⑤　堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できたとき）

区分	判断基準（発令・解除の条件）
解除基準 （右の①～③の全ての条件に該当する場合）	①　福井地方気象台が大雨・洪水警報を解除したとき ②　河川の水位が十分下がり、かつ、洪水警報の危険度分布である危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向であるとき ③　浸水が発生している場合は、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった場合 ※災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれがなくなり、避難情報を解除する場合は、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除する。 ※今後の水位の見込み等について、必要に応じ国・県に技術的な助言を求めた上で解除を判断する。

ウ 南川（その他河川等）

区分			判断基準（発令・解除の条件）
観測所名			小倉水位観測所
水位情報			氾濫危険水位：4.4m 氾濫注意水位：3.7m 水防団待機水位：2.1m
発令基準	警戒レベル３	高齢者等避難	以下の①～④のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ①　氾濫注意水位（3.7m）に到達したとき ②　水防団待機水位（2.1m）を超えた状態で、次のア～イのいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがあるとき ア　洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[洪水]）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき） イ　観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき ③　堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき ④　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
	警戒レベル４	避難指示	以下の①～④のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ①　氾濫注意水位（3.7m）を超えた状態で、次のア～イのいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがあるとき ア　洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報[洪水]）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき） イ　観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき ②　堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき ③　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ④　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準①～②に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。
	警戒レベル５	緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合など、以下の①～⑤のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではない。 また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。 （災害が切迫） ①　観測所の水位が堤防高に到達したとき ②　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき ③　樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ④　大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき （災害発生を確認） ⑤　堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できたとき）

区分	判断基準（発令・解除の条件）
解除基準 （右の①～③の全ての条件に該当する場合）	①　福井地方気象台が大雨・洪水警報を解除した場合 ②　河川の水位が十分下がり、かつ、洪水警報の危険度分布である危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向であるとき ③　浸水が発生している場合は、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった場合 ※災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれがなくなり、避難情報を解除する場合は、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除する。 ※今後の水位の見込み等について、必要に応じ国・県に技術的な助言を求めた上で解除を判断する。

エ 坂本川（その他河川等）、槙谷川（その他河川等）、染ヶ谷川（その他河川等）、
仁吾谷（その他河川等）、虫谷川（その他河川等）、久田川（その他河川等）

区分			判断基準（発令・解除の条件）
観測所名			－
水位情報			－
発令基準	警戒レベル３	高齢者等避難	以下の①～③のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ① 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[洪水]）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき） ② 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき ③ 警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
	警戒レベル４	避難指示	以下の①～④のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ① 洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報[洪水]）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき） ② 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき ③ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ④ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準①～②に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。
	警戒レベル５	緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合など、以下の①～⑤のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではない。 また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。 （災害が切迫） ① 水位が堤防高に到達したとき ② 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき ③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ④ 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき （災害発生を確認） ⑤ 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できたとき）

区分	判断基準（発令・解除の条件）
解除基準 （右の①～③の全ての条件に該当する場合）	①　福井地方気象台が大雨・洪水警報を解除した場合 ②　河川の水位が十分下がり、かつ、洪水警報の危険度分布である危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向であるとき ③　浸水が発生している場合は、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった場合 ※災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれがなくなり、避難情報を解除する場合は、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除する。 ※今後の水位の見込み等について、必要に応じ国・県に技術的な助言を求めた上で解除を判断する。

(2) 土砂災害

区分			判断基準（発令・解除の条件）
発令基準	警戒レベル３	高齢者等避難	以下の①～⑤のいずれかに該当する場合に、土砂災害危険度情報のメッシュ単位で発令する。 ① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となったとき（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ② 土砂災害危険度情報（警戒）（福井県河川・砂防情報）に該当したとき ③ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが予想されるとき ④ 警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替わる可能性が言及されているときなど）（夕刻時点で発令） ⑤ その他、要配慮者が避難できる時間を残して、災害が発生する可能性が高まったとき
	警戒レベル４	避難指示	以下の①～⑦のいずれかに該当する場合に、土砂災害危険度情報のメッシュ単位で発令する。 ① 近隣で前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき ② 土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表されたとき（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ③ 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となったとき ④ 土砂災害危険度情報（非常に危険）（福井県河川・砂防情報）に該当したとき ⑤ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ⑥ 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑦ その他、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき ※夜間・未明であっても、発令基準①～④に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。

区分			判断基準（発令・解除の条件）
発令基準	警戒レベル５	緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合など、以下の①～②のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではない。 また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。 （災害が切迫） ①　大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表されたとき （災害発生を確認） ②　土砂災害の発生が確認された場合
解除基準 （右の①～④の全ての条件に該当する場合）			①　福井地方気象台が大雨・洪水警報を解除した場合 ②　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が解除された場合 ③　被災を受けた地区は上記２項目に加え、土砂移動観測機器等が設置され警戒基準雨量を定めるなど警戒避難体制が確立した時点 ④　被災した地域の応急復旧作業が完了し、安全度が原形までに回復した時点 ※災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれがなくなり、避難情報を解除する場合は、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除する。 ※なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（例：引き続き土砂災害発生のおそれが認められるための家屋に戻るべきではない等の地域）においては、警戒レベル５緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル４避難指示を発令する。 ※今後の土砂災害の見込み等について、必要に応じ国・県に技術的な助言を求めた上で解除を判断する。

(3) 高潮災害

区分			判断基準（発令・解除の条件）
発令基準	警戒レベル３	高齢者等避難	以下の①～④のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ① 高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域がかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれるとき ③ 警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ④ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、福井県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき
	警戒レベル４	避難指示	以下の①～②のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ① 高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が発表されたとき ② 警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるときなど）（夕刻時点で発令）
	警戒レベル５	緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合など、以下の①～④のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではない。 また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。 （災害が切迫） ① 水門、陸閘等の異常が確認されたとき ② 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測されるとき ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、町が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 （災害発生を確認） ③ 海岸堤防等が倒壊したとき ④ 異常な越波・越流が発生したとき

区分	判断基準（発令・解除の条件）
解除基準	・福井地方気象台が高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）を解除した場合 ・浸水が発生している場合は、住宅地等での浸水が引くと共に、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合 ※災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれがなくなり、避難情報を解除する場合は、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除する。 ※今後の高潮発生の見込み等について、必要に応じ国・県に技術的な助言を求めた上で解除を判断する。

第４　避難の周知

１　高齢者等避難

町は、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等を実施する必要が予想される場合、危険が予想される地域の住民に事態の周知を図り、高齢者等の避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求める。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける。

なお、高齢者等避難に関しての伝達事項は、通知又は警告者、危険予想地域、通知又は警告すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法とする。

２　避難行動要支援者等への伝達

避難行動要支援者への伝達は、社会福祉協議会、民生委員児童委員の福祉関係者の協力を得て行う。

３　住民への避難指示等の周知

(1) 避難指示等の判断基準の策定

町は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、雨量や河川水位などを用いて、具体的な判断基準の策定に努める。

(2) 避難指示等の発令方法

町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時機を失することなく避難指示等を発令するものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

町は、住民に対する避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するものとする。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

又、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で指定緊急避難場所を開設し、高齢者等避難を発令して住民に伝達することにより、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等、円滑な避難に努めるものとする。

町は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。又、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への移動を基本とするものの、防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

避難指示等の発令に当たっては、災害の切迫度に応じ、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。

又、危険の切迫性に応じて、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(3) 避難指示等の助言の求め

町は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(4) 伝達方法

住民への避難指示等の伝達は、サイレン、ＩＰ告知放送、ＣＡＴＶ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、町ホームページ、おおい町メール、一斉電話配信システム、携帯電話メール（緊急速報メール）、広報車等多様な情報手段により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。

又、町は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達手段体制の整備にも努める。

なお、避難指示等の発令に際しては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的で分かりやすい内容で発令するように努める。

放送事業者に対しては、情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備に努める。

(5) 伝達内容

ア 避難指示等の発令の実施者
イ 避難指示等の発令の理由
ウ 対象となる地域（地区名等）
エ 避難先、避難経路等
オ その他注意事項

４　県への報告

避難指示等を発令した場合、次の事項について知事に報告する。又、避難の必要がなくなった場合はただちにこれを公示し、県に報告する。

(1) 避難指示等の発令の理由
(2) 避難指示等の発令を行った地域
(3) 世帯数及び人員
(4) 立退き先

５　関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者は避難指示等を発令したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡するものとする。

町は、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

第５　避難の方法

１　避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難に関しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
(2) 避難者は、盗難等の予防に十分備えること。
(3) 事業所、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
(4) 避難者は３食程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、懐中電灯、救急用品（薬品等）、ラジオ等を携帯すること。
(5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名等を記入したもの）を準備すること。
(6) 服装は軽装とするが、素足は避け、必ず帽子、ヘルメット、頭巾等を着用し、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携帯すること。
(7) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さないこと。
(8) 前各号のうち平素から用意しておける物品等は、「非常持出し」の表示をした袋類に入れて迅速に持ち出せるようにすること。

２　避難誘導

(1) 避難、立退きを安全かつ迅速に行うため、誘導責任者を当該地域の区長（不在の場合はその定めたもの）とし、誘導員は現地に派遣された職員、警察官、消防職員及び消防団員等があたり、防災関係機関等の協力を得て組織的な避難誘導に努める。
(2) 避難は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の要配慮者を優先し、適切な避難誘導を行う。

３　避難路

避難路は事前に検討し、その安全を確認する。又、誘導する場合は危険箇所の表示や縄ばり、誘導員を要所に配置するなど、避難時の事故防止に努める。

４　防災上特に重要な施設の避難

学校教育施設、社会福祉施設等の施設においては、事前に定めた避難計画に沿って避難する。又、避難誘導にあたって施設職員等のみで対応が困難な場合、施設管理者は避難誘導班避難誘導係に避難誘導の応援を要請し、住民班救助係は自主防災組織等に協力を依頼する。

第６　要配慮者応急対策

１　迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。町は県と連携し、被災施設等の的確な状況の把握に努め、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、他施設への緊急避難についての情報や避難受入れについての情報収集を行う。

２　町における対応

町は、要配慮者を支援するため、防災安全課とすこやか健康課との連携の下、次の措置を講じる。

(1) 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
(2) 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
(3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
(4) 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
(5) 生活する上で必要な資機材を指定避難所等に設置・提供する。
(6) 指定避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
(7) 老人福祉施設、障害者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入れ要請を行う。

３　外国人に係る対策

町は、必要に応じ、県及び福井県国際交流協会と連携し、外国人に係る次の対策を講じる。

(1) インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

(2) 警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。
(3) 災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

第７　指定緊急避難場所の開設と避難者の受入れ

１　指定緊急避難場所の開設

町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

原則としてあらかじめ定めた指定緊急避難場所の施設管理者に指定緊急避難場所の開設を指示し、住民班救助係は指定緊急避難場所を開設し、住民に対し周知徹底を図る。

なお、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じて速やかに指定緊急避難場所を開設する。

緊急を要する場合は次の方法による。

(1) 勤務時間内の開設

ア 住民班救助係は指定緊急避難場所となる施設管理者に対して開設を要請する。
イ 施設管理者は住民班救助係からの開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応急収容を行う。

(2) 勤務時間外の場合

ア 住民班救助係は、町長から指定緊急避難場所の開設の命を受けた場合、ただちに指定緊急避難場所となる施設管理者に連絡するとともに、指定緊急避難場所の開設を行う。
イ 住民班救助係は、開設した指定緊急避難場所に避難者の応急収容を行う。なお、小中学校を指定緊急避難場所として開設する場合、原則として体育館を指定緊急避難場所とする。
ウ 住民班救助係は、災害発生時に対応できるよう、あらかじめ指定緊急避難場所の鍵を管理しておく。

(3) 要配慮者への措置

指定緊急避難場所に高齢者、障害者等要配慮者がいる場合は、民生委員児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力により、適切な措置を講ずるよう努める。必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉避難所等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努めるものとする。

第８　警戒区域の設定

１　実施責任者及び基準

警戒区域の設定実施責任者等は、次の通りである。

実施責任者	措置	実施の基準
町長 ［災害対策基本法第63条第１項］	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知事 ［災害対策基本法第73条第１項］	同上	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警察官 ［災害対策基本法第63条第２項］	同上	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
自衛官 ［災害対策基本法第63条第２項］	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	前記の実施の基準の場合において、町長若しくはその委任を受けた職員ないし警察官が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消防長又は消防署長 ［消防法第23条の２］	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害をあたえるおそれがあると認められるとき。
警察署長 ［消防法第23条の２］	同上	前記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消防吏員又は消防団員 ［消防法第28条、第36条］	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警察官 ［消防法第28条、第36条］	同上	前記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。

注）警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第１次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

２　規制の実施

町長は、警戒区域の設定について小浜警察署長等の関係者との連絡調整を行う。又、警戒区域を設定したときは小浜警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

第９　広域避難及び広域一時滞在

１　広域避難

(1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、福井県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては福井県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態を照らし緊急を要すると認めるときは、福井県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

(2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 町は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(4) 町は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

２　広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、福井県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては福井県に対して当該他の都道府県との協議を求めることができる。

第６節　雪害対策

町は、積雪時において道路等の除雪を行い、交通、輸送を確保し、民生の安定と産業の活動を維持する。

《実施担当》

防災班防災係、住民班救助係、福祉班要配慮者支援係、建設班土木漁港係、生活環境班、農林水産班農業係、学校教育班、若狭消防組合、小浜警察署、消防団、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路㈱、西日本旅客鉄道㈱

第１　基本方針

町長（本部長）は、次に掲げる方針により雪害対策を進めるものとする。

１　道路の除雪

町道の積雪が10cmに達し、更に積雪が予想される場合に除雪を開始する。

２　除雪体制

積雪が60cmを超え、更に今後降雪が予想される場合は、おおい町雪害対策本部を設置して、交通の確保を図る。

３　豪雪対策

積雪量が100cmを超え、更に今後降雪が予測されると同時に町道の交通が途絶し、消防活動が極めて困難となり、生鮮食料品等住民の生活必需品の輸送入荷が極端に低下又は減少し、孤立区の続発、大規模なだれによる人身被災が生じたとき、又はその恐れが著しく増大した場合、町長が災害対策本部を設け第３配備を指令するものとする。

４　配備体制

配備・体制	状　　況	出　動　体　制
第１配備 （準備体制）	冬季に入り、降雪が予測されるとき。	除雪要員の出動計画を確認するとともに、除雪資材機器の整備点検、借上げを完了する。
第２配備 （待機体制）	降雪が10cmを超えると予測されるとき。	除雪出動の連絡に必要な最少限の要員を配置し、第３配備に移行できる体制とする。
第３配備 （出動体制）	道路の積雪が10cmを超え更に降雪が予測されるとき。	除雪要員はあらかじめ計画した方針により、除雪を開始し、長期除雪に耐えるような勤務体制をとる。
第４配備 （活動体制）	積雪量が60cmを超え、今後更に降雪が予測され雪害対策本部が設けられたとき。	除雪要員を補充し、資機材を増強し、除雪・排雪に全力を投入する。

町長（本部長）は、積雪及び降雪の予測がいずれも減少すると判断されるときは、雪害対策本部を解散し、各配備体制を繰り下げるものとする。

第２　除雪対策

１　除雪対策協議事項

総合的かつ計画的な除雪の実施を図るため、毎年降雪期前に、次の事項を必要に応じて調整する。

(1) 除雪区間
(2) 除雪作業基準
(3) 機械及び人夫等の借上の調整
(4) 鉄道除雪協力体制

２　除雪責任者

(1) 道　路

ア 国土交通省小浜国道維持出張所：国道27号
イ 小浜土木事務所：県が管理する国道及び県道
ウ 西日本高速道路株式会社：舞鶴若狭自動車道
エ おおい町：町道及び主要道路

(2) 鉄　道

西日本旅客鉄道株式会社金沢支社：営業路線（小浜線）

(3) 町道除雪計画（建設班土木漁港係）

ア 町道除雪は、毎年度防災関係機関と協議して定める除雪業務要領によるもののほか、本計画によるものとする。
イ 町道除雪は、県の除雪計画を準用し、これらと協議しながら計画し、場合によっては三者協議して、合同実施することも考慮する。
ウ 町道の除雪にあたっては、除雪要員の確保を図ると同時に常に的確な情報を収集すると同時に小浜警察署の協力を得て、住民に対して除雪に関する広報を徹底させなければならない。
エ 除雪予定路線及びその順位は、毎年定める除雪計画による。ただし、特に緊急除雪の必要があると認めるときは、町長の指示により路線を増減し又は順位を変更することがある。
オ 除雪予定路線のうち、公共施設に通じる路線、国・県道との関連する重要路線、バス路線、通勤通学路線、重要な産業経済に係る路線は他に優先して行い、順を追って生活に直接結びつく路線の除雪を行う。
カ 除雪幅員は、交通量等を勘案し、２車線を原則とする。１車線の場合は待避所を設ける。

キ 主要町道以外の一般町道及び歩道の除雪については、町民一斉除雪日を設けるなどして、区長を通じて区・商店街及び地係関係者に協力を依頼し、早期除雪を指導し協力を得るものとする。なお、事業所等についても協力を依頼するものとする。

ク 除雪の早期進行を期するため、降雪前に小浜警察署と協議し、除雪予定路線の駐車禁止の措置及び対策を依頼するものとする。

ケ 新たな降雪の予測が見込まれなくなったときは排雪等の対策を進めるものとする。

(4) 雪害対策本部の設置期間

12月１日から翌年の３月15日まで

第３　堆雪排除対策

１　排雪対策

(1) 屋根雪下ろし及び道路除雪で生じた堆雪は、特に支障のない場合を除き、区ごとに相互に協力して、早期排雪に努めるよう区長を通じ、区の協力を求める。

(2) 雪捨場は、ダンプカーにより投棄する場合及び主として人力投棄する場合とに区分することがある。

(3) 用排水路への投棄は原則として禁止するが、やむを得ず投棄する場合は、必ず水路の流心部に流し、流れを阻害しないことを確認する。

(4) 排雪秩序の保持のため、必要に応じ小浜警察署の協力を求めその万全を期する。

２　融雪対策

(1) 冬期間であっても異常な気象変化により、気温の上昇や降雨によって融雪水による被害が発生する恐れがあるので、気象状況に注意し、河川、水路の増水に伴う家屋等の浸水被害を防止するものとする。

(2) 町は、防災関係機関と協議・連絡し雪捨場の堆雪処理を促進するとともに用排水路の堆雪状況を把握し、その通水に努めなければならない。

(3) 融雪水により河川が増水し、水防上危険な状態に至ったときは、「水防計画」により水災を警戒し、防御にあたるものとする。

第４　建物保全対策

(1) 積雪の量及び密度を考慮し、やや早めに屋根雪下ろしを実施するよう住民に広報するとともに、計画的な実施を指導する。

(2) 雪下ろしの開始基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 海岸線から２㎞以内 　平方メートル当たり　300kg（垂直積雪量　1.0m以上） イ 上記以外 　平方メートル当たり　420kg（垂直積雪量　1.5m以上）

(3) 雪下ろしに際しては、建物の老朽度、堅ろう度、緊急度、堆積状況等を十分考慮しながら作業を行うようにする。
(4) 町有施設の雪下ろしについても、上記の基準により、実施するものとする。
(5) 雪下ろしにあたっては、施設の保全及び危険の防止に留意し、建物周囲におろした雪が道路に堆積したときは排雪に努めるとともに、建物に破損箇所がある場合は、必要な手続きを経て応急復旧する。

第５　消防対策

(1) 消火栓及び防火水槽等消防水利は、常に確保されるよう区長・消防団員に対し除排雪実施の協力を求める。
(2) 特に重要な消防水利箇所については、若狭消防組合消防本部及び消防団をもって除排雪するものとする。
(3) 消防水利の位置は、標識又は標旗をもって常に所在を明らかにするものとする。

第６　なだれ対策

(1) なだれが発生し、又は発生の恐れがある場合は、状況に応じ、防犯隊が出動するほか、人命に危険がある場合は小浜警察署、若狭消防組合消防本部及び消防団に出動を依頼し、排除工作及び警戒にあたる。
(2) なだれが発生し、又は発生が予想され避難の必要を認めたときは、地域関係住民に対し、前節の「応急避難対策」により避難を指示する。

第７　家屋倒壊対策

(1) 積雪状況により、家屋倒壊の危険が予想されるとき、未処置家屋に対し、関係機関を通じて雪下ろしを勧告し、処置不能の家屋等で極めて雪下ろしが困難な家屋に対しては適切な措置をとる。
(2) 倒壊家屋が発生したときで、人命救助の必要のあるときは、小浜警察署、防犯隊、若狭消防組合消防本部及び消防団の協力を得てこれにあたる。

第８　地域ぐるみ除排雪

町が行う雪害時の応急対策活動が円滑に実施されるよう、自主防災組織等の活用等を通じた地域ぐるみの除排雪を推進する。

１　除排雪の計画的な実施

町は、降積雪状況、地域の実情等に応じて次の事項を明らかにした計画を作成するとともに、住民に対してその内容の周知徹底を図り、地域が一体となった一斉屋根雪下ろし・除排雪を実施するものとする。

ア 一斉屋根雪下ろし及び地域内における一斉除排雪の実施日時

イ 地域ぐるみ除排雪に合わせて市町が実施する道路除排雪の日時及び区域
ウ 自力で除排雪が行えない高齢者等世帯を対象として市町が実施する屋根雪下ろし及び除排雪の実施内容
エ 排雪場所及び運搬経路
オ 自家用車の仮駐車場の場所

２　除排雪の効率的な実施

町は、排雪場所、除排雪機械等を確保するため、地域の関係機関等に対し、その提供について積極的な協力を求めるものとする。

又、災害救助法が適用された場合は、災害救助法による雪下ろしにより、高齢者世帯等を支援するものとする。

第９　孤立地区対策

(1) 積雪による車両運行不能の遠隔地において、人命の危険が発生し救出の必要が生じたときは、小浜警察署及び若狭消防組合消防本部に協力を求め、町を含む合同特別救助隊を編成派遣する。
(2) 孤立地区の道路除雪については、特別編成の機械力を導入して開通に全力をあげる。
(3) 通信連絡不能になった場合の応急措置は、防災関係機関の協力を求めて行うものとする。
(4) 人命救助等緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。
(5) 事前対策として、あらかじめ孤立予想地域の住民に対し、孤立した場合の予防対策、応急措置について周知徹底を図るものとする。
(6) 町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名を知事に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

国、指定公共機関、県、被災市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。又、町及び県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

第１０　要配慮者対策

要配慮者は、雪害時において自力による日常生活の確保、避難行動等に困難を伴うことが多いことから、県及び町は、これらの状況を十分考慮し、応急対策を実施する。

１　要配慮者の生活支援

(1) 実態の把握

町は、居宅又は指定避難所において被災した要配慮者の実態を速やかに把握するものとする。その際には個人情報の保護に十分留意する。

(2) サービスの提供等

町は、保健、医療、福祉等の関係機関との緊密な連携、ボランティアの活用等により、自力で除排雪が行えない高齢者宅等の除雪、移動介助等必要なサービスの提供や生活に必要な物資の確保など、要配慮者の生活を支援するものとする。

(3) 巡回相談等

町は、居宅及び指定避難所へ相談員等を巡回させ、要配慮者の生活状況を確認するとともに、健康相談、生活相談等を実施するものとする。

２　地域ぐるみの迅速な避難

町は、雪害により住民避難が必要となった場合、地域住民、自主防災組織等の支援を得て地域ぐるみで要配慮者の迅速かつ円滑な避難を行うものとする。又、社会福祉施設の管理者等は、地域住民、自主防災組織等の協力を得て入所者の迅速かつ円滑な避難を行うものとする。

第１１　環境衛生対策

１　ごみ収集対策

(1) 道路の積雪が15cm以下のときは、平常収集を行う。
(2) 道路の積雪が15cm以上に達した場合は、除雪されている路線沿いの収集作業を行うこととし、道路除雪が困難なため収集車の運行が不可能となる路線沿いの地域においては、除雪された道路までの搬出等、住民の協力を得て収集を図る。
(3) 積雪量により収集を中止したときは、町の指示があるまで家庭内で保管するよう協力を求めるものとする。

２　し尿くみ取り対策

し尿くみ取りについては、除雪されている路線から作業可能なところは実施するが、これ以外のところで、特に緊急を要するものは、バキューム車が進入できるよう町内又は各戸に除雪協力を求めて行うものとする。降雪期間が長期にわたる場合は、状況に応じた特別措置による処理方法を指示する。

第１２　水道保全対策

(1) 水道の完全給水を確保するため、水道施設（建物、ポンプ施設）の維持管理と除雪に万全を期し、積雪凍結時における給水管の破損防止については、広報活動を行うと同時に凍結管の修理等応急復旧を適切に行うものとする。
(2) 融雪の手段として水道を使用する事例が増加をしているため、飲料水の確保が困難になる事態が予測されているので、融雪用の水道使用についてはこれを禁止するよう広報に努めるものとする。

第１３　情報収集及び広報対策

(1) 積雪時においては、道路交通、輸送が確保されるのが先決であるので、道路の積雪量、除雪状況等必要な情報を迅速、的確に収集し除雪計画、雪害対策に万全を期するものとする。
(2) 収集された各種情報は、整理記録し、町長（本部長）に報告するとともに、必要に応じ県に連絡及び報道機関、住民に対し広報するものとする。
(3) 広報に際しては、民心安定及び協力体制の促進に役立つようその時期、方法、内容等に特に留意する。この場合、区長に対しては、具体的事項を示して格別の協力を求めるようにする。
(4) 異常降雪時には民間企業に対し操業時間短縮、時差出勤等の対応を依頼するものとする。

第１４　農作物対策

(1) 苗代用地等の確保については、除雪又は融雪剤（わら灰・草木灰・カーボンブラック等）を散布して行うほか、作物の育成確保に努めるよう指導をする。
(2) 積雪が長期にわたったときは、播種及び移植の遅延を防止するために保護苗代設置を奨励するものとする。
(3) 温室ビニール・ハウス及び樹園地の融雪については、施設の倒壊・作物の損傷を防ぐため、除雪又は排雪をして行うよう奨励する。
(4) その他その状況に応じて臨機応変な対策を指示又は指導するものとする。
(5) 自然災害による農作物や施設園芸用施設等の被害に農業者自らが備えるため、農業保険の加入推進に努めるものとする。

第１５　その他の対策

１　灯油、ガス、水道、上下水道対策

(1) 灯油、ガス等燃料供給の万全を期するため、供給業者は原料の確保に努めるものとする。
(2) 上水道施設の維持管理に万全を期し、水道管破裂防止については広報活動を行うとともに破裂箇所の応急修理を適切に行うものとする。又、融雪の手段としての水道水の利用についても行わないよう広報を行い周知を図るものとする。
(3) 下水道施設の維持管理に万全を期し、降雪時においてもマンホールへの投棄をしないよう住民に周知徹底を図るものとする。

２　情報収集及び広報対策

(1) 積雪時においては、道路交通、輸送が確保されるのが先決であるため、道路の積雪量、降雪状況等必要な情報を迅速かつ的確に収集し、除雪対策、雪害対策に万全を期するものとする。

(2) 収集された情報は、必要に応じ県に報告及び報道機関、住民に広報を行うものとする。

３　自衛隊の派遣要請

災害の程度により自衛隊の派遣要請が必要と認められるときは、「自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

４　学校等の雪害対策

小・中学校の児童生徒、保育園児の安全確保については、おおい町教育委員会のほか、当該所管においてあらかじめ十分検討し、特に次の事項についてその万全を期する。

(1) 通学道路については、常に状況を把握し除雪幅について、適切な措置を講ずるとともに、集団下校時には誘導責任者を定める等十分考慮する。

(2) 自動車通路での通行、横断等については十分注意するよう指導する。

(3) 屋根の雪下ろしに対する危険防止について十分指導する。

(4) 臨時休校時の措置についてはあらかじめその基準を定めておくものとする。

第７節　暴風・竜巻等災害応急対策

暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、防災関係機関が、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施する。

《実施担当》

防災班、建設班、若狭消防組合、消防団

第１　災害情報の収集・伝達

町及び県並びに防災関係機関は、福井地方気象台が、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等を発表した場合、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとする。

又、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の伝達周知について、防災関係機関に徹底を図る。

第２　住民の安全確保

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第３　災害応急対策の実施

町及び県並びに防災関係機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第２章　災害発生後の活動

第１節　情報の収集・伝達

町は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な被害状況の把握及び応急対策活動の実施のため、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線等を活用し、必要な情報の収集・伝達活動を行う。

町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

《実施担当》

防災班防災係、調査広報班調査係、小浜警察署、若狭消防組合

第１　気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、災害発生前から継続して気象情報等の収集を行う。

第２　情報の収集・伝達系統

収集した情報の有効かつ適切な利用を図るため、伝達系統に従い、各班及び関係機関の間に迅速かつ的確に伝達する。

１　災害情報の収集

防災対策各班は、災害発生後ただちに所管施設等の被害調査や関係機関の情報収集を行い、結果を調査広報班調査係に報告する。又、被害の主な調査項目は次のとおりとする。又、夜間・休日等の勤務時間外は、防災班防災係が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報収集と伝達を行う。

項　　目	情　報　収　集　内　容
1.人的被害	・死者、行方不明者の状況 ・負傷者の状況 ・救助救援活動の状況
2.建物被害	・建物の倒壊等被害状況 ・火災発生状況 ・浸水被害状況
3.公共施設等被害	・道路、橋梁の被害状況 ・土砂災害関連（崖崩れ・土石流等の状況） ・交通関連（公共交通機関の被災状況、運行状況） ・ライフライン施設の被災状況（上下水道、電気、電話） ・公共建築物の倒壊、火災等被災状況（指定避難所、その他公共建築物） ・農地、農業施設等被災状況 ・林業施設等被災状況
4.救助活動等	・救急救助活動の状況 ・出火及び消火活動の状況
5.その他	・その他、特記すべき事項

２　被害状況の集約及び伝達

調査広報班調査係は、住民及び防災対策各班から寄せられる情報を集約するとともに、小浜警察署、若狭消防組合消防本部並びに防災関係機関等からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

なお、集約された情報は直ちに防災班防災係に伝達し、防災班防災係は防災対策各班、県及び防災関係機関に報告・伝達する。

３　被害調査及び情報管理の分担

被害調査は防災対策各班により災害発生後迅速に行うが、災害応急対策、復興を進めるためには、防災対策各班が被害情報を正確に把握する必要があり、被害調査及び被害情報の管理を次の各班で行う。

被　害　調　査　項　目	担　当　班
被害集計及び広報	調査広報班
人的被害・医療関係機関被害	保健班
一般建物被害	建設班、農林水産班
公共施設被害	各　班（所管施設）
土木・漁港被害	建設班
農地・農業用施設被害、農林水産物被害	農林水産班
上・下水道施設被害	生活環境班
教育関係施設被害	学校教育班、社会教育班

４　行方不明者の把握

調査広報班調査係は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。又、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

５　孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、被災市町はそれぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。又、町及び県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

第３　県への報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。

防災班防災係は、県に対して災害発生直後の災害即報から、災害確定報告に至るまで、必要に応じて随時報告を行うものとする。

１　報告の基準

防災班防災係は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合、速やかに被害状況を報告する。

(1) 災害救助法の適用基準に合致すると判断される場合
(2) 町又は県が災害対策本部を設置した場合
(3) 災害が２市町以上にまたがり、１つの市町の被害が軽微であっても、全県的には同一の災害で、大きな被害が生じている場合
(4) 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要する場合
(5) 災害による初期の被害が軽微であっても、上記基準に該当する災害規模に拡大するおそれがある場合
(6) 災害の状況及び災害の及ぼす社会的状況等からみて、報告する必要があると判断される場合
(7) 注意報・警報が発表された場合において、災害が発生した場合
(8) その他、特に報告の指示があった場合

２　報告の種類と方法

(1) 災害即報

ア 災害を覚知したときただちに行う。

イ 報告様式は、「資料編　３－３　第１号様式（その２）」による。

ウ 報告の方法は、県防災行政無線又は一般加入電話による。又、やむを得ない場合は、電報あるいは非常通信等を用いて報告する。

(2) 中間報告

ア 災害発生後、状況の変化等に応じて報告する。

イ 報告様式、報告の方法等は災害即報に準じる。

(3) 確定報告

ア 応急対策終了後10日以内に行う。

イ 報告様式は、「資料編　３－３　第２号様式」により、文書にて報告する。

第４　通信手段の確保及び運用

１　災害発生後の機能確認と応急復旧

災害発生時は、ただちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話や衛星通信等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、連絡員（伝令）を派遣して情報を伝達する。

２　通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話（加入電話）、無線通信又は衛星通信により速やかに行う。

(2) 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(3) 電話及び電報施設の優先利用

町は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うため、あらかじめ一般加入電話を災害時優先電話として利用できるよう、西日本電信電話(株)の承認を受けるものとする。

災害時優先電話を利用したダイヤル通話は、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も通話の規制を受けない。又、手動接続による通話（電報）は、102（115）番通話により行い、この場合は、非常扱い通話（電報）又は緊急扱い通話（電報）である旨を申し出るものとする。

なお、非常扱い通話（電報）及び緊急扱い通話（電報）は、別に定める事項を内容とする通話（電報）を行う場合に限り取り扱うものとする。

(4) 災害時伝言ダイヤル（171番）の活用

災害時伝言ダイヤルは、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況（輻輳）になった場合に提供が開始される。このとき、提供条件等は西日本電信電話㈱が決定し、内容をテレビ・ラジオ等で広報するが、次の状況にある場合の利用に適する。

ア 避難等により電話に応答できない人への連絡

イ 停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡

ウ 呼出しても応答のない電話の場合

なお、災害時伝言ダイヤルの伝言録音時間は１伝言あたり30秒以内、伝言保存期間は録音してから２日（48時間）である。又、録音された伝言は被災地の電話番号を知っている全ての人が聞くことができるため、聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく。

(5) 非常通信の利用

町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったとき、北陸地方非常通信協議会の構成員（官公庁、企業等）の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。

(6) 通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、パソコン通信利用者といった通信関係のボランティアの協力を得る。

３　町防災行政無線の運用

(1) 住民への広報及び伝達

災害発生後の災害情報及び生活支援情報等は防災行政無線により行う。

(2) 災害情報の収集連絡等

各班による災害情報の収集伝達及び応急対策等に関する連絡等は、原則として加入電話や携帯電話等により行うが、これらの通信手段が使用できない場合は、防災行政無線の双方向通信機能を利用する。

４　ケーブルネットワーク施設の運用

住民への広報等は、停電、ケーブルの切断等が生じていない限り、ケーブルテレビや情報端末設備によることを基本とする。

５　県防災行政無線の活用

県及び県の出先機関等との連絡等は、県防災行政無線を活用するものとする。

第２節　災害広報・広聴対策

情報不足や流言、飛語等による社会的混乱の発生を防止し、民心の安定化を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい広報活動が重要である。

災害時における広報活動は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

又、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、住民の各種相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《実施担当》

防災班防災係、調査広報班広報係

第１　災害広報

調査広報班広報係は、情報不足による混乱の発生を防止するため、ケーブルテレビ等により災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の住民向けの広報活動を実施する。

ただし、ケーブルテレビによる広報が不可能な場合は、調査広報班広報係が車両による広報活動を行う。

１　災害情報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 気象関係予報・警報等の災害情報に関すること。
(2) 要配慮者への支援の呼びかけ
(3) 災害の現況及び予測など被害の概要に関すること。
(4) 避難措置その他の住民の保護措置に関すること。
(5) 治安・警備・その他の住民の士気、相互扶助の高揚に関すること。
(6) 交通機関の運行状況及び交通規制情報

２　支援情報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、被災者のニーズを十分把握したうえで、次の事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 被災状況とその後の見通し
(2) 指定避難所に関すること。
(3) 救護所に関すること。
(4) 救援物資の配布に関すること。

(5) 給水・給食に関すること。
(6) 医療機関などの生活関連情報
(7) 義援物資等の取扱い
(8) 被災者のために講じている施策などその他住民生活に必要なこと。

３　ライフライン復旧情報等

防災班防災係は、防災対策各班及び関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。
(1) 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること。
(2) 電気、交通機関等の復旧に関すること。
(3) 電話の復旧に関すること。
(4) 電気の復旧による火災等の二次災害防止に関すること。

４　広報の手段

(1) 広報車

原則として町の所有する車両を使用するものとし、必要に応じて小浜警察署その他の関係機関に広報車の協力を求める。

(2) 広報紙

調査広報班広報係は、広報紙をできるだけ早期に発行し、各指定避難所等に送付する。又、関係各班は、送付を受けた広報紙を掲示する。

(3) その他の広報手段

ア 防災行政無線による地区広報
イ 指定避難所への職員の派遣
ウ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
エ インターネット（ホームページ）の活用
オ ケーブルテレビ等への情報提供
カ 携帯電話メール（緊急速報メール）

５　要配慮者への広報

要配慮者への広報は、文字放送や手話、携帯電話メール、ファクシミリ・テレフォンサービス等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

６　災害時の広報体制

調査広報班長を災害広報責任者とし、広報内容の一元化を図る。
(1) 取りまとめられた情報を基に、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。
(2) 広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。

(3) 防災関係機関と連絡調整を図る。

第２　報道機関への情報提供等

調査広報班広報係は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

１　災害情報の報道依頼

災害対策各班からの災害情報の報道依頼は、調査広報班広報係で取りまとめ、報道機関に報道を依頼する。

２　災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。

【情報提供の主な項目】

(1) 災害発生の場所及び発生日時
(2) 被害状況
(3) 応急対策の状況
(4) 住民に対する避難の状況
(5) 住民に対する協力及び注意事項
(6) 支援施策に関する事項

第３　町民の各種相談窓口の設置

災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特設相談窓口を開設し、積極的な広聴相談活動を実施する。

１　特設相談窓口の開設

住民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に特設相談窓口を開設する。

２　相談内容

特設相談窓口への相談内容は、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

(1) 土地、建物の登記に関すること。
(2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
(3) 住民税等の減免、徴収猶予等に関すること。
(4) 要配慮者対策等の福祉に関すること。
(5) 災害弔慰金等の支給に関すること。
(6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。

(7) り災証明の発行に関すること。
(8) 上水道・下水道の修理に関すること。
(9) 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
(10) その他生活再建に関すること。

３　実施体制

(1) 関係各課から対応職員を派遣し、電話及び町民応対業務全般について実施する。
(2) 相談窓口の開設時には、広報紙等で住民へ周知する。
(3) 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

４　要望の処理

(1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
(2) 特設相談窓口等で聴取した要望等は、速やかに関係各部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第４　安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第３節　応援の要請・受入れ

町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに県及び他の市町並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

総務班総務係、防災班防災係、自衛隊

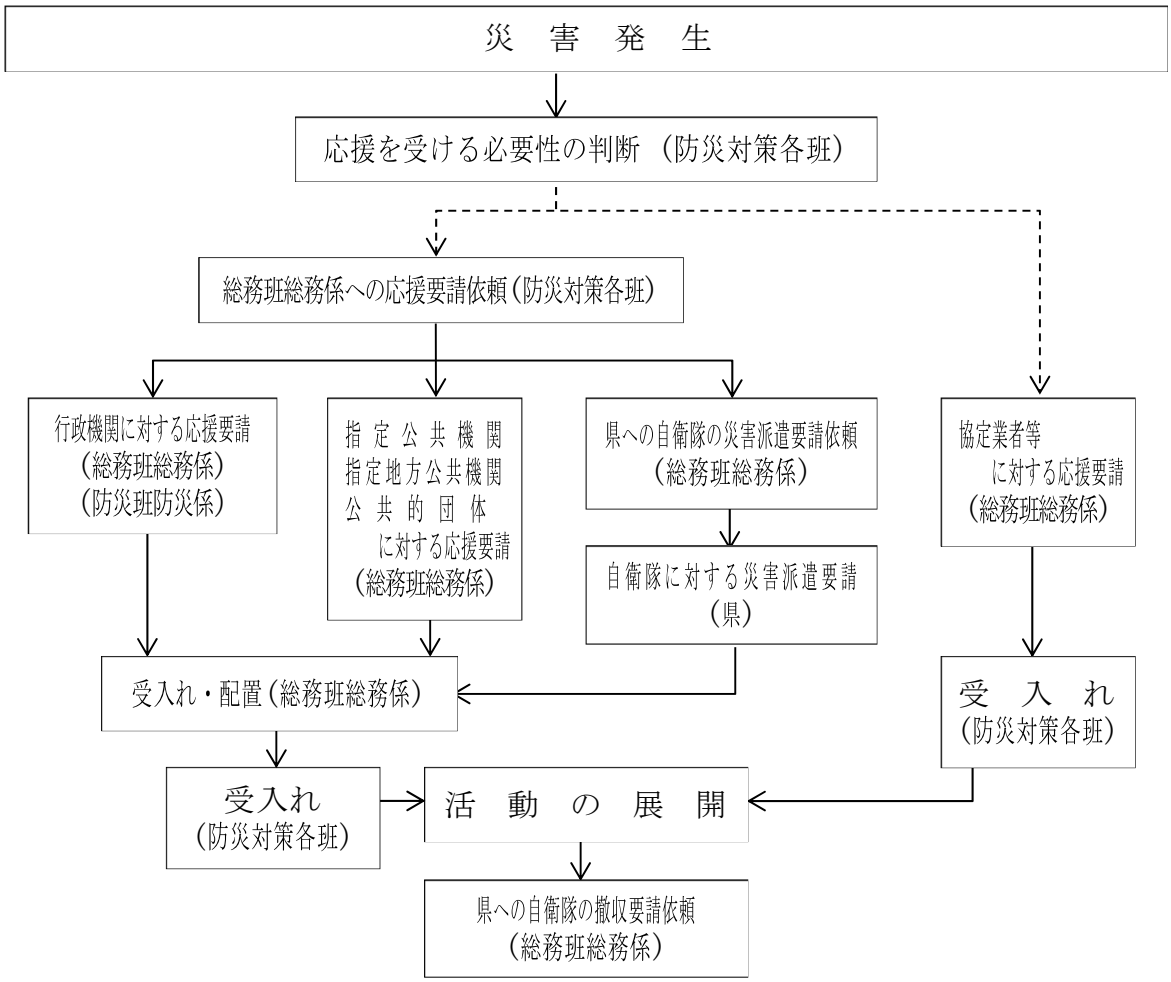

第１　行政機関等との相互応援協力

防災対策各班は、あらかじめ定めた事務分掌に基づき災害応急対策を実施するとともに、必要に応じ総務班総務係又は防災班防災係を通じて県及び他の市町に応援協力を求める。

総務班総務係は、災害が発生した場合、県への応援要請及び他の市町との相互応援・協力の窓口、防災班防災係は隣接市町との相互応援・協力の窓口となり、防災対策各班と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】

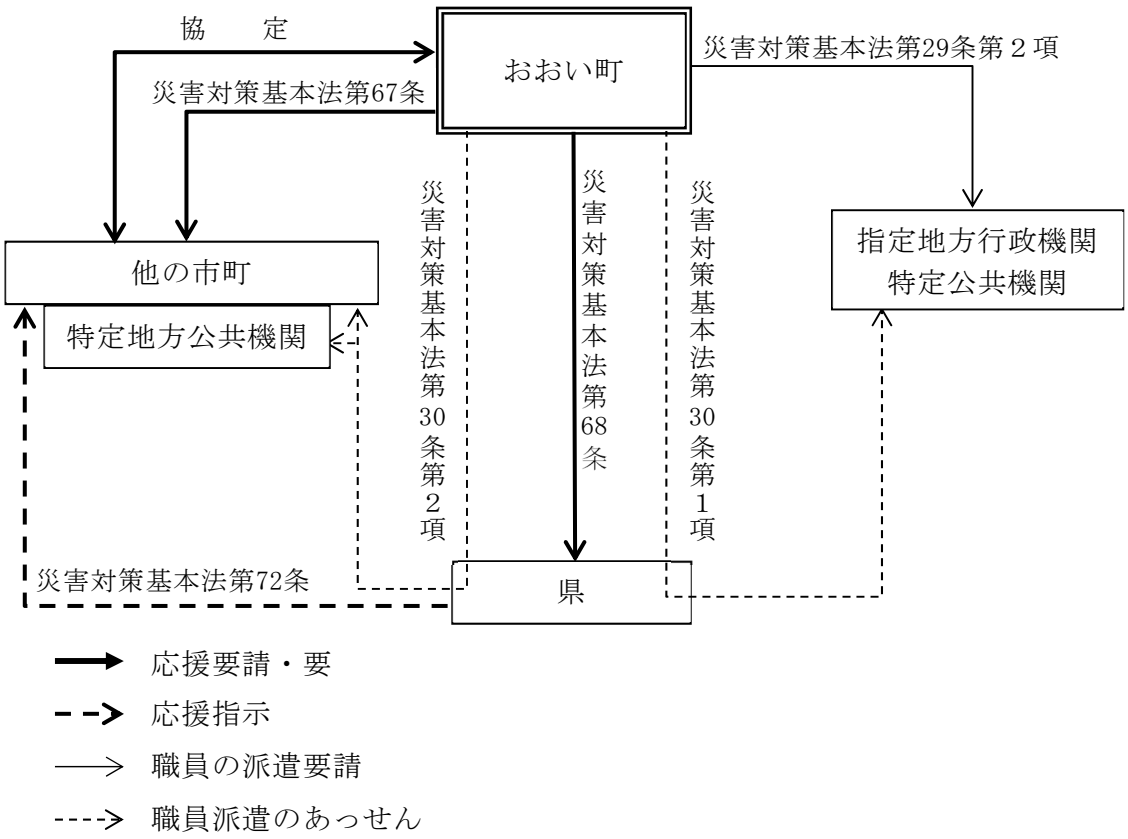

１　県への応援要請

町長は、県に対し応援を求める場合、又は指定行政機関等の応援のあっせんを県に求める場合には、知事（安全環境部危機対策・防災課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが事後において速やかに文書を提出する。

(1) 県に災害応急対策の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

・災害発生の日時及び場所
・災害の原因及び被害の状況
・適用を要請する理由
・適用を必要とする期間
・既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
・その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

・被災者の他地区への移送要請
・移送を必要とする被災者の数
・希望する移送先
・被災者を収容する期間

ウ 県への応援要請又は災害応急対策の実施の要請（法第68条）
・災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を要請する理由
・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
・応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
・応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
・その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあっせんを県に求める場合

ア 自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合
「本節 第３ 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

イ 他の市町、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあっせんを求める場合
・災害の状況及び応援のあっせんを求める理由
・応援を希望する機関名
・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
・応援を必要とする場所
・応援を必要とする活動内容
・その他必要な事項

ウ 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あっせんを求める場合（法第30条）
・派遣のあっせんを求める理由
・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
・派遣を必要とする期間
・派遣される職員の給与その他の条件
・その他参考となるべき事項

２　他の市町への応援要請

(1) 応援の方法

災害発生時に他の市町に応援を要請する場合は、関係法令や相互応援協定等に基づき実施する。

相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町に応援を要請する。

(2) 応援の要請

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、次に示す必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には電話又はファクシミリによって応援要請を行い、事後速やかに文書で所定の手続をとる。又、要請した旨を知事に報告する。

ア 災害の状況
イ 応援を要請する理由
ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
エ 応援を必要とする活動内容
オ その他必要な事項

３　応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

(1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
(2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
(3) 診療、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
(4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
(5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
(6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
(7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
(8) 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
(9) その他応急対策活動に必要な措置

４　緊急消防援助隊の派遣要請

町長は、災害の範囲が拡大し、町域内の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

５　職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、指定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

(1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
(2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
(3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5) その他必要な事項

６　応援の受入れ

県や他市町、指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を総務班総務係又は防災班防災係が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。

又、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。

【災害時用臨時ヘリポート】

大飯地域	総合運動公園内多目的グラウンド 大飯オフサイトセンター 大島漁港施設用地（河村地係）
名田庄地域	名田庄中学校グラウンド

(5) 救助・救急活動の活動拠点

町及び県は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

７　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

応援職員の受入れにあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第２　民間事業者等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

１　公共的団体・民間事業者等への協力要請

公共的団体、民間事業者等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

２　要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりとする。

対　　象	応 援 協 力 要 請 の 方 法
公 共 的 団 体	必要な各部から総務班総務係を通じて要請
協 定 業 者 等	防災対策各班から直接協力要請の後、総務班総務係へ報告

３　受入れ要員の宿泊場所

総務班総務係は、状況を勘案しながら受入れ要員の宿泊場所を適宜確保する。

第３　自衛隊に対する災害派遣要請

住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

派遣要請を行った場合は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

１　派遣の内容

派遣の内容は、次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握
(2) 避難の援助
(3) 遭難者等の捜索救助
(4) 水防活動の支援
(5) 道水路等の啓開
(6) 応急医療、救護及び防疫
(7) 人員及び物資の緊急輸送
(8) 消防活動の支援
(9) 危険物の保安及び除去
(10) 炊飯及び給水
(11) 救援物資の無償貸与又は譲与
(12) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

２　災害派遣要請要領

町長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を文書で行い、小浜警察署長にも通知する。ただし、そのいとまがない場合は、必要事項を電話等で要請し、事後速やかに文書で所定の手続をとる。同時に、自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

又、通信の途絶等によって、知事に派遣要請ができない場合は、その旨及び町域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の２第２項の規定に基づき、防衛大臣又は陸上自衛隊第14普通科連隊長、海上自衛隊舞鶴地方総監あるいは航空自衛隊第６航空団司令に通知する。その場合には、通知した旨を事後速やかに知事に通知する。

なお、派遣要請の決定にあたっては、県等と連絡協議し迅速に行うものとする。

(1) 災害の情況及び派遣を要請する事由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項

３　派遣要請先

派　遣　要　請　先	電 話 番 号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口:第３科） （石川県金沢市野田町１－８）	076－241－2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773－62－2250
航空自衛隊第６航空団司令(連絡窓口：防衛部) （石川県小松市向本折町戊267）	0761－22－2101

４　自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

(4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

５　災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所は、総合運動公園内に確保する。

(2) 派遣部隊及び県との連絡職員を指名する。

(3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。

(4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。

(5) 必要に応じて小浜警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

(6) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、あらかじめ定めた災害時用臨時ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。

６　撤収要請の要求

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、町長は速やかに知事に対し、自衛隊の撤収要請を要求する。

７　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した町が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

(1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

(2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料

(3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第４節　消防応急対策

火災を警戒し、鎮圧し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するため、必要な応急措置を講じる。

なお、具体的な消防活動は、若狭消防組合消防本部の定める消防計画によるものとする。

《実施担当》

若狭消防組合、消防団、小浜警察署

第１　火災の警戒

１　火災警報の発令

火災警報が発令されたとき、住民の火気取扱いの制限及び取締りにあたる。

２　火災時の警報発令

強風時における火災又は特殊建築物（事業所、工場、官公署、学校、病院、社寺等）の火災は、一般火災と異なり、延焼拡大と飛火による大火災となるおそれがあるため、この種の火災に際しては、防災行政無線等を活用し住民に伝達するとともに全消防職員及び消防団員を招集し、迅速的確な消火活動を行い被害の軽減を図る。

３　招集出動

火災警報発令時に近い気象の場合、非番消防職員を適宜招集して管内の警戒と火気取扱い業者に対する火気使用の制限について取締りを実施する。又、消防団員は自宅待機又は団員詰所に招集し、消防職員と並行して警戒にあたり、火災の未然防止を図る。

４　異常時の火災警戒

(1) 強風時の火災警戒

強風注意報が発表され必要と認めるとき、適宜消防職員及び消防団員を招集して火災の予防警戒にあたる。又、火災発生に際しては出動部隊を強化し、第２次及び第３次出動に備え、火災の拡大防止に努める。

(2) 異常乾燥時の火災

乾燥注意報が発表され、必要と認めるとき、延焼拡大と飛火による大火を防止するため、(1)に準じ、特別警備体制を実施する。

(3) 多発又は続発の火災

第１次部隊出動後、別地域における火災発生に対処するため、出動部隊と無線により連絡するとともに、消防団員を所属器具置場に招集待機させ、火災の多発又は続発に備える。

５　飛火の警戒

大火の原因は飛火による実例が多いことから、強風時又は異常乾燥時における火災に対しては、特に飛火を警戒するため、消防団員及び自主防災組織に付近建物の飛火警戒を呼びかける。

第２　特殊火災の鎮圧

１　延焼大火災

住居等の密集地、大建築物等の火災発生は、延焼による大火災となる危険性があるため、防災行政無線等を活用し、全消防職員及び消防団員を招集するとともに、必要により近隣市町の応援を要請して火災の拡大防止に努める。

２　危険物の火災

危険物の火災発生に対しては、特殊燃焼の状況に応じて、泡沫消火剤のエアーホーム又はドライケミカル消火器等化学消火剤による消火に努める。

３　トンネル内の自動車火災

自動車の種類が多種多様で、状況によっては大災害が発生する可能性が高いため、次の消防活動を行う。

(1) トンネルの延長、トンネルの防災設備、自動車交通量等を事前に把握し、消火活動を実施する。
(2) 人命救助を優先して行うため、空気呼吸器等を着用した人命検索隊を先行させ、援護注水する。
(3) 濃煙及び熱気の発生量が多いため、排煙について高発泡及び噴霧注水を有効に活用する。又、状況に応じて送風機による排煙を行う。
(4) 空気呼吸器等の使用時間及び隊員の疲労を考慮して交替要員を確保する。
(5) 交通停滞によって起る事故を考慮して､あらかじめ小浜警察署と協議した措置を講じる。

４　林野火災

林野火災は、交通及び水利ともに不便な地域の山林原野の火災であって、発見、通報連絡が遅延しやすく、延焼範囲が広くなり火勢は猛烈に拡大する。又、長時間の防御となる関係上、食料、飲料水、医療器材等の補給、変化ある気象関係から、集落火災についても考慮して、次の消防活動を行う。

(1) 消防隊を若狭消防組合消防本部及び消防団ごとに編成し、指揮命令を統一する。
(2) 防御担当面を指定し、火点包囲の体制をとる。
(3) 時機を失しないように防火線を設定する。
(4) 集落の延焼を防止し、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。
(5) 防災ヘリによる空中消火および延焼防止を行う。

第３　危険物施設等の応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、若狭消防組合消防本部及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者に対して施設の点検を実施させ、必要な応急措置を講じるよう要請する。

１　立入検査等

若狭消防組合消防本部及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な処置を講じる。

２　応急対策

若狭消防組合消防本部及び関係機関は、倒壊等によって危険物施設等で二次災害が発生するおそれのある場合、その管理者に対して適切な措置を講じるよう要請する。又、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う

第４　応援要請

大規模な火災が発生したときは、必要に応じて他の市町、他の都道府県消防機関、関係機関に応援を要請する。

１　県内市町間の広域応援体制

若狭消防組合消防本部消防長は、単独では対処不可能な大規模火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援を要請する。

２　他都道府県に対する応援要請

(1) 町長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいとき、消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、若狭消防組合消防本部は連絡係等を設け、応援消防機関の誘導方法、応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認に留意し、受入れ体制を整える。

３　関係機関に対する応援要請

(1) 若狭消防組合消防本部消防長は、船舶火災及び沿岸集落の消防活動を敏速に行うため、必要があるときは小浜海上保安署と相互応援を行う。

(2) 町長は、延焼火災、林野火災等の大規模火災が発生し、ヘリコプターによる消火が極めて有効であると判断されるとき、知事に対して、県、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

第５節　救助対策

住民、自主防災組織、若狭消防組合消防本部、小浜警察署等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助活動を実施するとともに医療機関と連携した救急活動を実施する。

又、町・県、県警察本部、敦賀海上保安部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

《実施担当》

調査広報班調査係、住民班救助係、若狭消防組合、消防団、小浜警察署、自衛隊

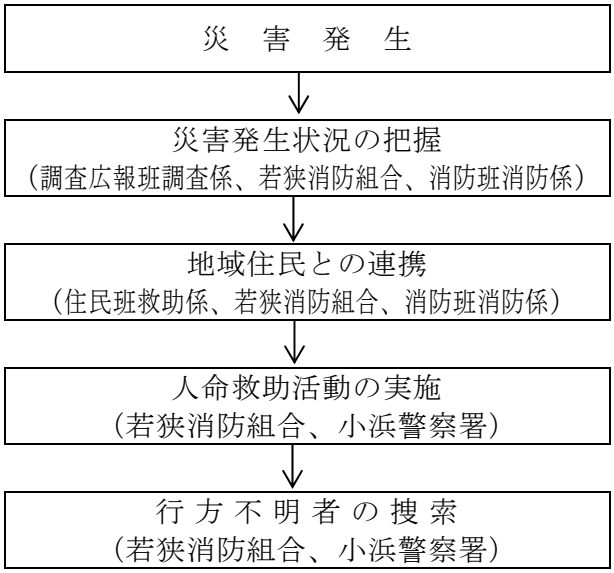

第１　人命救助活動

若狭消防組合消防本部、小浜警察署等と密接な連携を図り、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

１　活動の方針

(1) 小浜警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。又、総務班総務係を通じて自衛隊等にも協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。又、作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 小浜警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

２　活動の要領

(1) 重症・重体者の救出を優先する。
(2) 被害拡大の防止を実施する。
(3) 傷病者の救出を実施する。
(4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
(5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
(6) 死体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第２　行方不明者の捜索

関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

１　小浜警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。

２　行方不明者捜索中に死体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第３　消防団の活動

水害その他災害時には、町長及び若狭消防組合消防本部消防長並びに消防団長の特命により緊急出動するが、消防団員が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、特命を待つまでもなく直ちに出動する。

第４　地域住民との連携

若狭消防組合消防本部が災害現場に到着するまでの間、地域住民が救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

第５　相互応援

町単独では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、県、他市町などに応援を要請する。

第６　各機関による連絡会議の設置

町、県、小浜警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

第７　惨事ストレス対策

町をはじめ、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、精神科医等の協力を得て、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第６節　応急医療対策

県及び医療関係機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。

《実施担当》

保健班医療係、小浜医師会、若狭消防組合、消防団

第１　救護活動

１　医療救護班の編成

町は、災害に伴う傷病者が集団的に発生したときは、町と小浜医師会との間において協定した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき救護班を編成する。このとき、原則として救護班は医師１名、看護師２名、班員（町職員又は赤十字奉仕団員）で１班を編成する。

なお、県等の要請による災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や知事の判断により災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）が派遣された場合には、協力して現場活動を行う。

２　医療救護所の設置

町は災害の状況に応じて、なごみ診療所、名田庄診療所に医療救護所を設置する。
又、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合は、町内の小学校及び中学校の保健室等に医療救護所を増設する。

３　応急救護所の設置

被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるとき、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

４　応急医療の内容

(1) 医療の対象者は、応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者を対象とする。
(2) 助産の対象者は、災害発生の日以前又は、以後７日以内に分べんした者で助産の途を失った者を対象とする。
(3) 応急医療は、医療救護班が救護所において次のように実施する。
　ア 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
　イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
　ウ 重症者に対する応急処置
　エ 転送困難な患者に対する医療の実施
　オ 助産救護
　カ 死亡の確認

５　後方医療

(1) 後方医療実施機関

保健班医療係は、後方医療実施機関である公立小浜病院の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所もしくは災害発生現場から搬送されてくる重傷者の収容医療機関を確保する。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

ア 被災現場から救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。

イ 後方医療施設への搬送（一次搬送）

救護所から後方医療機関への一次搬送は、若狭消防組合消防本部が関係機関の協力を得て行う。

ウ 後方医療機関から町外・県外医療施設への搬送（二次搬送）

患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として若狭消防組合消防本部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、総務班総務係は県又は自衛隊に二次搬送を要請する。

第２　医薬品・資機材の確保

１　医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、保健班医療係は要請先へ医薬品等を供給する。又、輸血用血液の供給要請を受けた場合は、必要に応じて住民への献血を呼びかける。ただし、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合は県に供給を要請する。

２　その他資機材の確保

医療班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

(1) 飲料水、洗浄のための給水は生活環境班上下水道係に要請する。

(2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として保健班医療係で調達したもので対応する。

(3) 保健班医療係で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。

(4) 電気、電話等の通信手段は、総務班総務係を通して関西電力送配電㈱及び電気通信施設事業者に要請する。

第３　精神ケア体制の確立

心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）に対する精神ケアを図るため、必要に応じて保健師等による巡回相談を実施する。なお、県への要請等より災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）が派遣された場合は、協力して現場活動を行う。

第７節　緊急輸送対策

救助・救急、医療活動、緊急物資の輸送を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《実施担当》

労務輸送班

第１　緊急輸送の順位

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として災害対策本部において調整する。

第１順位　住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位　災害の拡大防止のために必要な輸送
第３順位　災害応急対策のために必要な輸送
第４順位　その他の人員、物資の輸送

第２　緊急輸送の範囲

１　災害応急対策要員、情報通信、電力、上下水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な人員、物資
２　救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
３　消防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
４　後方医療機関、被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
５　食料、水等、生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
６　り災者を収容するために必要な資機材
７　二次災害防止用及び応急復旧の資機材
８　その他緊急に輸送を必要とするもの

第３　緊急輸送体制の確立

町及び各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたって、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

１　輸送力の確保

災害対策の実施にあたっては、原則として町有車両等を使用するが、必要とする車両や船舶等が不足又は輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

(1) 民間事業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の保有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。又、必要に応じて福井県トラック協会に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動にあたり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

２　輸送方法

災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1) 自動車による輸送

(2) 鉄道による輸送

(3) 船艇による輸送

災害によって陸上輸送が不可能なとき、又は海上輸送がより効果的なときは、船艇による輸送を行う。なお、町内に借上げすべき船艇がないときは、県、隣接市町に応援を要請する。

(4) 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

(5) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、又は人力による輸送が適切なときは、人夫等で人力輸送を行う。

３　燃料の確保

自動車用等の燃料の確保ができない場合、福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

４　物資集積拠点

物資の集積拠点は、次の施設から選定する。

【物資集積拠点施設】

大飯地域	総合町民福祉センター
名田庄地域	里山文化交流センター

５　緊急通行車両の確認

災害応急対策に必要な車両は、公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、事前に緊急通行車両として、事前届出済証の交付を受けておく。又、確認標章及び証明書の交付は、小浜警察署、交通検問所等で当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第６条の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。

６　災害時用臨時ヘリポートの確保

災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点は、その被災状況、指定避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、Ⓗ の標示及び警戒人員を準備する。

第８節　公共土木施設等・建築物応急対策

洪水、土砂災害などによる被害状況を速やかに把握するとともに、応急処置を実施する。

第１　公共土木施設等

公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

《実施担当》

建設班土木漁港係、建設班水防係、農林水産班農業係

１　道路・橋梁

建設班土木漁港係は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、道路交通を確保するとともに、応急復旧を実施する。

(1) 被害状況の把握

冠水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握する。又、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が冠水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、防災班防災係を通じて当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 道路交通の確保

危険箇所を発見した場合は、直ちに小浜警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

(4) 応急復旧

被害を受けた町道について応急復旧を実施する。なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

(5) 応援要請

建設班土木漁港係は、町単独での道路の応急復旧が困難な場合、総務班総務防災係を通じて県に対し応援を要請する。

２　河川、水路、ため池、海岸保全施設、漁港施設

(1) 被害状況の把握と伝達

ア 被害状況の把握

建設班土木漁港係は、護岸の被害状況、水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況を把握し、農林水産班農業係は、ため池の被害状況を把握し、危険箇所の早期発見に努める。

イ 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や公共土木施設に障害物等を発見した場合は、当該管理者等に通報し、応急措置の実施を要請する。

(2) 応急復旧

建設班土木漁港係は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施し、所管施設以外の応急措置にも協力する。又、町単独で河川等の応急復旧が困難な場合、小浜土木事務所に対して応援を要請する。

３　土砂災害危険箇所等

建設班水防係は、土砂災害警戒区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の被害状況を調査・点検し、二次災害の発生のおそれがある場合は直ちに所管土木事務所へ通報するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

４　避難及び立入制限

土木施設等が著しい被害を受けて二次災害の生ずるおそれがある場合は、速やかに関係機関や付近の住民に連絡するとともに、必要に応じ災害現場において適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第２　公共建築物等

町は被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

又、施設管理者等は、危険がなくなったあとに被害程度に応じた仮工事を行い、施設機能の応急確保を図る。

第９節　ライフラインの応急対策

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保する。

《実施担当》

生活環境班上下水道係、調査広報班広報係、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱北陸総支社、ソフトバンク㈱

第１　上水道施設

上水道施設に被害が生じた場合、二次災害防止及びライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急対策を講じるとともに、応急復旧を実施する。

１　活動体制

生活環境班上下水道係は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班総務係又は防災班防災係を通じ、県、他の市町等に応援を要請する。

２　応急措置

生活環境班上下水道係は、災害が発生した場合、速やかに上水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

３　応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

生活環境班上下水道係は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

生活環境班上下水道係は、医療施設、社会福祉施設等への給水を優先し、断水区域を少なくするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

４　広　　報

生活環境班上下水道係は、調査広報班広報係に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

又、調査広報班広報係と連携のうえ、住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに節水に努めるよう広報する。

第２　下水道施設

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

１　活動体制

生活環境班上下水道係は、応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班総務係又は防災班防災係を通じ、県、他の市町等に応援を要請する。

２　応急措置

生活環境班上下水道係は、災害が発生した場合は、速やかに下水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。

３　応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

生活環境班上下水道係は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

生活環境班上下水道係は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。又、停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。

４　広　　報

生活環境班上下水道係は、調査広報班広報係に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

又、調査広報班広報係と連携のうえ、住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに、生活水の節水に努めるよう広報する。

第３　電気施設

電気事業者は、電気施設に被害が生じた場合、二次災害防止及びライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急措置を講じるとともに、応急復旧を実施する。

１　実施内容

(1) 災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

(2) 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

２　応援協力

(1) 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

(2) 電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。また、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

第４　電気通信施設

電気通信施設事業者は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

１　応急対策

災害が発生又は発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

ア 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施

イ 災害用伝言ダイヤル等の提供

ウ 非常用伝送装置又は非常用衛星通信車装置による伝送路及び回線の作成

エ 応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成

オ 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保

カ 特設公衆電話の設置

キ 携帯電話の貸出し

２　広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況及び復旧状況等重要な情報の県及び関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第１０節　交通の安全確保

鉄軌道、道路の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

《実施担当》

小浜警察署、西日本旅客鉄道㈱、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路㈱、乗合旅客自動車運送事業者

第１　被害状況の報告

各施設管理者は、災害時において緊急物資の輸送、復旧対策等の円滑な実施に欠かすことのできない重要施設であることに鑑み、関係機関が、あらかじめ定める応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。

第２　各施設管理者における対応

１　鉄軌道施設

(1) 鉄軌道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
(2) 線路、橋梁等関係施設に被害が生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。
(3) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要請する。
(4) 負傷者には応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動を要請する。

２　道路施設

(1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、架橋の設備等の応急工事、冠水したアンダーパス部等の排水作業等により、交通の確保を図る。
(2) 道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

３　乗合バス事業者

(1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
(2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその

状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

(3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動を要請する。

第１１節　交通の機能確保

被害を受けた鉄軌道施設及び道路について、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《実施担当》

建設班土木漁港係、調査広報班広報係、西日本旅客鉄道㈱、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路㈱

第１　鉄軌道施設の応急復旧

鉄軌道施設に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

１　活動体制

西日本旅客鉄道㈱は、災害が発生した場合、被害を少なくし、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて西日本旅客鉄道㈱の社内に災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

２　応急復旧対策

西日本旅客鉄道㈱は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

又、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

３　広　　報

西日本旅客鉄道㈱は、調査広報班広報係に鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

又、報道機関等を通じ住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第２　道路の応急復旧等

道路に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

特に、大飯地域と名田庄地域を結ぶ主要地方道坂本高浜線は、人員・物資輸送において重要な道路であるため、幅員の狭小な区間については、誘導員を配置して通行規制、交互通行などの対策を実施する。なお、誘導員の配置は県及び小浜警察署の協力を得て行う。

１　活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次補修を行う。

２　応急復旧対策

(1) 道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

(2) 応急復旧工事

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を実施する。被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

(3) 道路上の障害物の除去

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

建設班土木漁港係及び防災班防災係並びに国（小浜国道維持出張所）、県（小浜土木事務所）、小浜警察署は、災害発生時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

(5) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣

国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して町などが行う活動に対する支援を実施する。

３　広報

建設班土木漁港係は、調査広報班広報係に緊急交通路・交通規制対象路線等の情報を報告する。

又、調査広報班広報係は、報道機関等を通じ、住民に対して被害状況、復旧状況、今後の見通し等についての広報活動に努める。

第１２節　災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法に基づく救助を実施するため、同法を適用する。

《実施担当》

総務班総務係、住民班救助係、関係各班

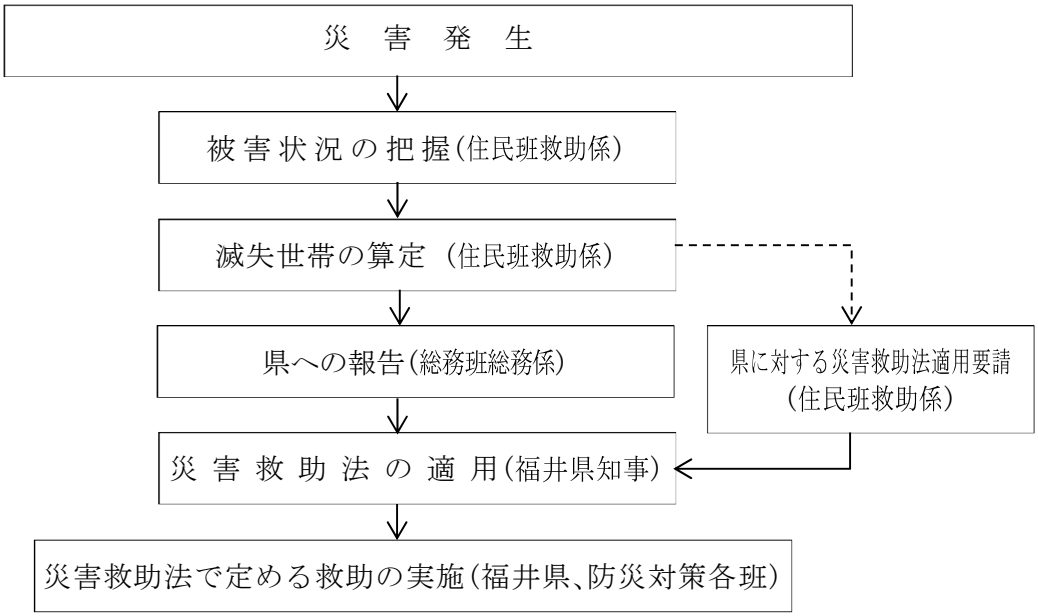

第１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条第１項の各号に規定するところによる。又、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が40世帯以上であるとき。

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が20世帯以上であるとき。

(3) 県全体の住家が滅失した世帯数が5,000世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第２　滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。

(1) 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、２世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

(2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

第３　適用手続

町長は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想されるときは、直ちに知事あてに被害の状況を報告する。知事は町長からの情報提供を受け、災害救助法適用の適否について判断、決定する。

第４　救助の種類及び実施期間

救　助　の　種　類	実施者※	実　施　期　間	備　　考
指定避難所の設置	おおい町	7　日	
災害にかかった者の救出	おおい町	3　日	
炊き出しその他による食品の給与	おおい町	7　日	
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	おおい町	10　日	
飲料水の供給	おおい町	7　日	
応急仮設住宅の供与	福井県	20日以内着工	
災害にかかった住宅の応急修理	おおい町	1ヶ月以内完成	
医療及び助産	福井県	14日及び7日	
死体の捜索、処理、埋火葬	おおい町	10　日	
障害物の除去	おおい町	10　日	
学用品の給与	おおい町	教 科 書：1ヶ月以内 文房具等： 15日以内	
応急救助のための輸送	おおい町	救助種目ごとの救助期間中	
応急救助のための賃金職員雇上げ	おおい町	救助種目ごとの救助期間中	

※「実施者」は、県から町への事務委任後の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性に応じて県と町が調整する。

第１３節　指定避難所の開設・管理

災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に収容するため、指定避難所を開設する。

《実施担当》

防災班防災係、住民班救助係

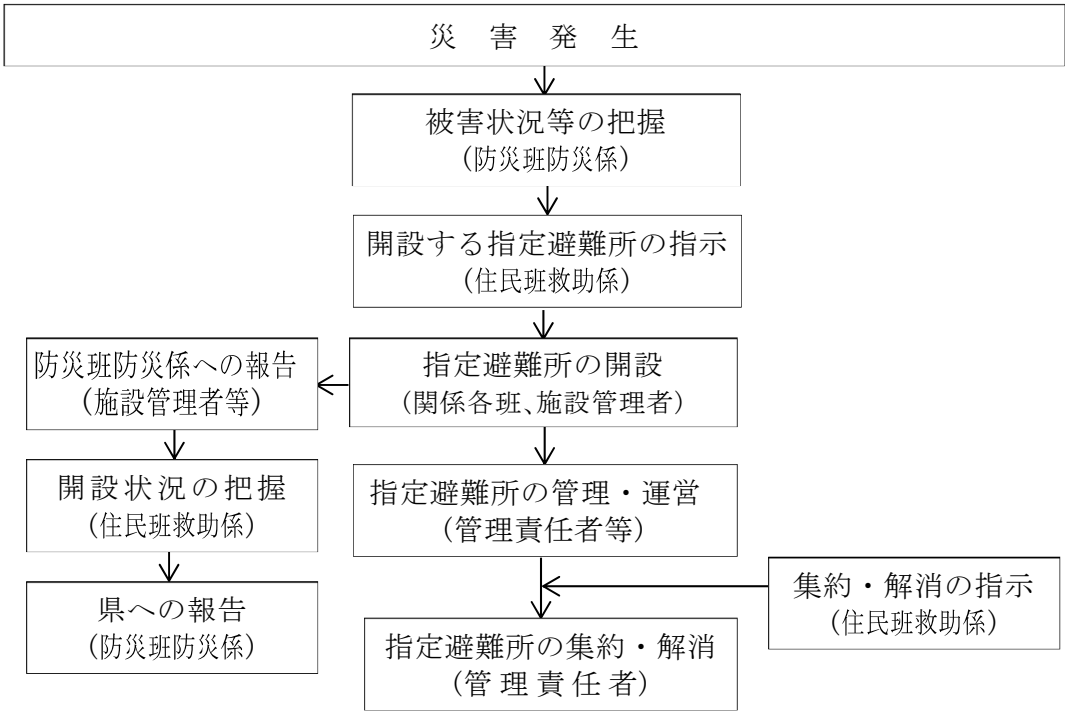

第１　指定避難所の開設

災害の規模に鑑み、避難収容が必要な場合は、必要な避難所を、可能な限り当初から、速やかに指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じて速やかに指定避難所を開設する。

１　指定避難所の開設基準

災害が発生し、避難者が予想される場合又は被害の状況に応じ開設する必要がある場合は、その状況に応じて指定避難所を開設する。

２　避難収容の対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

イ 現に災害を受けた者であること

(2) その他避難が必要と認められる場合

※避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

３　指定避難所の開設方法

(1) 勤務時間内の開設

ア 住民班救助係は指定避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。

イ 施設管理者は住民班救助係からの開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応急収容を行う。

(2) 勤務時間外の場合

ア 住民班救助係は、町長から指定避難所開設の命を受けた場合、ただちに指定避難所となる施設管理者に連絡するとともに、指定避難所の開設を行う。

イ 住民班救助係は、開設した指定避難所に避難者の応急収容を行う。なお、小中学校を指定避難所として開設する場合、原則として体育館を指定避難所とする。

ウ 住民班救助係は、災害発生時に対応できるよう、あらかじめ指定避難所の鍵を管理しておく。

なお、浸水想定区域内の洪水時、指定避難所は、浸水による孤立化に備えて、必要な資機材を用意する。

４　臨時の避難所

指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、国や独立行政法人が所有する研修施設など他の公共施設、ホテル・旅館等の民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請などにより、可能な限り多くの必要な施設の確保を図るとともに、開設した避難所については、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。又、要配慮者のため、被災地域外の地域にある者も含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

特に、感染症が流行している状況下において指定避難所を開設する場合には、必要となる収容規模や、「３密（密閉・密集・密接)」状況等を考慮し、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの指定避難所を開設するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

５　県への報告等

町長は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所を開設したとき下記事項を知事に報告するほか、小浜警察署等に通報する。

(1) 指定避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込み

６　避難者収容状況の周知

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第２　災害救助法を適用した場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が次により実施するものとする。

(1) 収容期間７日以内

(2) 避難所開設費用の算定基礎知事が定める額

(3) 避難所物資確保基準

ア 町において必要な資材を確保する。

イ 資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。

(4) 避難所開設状況連絡

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

第３　指定避難所の管理・運営

自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の協力を得て、指定避難所を管理する。

又、指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって指定避難所の運営が行われるよう支援する。

１　管理責任者

(1) 運営管理責任者の配置

指定避難所には、運営管理責任者及びその他職員を配置する。運営管理責任者は原則として住民班救助係の人員があたるものとし、災害対策本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次災害を防止するため指定避難所の安全管理に万全を期するものとする。

又、施設の管理者は、指定避難所の運営管理に協力しなければならない。

なお、指定避難所に係る記録･報告書の作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(2) 運営管理責任者の役割

運営管理責任者は、指定避難所を開設したときは、施設の管理者と施設利用について緊密な連絡を行うとともに次の事項による業務又は記録をし、災害対策本部長に報告しなければならない。

ア 一般的事務
- ① 避難者の受付
- ② 避難者に対する情報の伝達
- ③ 救護所の設置場所の選定
- ④ 指定避難所に配布された食料等物資の管理
- ⑤ 給食時間の調整
- ⑥ 救助食料等の配布
- ⑦ 指定避難所の衛生管理

イ 記録に関すること
- ① 職員の指定避難所勤務状況の記入
- ② 日誌の記入
- ③ 物品の受け払い簿の記入
- ④ 避難者名簿の調整

ウ 報告に関すること
- ① 指定避難所の開設及び閉鎖日時の報告
- ② 避難状況の報告
- ③ 給食済み、見込み人員の報告
- ④ その他必要な状況

２　運営主体

自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織は、自主的な活動によって指定避難所を運営する。

３　一般ボランティアの役割

一般ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、指定避難所運営を補助する。

４　指定避難所の管理

(1) 避難者収容記録簿の作成

管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。

(2) 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、指定避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資について住民班救助係に調達を要請する。

又、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度避難所物品受払簿に記入のうえ、住民組織、一般ボランティア等の協力を得て配布する。

(3) 指定避難所の運営に関する留意事項

ア 指定避難所の運営に当たっては、保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護、男女のニーズの違い等幅広い観点から避難者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。又、町は、指定避難所の運営に関し役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

ウ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

エ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、指定避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

オ 町は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ク 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生・拡大がみられる場合は、関連各課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等

が指定避難所に避難する可能性を考慮し、すこやか健康課は、防災安全課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

ケ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

５　要配慮者等への配慮

(1) 管理責任者は、指定避難所を開設した場合、自主防災組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉避難所等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする。

(2) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等について住民班救助係に調達を要請するほか、指定避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

(3) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

(4) 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について住民班救助係と協議する。

(5) 本人の意思を尊重したうえ、必要に応じて高齢者福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう住民班救助係と協議する。

(6) 災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、ボランティアの協力等により心のケアを行う。

６　被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

又、避難者が指定避難所に動物を同行避難した場合は、避難者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

７　その他

混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。

第４　指定避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、指定避難所の集約及び解消を図る。

１　防災班防災係から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。

２　管理責任者は、指定避難所を閉鎖した旨を防災班防災係及び施設管理者（学校長等）に報告する。

第１４節　緊急物資の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食料及び生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

《実施担当》

総務班総務係、防災班防災係、住民班救助係、生活環境班上下水道係、労務輸送班協力係

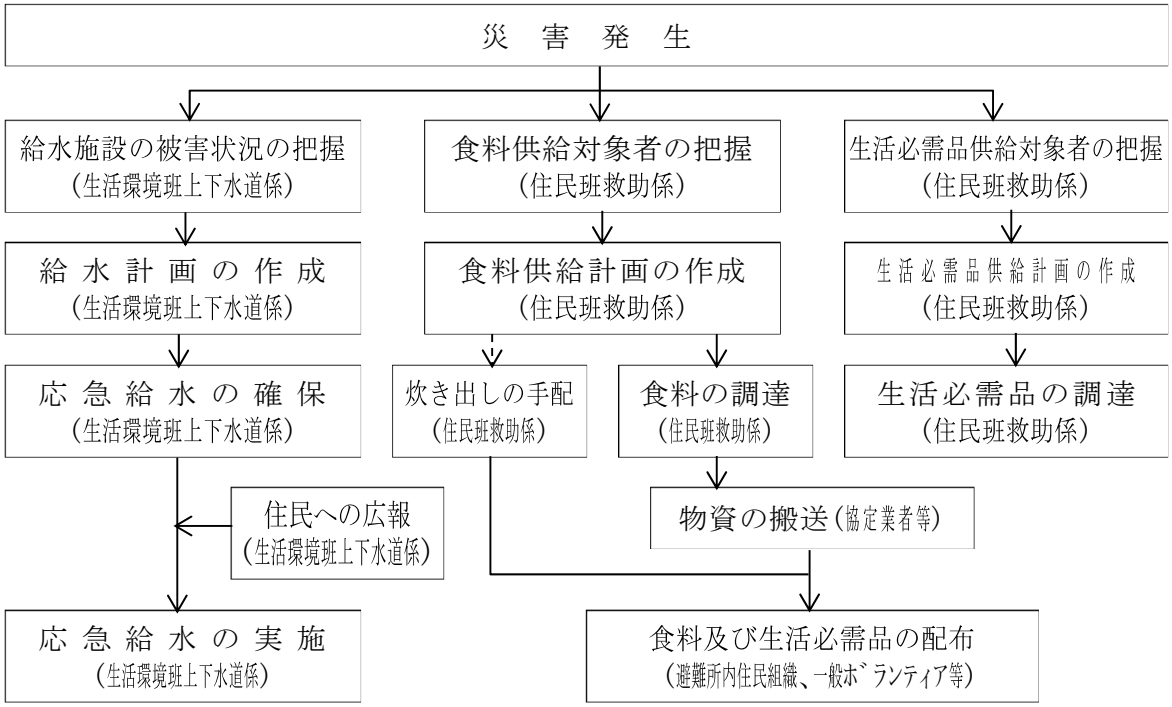

第１　給水活動

飲料水供給の直接責任者は町とする。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なとき、県及び他の市町に対して「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

１　災害発生直後の応急給水

生活環境班上下水道係は、災害発生後、早期に応急給水を実施するにあたり、次のこ

とに努める。

(1) 情報の収集

災害発生後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

町単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合、総務班総務係又は防災班防災係を通じて県、他の市町等に支援を要請する。

２　応急給水のシステム

生活環境班上下水道係は応急給水を実施する。

(1) 目標量と応急給水の目標

ア 目 標 量

被災者一人あたり１日３リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

① 配水本管及び支管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と、給水車による運搬給水を実施する。

② 各戸への給水仮管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

③ 各給水拠点等の水質検査（残留塩素、濁度、ＰＨ値など）を実施する。

(2) 応急給水実施の優先順位

医療施設など緊急に水を要する施設や要配慮者利用施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 給水拠点の確保

ア 給水拠点

災害発生後、しばらくの間は浄水場、配水場で行い、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄水場、配水場が被災した場合は、給水車を給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

生活環境班上下水道係は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実情に応じた方法によって行う。

又、既設井戸の所有者に呼びかけ生活用水の確保を図り、若狭健康福祉センター等の協力により水質検査を行う。

(5) パック水等の配布

(6) 給水用資機材の調達

3　住民への広報

生活環境班上下水道係は、住民の不安を和らげるため、給水時間や場所、断水の解消見込み等の情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

第2　食料の供給

ボランティア及び自治会等の協力により必要な食料の把握を行い、県、協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

1　食料供給の対象者

(1) 指定避難所に収容された者
(2) ライフラインの遮断等によって調理ができない者
(3) 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
(4) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

2　供給する食料の内容

供給する食料は、災害発生直後はアルファ化米等の備蓄食料とし、その後弁当を基本とする。

3　供給方法

(1) 住民班救助係は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握し、供給計画を作成し、備蓄食料や協定業者等からの調達によって確保し供給する。
(2) 指定避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。
(3) 町及び若狭健康福祉センターは、指定避難所等における適切な食事の提供及び栄養管理に関して必要な助言及びその他の支援を行う。
ア 食料調達に関する業務を担当している各課と連携して、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

4　食料の調達・搬送

住民班救助係及び労務輸送班協力係は、関係各部との密接な連携のもと、食料の調達・搬送を実施する。

(1) 食料の調達

ア 備蓄食料

備蓄場所から搬出して指定避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

① 協定業者から調達する。

② 流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

③ 町において食料の調達が困難な場合は、知事に要請する。

(2) 食料の搬送

調達食料については、原則として協定業者等によって指定避難所等への直接搬送を行う。

５　炊き出し

食料の供給ができない場合、住民班救助係が炊き出しの手配を行う。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、指定避難所内の自治組織、地域各種団体、自衛隊等が実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、関係部との調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所の調理室等を利用して実施する。

なお、調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない指定避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

(3) 炊き出し用燃料の調達

施設内のガス設備が被害を受け使用することが困難な場合、液化石油ガス事業者にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

(4) 食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、適宜、若狭健康福祉センターの指導、指示により常に管理を徹底するとともに、調理器具や施設についても消毒を行うなど衛生管理に十分注意する。

第３　生活必需品の供給

指定避難所等からの報告及びボランティア及び自治会等の協力により、必要品目及び必要数量を把握し、県、協定業者等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

なお、生活必需品の供給にあたっては、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

１　生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

２　供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

(1) 被服、寝具及び身のまわり品
(2) タオル、石鹸等の日用品
(3) ほ乳瓶
(4) 衛生用品
(5) 炊事道具、食器類
(6) 光熱用品
(7) 医薬品等
(8) 介護機器、補装具、日常生活用具等

３　供給方法

(1) 生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
(2) 供給計画に基づき、備蓄品や協定業者等からの調達によって確保し供給する。
(3) 指定避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。

４　生活必需品の調達・搬送

住民班救助係は、関係各班との密接な連携のもと、生活必需品の調達・搬送を実施する。

(1) 生活必需品の調達

ア 備蓄品

備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して指定避難所等へ搬送する。

イ 調達品

① 協定業者から調達する。
② 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。
③ 町において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に要請する。
④ 他の市町、日本赤十字社福井県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

(2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として協定業者等によって指定避難所等への直接搬送を行う。

第１５節　保健衛生活動

感染症の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《実施担当》

生活環境班生活環境係、保健班医療係、県、小浜医師会

第１　防疫活動

被災地域の衛生状態を保持するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県と緊密な連携をとりながら、患者等の人権に配慮し、防疫活動を実施する。

又、生活環境班生活環境係は、防疫及び保健衛生活動を実施する。なお、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫及び保健衛生措置を講じる。

１　消毒措置の実施（感染症法第27条）

生活環境班生活環境係は、県の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を行う。

２　ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

生活環境班生活環境係は、県の指導、指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

３　臨時予防接種の実施（予防接種法第６条）

保健班医療係は、県の指示により、被災地域における感染症の未然防止又は拡大防止のため必要がある場合、県と緊密な連携のもと、小浜医師会の協力を得て、種類、対象及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。

４　防疫調査・健康診断

県は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。保健班医療係は、県、小浜医師会等の協力を得て、被災地・指定避難所等での防疫調査、健康診断を実施する。

県は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者に対して入院の勧告等を行う。保健班医療係は、この実施に際して協力する。

５　指定避難所等の防疫指導

保健班医療係は、県の指導、指示のもとに、指定避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に務める。なお、指定避難所等に消毒薬等を常備するよう努める。

６　衛生教育及び広報活動

保健班医療係は、被災地及び指定避難所等における衛生教育及び広報活動を、適宜、県の指導、指示を受け、実施する。

７　薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

８　その他

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、県の指示を受けて必要な措置を行う。

９　報　　告

保健班医療係は、県に被害状況、防疫活動状況及び災害防疫所要見込額を報告する。

10　災害防疫完了後の措置

保健班医療係は、災害防疫活動を終了した場合、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務班総務係から県に提出する。

※一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱
二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）、鳥インフルエンザ
三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第２　食品衛生管理

生活環境班生活環境係は、県の活動に協力し、次のことについて衛生管理の徹底を推進する。又、県と緊密な連携をとりながら、食中毒防止の啓発等に努めるなど発生防止に万全を期する。

なお、食中毒が発生した場合は、県が行う所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

ア 救援食品の衛生的取扱い
イ 食品の保有方法、消費期限等の遵守
ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
エ 手洗い・消毒の励行
オ 食器、器具の消毒

第３　被災者の健康維持活動

保健班医療係は、県と協力して、被災者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を行う。又、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。

１　健康相談等

保健班医療係は、県と連携して災害発生時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

(1) 巡回健康相談等

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、指定避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育等を実施する。又、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

さらに、必要に応じて小浜医師会の協力のもと、健康診断及び歯科検診を実施する。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、指定避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

(3) 要配慮者への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

２　心の健康相談等

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第１６節　福祉活動

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《実施担当》

住民班救助係、福祉班要配慮者支援係、保健班医療係

第１　避難行動要支援者等の被災状況の把握

避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握並びに被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

１　避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 福祉班要配慮者支援係は、民生委員児童委員、地域住民、社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅の避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

又、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見及び保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

２　福祉ニーズの把握

福祉班要配慮者支援係は、福祉関係法人やボランティアセンターと協力し、被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努める。

第２　被災した要配慮者への支援活動

被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

１　在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 福祉班要配慮者支援係は、被災した要配慮者に対し、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 福祉班要配慮者支援係は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

(3) 保健班医療係は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害等に対応するため、心のケア対策に努める。

２　避難行動要支援者の施設への緊急入所

福祉班要配慮者支援係は、居宅、指定避難所等では生活ができない避難行動要支援者については、本人及び家族の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

３　情報提供

住民班救助係及び福祉班要配慮者支援係は、関係団体や一般ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第１７節　社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《実施担当》

住民班救助係、農林水産班、小浜警察署、自治会、自主防災組織

第１　住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第２　警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

１　小浜警察署は、被災地域を中心として公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

２　自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第３　物価の安定及び物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、県と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

１　物価の把握

(1) 物価把握

農林水産班は、住民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 県への要請

農林水産班は、県に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

２　消費者情報の提供

農林水産班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

３　生活必需品等の確保

住民班救助係は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第１８節　建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。

応急仮設住宅等への入居の際には、要配慮者を優先する。

《実施担当》

農林水産班農業係、建設班土木漁港係

第１　住家等被災判定の実施

流失や床上浸水といった住家等の被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

１　現地調査の実施

(1) 第一次調査

被災地域を対象として、災害現場担当班と協力のうえ、外観目視によって調査・判定する。

(2) 第二次調査

第一次調査が物理的に不可能及び第一次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査を実施する。

２　調査方法

(1) 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行うことを広報し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

(2) 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

３　被害程度の認定基準

住家等被害の認定統一基準は、次のとおりである。

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準（H13.6.28　内閣府政策統括官通知）
住　家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の 全　壊 全　焼 流　失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしく流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の 大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
住家の 半　壊 半　焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

（注１）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
（注２）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
（注３）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第２　住居障害物の除去

災害救助法適用による住居障害物の除去は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

１　除去の対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ、自らの資力をもってしては除去できない者。

２　除去作業

(1) 建設班土木漁港係は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

(2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

３　応援要請

協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、総務班総務係を通じ県へ要請する。

第３　被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は原則として町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事の救助事務を委任された町長が建築関係業者に請負わせて修理する。

１　応急修理の対象者

(1) 住宅が半壊、半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。
(2) 自己の資力では応急修理を行うことができない世帯であること。

２　修理箇所及び費用の基準

(1) 費用　　町長が定める額とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が定める額とする。
(2) 箇所　　居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分

３　修理の期間

災害発生の日から１ヶ月以内に完成するものとする。

第４　応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の建設は原則として町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事が、同法に基づき応急仮設住宅の建設を行う。

なお、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

応急仮設住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

１　入居対象者

(1) 住宅が全壊、全焼、流出した世帯であること。
(2) 居住する住家がない世帯であること。
(3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

２　建設の構造及び規模並びに費用の基準

(1) 建坪１戸当り地域の実情、世帯構成等に応じた規模

(2) 構造１戸建、長屋建のいずれか適当なもの

(3) 費用　　町長が定める額とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が定める額

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

３　応急仮設住宅建設用地

建設班土木漁港係は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、応急仮設住宅建設用地を決定する。

なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

４　供与方法

建設班土木漁港係は、県のあっせんする建設業者によって、応急仮設住宅を建設し、供与する。

５　供与期間

建築着工は、災害発生の日から20日以内とし、速やかに竣工させるものとする。

供与期間は、建築工事が完成した日から２ヶ年以内とする。

６　応急仮設住宅の管理

町長は、県から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、集会施設等生活環境の整備によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとする。コミュニティの運営には、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

第５　公営住宅等の一時使用

建設班土木漁港係は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第６　町が管理する施設の応急対策

町管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検及び調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

１　応急措置の可能なもの

(1) 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
(2) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
(3) 電気・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、防災班防災係を通じて関係機関と連絡をとり、実施する。

２　応急措置の不可能なもの

(1) 二次災害の防止措置を重点的に講じる。
(2) 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第７　被災宅地危険度判定制度

町は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市町及び使用者に対して行う。

第８　住宅に関する相談窓口の設置等

１　住宅相談窓口の設置

応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

２　家賃状況の把握等

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第９　空き家対策

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第１９節　応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

《実施担当》

学校教育班、社会教育班、住民班救助係、保健班医療係、町教育委員会

第１　校園の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校園舎の確保など必要な措置をとる。

１　災害による被害の軽易な復旧は、当該校園長に委任する。
２　授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
３　被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等を建設する。
４　上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
(1) 隣接校等との協議及び調整を行い、教室を確保する。
(2) 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第２　応急教育の実施

教員を確保のうえ、校園の被害状況及び応急復旧状況に応じて、応急教育を実施する。

１　応急教育の区分

(1) 学校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、県教育委員会若しくは町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。
ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の町との協議
イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡
(2) 学校教育班学校教育係及び住民班救助係は災害によって施設が損傷、若しくは指定避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分に従って応急教育を実施する。

ア 臨時休校園
イ 短縮授業
ウ 二部授業
エ 分散授業
オ 複式授業
カ 上記の併用授業

２　応急教育実施の場所

町は、学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

３　転校手続き等の弾力的運用

町教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

４　教員の確保

教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

(1) 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
(2) 保育園については、臨時講師を任用する。
(3) 小中学校については、県教育委員会と協議する。

第３　学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

１　給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
２　感染症の発生が予想される場合
３　給食物資が入手困難な場合
４　その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第４　学用品等の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、学用品等の支給を、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

１　教科書及び教材
２　文房具
３　通学用品

第５　園児・児童・生徒の健康管理等

被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリング及び電話相談を実施する。

学校教育班学校教育係及び保健班医療係は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、県教育委員会、子ども家庭センター等の専門機関等との連携のもと、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリング及び電話相談を実施する。

第６　社会教育施設等の管理及び応急対策

人命の安全確保と施設の管理に努める。

１　施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

２　施設利用者の来館時にあっては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

３　施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

第７　文化財対策

文化財保護条例等で指定されている文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

１　社会教育班社会教育係は、災害発生後、直ちに町内の文化財の被害について調査する。

２　社会教育班社会教育係は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

３　文化財の被害状況調査の結果については、県教育委員会に報告する。

第２０節　死体の収容・処理及び火葬（埋葬）

災害時において死亡していると推定される者の捜索を実施し、死体を発見した場合は必要な措置を講じるとともに、必要に応じて死体の処理及び火葬（埋葬）を実施する。

《実施担当》

住民班救助係、小浜警察署

第１　死体の捜索

１　実施責任者

死体の捜索は、町が捜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借り上げて実施する。ただし、町において捜索の実施が困難な場合には、小浜警察署等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が死体の捜索を行う。

２　捜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情からすでに死亡していると推定される者。

３　応援要請など

町が被災、その他の事情により捜索の実施が困難なとき、又は死体が流失等により他市町に漂着していると考えられるときは次の事項を明示し、県に捜索の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町又は死体漂着が予想される市町長に直接捜索の応援を要請する。

なお、死体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合は、町は県に他の機関（小浜海上保安署）の応援要請を行う。

(1) 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
(2) 死体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等
(3) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
(4) その他必要な事項

４　捜索期間及び費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から10日以内を捜索期間とするが、期間の延長が必要なとき、最小限において知事の承認を得て延長する。又、費用の範囲は次の事項とする。

(1) 借上費又は購入費
(2) 修繕費
(3) 燃料費

第２　死体の収容、処理

１　実施責任者

死体を発見した時は、町長は速やかに県及び小浜警察署（海上にあっては、小浜海上保安署）に連絡し、警察又は海上保安署による検視又は調査を行うため、体育館・寺院等の借上げ、又は寺院・学校等の敷地内に死体を収容する施設を仮設する等して死体安置所を設ける。死体の処理は検視又は調査の終了後に行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が死体の処理を行う。

２　死体の処理内容

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、死体の処理を行うことができない場合、町は次の内容で死体の処理を行う。

(1) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の死体の処理に係る資機材及び搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材及び搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 死体の処理

死体の処理は、警察又は海上保安署が行う検視又は調査の終了後に、保健班医療係又は小浜医師会等の協力を得て実施する。

ア 検視又は調査

捜査機関が、死因が犯罪に基づくものであるかどうかを判断するため、死体の状況を調査する。その際、事件性があれば検視を行う。

イ 検案

医師が、死体についての死因その他について医学的検査を行う。なお、保健班医療係の医師による検案ができない場合は、日本赤十字社福井県支部又は小浜医師会等に協力を要請する。

ウ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のため、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

エ 死体の一時保存

死体の身元確認に相当の期間を要する場合、又は死体が多数のため短期間に埋火葬できない場合は、死体安置所（寺院等の利用、又は寺院、学校等の敷地内に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

３　収容、処理期間及び費用の範囲

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内に死体の収容、処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、死体の収容、処理に関する費用は、検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び死体の一時保存のための費用とする。

第３　死体の火葬（埋葬）

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず火葬（埋葬）を行うことが困難な場合、もしくは死亡した者の遺族がいない場合、及び身元不明の死体について、町は次の方法により死体の応急的な火葬（埋葬）を行う。

なお、町は死体の火葬（埋葬）の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

１　火葬（埋葬）の実施及び留意点

死体は、町長が直接埋火葬に付し、棺、骨つぼを遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとし、火葬（埋葬）の実施にあたっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後火葬（埋葬）する。

(2) 身元不明の死体は、小浜警察署その他関係機関の協力を得て身元確認調査を行い、火葬（埋葬）する。

(3) 被災地以外に漂着した死体で、その身元が判明しない者は行旅死亡人として取り扱う。

(4) 外国人の火葬（埋葬）を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

２　火葬（埋葬）の内容

(1) 火葬（埋葬）を行う対象

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため遺族において火葬（埋葬）を行うことが困難な場合

(2) 火葬（埋葬）の期間

災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において延長する。

(3) 費用の範囲及び限度

ア 費用の範囲

棺、骨つぼ、埋火葬に要する経費で人夫及び輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

イ 費用の限度

災害救助法に基づき知事が定める額。

３　広域的な火葬の実施体制

災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、適宜、県と連携を図り、県内及び県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

第２１節　廃棄物の処理

被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、し尿、ごみ、災害廃棄物等の適切な収集・処理を実施する。

《実施担当》

生活環境班生活環境係、農林水産班農業係

第１　ごみ処理

生活環境班生活環境係は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

１　処理体制

(1) 生活環境班生活環境係は、被災地域のごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断し、適切な収集・処理体制をとる。なお、収集については、災害の程度に応じて、生活環境班生活環境係を中心に町職員で清掃班を編成する。

【廃棄物処理施設】

種別	地域	施設名
焼却処分	大飯地域	大飯清掃センター
	名田庄地域	小浜市クリーンセンター
最終処分	大飯地域	えこあいらんど
	名田庄地域	小浜市リサイクルプラザ

【一次集積所の候補地】

地域	名称	所在地	面積（㎡）	所有者
大飯	きのこの森駐車場	鹿野・小車田	3,500	おおい町
	大島南浦　漁港多目的利用施設用地	大島	18,500	おおい町
	大島河村埋立地	大島	3,500	おおい町
	大島えこあいらんど	大島地先	13,000	おおい町
名田庄	名田庄ウッディセンター土場	名田庄三重	7,720	おおい町
	名田庄環境クリーンセンター跡地	名田庄虫鹿野	3,157	おおい町
	名田庄清掃センター跡地	名田庄堂本、名田庄槇谷	3,011	おおい町
	頭巾山家族旅行村グラウンド	名田庄納田終	11,920	おおい町
合計			64,308	

(2) 日々大量に発生する災害廃棄物処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。
(3) ごみ処理にあたっては、委託業者と緊密な連絡をとり実施するものとするが、委託業者のごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合、人員の派遣や処理施設の使用などについて県あるいは近隣市町へ応援要請する。

２　収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

３　処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等の環境影響上支障のない方法で行う。

又、処理施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業では、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に配慮する。

第２　し尿処理

１　処理体制

(1) し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、許可業者との緊密な連絡のもと、適切な収集・処理体制をとる。なお、収集については、災害の程度に応じて、生活環境班生活環境係を中心に町職員及び許可業者で清掃班を編成する。
(2) 仮設トイレや避難施設のトイレについては、貯蓄容量を超えることがないように配慮し、優先的に処理する。
(3) し尿の収集・処理に必要な機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じて県又は近隣市町へ応援を要請する。

２　収集方法

(1) し尿運搬車による収集ができない地域については、ビニール袋等を各戸に配布するほか、運搬車による収集が可能な場所に仮設トイレ等を配置する。
(2) 処理能力に比べ、被災地域が広範囲にわたっているときは、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置として便槽内容の20～25％程度のくみ取りに留める。

３　処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第３　死亡家畜の処理

１　実施体制

死亡家畜（牛・豚等の死骸）について、県の指示により収集・処理する。

２　収集・処理方法

(1) 移動しうるものは適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
(2) 移動しがたいものについては、その場で処理する。

第４　災害廃棄物処理

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。
又、町は、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

町及び県は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

１　初期対応

(1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
(2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のため、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

２　処理活動

(1) 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
(2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
(3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
(4) 必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。
(5) 社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第２２節　自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるよう適切に対処するよう努める。

《実施担当》

総務班総務係、住民班救助係、調査広報班調査係、出納班、県、福井中央郵便局、おおい町社会福祉協議会

第１　ボランティアの受入れ

災害発生時には行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、住民班救助係はその活動が円滑に行われるよう町社会福祉協議会、民間ボランティア団体等と相互に連携・協力し、活動環境を整備する。

１　一般ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

防災対策各班は、次のような活動内容の一般ボランティアの協力を得る。

ア 指定避難所内における給食・清掃などの運営補助
イ 被災者に対する炊き出し
ウ 救助物資の仕分け・配付
エ 高齢者・障害者など要配慮者の介助
オ 高齢者・障害者など要配慮者のニーズの把握や安否確認
カ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

総務班総務係は、関係各部が必要とする一般ボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

(3) 受入れ窓口の開設

住民班救助係は、町社会福祉協議会と連携のうえ、一般ボランティアの受入れ及び活動の調整を行う窓口をあみーシャン大飯に開設する。

又、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行い、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行う。

(4) 救助の調整事務に関する人件費及び旅費

県から事務の委任を受けた場合、町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティア

センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２　活動支援体制

(1) 必要資機材及び活動拠点の提供

総務班総務係は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

調査広報班調査係は、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、一般ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

(3) ボランティア保険への加入

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、必要に応じて県が保険料を負担するボランティア保険に加入する。

３　専門ボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

医療救護や障害物の除去、建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務班総務係は、防災対策各班が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

なお、知事が災害救助法上の業務従事命令で救助業務に従事させることができるのは、次のとおりである。

ア 医師、歯科医師又は薬剤師
イ 保健師、助産師又は看護師
ウ 土木技術者又は建築技術者
エ 大工、左官又はとび職
オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
カ 軌道経営者及びその従事者
キ 自動車運送事業者及びその従事者

(2) 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、災害ボランティアセンターを窓口として、総務班総務係が行う。

なお、保健医療ボランティアの受入れ配置については県と連携する。

第２　義援金 救援物資の受入れ及び配分

出納班出納係及び住民班救助係は、寄託された義援金、救援物資の受入れ及び配分を行う。

１　義援金の受入れ及び配分

出納班出納係は義援金の受入れを、住民班救助係は義援金の配分を行う。

(1) 受 入 れ

ア 義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保　　管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、出納班出納係が町指定金融機関で保管する。

(3) 配　　分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ 定められた方針及び所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

２　救援物資の受入れ及び配分

住民班救助係は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受 入 れ

ア 町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

エ 救援物資の申し入れがあった場合は次のことを要請する。

① 救援物資は荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるように表示すること。

② 複数の品目を梱包しないこと。

③ 腐敗する食料は避けること。

④ 新品が望ましいこと。

⑤ 一定期間経過後は、救援物資よりも義援金が望まれること。

(2) 保　　管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し行う。

(4) 救援物資の搬送

ア 県及びその他の市町等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各指定避難所へ搬送する。

イ 搬送は、住民班救助係の管理のもと、一般ボランティアの協力を得て実施する。

３　郵便料金の免除等

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資を内容とする郵便物（現金書留及び小包）の料金は免除される。

(2) 県及び町等の申請により、郵政事業庁長官が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。

(3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第２３節　大規模事故応急対策計画

大規模な事故により多数の死傷者や要救助者が発生したとき、防災関係機関が緊急かつ有機的な連携協力の下に、前編までの応急対策計画に定めるもののほか、その必要な対策を実施する。

《実施担当》

防災班防災係、若狭消防組合

第１　大規模事故

航空機事故、列車・自動車事故（交通事故）、火災、爆発事故等により多数の死傷者や要救助者が発生したとき、当該事故関係機関はもちろん、防災関係機関は応急対策に万全を期するものとする。

第２　情報の収集・伝達体制

１　事故発生の通報

(1) 大規模事故の発見者は、ただちに町、小浜警察署及び若狭消防組合消防本部に通報するものとする。

(2) (1)の通報を受けた町長は、ただちに県に通報しなければならない。

(3) (2)の通報を受けた県は、ただちに当該事故関係機関及び応急対策を実施する防災関係機関に通報しなければならない。

２　通信連絡

(1) 町、県及び当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。

(2) 防災関係機関は、相互に連絡調整を行い、効果的な応急対策が実施できるように努めるものとする。

第３　活動体制

１　現地事故対策本部の設置

(1) 大規模事故が発生した場合には、町長は、必要に応じて適切な場所に現地事故対策本部を設置するものとする。

(2) 現地事故対策本部の構成は、町、県その他の防災機関とし、必要に応じて事故原因者の参加を求めるものとする。

２　現地事故対策本部の閉鎖

事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したとき、町長は防災関係機関の意見を聴いて、現地事故対策本部を閉鎖する。

３　協力要請

町長は、事故対象物が特殊で、応急対策を講じるために特別な知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し協力を要請する。

第４　事故時の応急措置

事故が発生した場合に、災害を最小限にとどめるため、町、小浜警察署及び若狭消防組合消防本部は、必要に応じて地区住民の生命、身体の安全を図るとともに、救護活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。

第５　避難指示等、避難誘導、指定避難所、救護所の開設

各応急対策計画の定めるところによる。

第６　消防活動

大規模事故の被害は、被害の大きさ、事故の事象によって異なるが、消火活動及び救出・救助活動が同時に必要となることが予想される。これに対応するため、若狭消防組合消防本部は積極的に事故事情を収集し、事故の規模、態様に応じた消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

第７　救急救助、救護医療活動

１　町、県及び当該事故関係機関は、迅速かつ的確な救急医療、救助を行うため次の措置を講じる。

(1) 医師及び看護師の派遣
(2) 医療器材及び医薬品の輸送
(3) 負傷者の救助
(4) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

２　若狭消防組合消防本部は、警防計画に基づき迅速かつ的確な医療救護を実施する。

３　日本赤十字社は、大規模事故により集団的に発生した負傷者の迅速、的確な医療救護を行うため、ただちに救護班による現地での医療救護活動を行い、医療施設（赤十字病院）の受入れ体制の確保に努める。

第８　救護活動

救護活動に関する応急対策計画の定めるところによる。

第９　その他の応急対策活動の実施

１　町、県等及び当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い、必要な応急対策活動を実施するものとする。

２　その他の防災関係機関は、それぞれの所掌業務に基づき応急対策活動に協力するものとする。

第１０　事故処理

当該事故の関係者は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第２４節　海上災害対策計画

《実施担当》

防災班防災係、農林水産班水産係、若狭消防組合、消防団、小浜警察署、小浜海上保安署

第１　流木対策

台風、突風、高波等のため海上及び木材積載船からの大規模な木材の流出が発生したとき、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止、情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、交通整理等によって海上交通安全を確保する。

１　実施体制

船舶積載木材は、船主又は代理店及び当該木材所有者が共同して実施する。

２　応急対策の実施

町及び関係機関は、大規模な木材の流出が発生したとき、次の必要な措置を講じる。

(1) 小浜海上保安署の措置

ア 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒及び船舶交通の整理

イ 状況に応じ無線、水路通報等による船舶に対する周知

ウ 当該木材所有者又は保管責任者に対し、木材の除去その他必要な措置に関する命令、又は勧告

エ 必要に応じた船舶交通の制限又は禁止

(2) 県の措置

ア 町に対する流出木材の情報伝達及び応急対策上必要な指示

イ 他の関係機関に対する協力要請

(3) 小浜警察署の措置

ア 小浜海上保安署との連携による流木の接岸又は漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達及び警戒

イ 民心安定のための広報活動

(4) 町の措置

水難救護法（明治32年法律第95号）による人命及び船舶の救助

第２　海難対策

海難対策は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等を想定する。

１　情報等の収集・連絡、避難誘導等

海難が発生したとき、町、若狭消防組合消防本部並びに小浜警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県及び県警察本部に連絡する。又、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

［情報収集・連絡系統の概要］

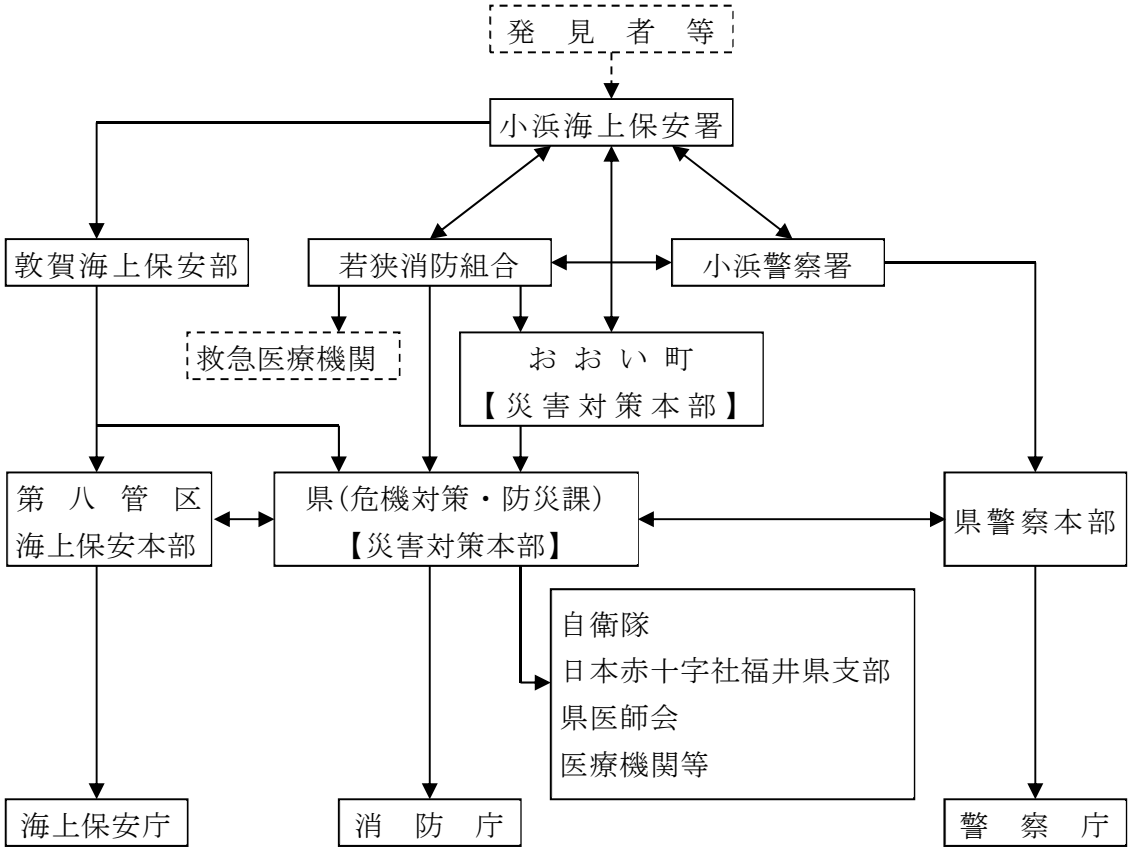

２　活動体制の確立

町は、本計画等に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進する体制を確立する。又、災害対策本部を設置したときは、県並びに防災関係機関に速やかに通報する。

３　救援活動

(1) 緊急輸送活動及び交通の確保

状況に応じて、町は負傷者等の搬送、救護を行うとともに、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等の災害応急対策を行う。又、町で対応できない場合には県に応援を要請する。

(2) 捜索・救助活動

若狭消防組合消防本部は、消防団を動員して沿岸部の捜索活動及び救助活動を行う。又、必要に応じて、他の消防組合に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動を要請する。

(3) 医療救護活動

町は、若狭消防組合消防本部から要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当、医師の確保、救護所の設置、医薬品の手配等の必要な措置を講じる。又、町の医療活動で対処できない場合には県に応援を要請する。

４　消火活動

若狭消防組合消防本部は、消防団を動員して沿岸部での消火活動を実施する。又、必要に応じて、他の消防組合に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

第３　海上流出油対策

１　活動体制の確立

油流出の発生（発生のおそれのある場合を含む）情報が県から伝達されたとき、町は、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するため、職員の配備体制を準備する。又、緊急時は、本計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、県並びに防災関係機関に速やかに通報する。

２　防除活動の実施

(1) 油流出の拡大を防止し被害の軽減を図るため、小浜海上保安署及び県の指導に従い、防災関係機関との連携の下に対策を実施していくものとする。

(2) 海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（第41条２）による沿岸海域での防除措置要請があった場合、県の設置する流出油沿岸部除去連絡会の除去方針を踏まえ、町は、若狭消防組合消防本部、小浜警察署、漁業協同組合、地元住民代表、ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と協同で次の防除活動を展開する。

ア 町単位の除去組織の設置
イ 沿岸部の監視
ウ 回収油の一時集積場所の確保
エ 沿岸部での除去活動の実施
オ 回収油の一時集積場所への輸送及び貯留
カ 沿岸部での除去活動情報の収集及び県への伝達

３　医療救護体制

町は、防除活動に従事する作業者の安全及び健康の保持を図るため、活動拠点となる港等で医療救護活動が迅速に行えるよう、医師等の確保をはじめ、救護所の設置や医薬品の手配等に必要な措置を講じる。

４　防除資機材（主として消耗品）の確保

防除資機材のうち、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は、町の備蓄品又は町内での調達で対応し、不足する場合は、あらかじめ定められた様式で県に確保を要請する。

５　ボランティアセンターへの支援

ボランティアの受入れ並びに活動調整はボランティアセンターが対応し、町はその円滑な運営のための支援を行う。

６　環境対策、風評対策

町は、県の実施する環境対策及び風評対策に協力する。

７　補償対策

補償対策についての情報の収集、交換及び関係機関との連絡調整を行い、その対策を講じる。

第４編　地震災害応急対策

第１章　応急活動組織

第１節　活動組織の設置

地震が発生した場合は、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、発生震度に応じた活動組織を設置する。

《実施担当》

防災対策各班、若狭消防組合、関係機関

第１　注意・警戒配備体制

１　注意配備体制

防災安全課長は、町域で震度３の地震が発生したときは注意配備をとり、防災関係職員は、次の内容の情報収集に努める。

○ 県、福井地方気象台からの地震情報等の収集
○ Ｊ－ＡＬＥＲＴによる情報の受信
○ おおい町役場内及び旧名田庄総合事務所内に設置されている震度計による情報の収集
○ 小浜警察署、若狭消防組合消防本部からの被災情報の収集
○ 帰庁者、登庁者からの被災情報の収集
○ テレビ、ラジオの視聴による地震情報、被災情報の収集

なお、警戒配備以上の体制への移行が決定された場合、又は災害の発生するおそれが無くなった場合は、注意配備を解除する。

２　警戒配備体制

防災安全課長は、町域で震度４の地震が発生したとき、及び地震に伴う小規模な被害が発生した場合は警戒配備体制をとり、注意配備と同様の情報収集に努めるとともに、災害応急対策に関する情報収集を行う。

なお、第１配備以上の体制への移行が決定された場合、又は災害の発生するおそれが無くなった場合は、警戒配備を解除する。

第２　災害対策連絡室

１　設置及び廃止基準

防災安全課長は、次の基準に該当する状況が発生した場合、町長の命を受け、災害対策連絡室を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

○ 町域で震度５弱の地震が発生した場合［自動設置］
○ 県内の沿岸に津波注意報が発表された場合
○ 地震、津波に伴う被害が複数発生し、更に被害の拡大のおそれがある場合
○ その他町長が災害対策連絡室の設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

○ 災害応急対策が概ね完了した場合
○ 災害が発生するおそれが解消された場合
○ 災害対策本部の設置が決定された場合

２　設置場所

災害対策連絡室は、おおい町役場内に設置する。

３　組織編成、運営及び事務分掌

(1) 災害対策連絡室は、室長（防災安全課長）及びその他災害対策本部員をもって組織する。

(2) 災害対策連絡室の運営は、災害対策本部の体制に準じて行うものとし、主な事務分掌は次の内容とする。

○ 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報の収集・分析に関する事項
○ 関係機関との連絡調整に関する事項
○ 職員の配備体制に関する事項
○ 災害対策本部設置の検討に関する事項

第３　災害対策本部

１　設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

○ 町域で震度５強以上の地震が発生した場合[自動設置]
○ 県内の沿岸に津波警報、大津波警報が発表された場合
○ 地震、津波による重大な被害が続出し、総力を挙げて災害応急対策に取り組む必要がある場合
○ その他町長が災害対策本部の設置の必要を認めた場合

※一般災害時における災害対策本部の設置基準は「第３篇 一般災害応急対策　第１章 災害警戒期の活動　第３節 動員体制　第１ 動員基準」参照。

(2) 廃止基準

○ 災害応急対策が概ね完了した場合
○ 災害が発生するおそれが解消された場合

２　設置場所

災害対策本部は、原則として町役場内に設置する。ただし、町役場内に設置することが不可能な場合は、ふるさと交流センターに設置する。

３　災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

町は、災害対策本部を設置し、又は廃止した場合、直ちに県をはじめ、小浜警察署、若狭消防組合消防本部等の防災関係機関にその旨を通知又は報告する。

４　設置の公表

町は、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の標識を庁舎の正面玄関に掲示する。

５　組織及び事務分掌

(1) 本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 災害対策本部に次の班を置き、各班長は次に掲げるものを充て、本部員として班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部設置時の班名	班長名
総務班	総務課長
防災班	防災安全課長
調査広報班	まちづくり課長
労務輸送班	税務地籍課長
住民班	住民窓口課長
保健班	すこやか健康課長
福祉班	いきいき福祉課長
農林水産班	農林水産課長
建設班	建設課長

災害対策本部設置時の班名	班長名
生活環境班	くらし環境課長
商工班	商工観光課長
避難誘導班	しごと創生室長
出納班	会計契約課長
支援班	議会事務局長
学校教育班	学校教育課長
社会教育班	社会教育課長
消防班	若狭消防組合消防本部消防長

(4) 各班に係を置き、その主な事務分掌は別表１に示すとおりとする。

(5) 災害対策本部に本部長、副本部長、本部員及び必要に応じ、その他の職員で構成する本部員会議を置き、本部員会議において次の事項を協議する。ただし、極めて緊急を要し、かつ、本部員会議を開催するいとまがないときは、本部長、副本部長及び一部の本部員との協議をもって、これに代えることができる。

○ 被害状況の把握及び災害応急対策実施状況
○ 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
○ 各班及び現地対策本部相互の調整に関する事項
○ 防災関係機関との連携推進に関する事項
○ 他団体に対する応援要請に関する事項
○ その他重要な災害応急対策に関する事項

(6) 班内各係相互の緊密な連絡調整を図るため、各班長を各班連絡責任者とする。

６　権限委譲

町長が不在又は本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副町長、防災安全課長の順で本部長の権限を委譲する。又、本部員（班長）はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

≪おおい町災害対策本部の組織≫

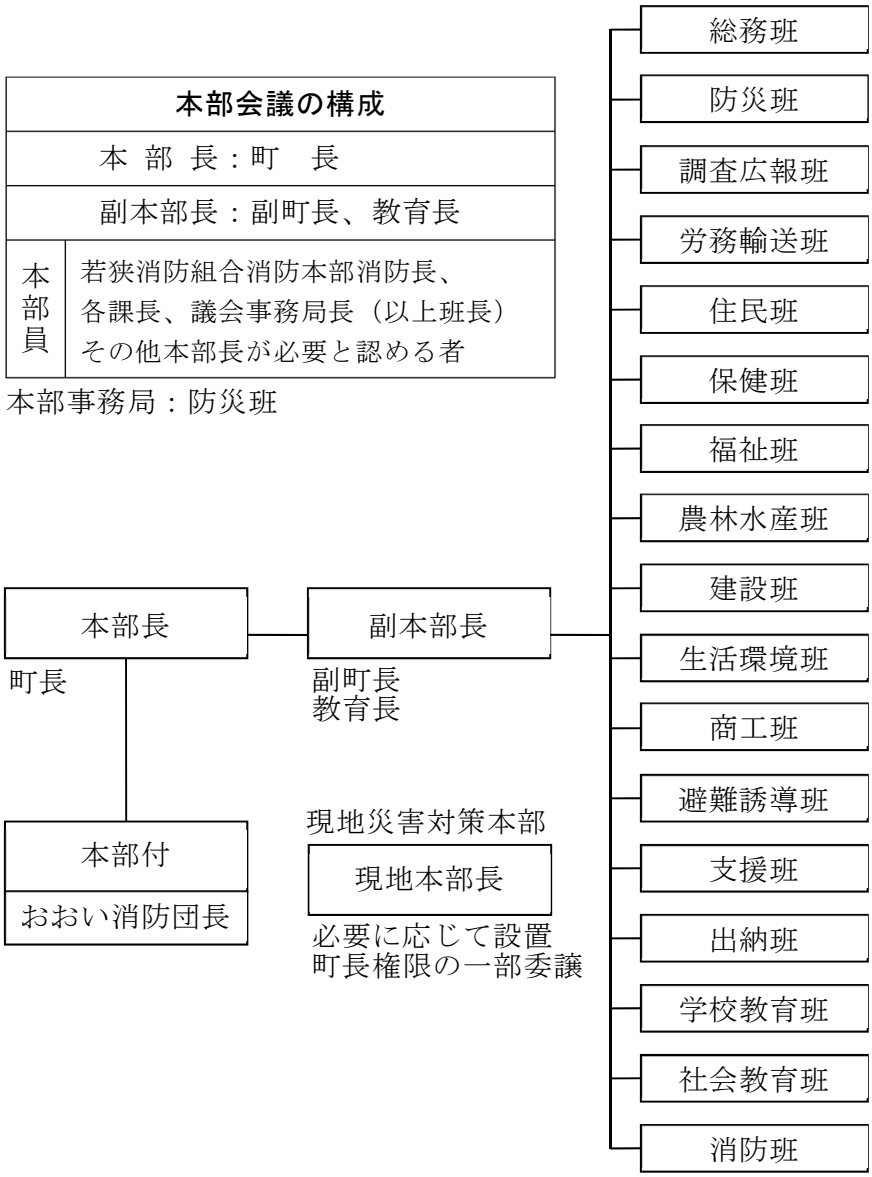

≪別表１　おおい町災害対策本部　事務分掌≫

班　名	係　名	事　務　分　掌
総務班 （総務課長）	総務係	1. 職員の配備に関すること。 2. 本部用車両の配車管理に関すること。 3. 自衛隊の派遣要請、受入れに関すること。 4. 民間及び他市町の救援隊の応援要請並びに受入れに関すること。 5. 本部職員の保健宿舎に関すること。 6. 災害関係の予算措置に関すること。 7. 国・県に対する要請に関すること。 8. 中央省庁・県視察団・調査団に対する陳情、資料のとりまとめに関すること。
防災班 （防災安全課長）	防災係	1. 全般の企画立案に関すること。 2. 本部の設置、廃止に関すること。 3. 各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 4. 避難指示等の連絡調整に関すること。 5. 避難所開設・運営・閉鎖の連絡調整に関すること。 6. 隣接市町との相互応援に関すること。 7. 応援要員の調整、派遣に関すること。 8. 班長会議に関すること。 9. 予・警報・情報の収集及び連絡調整に関すること。 10. 消防体制及び消防活動に関すること。 11. 非常配備に関すること。 12. 災害記録、写真の整備に関すること。
調査広報班 （まちづくり課長）	調査係	1. 被災状況の収集報告に関すること。 （ボランティアからの情報の収集を含む。） 2. 専門家の派遣及び調査機器に関すること。
	広報係	1. 町民に対する広報に関すること。 2. 報道関係機関との連絡に関すること。 3. 有線放送施設及び情報通信施設の災害予防及び応急対策に関すること。 4. 災害広報資料等の収集及び提供に関すること。
労務輸送班 （税務地籍課長）	労務計画係	1. 労務供給計画に関すること。 2. 車両の調達に関すること。 3. 各協力機関の配置指揮監督に関すること。
	協力係	1. 緊急物資輸送のための船舶の借上及び応急輸送に関すること。 2. 応急救助、応急対策に要する労働力の供給に関すること。 3. 人員・物資・輸送計画に関すること。

班　名	係　名	事　務　分　掌
住民班 （住民窓口課長）	救助係	1. 災害救助法に基づく救助事務全般に関すること。 2. 避難所の開設・運営・閉鎖等に関すること。 3. 非常用主食の配分に関すること。 4. 生活必需物資の調達、輸送、供給に関すること。 5. 援助物資（救援物資）の受領及び配分に関すること。 6. 炊き出しに関すること。 7. 災害対策従事者の食料の調達に関すること。 8. 遺体の処理等に関すること。 9. 被災地の住民登録に関すること。 10. 災害時における児童及び母子（父子）世帯の収容に関すること。 11. 児童福祉施設等の被災調査及び応急復旧に関すること。 12. 災害ボランティアの受入れに関すること。 13. 住民相談窓口の設置に関すること。 14. 応急保育に関すること。 15. 災害見舞金（義援金）の配分に関すること。
保健班 （すこやか健康課長）	医療係	1. 救護所の設置に関すること。 2. 医療品等の調達に関すること。 3. 後方医療実施機関の確保に関すること。 4. 急患者輸送に関すること。 5. 被災者の医療措置、健康維持活動に関すること。 6. 健康管理、心のケア対策に関すること。 7. 防疫に関すること。 8. 遺体の処理等に関すること。 9. 被災者の医療措置、健康維持活動に関すること。
福祉班 (いきいき福祉課長)	要配慮者支援係	1. 避難行動要支援者の支援策に関すること。 2. 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 3. 高齢者、身障者等の要配慮者の対策に関すること。 4. 福祉車両の調達に関すること。 5. 福祉相談窓口の設置に関すること。 6. 福祉サービスの継続的提供に関すること。
農林水産班 （農林水産課長）	農業係	1. 果実そ菜、米等の農林産物の災害防止対策及び被災状況調査に関すること。 2. 農地、農業用施設等の災害予防及び応急対策に関すること。 3. 緊急物資（主要食料、そ菜果実）の調達供給に関すること。 4. 農林産物の採取出荷の規制に関すること。 5. 被災果実そ菜、米等の農林産物の応急技術対策に関すること。 6. 家畜の感染症予防、防疫、被災家畜の調査に関すること。 7. 他の班の応援に関すること。
	水産係	1. 漁船、漁具の被災調査及び被災防止に関すること。 2. 海難に関すること。 3. 水産物の採取出荷の規制に関すること。 4. 他の班の応援に関すること。

班　名	係　名	事　務　分　掌
建設班 （建設課長）	土木漁港係	1. 関係機関との連絡調整に関すること。 2. 公共土木の被災調査に関すること。 3. 交通事情の把握に関すること。 4. 道路、橋梁の確保、水防応急対策に関すること。 5. 住居障害物の除去に関すること。 6. 被災家屋の調査に関すること。 7. 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅の建設に関すること。
	林業係	1. 治山、林道、その他林業用施設等の応急対策に関すること。 2. 他の班の応援に関すること。
	水防係	1. 水防活動全般の企画指導に関すること。 2. 水防資機材の輸送、調達に関すること。 3. 水位、雨量、その他気象、情報の送受に関すること。 4. その他、水防全般の事務に関すること。
生活環境班 （くらし環境課長）	上下水道係 生活環境係	1. 上下水道の応急対策に関すること。 2. 上下水道の応急復旧に関すること。 3. 一般廃棄物に関すること。 4. 環境衛生に関すること。 5. 食品衛生に関すること。
商工班 （商工観光課長）	商工係	1. 商工業関係被災調査及び災害対策に関すること。 2. 他の班の応援に関すること。
避難誘導班 （しごと創生室長）	避難誘導係	1. 避難住民の誘導（広報を除く）に関すること。 2. 町民の被災状況の調査収集に関すること。 3. 他の班の応援に関すること。
出納班 （会計契約課長）	出納係	1. 災害対策にかかる現金の出納に関すること。 2. 義援金の受入れ、保管に関すること。 3. 他の班の応援に関すること。
支援班 （議会事務局長）	支援係	1. 災害情報の収集に関すること。 2. 町議会との連絡調整に関すること。 3. 他の班の応援に関すること。
学校教育班 （学校教育課長）	学校教育係	1. 児童、生徒の保健管理に関すること。 2. 文教施設の応急復旧に関すること。 3. 被災児童生徒に対する応急教育、教材、学用品の調達供給に関すること。 4. 学校給食に関すること。 5. 児童生徒の輸送に関すること。
社会教育班 （社会教育課長）	社会教育係	1. 文化財の応急保護対策に関すること。 2. 文教施設の被災調査に関すること。 3. 外国人の支援に関すること。
消防班 （若狭消防組合消防本部消防長）	消防係	1. 緊急時における県・市町等との調整に関すること。 2. 消防団・水防団の出動に関すること。 3. 住民の避難誘導、救助・救急に関すること。 4. 救急搬送に関すること。 5. 広域消防連携に関すること。

第４　現地災害対策本部

本部長（町長）は、災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮及び現地での応急対策活動に関わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、本部長（町長）に応急対策の実施状況を報告する。

１　設置基準

○ 災害応急対策を局地的又は特定地域で重点的に行う必要がある場合
○ その他本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

２　廃止基準

○ 当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
○ その他本部長が廃止を決定した場合

３　設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

４　組　　織

現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長（町長）が任命する。

５　所掌事務

現地災害対策本部の業務は、概ね次のとおりとする。

(1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
(2) 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。
(3) 指定避難所の開設及び連絡調整に関すること。
(4) 被害状況等の情報収集に関すること。
(5) この計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
(6) その他現地災害対策本部の運営に関すること。

（注）通信途絶のときは、本部に伝令員を派遣すること。

６　指揮権限

町長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

○ 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）
○ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
○ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
○ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

７　合同調整所の設置

町は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。又、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第２節　動員体制

地震が発生した場合は、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、発生震度に応じた動員配備を行う。

《実施担当》

総務班総務係、防災対策各班

第１　動員基準

町域で地震が観測され、又は福井県の予報区に津波予報が発表されたとき、町は次の配備区分による動員配備体制をとる。

職員の動員配備基準は、次のとおりとする。

組織	配備体制	配備基準	配備概要
－	注意配備	1.町域で震度３の地震が発生した場合	1.防災担当者による情報収集
	警戒配備	1.町域で震度４の地震が発生した場合	1.被害情報及び災害応急対策に関する情報収集 2.災害対策連絡室設置の検討
災害対策連絡室	第１配備	1.町域で震度５弱の地震が発生した場合 2.県内の沿岸に津波注意報が発表された場合 3.その他町長が必要と認めた場合	1.被害情報の収集及び伝達 2.局地的な災害応急対策の実施 3.災害対策本部設置の検討
災害対策本部	第２配備	1.町域で震度５強の地震が発生した場合 2.県内の沿岸に津波警報が発表された場合 3.その他町長が必要と認めた場合	1.被害情報の収集及び伝達 2.すべての災害応急対策の実施
	第３配備	1.町域で震度６弱以上の地震が発生した場合 2.県内の沿岸に大津波警報が発表された場合 3.地震による重大被害が発生し、通信網が寸断された場合 4.その他町長が必要と認めた場合	1.被害情報の収集及び伝達 2.すべての災害応急対策の実施 3.閉庁時はすべての職員が参集（自主参集）

なお、震度は気象庁地震火山部が発表する町域の震度とし、町域の震度が発表されない場合は、嶺南地方のいずれかの市町の震度とする。又、県内の市町の震度情報は、震度情報ネットワークによる把握も行い、動員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の

確立に反映させる。

各配備体制に応じた配備職員はおおむね次のとおりとする。ただし、配備職員については、担当課であらかじめ指定する。

≪ 配 備 職 員 ≫

課名等＼配備体制		注意配備	警戒配備	第１配備	第２配備	第３配備
町役場本庁	総務課		○	○	○	全職員
	防災安全課	○	○	○	○	
	まちづくり課		○	○	○	
	税務地籍課				○	
	住民窓口課		○	○	○	
	すこやか健康課			○	○	
	いきいき福祉課		○	○	○	
	農林水産課		○	○	○	
	建設課		○	○	○	
	くらし環境課			○	○	
	商工観光課			○	○	
	しごと創生室			○	○	
	会計契約課				○	
	議会事務局				○	
	学校教育課			○	○	
	社会教育課			○	○	

第２　動員方法

迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した連絡・参集を行い、参集報告をする。

又、必要に応じて人員の確保を行う。

１　勤務時間内

(1) 伝達体制

各課への伝達は、総務班総務係が庁内放送によって行う。ただし、庁内放送による伝達が不能な場合は、電話又はファクシミリによって行う。

(2) 活動体制への移行

伝達を受けた場合は、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

２　勤務時間外

(1) 連絡体制

参集指令の伝達は、緊急連絡系統に基づき実施する。

(2) 参集場所

自己の指定参集場所とする。

(3) 過渡的措置

防災対策各班長は、勤務時間外の過渡的措置として、非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて、暫定的に班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

３　参集の報告

防災対策各班において、職員を配備し、応急活動を実施した場合、職員の参集状況を総務班総務係に報告する。

４　人員の確保

(1) 注意配備・警戒配備・第１配備の場合

防災対策各班長は、防災対策各班の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、班内で配備人員を増員し、その旨を総務班総務係へ報告する。

(2) 第２配備・第３配備の場合

防災対策各班長は、防災対策各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務班総務係に要請する。

この場合、総務班総務係は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

５　平常業務の機能

第３配備体制下では、災害発生からの時間経過とともに、平常業務を確保する必要がある住民サービス部門等から、総務班総務係と協議のうえ実施する。

第３　防災業務従事者の安全確保

町は、防災業務従事者の安全確保に十分配慮するとともに、各種防災対応や避難誘導に係る行動のルールを定めておくものとする。

第４　福利厚生

災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力を持続するため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

１　宿泊施設等の確保

総務班総務係は、災害対策従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、町営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整する。

２　食料の調達

総務班総務係は、住民班救助係と調整のうえ、災害対策従事者への食料を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

第２章　初動期の活動

第１節　情報の収集・伝達

町は、地震が発生した場合、迅速かつ的確な被害状況の把握及び応急対策活動の実施のため、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や県防災情報システム等を活用し、必要な情報の収集・伝達活動を行う。

町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

《実施担当》

防災班防災係、調査広報班調査係、小浜警察署、若狭消防組合

第１　災害情報等の収集・伝達

地震発生後、直ちに地震情報、火災情報、異常現象の情報収集・伝達を行う。

１　災害情報の収集

防災対策各班は、地震発生後直ちに所管施設等の被害調査や関係機関の情報収集を行い、結果を調査広報班調査係に報告する。なお、被害の主な調査項目は次のとおりとする。

又、夜間・休日等の勤務時間外は、防災班防災係が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報収集と伝達を行う。

項　　目	情　　報　　収　　集　　内　　容
1.人的被害	・死者、行方不明者の状況 ・負傷者の状況 ・救助救援活動の状況
2.建物被害	・建物の倒壊等被害状況 ・火災発生状況 ・浸水被害状況
3.公共施設等被害	・道路、橋梁の被害状況 ・土砂災害関連（崖崩れ・土石流等の状況） ・交通関連（公共交通機関の被災状況、運行状況） ・ライフライン施設の被災状況（上下水道、電気、電話） ・公共建築物の倒壊、火災等被災状況（指定避難所、その他公共建築物） ・農地、農業施設等被災状況 ・林業施設等被災状況
4.救助活動等	・救急救助活動の状況 ・出火及び消火活動の状況
5.その他	・その他、特記すべき事項

２　被害状況の集約及び伝達

調査広報班調査係は、住民及び防災対策各班から寄せられる情報を集約するとともに、小浜警察署、若狭消防組合消防本部並びに防災関係機関等からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

なお、集約された情報は直ちに防災班防災係に伝達し、防災班防災係は防災対策各班、県及び防災関係機関に報告・伝達する。

３　被害調査及び情報管理の分担

被害調査は防災対策各班により災害発生後迅速に行うが、災害応急対策、復興を進めるためには、防災対策各班が被害情報を正確に把握する必要があり、被害調査及び被害情報の管理を次の各班で行う。

被害調査項目	担　　当　　班
被害集計及び広報	調査広報班
人的被害・医療関係機関被害	保健班
一般建物被害	建設班、農林水産班
公共施設被害	各　班（所管施設）
土木・漁港被害	建設班
農地・農業用施設被害、農林水産物被害	農林水産班
上・下水道施設被害	生活環境班
教育関係施設被害	学校教育班、社会教育班

４　行方不明者の把握

調査広報班調査係は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。又、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

５　孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、被災市町はそれぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。又、町及び県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

第２　県への報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。

防災班防災係は、県に対して災害発生直後の災害即報から、災害確定報告に至るまで、必要に応じて随時報告を行うものとする。

１　報告の基準

防災班防災係は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合、速やかに被害状況を報告する。

(1) 災害救助法の適用基準に合致すると判断される場合
(2) 町又は県が災害対策本部を設置した場合
(3) 災害が２市町以上にまたがり、１つの市町の被害が軽微であっても、全県的には同一の災害で、大きな被害が生じている場合
(4) 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要する場合
(5) 災害による初期の被害が軽微であっても、上記基準に該当する災害規模に拡大するおそれがある場合
(6) 災害の状況及び災害の及ぼす社会的状況等からみて、報告する必要があると判断される場合
(7) 注意報・警報が発表された場合において、災害が発生した場合
(8) その他、特に報告の指示があった場合

２　報告の種類と方法

災害即報については、町は、震度５強以上の地震を記録したときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとし、更に要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行うものとする。

(1) 災害即報

ア 災害を覚知したとき、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
イ 報告様式は、「資料編　３－３　第１号様式（その２）」による。
ウ 報告の方法は、県防災行政無線又は一般加入電話による。又、やむを得ない場合は、電報あるいは非常通信等を用いて報告する。

(2) 中間報告

ア 災害発生後、状況の変化等に応じて報告する。
イ 報告様式、報告の方法等は災害即報に準じる。

(3) 確定報告

ア 応急対策終了後10日以内に行う。

イ 報告様式は、「資料編　３－３　第２号様式」により、文書にて報告する。

第３　通信手段の確保及び運用

１　災害発生後の機能確認と応急復旧

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話や衛星通信等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、連絡員（伝令）を派遣して情報を伝達する。

２　通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話（加入電話）、無線通信又は衛星通信により速やかに行う。

(2) 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(3) 電話及び電報施設の優先利用

町は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うため、あらかじめ一般加入電話を災害時優先電話として利用できるよう、西日本電信電話㈱の承認を受けるものとする。

災害時優先電話を利用したダイヤル通話は、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も通話の規制を受けない。又、手動接続による通話（電報）は、102（115）番通話により行い、この場合は、非常扱い通話（電報）又は緊急扱い通話（電報）である旨を申し出るものとする。

なお、非常扱い通話（電報）及び緊急扱い通話（電報）は、別に定める事項を内容とする通話（電報）を行う場合に限り取り扱うものとする。

(4) 災害時伝言ダイヤル（171番）の活用

災害時伝言ダイヤルは、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況（輻輳）になった場合に提供が開始される。このとき、提供条件等は西日本電信電話㈱が決定し、内容をテレビ・ラジオ等で広報するが、次の状況にある場合の利用に適する。

ア 避難等により電話に応答できない人への連絡

イ 停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡

ウ 呼出しても応答のない電話の場合

なお、災害時伝言ダイヤルの伝言録音時間は１伝言あたり30秒以内、伝言保存期間は録音してから２日（48時間）である。又、録音された伝言は被災地の電話番号を知っている全ての人が聞くことができるため、聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく。

(5) 非常通信の利用

町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったとき、北陸地方非常通信協議会の構成員（官公庁、企業等）の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。

(6) 通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、パソコン通信利用者といった通信関係のボランティアの協力を得る。

３　町防災行政無線の運用

(1) 住民への広報及び伝達

災害発生後の災害情報及び生活支援情報等は防災行政無線により行う。

(2) 災害情報の収集連絡等

各班による災害情報の収集伝達及び応急対策等に関する連絡等は、原則として加入電話や携帯電話等により行うが、これらの通信手段が使用できない場合は、防災行政無線の双方向通信機能を利用する。

４　ケーブルネットワーク施設の運用

住民への広報等は、停電、ケーブルの切断等が生じていない限り、ケーブルテレビや情報端末設備によることを基本とする。

５　県防災行政無線の活用

県及び県の出先機関等との連絡等は、県防災行政無線を活用するものとする。

第４　地震情報の伝達

１　地震に関する情報の種類と内容

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震

度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。又、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(2) 地震情報の種類とその内容

＜地震情報の種類と発表基準・内容＞

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情　報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

＜緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称＞

都道府県名	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	市町名
福井県	福井県嶺北	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡［永平寺町］、今立郡［池田町］、南条郡［南越前町］、丹生郡［越前町］
	福井県嶺南	敦賀市、小浜市、三方郡［美浜町］、大飯郡［高浜町、おおい町］、三方上中郡［若狭町］

２　地震及び津波に関する情報の伝達

(1) 福井地方気象台からの伝達

気象庁地震火山部及び福井地方気象台は、地震に関する情報を発表する。

(2) 情報の伝達を受けた機関の措置

福井地方気象台から地震に関する情報を受けた機関は、通報又は放送を行うように努める。

３　震度情報ネットワークの形成

県は、県内の全ての市町に震度計を設置し、震度情報を市町、県、国間のネットワークにより迅速に把握するとともに、被害予測システムにより各市町の被害を推定するなど、国、県、町の初動活動体制と広域応援体制の充実強化を図る。

第５　異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報し、町長は、すみやかに県及び福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。

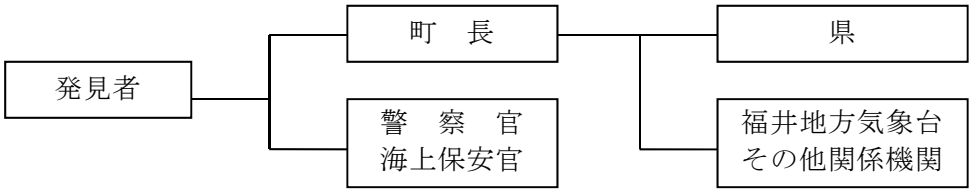

町長が福井地方気象台等に通報すべき事項は以下のとおりである。

ア 異常な高波・うねり・潮位・河川水位等があったとき。

イ 震度４以上の地震があったとき。

ウ 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

＜津波警報等伝達系統図＞

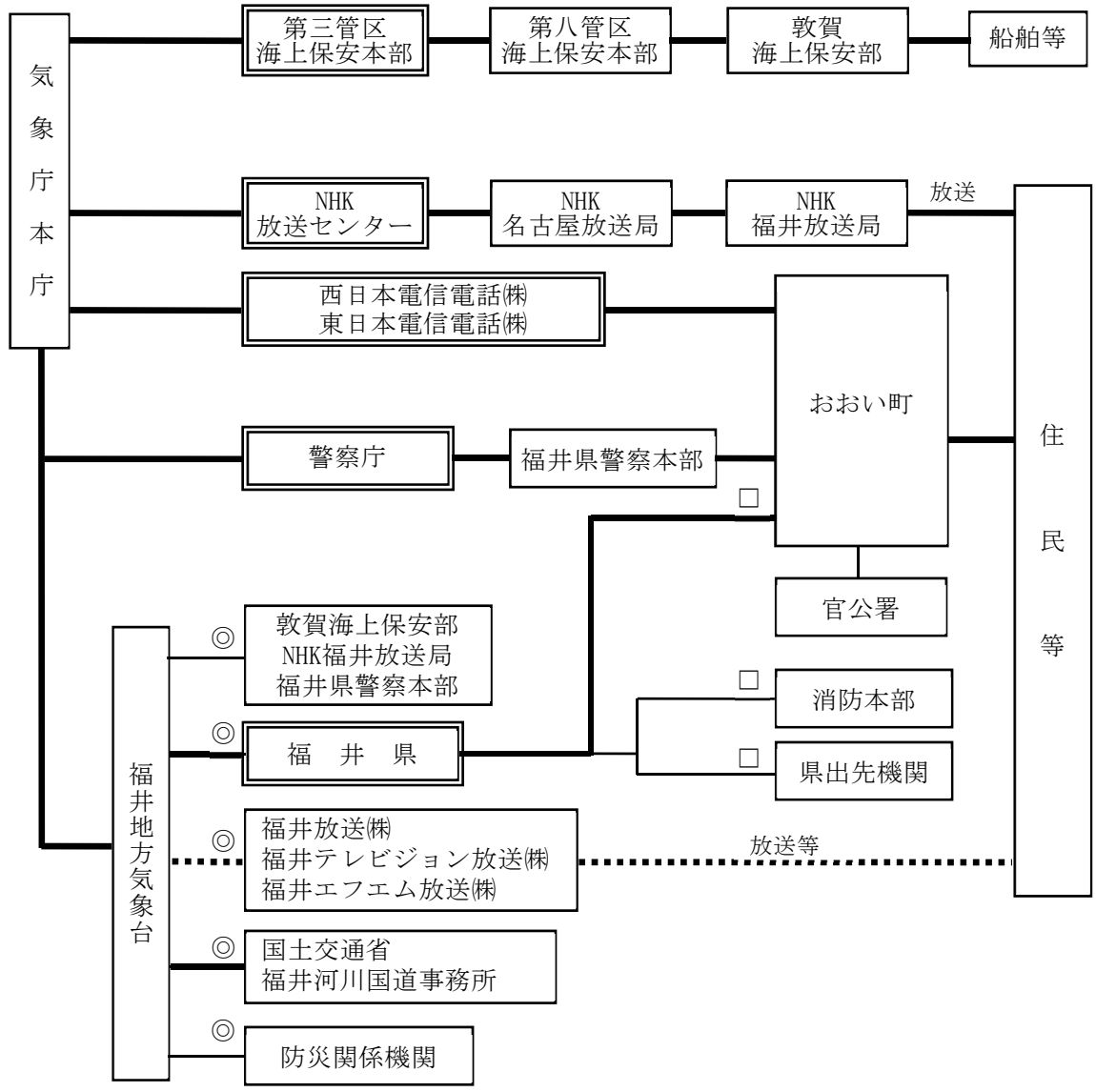

◇凡例

━━	法令(気象業務法等)による通知系統
▪▪▪▪	法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統
――	地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統
◎	防災情報提供システム
□	県防災行政無線
▭	法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

◇通信途絶時の福井地方気象台からの代替伝達経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で加入電話、気象台職員による使送、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

機関名	県防災行政無線
福井県	○
敦賀海上保安部	○

第２節　災害広報・広聴対策

情報不足や流言、飛語等による社会的混乱の発生を防止し、民心の安定化を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい広報活動が重要である。

災害時における広報活動は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

又、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、住民の各種相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《実施担当》

防災班防災係、調査広報班広報係

第１　災害広報

調査広報班広報係は、情報不足による混乱の発生を防止するため、ケーブルテレビ等により災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の住民向けの広報活動を実施する。

ただし、ケーブルテレビによる広報が不可能な場合は、調査広報班広報係が車両による広報活動を行う。

１　災害情報等

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 災害情報に関すること。
(2) 要配慮者への支援の呼びかけ
(3) 被害の概要に関すること。
(4) 避難指示等に関すること。
(5) 原子力発電所の状況
(6) その他住民の安全確保に必要なこと（気象情報、土砂災害等二次災害防止情報を含む。）。

２　支援情報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、被災者のニーズを十分把握したうえで、次の事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 被災状況とその後の見通し
(2) 指定避難所に関すること。
(3) 救護所に関すること。
(4) 救援物資の配布に関すること。

(5) 給水・給食に関すること。
(6) 医療機関などの生活関連情報
(7) 義援物資等の取扱い
(8) 被災者のために講じている施策などその他住民生活に必要なこと。

３　ライフライン復旧情報等

防災班防災係は、防災対策各班及び関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。
(1) 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること。
(2) 電気、交通機関等の復旧に関すること。
(3) 電話の復旧に関すること。
(4) 電気の復旧による火災等の二次災害防止に関すること。
(5) 交通規制情報

４　広報の手段

(1) 広報車

原則として町の所有する車両を使用するものとし、必要に応じて小浜警察署その他の関係機関に広報車の協力を求める。

(2) 広報紙

調査広報班広報係は、広報紙をできるだけ早期に発行し、各指定避難所等に送付する。又、関係各班は、送付を受けた広報紙を掲示する。

(3) その他の広報手段

ア 防災行政無線による地区広報
イ 指定避難所への職員の派遣
ウ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
エ インターネット（ホームページ）の活用
オ ケーブルテレビ等への情報提供
カ 携帯電話メール（緊急速報メール）

５　要配慮者への広報

要配慮者への広報は、文字放送や手話、携帯電話メール、ファクシミリ・テレフォンサービス等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

６　災害時の広報体制

調査広報班長を災害広報責任者とし、広報内容の一元化を図る。
(1) 取りまとめられた情報を基に、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。
(2) 広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を

行い、広報活動を実施する。
(3) 防災関係機関と連絡調整を図る。

第２　報道機関への情報提供等

調査広報班広報係は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

１　災害情報の報道依頼

災害対策各班からの災害情報の報道依頼は、調査広報班広報係で取りまとめ、報道機関に報道を依頼する。

２　災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。
【情報提供の主な項目】
(1) 災害発生の場所及び発生日時
(2) 被害状況
(3) 応急対策の状況
(4) 住民に対する避難の状況
(5) 住民に対する協力及び注意事項
(6) 支援施策に関する事項

第３　町民の各種相談窓口の設置

災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特設相談窓口を開設し、積極的な広聴相談活動を実施する。

１　特設相談窓口の開設

住民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に特設相談窓口を開設する。

２　相談内容

特設相談窓口への相談内容は、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。
(1) 土地、建物の登記に関すること。
(2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
(3) 住民税等の減免、徴収猶予等に関すること。
(4) 要配慮者対策等の福祉に関すること。
(5) 災害弔慰金等の支給に関すること。

(6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
(7) り災証明の発行に関すること。
(8) 上水道・下水道の修理に関すること。
(9) 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
(10) その他生活再建に関すること。

３　実施体制

(1) 関係各課から対応職員を派遣し、電話及び町民応対業務全般について実施する。
(2) 相談窓口の開設時には、広報紙等で住民へ周知する。
(3) 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

４　要望の処理

(1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
(2) 特設相談窓口等で聴取した要望等は、速やかに関係各部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第４　安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第３節　応援の要請・受入れ

町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに県及び他の市町並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

総務班総務係、防災班防災係、自衛隊

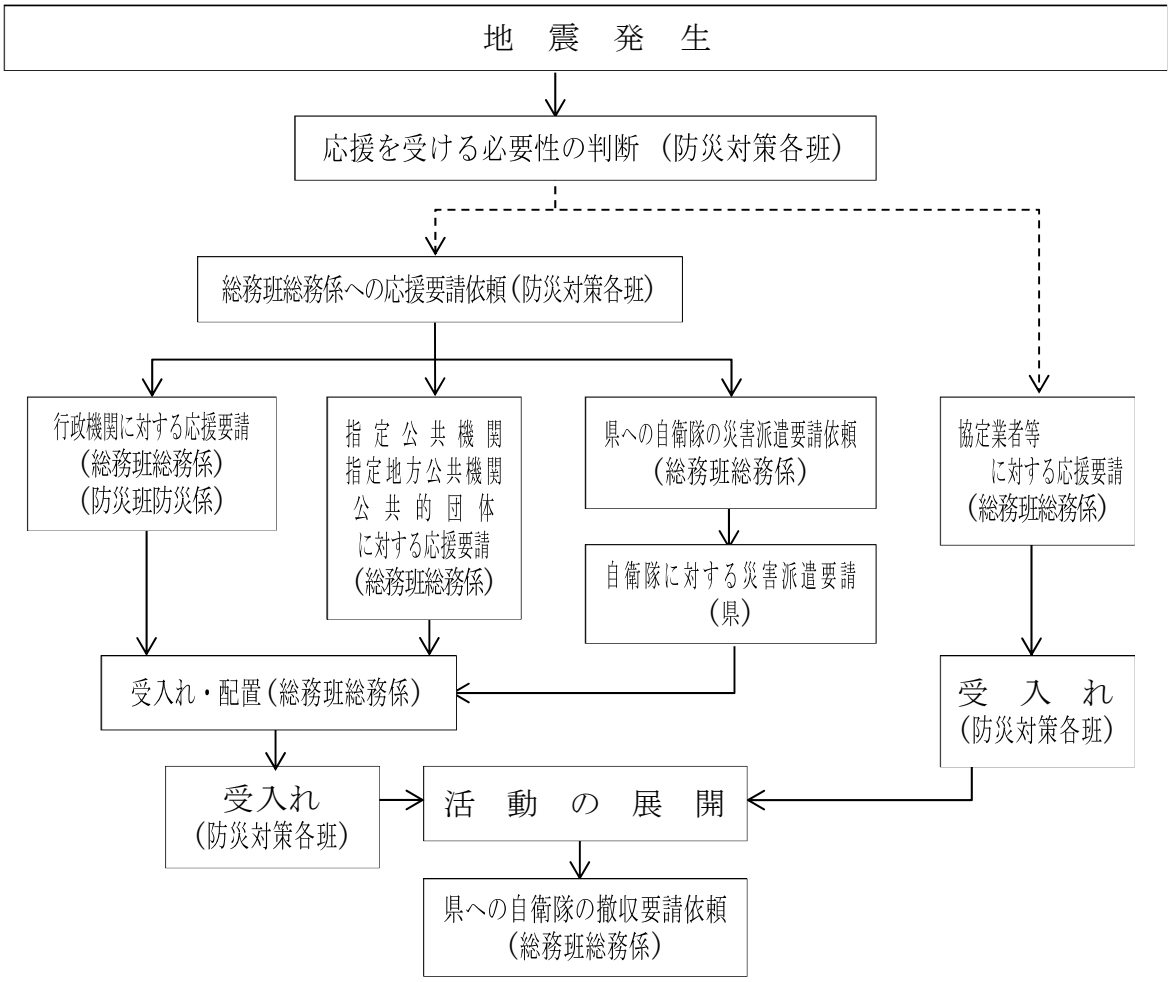

第１　行政機関等との相互応援協力

防災対策各班は、あらかじめ定めた事務分掌に基づき災害応急対策を実施するとともに、必要に応じ総務班総務係又は防災班防災係を通じて県及び他の市町に応援協力を求める。

総務班総務係は、災害が発生した場合、県への応援要請及び他の市町との相互応援・協力の窓口、防災班防災係は隣接市町との相互応援・協力の窓口となり、防災対策各班と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】

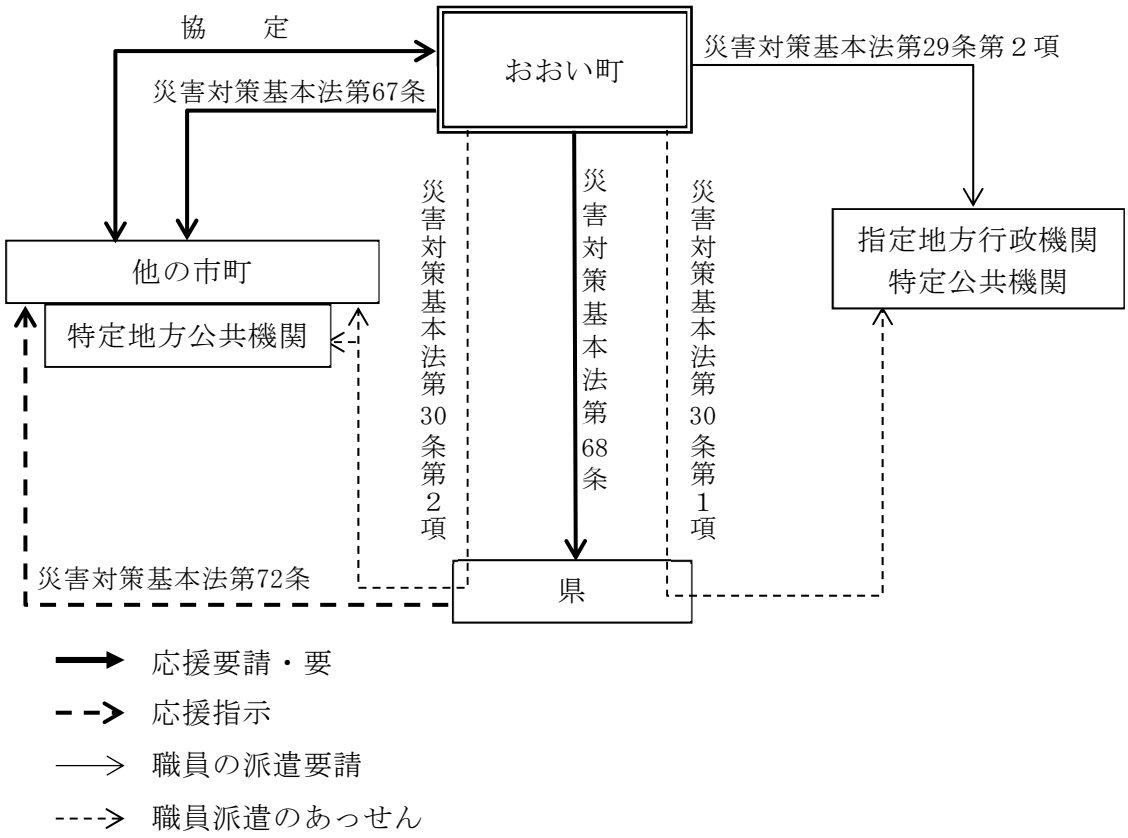

１　県への応援要請

町長は、県に対し応援を求める場合、又は指定行政機関等の応援のあっせんを県に求める場合には、知事（安全環境部危機対策・防災課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが事後において速やかに文書を提出する。

(1) 県に災害応急対策の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

・災害発生の日時及び場所
・災害の原因及び被害の状況
・適用を要請する理由
・適用を必要とする期間
・既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
・その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

・被災者の他地区への移送要請

・移送を必要とする被災者の数
・希望する移送先
・被災者を収容する期間

ウ 県への応援要請又は災害応急対策の実施の要請（法第68条）
・災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を要請する理由
・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
・応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
・応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
・その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあっせんを県に求める場合

ア 自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合
「本節 第４ 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

イ 他の市町、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあっせんを求める場合
・災害の状況及び応援のあっせんを求める理由
・応援を希望する機関名
・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
・応援を必要とする場所
・応援を必要とする活動内容
・その他必要な事項

ウ 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あっせんを求める場合（法第30条）
・派遣のあっせんを求める理由
・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
・派遣を必要とする期間
・派遣される職員の給与その他の条件
・その他参考となるべき事項

２ 他の市町への応援要請

(1) 応援の方法

地震発生時に他の市町に応援を要請する場合は、関係法令や相互応援協定等に基づき実施する。

相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町に応援を要請する。

(2) 応援の要請

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、次に示す必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には電話又はファクシミリによって応援要請を行い、事後速やかに文書で所定の手続をとる。又、要請した旨を知事に報告する。

ア 災害の状況
イ 応援を要請する理由
ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする活動内容
オ その他必要な事項

３　応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。
(1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
(2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
(3) 診療、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
(4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
(5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
(6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
(7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
(8) 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
(9) その他応急対策活動に必要な措置

４　緊急消防援助隊の派遣要請

町長は、災害の範囲が拡大し、町域内の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

５　職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、指定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。
(1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
(2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
(3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5) その他必要な事項

６　応援の受入れ

県や他市町、指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を総務班総務係又は防災班防災係が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。
又、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。

【災害時用臨時ヘリポート】

大飯地域	総合運動公園内多目的グラウンド 大飯オフサイトセンター 大島漁港施設用地（河村地係）
名田庄地域	名田庄中学校グラウンド

(5) 救助・救急活動拠点

町及び県は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

７　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

応援職員の受入れにあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第２　消防活動に係る応援要請

町単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

１　応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

震災による災害の拡大が著しく、町単独では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

(2) 消防庁長官の措置による応援体制

地震等の大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(3) 知事への応援要請

大規模な災害が発生し、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第38条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

２　受入れ体制

消防応援隊や緊急援助隊等（以下「応援隊」という。）の派遣が決定した場合、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。

(2) 応援隊及び県との連絡職員を指名する。

(3) 消防作業実施中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、効果的に実施する。

第３　民間事業者等に対する協力要請

発生した地震規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

１　公共的団体・民間事業者等への協力要請

公共的団体、民間事業者等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

２　要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりとする。

対　　象	応 援 協 力 要 請 の 方 法
公 共 的 団 体	必要な各部から総務班総務係を通じて要請
協 定 業 者 等	防災対策各班から直接協力要請の後、総務班総務係へ報告

３　受入れ要員の宿泊場所

総務班総務係は、状況を勘案しながら受入れ要員の宿泊場所を適宜確保する。

第４　自衛隊に対する災害派遣要請

住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

派遣要請を行った場合は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

１　派遣の内容

派遣の内容は、次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握
(2) 避難の援助
(3) 遭難者等の捜索救助
(4) 水防活動の支援
(5) 道水路等の啓開
(6) 応急医療、救護及び防疫
(7) 人員及び物資の緊急輸送
(8) 消防活動の支援
(9) 危険物の保安及び除去
(10) 炊飯及び給水
(11) 救援物資の無償貸与又は譲与
(12) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

２　災害派遣要請要領

町長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を文書で行い、小浜警察署長にも通知する。ただし、そのいとまがない場合は、必要事項を電話等で要請し、事後速やかに文書で所定の手続をとる。同時に、自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

又、通信の途絶等によって、知事に派遣要請ができない場合は、その旨及び町域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の２第２項の規定に基づき、防衛大臣又は陸上自衛隊第14普通科連隊長、海上自衛隊舞鶴地方総監あるいは航空自衛隊第６航空団司令に通知する。その場合には、通知した旨を事後速やかに知事に通知する。

なお、派遣要請の決定にあたっては、県等と連絡協議し迅速に行うものとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項

３　派遣要請先

派　遣　要　請　先	電 話 番 号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口:第３科） （石川県金沢市野田町１－８）	076－241－2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773－62－2250
航空自衛隊第６航空団司令(連絡窓口：防衛部) （石川県小松市向本折町戊267）	0761－22－2101

４　自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

(4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

５　災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所は、総合運動公園内に確保する。

(2) 派遣部隊及び県との連絡職員を指名する。

(3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。

(4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。

(5) 必要に応じて小浜警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

(6) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、あらかじめ定めた災害時用臨時ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。

６　撤収要請の要求

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、町長は速やかに知事に対し、自衛隊の撤収要請を要求する。

７　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した町が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

(1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

(2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料

(3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第４節　消火・救助対策

地震や津波は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

又、町・県、県警察本部、敦賀海上保安部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

《実施担当》

調査広報班調査係、住民班救助係、若狭消防組合、消防団、小浜警察署、自衛隊

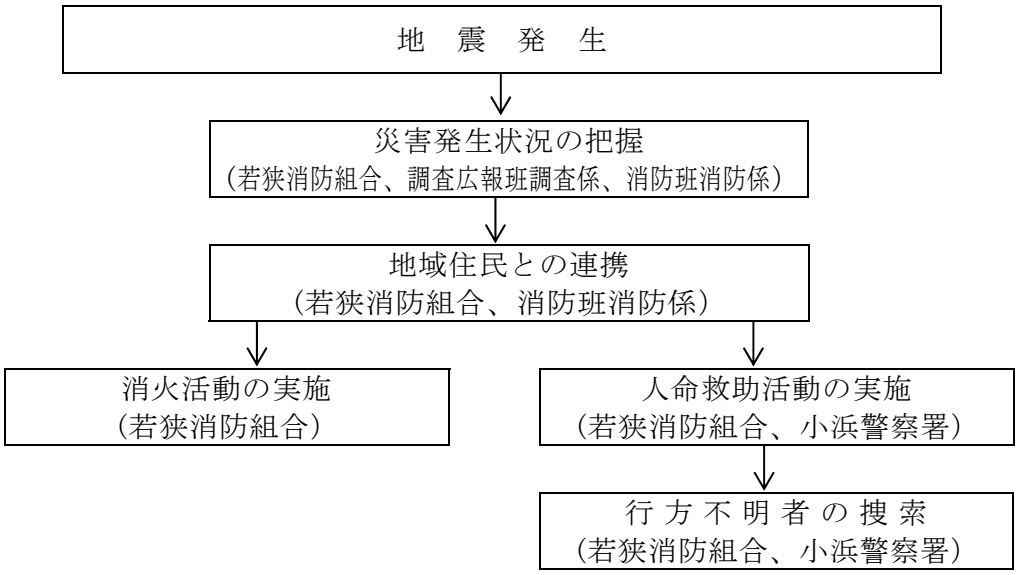

第１　災害発生状況の把握

迅速かつ的確な消火・救助対策活動を実施するため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

１　情報の収集

調査広報班調査係は消防班と連携し、住民からの通報等によって、情報把握に努める。

２　県等への報告

地震等によって火災が同時多発した場合、及び多数の死傷者が発生し、若狭消防組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を速やかに県及び消防庁に報告する。

第２　震災時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

又、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

１　災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

２　火災防御活動の原則

ア 同時に多数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等で火災が発生した場合	他の延焼拡大の危険性が大きい火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等からの火災が既に延焼拡大した場合	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

３　火災防御活動の区分

ア 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少数隊で防御する。
イ 重点防御活動	延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防御活動	広域避難場所の安全確保のみを目的とする。

４　同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

(1) 部隊運用

ア 出動部隊数の調整

イ 活動部隊数の合理化と無線統制

ウ 消防団との連携強化

(2) 部隊の確保

ア 非常招集による緊急増強隊の編成

イ 他市町消防応援隊の要請及び活用

(3) そ の 他

ア 出動体制の迅速化

イ ホースの確保

ウ 防火水槽、自然水利等の活用

エ 広　　報

５　広域断水時火災の防御対策

(1) 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保

(2) タンク車の優先出動と活動

(3) 有効かつ的確な水利統制

(4) 機械性能の保持と積載ホースの増加

(5) 広報車等の巡回による警戒体制の確立

(6) 火気使用者に対する啓発

(7) 危険区域の重点立入検査

６　住宅密集地火災の防御対策

(1) 初動体制の確立

(2) 火災態様に応じた部隊配備

(3) 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動

(4) 延焼阻止線の設定

(5) 自主防災組織、事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

７　二次火災の防御

地震発生より数時間から数日後に発生する火災の防止措置を講じる。

第３　人命救助活動

若狭消防組合、小浜警察署と密接な連携を図るとともに、医療機関と連携して迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

１　活動の方針

(1) 若狭消防組合、小浜警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。又、必要に応じ消防相互応援協定を締結している市町に協力を要請するとともに、総務班総務係を通じて自衛隊等にも協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。又、作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 若狭消防組合、小浜警察署、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

２　活動の要領

(1) 重症・重体者の救出を優先する。
(2) 被害拡大の防止を実施する。
(3) 傷病者の救出を実施する。
(4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
(5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
(6) 死体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第４　行方不明者の捜索

関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

１　小浜警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。

２　行方不明者捜索中に死体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第５　消防団の活動

消防団員は、通常の災害にあっては町長及び若狭消防組合消防本部消防長並びに消防団長の招集により出動するが、震度５弱以上の地震発生時にあっては自発的に消防詰所に参集する。

第６　地域住民との連携

地域住民と連携して、消火・救助活動を実施する。

若狭消防組合消防本部が災害現場に到着するまでの間、地域住民が初期消火・救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

第７　相互応援

町単独では、十分に消火及び救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、県、他市町などに応援を要請する。

第８　各機関による連絡会議の設置

町、県、若狭消防組合、小浜警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

第９　惨事ストレス対策

町をはじめ、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、精神科医等の協力を得て、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第５節　応急医療対策

県及び医療関係機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。

《実施担当》

保健班医療係、小浜医師会、若狭消防組合、消防団

第１　救護活動

１　医療救護班の編成

町は、地震又は津波に伴う傷病者が集団的に発生したときは、町と小浜医師会との間において協定した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき救護班を編成する。このとき、原則として救護班は医師１名、看護師２名、班員（町職員又は赤十字奉仕団員）で１班を編成する。

なお、県等の要請による災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や知事の判断により災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）が派遣された場合には、協力して現場活動を行う。

２　医療救護所の設置

町は災害の状況に応じて、なごみ診療所及び名田庄診療所に医療救護所を設置する。又、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合は、町内の小学校及び中学校の保健室等に医療救護所を増設する。

３　応急救護所の設置

被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるときは、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

４　応急医療の内容

(1) 医療の対象者は、応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者を対象とする。

(2) 助産の対象者は、災害発生の日以前又は、以後７日以内に分べんした者で助産の途を失った者を対象とする。

(3) 応急医療は、医療救護班が救護所において次のように実施する。

ア 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）

イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 重症者に対する応急処置

エ 転送困難な患者に対する医療の実施

オ 助産救護

カ 死亡の確認

５　後方医療

(1) 後方医療実施機関

保健班医療係は、後方医療実施機関である公立小浜病院の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所もしくは災害発生現場から搬送されてくる重傷者の収容医療機関を確保する。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

ア 被災現場から救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。

イ 後方医療施設への搬送（一次搬送）

救護所から後方医療機関への一次搬送は、若狭消防組合消防本部が関係機関の協力を得て行う。

ウ 後方医療機関から町外・県外医療施設への搬送（二次搬送）

患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として若狭消防組合消防本部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、総務班総務係は県又は自衛隊に二次搬送を要請する。

第２　医薬品・資機材の確保

１　医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、保健班医療係は要請先へ医薬品等を供給する。又、輸血用血液の供給要請を受けた場合は、必要に応じて住民への献血を呼びかける。ただし、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合は県に供給を要請する。

２　その他資機材の確保

医療班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

(1) 飲料水、洗浄のための給水は生活環境班上下水道係に要請する。

(2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として保健班医療係で調達したもので対応する。

(3) 保健班医療係で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。

(4) 電気、電話等の通信手段は、総務班総務係を通して関西電力送配電㈱及び電気通信施設事業者に要請する。

第３　精神ケア体制の確立

心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）に対する精神ケアを図るため、必要に応じて保健師等による巡回相談を実施する。なお、県への要請等よる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）や知事の判断により災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）が派遣された場合には、協力して現場活動を行う。

第６節　応急避難対策

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示等、誘導等必要な措置を講じる。

《実施担当》

防災班防災係、住民班救助係、避難誘導班避難誘導係、小浜警察署、若狭消防組合、消防団

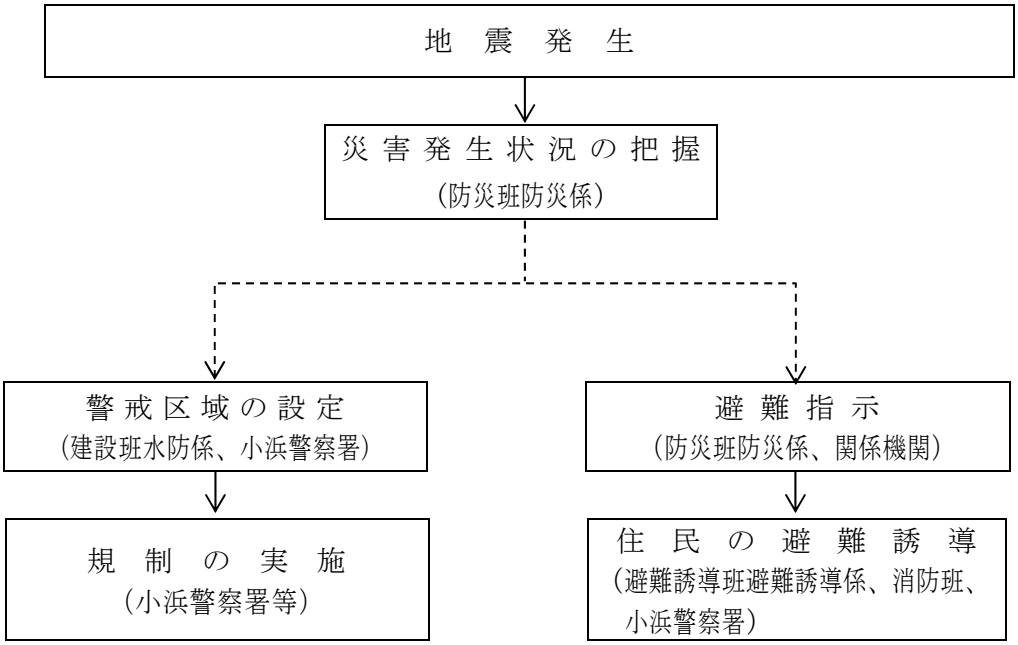

第１　実施責任者及び基準

地震及び津波に関する情報が発表され、建物被害や土砂災害等による被害が発生、又は発生するおそれがある危険地域の住民等に対し、生命又は身体の安全を確保するため、避難指示等の発令を行う。

なお、避難指示等の実施責任者等は、次のとおりである。

事項／区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示	知事又はその命を受けた職員［水防法第29条、地すべり等防止法第25条］	立退きの指示	地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長［災害対策基本法第60条第１項、第２項］	立退きの指示及び立退き先の指示	建築物の倒壊、火災、がけ崩れ、津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	警察官［災害対策基本法第61条第１項］	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	［警察官職務執行法第４条］	警告 避難の措置	危険な状態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官［災害対策基本法第61条第１項］	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	自衛官［自衛隊法第94条］	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

なお、町長不在時は、副町長、防災安全課長の順で町長の権限を委譲する。

第２　避難の周知

１　住民への避難指示等の周知

(1) 避難指示等

町長の措置（災害対策基本法第60条）

町長は、建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、避難指示等を発令する。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 避難指示等の助言

町は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 伝達方法

住民への避難指示等の伝達は、サイレン、ＩＰ告知放送、ＣＡＴＶ、防災行政無線、町ホームページ、おおい町メール、携帯電話メール（緊急速報メール）、広報車等多様な情報手段により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。

又、町は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達手段体制の整備にも努める。

なお、避難指示等の発令に際しては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的で分かりやすい内容で発令するように努める。

放送事業者に対しては、情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備に努める。

(4) 伝達内容

ア 避難指示等の発令の実施者
イ 避難指示等の発令の理由
ウ 対象となる地域（地区名等）
エ 避難先、避難経路等
オ その他注意事項

２　県への報告

避難のための立退きを指示した場合、次の事項について知事に報告する。又、避難の必要がなくなった場合は直ちにこれを公示し、県に報告する。

(1) 避難指示等の発令の理由

(2) 避難指示等の発令を行った地域
(3) 世帯数及び人員
(4) 立退き先

第３　避難の方法

１　避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。
(1) 避難に関しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
(2) 避難者は、盗難等の予防に十分備えること。
(3) 事業所、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
(4) 避難者は３食程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、懐中電灯、救急用品（薬品等）、ラジオ等を携帯すること。
(5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名等を記入したもの）を準備すること。
(6) 服装は軽装とするが、素足は避け、必ず帽子、ヘルメット、頭巾等を着用し、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携帯すること。
(7) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さないこと。
(8) 前各号のうち平素から用意しておける物品等は、「非常持出し」の表示をした袋類に入れて迅速に持ち出せるようにすること。

２　避難誘導

(1) 避難、立退きを安全かつ迅速に行うため、誘導責任者を当該地域の区長（不在の場合はその定めたもの）とし、誘導員は現地に派遣された職員、警察官、消防職員及び消防団員等があたり、防災関係機関等の協力を得て組織的な避難誘導に努める。
(2) 避難は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の要配慮者を優先し、適切な避難誘導を行う。

３　避難路

避難路は事前に検討し、その安全を確認する。又、誘導する場合は危険箇所の表示や縄ばり、誘導員を要所に配置するなど、避難時の事故防止に努める。

４　防災上特に重要な施設の避難

学校教育施設、社会福祉施設等の施設においては、事前に定めた避難計画に沿って避難する。又、避難誘導にあたって施設職員等のみで対応が困難な場合、施設管理者は避難誘導班避難誘導係に避難誘導の応援を要請し、住民班救助係は自主防災組織等に協力を依頼する。

第４　要配慮者応急対策

１　迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。町は県と連携し、被災施設等の的確な状況の把握に努め、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、他施設への緊急避難についての情報や避難受入れについての情報収集を行う。

２　町における対応

町は、要配慮者を支援するため、防災安全課とすこやか健康課との連携の下、次の措置を講じる。

(1) 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
(2) 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
(3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
(4) 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
(5) 生活する上で必要な資機材を指定避難所等に設置・提供する。
(6) 指定避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
(7) 老人福祉施設、障害者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入れ要請を行う。

３　外国人に係る対策

町は、必要に応じ、県及び福井県国際交流協会と連携し、外国人に係る次の対策を講じる。

(1) インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。
(2) 警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。
(3) 災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

第５　指定緊急避難場所の開設と避難者の受入れ

１　指定緊急避難場所の開設

町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難指示等の発令と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

原則としてあらかじめ定めた指定緊急避難場所の施設管理者に指定緊急避難場所の開設を指示し、住民班救助係は指定緊急避難場所を開設し、住民に対し周知徹底を図る。なお、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じて速やかに指定緊急避難場所を開設する。

なお、緊急を要する場合は次の方法による。

(1) 勤務時間内の開設

ア 住民班救助係は指定緊急避難場所となる施設管理者に対して開設を要請する。

イ 施設管理者は住民班救助係からの開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応急収容を行う。

(2) 勤務時間外の場合

ア 住民班救助係は、町長から指定緊急避難場所の開設の命を受けた場合、直ちに指定緊急避難場所となる施設管理者に連絡するとともに、指定緊急避難場所の開設を行う。

イ 住民班救助係は、開設した指定緊急避難場所に避難者の応急収容を行う。なお、小中学校を指定緊急避難場所として開設する場合、原則として体育館を指定緊急避難場所とする。

ウ 住民班救助係は、災害発生時に対応できるよう、あらかじめ指定緊急避難場所の鍵を管理しておく。

(3) 要配慮者への措置

指定緊急避難場所に高齢者、障害者等、要配慮者がいる場合は、民生委員児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力により、適切な措置を講ずるよう努める。必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努めるものとする。

第６　警戒区域の設定

１　実施責任者及び基準

警戒区域の設定実施責任者等は、次の通りである。

実施責任者	措置	実施の基準
町長 ［災害対策基本法第63条第１項］	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知事 ［災害対策基本法第73条第１項］	同上	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警察官 ［災害対策基本法第63条第２項］	同上	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
自衛官 ［災害対策基本法第63条第２項］	同上	前記の実施の基準の場合において、町長若しくはその委任を受けた職員ないし警察官が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消防長又は消防署長 ［消防法第23条の２］	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害をあたえるおそれがあると認められるとき。
警察署長 ［消防法第23条の２］	同上	前記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消防吏員又は消防団員 ［消防法第28条］	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警察官 ［消防法第28条］	同上	前記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。

注）警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第１次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

２　規制の実施

町長は、警戒区域の設定について小浜警察署長等の関係者との連絡調整を行う。又、警戒区域を設定したときは小浜警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

第７　広域避難及び広域一時滞在

１　広域避難

(1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、福井県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては福井県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態を照らし緊急を要すると認めるときは、福井県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

(2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 町は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(4) 町は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

２　広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、福井県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては福井県に対して当該他の都道府県との協議を求めることができる。

第７節　二次災害の防止対策

余震による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などの二次災害に備え、防止対策を実施する。

《実施担当》

農林水産班農業係、建設班土木漁港係、建設班水防係

第１　道路・橋梁施設

１　被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班土木漁港係は、道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が破損等によって通行に支障をきたしている場合、当該道路の管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

２　道路交通の確保

(1) 交通規制

危険箇所を発見した場合は直ちに小浜警察署に連絡し、交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じて道路交通の確保に努める。

(2) 応急復旧

建設班土木漁港係は、被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧の措置を講じる。又、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路の管理者による応急復旧を待ついとまのない場合、必要最小限の範囲で応急措置を講じ、当該道路の管理者にその旨を報告する。

なお、町単独で道路の応急復旧が困難な場合、国土交通省小浜国道維持出張所及び県小浜土木事務所に対して応援を要請する。

第２　河川、ため池、海岸保全施設、漁港施設等

１　被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

農林水産班農業係及び建設班土木漁港係は、護岸の被害状況、水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握し、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や公共土木施設に障害物等を発見した場合は、当該管理者等に通報し、応急措置の実施を要請する。

２　応急復旧

農林水産班農業係及び建設班土木漁港係は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施し、所管施設以外の応急措置にも協力する。又、町単独で河川等の応急復旧が困難な場合、小浜土木事務所に対して応援を要請する。

第３　土砂災害危険箇所等

建設班水防係は、土砂災害警戒区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の被害状況を調査・点検し、二次災害の発生のおそれがある場合は直ちに所管土木事務所へ通報するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

第４　被災建築物応急危険度判定

町は、建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

１　公共建築物

建設班土木漁港係及び管理責任者は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

２　民間建築物

町は被害状況を県に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。又、実施にあたっては、県に対して被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

なお、町は応急危険度判定士の協力を得て判定ステッカー等を貼付し、建築物の所有者等に応急危険度の周知を図り、二次災害の防止に努める。

判定する際、アスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定し、周辺住民に対してアスベストの飛散の可能性について情報提供を行うと共に、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行う。

第５　被災宅地危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害の発生を軽減･防止するため、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を町及び使用者に対して行う。

第６　各種被災建築物調査の説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第７　石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置及び石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

又、使用者が対応できず、緊急の対応が必要と判断される場合には、町及び県が周辺の立入禁止措置等を実施する。

第８　危険物施設等の応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、若狭消防組合消防本部及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

１　立入検査等

若狭消防組合消防本部及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

２　応急対策

若狭消防組合消防本部及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、すみやかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。又、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

第８節　地震水防応急対策

海岸、河川・水路又はため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

《実施担当》

農林水産班農業係、建設班土木漁港係、建設班水防係

第１　水門等の操作

水門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は門扉を閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

又、町管理の水防施設については、水位状況等から判断し、門扉の閉鎖等の措置を講じる。

第２　応急措置

地震によって堤防等が被害を受け危険と認められる場合は、必要な応急措置を講じる。

１　警戒区域の設定

水防管理者（町長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じる。災害に伴う危険が解消したと認められるときは、速やかに警戒区域を解除する。

２　水防工法

建設班土木漁港係は、水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び崩れ等それぞれ異常状態に適した工法を採用し、迅速に施工する。

第３　資機材の調達

水防作業に必要な資機材は、資機材倉庫の資機材を優先的に活用するが、それでもなお不足する場合は、現地調達又は協定業者等からの調達を行う。

第９節　緊急輸送対策

救助・救急、医療活動、緊急物資の輸送を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《実施担当》

労務輸送班

第１　緊急輸送の順位

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として災害対策本部において調整する。

第１順位　住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位　災害の拡大防止のために必要な輸送
第３順位　災害応急対策のために必要な輸送
第４順位　その他の人員、物資の輸送

第２　緊急輸送の範囲

１　災害応急対策要員、情報通信、電力、上下水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な人員、物資
２　救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
３　消防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
４　後方医療機関、被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
５　食料、水等、生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
６　り災者を収容するために必要な資機材
７　二次災害防止用及び応急復旧の資機材
８　その他緊急に輸送を必要とするもの

第３　緊急輸送体制の確立

町及び各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたって、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

１　輸送力の確保

災害対策の実施にあたっては、原則として町有車両等を使用するが、必要とする車両や船舶等が不足又は輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

(1) 民間事業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の保有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。又、必要に応じて福井県トラック協会に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動にあたり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

２　輸送方法

災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1) 自動車による輸送

(2) 鉄道による輸送

(3) 船艇による輸送

災害によって陸上輸送が不可能なとき、又は海上輸送がより効果的なときは、船艇による輸送を行う。なお、町内に借上げすべき船艇がないときは、県、隣接市町に応援を要請する。

(4) 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

(5) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、又は人力による輸送が適切なときは、人夫等で人力輸送を行う。

３　燃料の確保

自動車用等の燃料の確保ができない場合、福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

４　物資集積拠点

物資の集積拠点は、次の施設から選定する。

【物資集積拠点施設】

大飯地域	総合町民福祉センター
名田庄地域	里山文化交流センター

５　緊急通行車両の確認

地震防災応急対策に必要な車両は、公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、事前に緊急通行車両として、事前届出済証の交付を受けておく。又、確認標章及び証明書の交付は、小浜警察署、交通検問所等で当該車両が地震防災応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第６条の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。

６　災害時用臨時ヘリポートの確保

災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点は、その被災状況、指定避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、(H) の標示及び警戒人員を準備する。

第１０節　ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応を実施するとともに、二次災害防止対策又は必要な機能を確保する。

《実施担当》

生活環境班上下水道係、調査広報班調査係、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱北陸総支社、ソフトバンク㈱

第１　被害状況の把握

被害状況調査及びライフラインに関わる事業者からの報告によって、被害状況を把握する。

１　生活環境班上下水道係は、地震が発生した場合、速やかに所管施設の被害状況を調査し、防災班防災係及び調査広報班調査係に報告する。被害が生じた場合、防災班防災係は県に報告する。

２　防災班防災係及び調査広報班調査係は、震度５弱以上の地震が観測された場合には、電力供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

第２　各事業者における対応

ライフライン施設の二次災害防止又は必要な機能の確保のため、必要となる措置を講じる。又、必要に応じて、関係防災対策各班、関係機関に通報するとともに、付近住民に周知する。

１　上水道施設

生活環境班上下水道係は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

必要に応じて、若狭消防組合消防本部及び小浜警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

２　下水道施設

生活環境班上下水道係は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

必要に応じて、若狭消防組合消防本部及び小浜警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

３　電力供給施設

電力供給機関は被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給を維持する。

(1) 活動体制

ア 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部を置いて災害対策業務を遂行する。

イ 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

ウ 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は本部を通じて、他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。

(2) 応急対策

ア 危険予防措置の実施

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、感電等の二次的災害のおそれがある場合で電力供給機関が必要と認めた場合又は消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

イ 復旧資材の確保及び輸送

① 資材の調達

対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

② 資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材の置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県及び町の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

ウ 応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

① 水力、火力、原子力発電所設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

③ 変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

④ 配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速確実な復旧を行う。

⑤ 通信設備

可搬型電源、移動無線等の活用により通信連絡を確保する。

エ 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、指定避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

(3) 災害時における広報活動

ア 住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電の目処、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についてのＰＲを主体とした広報活動を、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

イ 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり行う。その手段は防災無線を活用する。

(4) 代替施設設備の活用

指定避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

４　電気通信施設

西日本電信電話㈱福井支店は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

(1) 応急対策

ア 震災時の通信確保体制

災害の規模等により、災害情報連絡室及び災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制とする。

イ 初動措置

① 電源の確保

② 災害対策用無線機、移動無線車等の発動

③ 予備電源設備、移動発電装置等の発動

ウ 重要通信の確保

各種災害応急対策の実施に不可欠な重要通信を優先的に、復旧を行う。

エ 特設公衆電話の設置

災害又は大規模故障により特定の地域が全面的に通信困難となった場合には特設公衆電話を設置する。

オ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款に基づき、臨機に通信の利用制限等の措置を行う。

(2) 広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知させる。

ア 通信途絶、利用制限の理由及び内容

イ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期

ウ 通信利用者に協力を要請する事項

エ その他、必要な事項

(3) 復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を実施する。

第１１節　交通の安全確保

鉄軌道、道路の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

《実施担当》

小浜警察署、西日本旅客鉄道㈱、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路㈱、乗合旅客自動車運送事業者

第１　被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を県及び町に報告する。

第２　各施設管理者における対応

１　鉄軌道施設

⑴ 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

ア 活動体制

① 対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に支社対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

② 社員の動員

社員は、緊急時の連絡体制及び招集計画表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

イ 災害時の初動措置

① 旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。現地対策本部長及び駅長は、地震被害の状況を考慮して旅客及び公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての周知に努める。

② 避難誘導

駅長及び乗務員は、列車又は線路構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令又は近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。現地対策本部長及び駅長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老人、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

③ 救護措置

現地対策本部長及び駅長は、被害の状況により救護所を開設し、関係防災機関及び隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

ウ 関係施設の応急復旧

支社と社員及び外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食料その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

エ 震度による運転規制

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次により列車防護を行う。

① 震度80ガル以上の取扱い

全列車を一旦停止させ、全線地上巡回による点検。

（但し、気象庁発表震度が４以下と判明した場合、各担当箇所打ち合わせのうえ、15km/h以下で最寄り駅まで運転することができる。）

地上巡回による点検で、線路に異常は無く列車走行は可能と確認できた場合は、諸列車は30km/h以下で運転。

② 震度40ガル以上～80ガル未満の取扱い

(ｱ) 要注意箇所がない場合

a 初列車は速度15km/h以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回。

b 次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度45km/h以下で運転。

c 前項ｂで乗務員からの線路に異常が無い旨の報告を受けその後の列車は所定速度での運転となる。

(ｲ) 要注意箇所がある場合

a 初列車は速度15km/h以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回。

b 次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度45km/h以下で運転。

c 前項ｂで乗務員からの線路に異常が無い旨の報告及び要注意箇所のスポット地上巡回で異常の無いことを確認しその後の列車は所定速度での運転となる。

③ 震度40ガル未満の取扱い

規制はなし

※ なお、要注意箇所とは、次の箇所をいう。

1 過去に地震に起因して変状が生じた構造物

2 耐震評価上の弱点となる構造物等

3 降雨、増水により運転規制を実施している箇所

２ 道路施設

(1) 通行禁止又は制限の実施

あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。とくに、大飯地域と名田庄地域を結ぶ主要地方道坂本高浜線は、人員・物資輸送において重要な道路であるため、幅員の狭小な区間については、誘導員を配置して通行規制、交互通行などの対策を実施する。なお、誘導員の配置は県及び小浜警察署の協力を得て行う。

(2) 負傷者への対応

負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動の要請を行う。

(3) 交通混乱の防止

交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(4) 災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

(5) 一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

イ 点検措置の実施

大地震の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

ウ 応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没及び亀裂、構造物と取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

エ 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

緊急のため、そのいとまがない場合は通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

オ 交通止め等緊急処置

所管する道路の陥没及び亀裂等、地震による災害が発生した場合、所轄の警察署、消防署等の協力を求め、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講ずる。

３　乗合バス事業者

(1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

(2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

(3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動を要請する。

第３章　応急復旧期の活動

第１節　災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法に基づく救助を実施するため、同法を適用する。

《実施担当》

総務班総務係、住民班救助係、関係各班

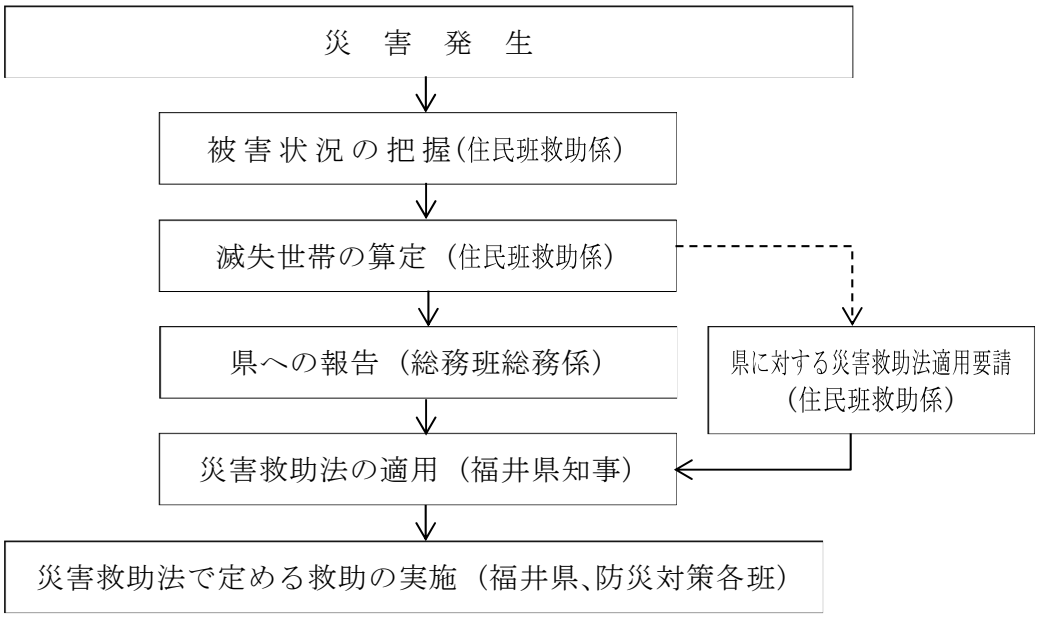

第１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条第１項の各号に規定するところによる。又、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が40世帯以上であるとき。

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が20世帯以上であるとき。

(3) 県全体の住家が滅失した世帯数が5,000世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第２　滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。
(1) 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、２世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。
(2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

第３　適用手続

町長は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想されるときは、直ちに知事あてに被害の状況を報告する。知事は町長からの情報提供を受け、災害救助法適用の適否について判断、決定する。

第４　救助の種類及び実施期間

救　助　の　種　類	実施者※	実　施　期　間	備　考
指定避難所の設置	おおい町	7　日	
災害にかかった者の救出	おおい町	3　日	
炊き出しその他による食品の給与	おおい町	7　日	
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	おおい町	10　日	
飲料水の供給	おおい町	7　日	
応急仮設住宅の供与	福井県	20　日以内着工	
災害にかかった住宅の応急修理	おおい町	１ヶ月以内完成	
医療及び助産	福井県	14日及び７日	
死体の捜索、処理、埋火葬	おおい町	10　日	
障害物の除去	おおい町	10　日	
学用品の給与	おおい町	教 科 書：１ヶ月以内 文房具等： 15日以内	
応急救助のための輸送	おおい町	救助種目ごとの救助期間中	
応急救助のための賃金職員雇上げ	おおい町	救助種目ごとの救助期間中	

※「実施者」は、県から町への事務委任後の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性に応じて県と町が調整する。

第２節　指定避難所の開設・管理

地震による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容するため、指定避難所を開設する。

《実施担当》

防災班防災係、住民班救助係

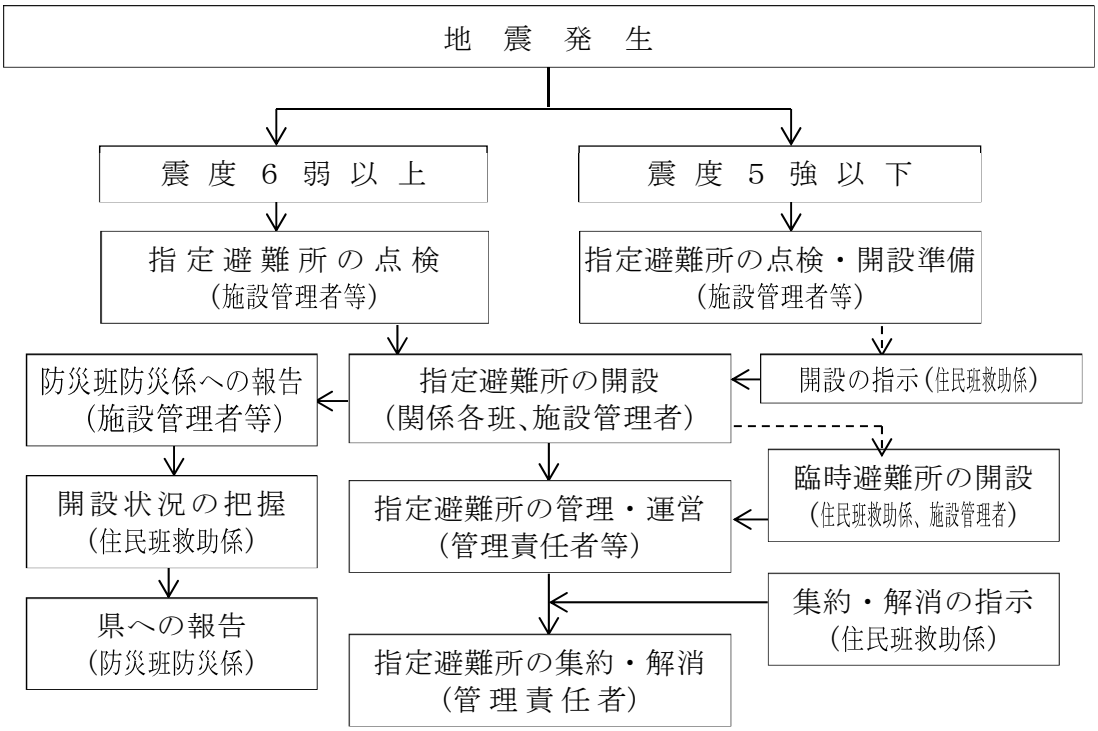

第１　指定避難所の開設

災害の規模に鑑み、避難収容が必要な場合は、必要な避難所を、可能な限り当初から、速やかに指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じて速やかに指定避難所を開設する。

１　指定避難所の開設基準

(1) 震度６弱以上の地震が発生した場合は、指定避難所の全てを開設する。

(2) 震度５強以下の地震が発生した場合は、避難状況に応じて開設する。

２　避難収容の対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

イ 現に災害を受けた者であること

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア 避難指示等が発せられた場合

イ 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

※避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

３　指定避難所の開設方法

施設管理者は、速やかに指定避難所を開設する。

(1) 震度６弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ安全確認後開設する。

(2) 震度５強以下の地震が発生した場合、管理責任者は、施設を点検のうえ開設の準備を行う。

４　臨時の避難所

(1) 指定避難所だけでは不足する場合

指定避難所だけでは避難者の収容が困難な場合は、国や独立行政法人が所有する研修施設など他の公共及びホテル・旅館等の民間の施設管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請するほか、屋外避難所の設置、県への要請などにより、可能な限り多くの必要な施設の確保に努めるとともに、開設した避難所については、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。又、要配慮者のため、被災地域外の地域にある者も含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

特に、感染症が流行している状況下において指定避難所を開設する場合には、必要となる収容規模や、「３密（密閉・密集・密接)」状況等を考慮し、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの指定避難所を開設するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

(2) 指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に指定避難所に避難するよう指示する。ただし、指定避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで臨時の避難所として開設する。

(3) 臨時避難所の開設

ア 町有施設以外の指定避難所や臨時避難所を開設する場合は、住民班救助係から職員

を派遣する。
イ 開設後は、指定避難所と同等に扱う。

５　県への報告等

町長は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所を開設したとき下記事項を知事に報告するほか、小浜警察署等に通報する。

(1) 指定避難所開設の日時及び場所
(2) 箇所数及び収容人員
(3) 開設期間の見込み

６　避難者収容状況の周知

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第２　災害救助法を適用した場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が次により実施するものとする。

(1) 収容期間７日以内

(2) 避難所開設費用の算定基礎知事が定める額

(3) 避難所物資確保基準

ア 町において必要な資材を確保する。
イ 資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。

(4) 避難所開設状況連絡

ア 避難所開設の日時及び場所
イ 箇所数及び収容人員
ウ 開設期間の見込

第３　指定避難所の管理・運営

自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の協力を得て、指定避難所を管理する。

又、指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって指定避難所の運営が行われるよう支援する。

１　管理責任者

(1) 運営管理責任者の配置

指定避難所には、運営管理責任者及びその他職員を配置する。運営管理責任者は原則として住民班救助係の人員があたるものとし、災害対策本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次災害を防止するため指定避難所の安全管理に万全を期するものとする。

又、施設の管理者は、指定避難所の運営管理に協力しなければならない。

なお、指定避難所に係る記録･報告書の作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(2) 運営管理責任者の役割

運営管理責任者は、指定避難所を開設したときは、施設の管理者と施設利用について緊密な連絡を行うとともに次の事項による業務又は記録をし、災害対策本部長に報告しなければならない。

ア 一般的事務
- ① 避難者の受付
- ② 避難者に対する情報の伝達
- ③ 救護所の設置場所の選定
- ④ 指定避難所に配布された食料等物資の管理
- ⑤ 給食時間の調整
- ⑥ 救助食料等の配布
- ⑦ 指定避難所の衛生管理

イ 記録に関すること
- ① 職員の指定避難所勤務状況の記入
- ② 日誌の記入
- ③ 物品の受け払い簿の記入
- ④ 避難者名簿の調整

ウ 報告に関すること
- ① 指定避難所の開設及び閉鎖日時の報告
- ② 避難状況の報告
- ③ 給食済み、見込み人員の報告
- ④ その他必要な状況

２　運営主体

自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織は、自主的な活動によって指定避難所を運営する。

３　一般ボランティアの役割

一般ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、指定避難所の運営を補助する。

４　指定避難所の管理

(1) 避難者収容記録簿の作成

管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。

(2) 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、指定避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資について住民班救助係に調達を要請する。

又、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度避難所物品受払簿に記入のうえ、住民組織、一般ボランティア等の協力を得て配布する。

(3) 指定避難所の運営に関する留意事項

避難所生活では指定避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、町は、指定避難所の運営を自治組織と連携するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

又、町は、指定避難所の運営に関し役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

又、保健衛生面はもとより、プライバシーの保護等幅広い観点から避難者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。

町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、指定避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢

による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生・拡大がみられる場合は、関連各課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、すこやか健康課は、防災安全課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

５　要配慮者等への配慮

(1) 管理責任者は、指定避難所を開設した場合、自主防災組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉避難所等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする。

(2) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等について住民班救助係に調達を要請するほか、指定避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

(3) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

(4) 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について住民班救助係と協議する。

(5) 本人の意思を尊重したうえ、必要に応じて高齢者福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう住民班救助係と協議する。

(6) 災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、ボランティアの協力等により心のケアを行う。

６　被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

又、避難者が指定避難所に動物を同行避難した場合は、避難者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

７　その他

混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。

第４　指定避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、指定避難所の集約及び解消を図る。

１　防災班防災係から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。

２　管理責任者は、指定避難所を閉鎖した旨を防災班防災係及び施設管理者（学校長等）に報告する。

第３節　緊急物資の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食料及び生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

《実施担当》

総務班総務係、防災班防災係、住民班救助係、生活環境班上下水道係、労務輸送班協力係

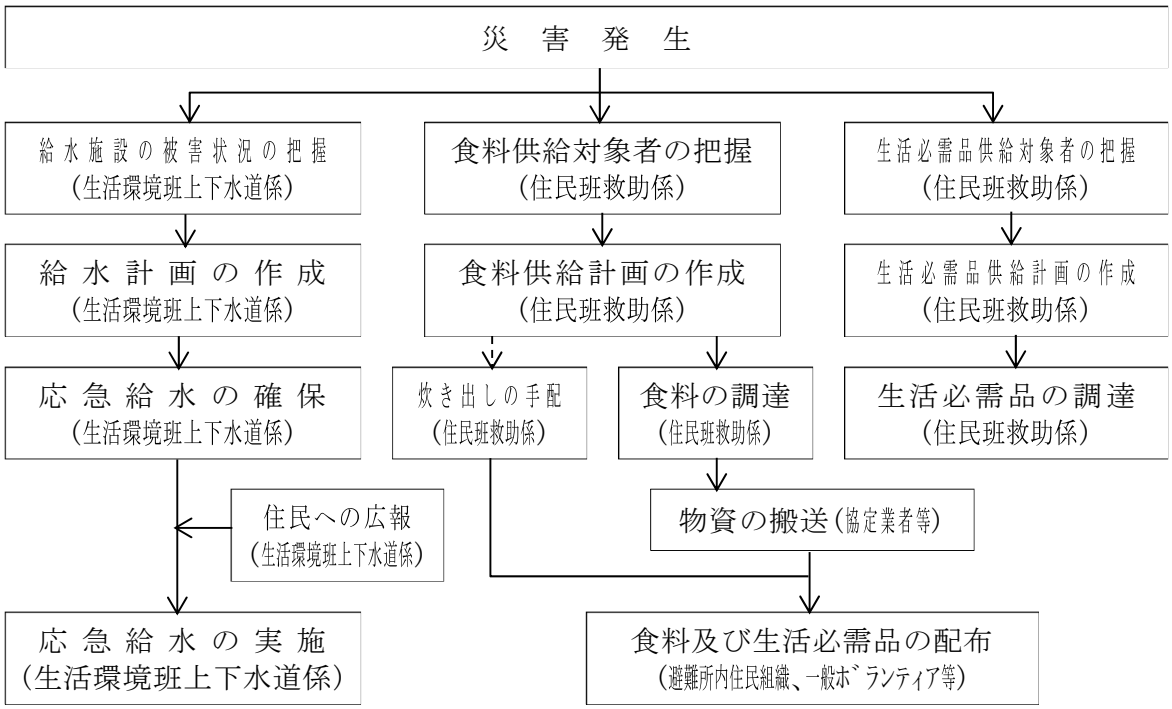

第１　給水活動

飲料水供給の直接責任者は町とする。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なとき、県及び他の市町に対して「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

１　災害発生直後の応急給水

生活環境班上下水道係は、災害発生後、早期に応急給水を実施するにあたり、次のこ

とに努める。

(1) 情報の収集

地震発生直後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

町単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合、総務班総務係又は防災班防災係を通じて県、他の市町等に支援を要請する。

２　応急給水のシステム

生活環境班上下水道係は応急給水を実施する。

(1) 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者一人あたり１日３リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

① 配水本管及び支管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と、給水車による運搬給水を実施する。

② 各戸への給水仮管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

③ 各給水拠点等の水質検査（残留塩素、濁度、ＰＨ値など）を実施する。

(2) 応急給水実施の優先順位

医療施設など緊急に水を要する施設や要配慮者利用施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 給水拠点の確保

ア 給水拠点

災害発生後、しばらくの間は浄水場、配水場で行い、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄水場、配水場が被災した場合は、給水車を給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

生活環境班上下水道係は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実情に応じた方法によって行う。

又、既設井戸の所有者に呼びかけ生活用水の確保を図り、若狭健康福祉センター等の協力により水質検査を行う。

(5) パック水等の配布

(6) 給水用資機材の調達

３　住民への広報

生活環境班上下水道係は、住民の不安を和らげるため、給水時間や場所、断水の解消見込み等の情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

第２　食料の供給

ボランティア及び自治会等の協力により必要な食料の把握を行い、県、協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

１　食料供給の対象者

(1) 指定避難所に収容された者
(2) ライフラインの遮断等によって調理ができない者
(3) 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
(4) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

２　供給する食料の内容

供給する食料は、災害発生直後はアルファ化米等の備蓄食料とし、その後弁当を基本とする。

３　供給方法

(1) 住民班救助係は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握し、供給計画を作成し、備蓄食料や協定業者等からの調達によって確保し供給する。
(2) 指定避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。
(3) 町及び若狭健康福祉センターは、指定避難所等における適切な食事の提供及び栄養管理に関して必要な助言及びその他の支援を行う。
ア 食料調達に関する業務を担当している各課と連携して、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

４　食料の調達・搬送

住民班救助係及び労務輸送班協力係は、関係各部との密接な連携のもと、食料の調達・搬送を実施する。

(1) 食料の調達
ア 備蓄食料
備蓄場所から搬出して指定避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

① 協定業者から調達する。

② 流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

③ 町において食料の調達が困難な場合は、知事に要請する。

(2) 食料の搬送

調達食料については、原則として協定業者等によって指定避難所等への直接搬送を行う。

５　炊き出し

食料の供給ができない場合、住民班救助係が炊き出しの手配を行う。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、指定避難所内の自治組織、地域各種団体、自衛隊等が実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、関係部との調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所の調理室等を利用して実施する。

なお、調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない指定避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

(3) 炊き出し用燃料の調達

施設内のガス設備が被害を受け使用することが困難な場合、液化石油ガス事業者にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

(4) 食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、適宜、若狭健康福祉センターの指導、指示により常に管理を徹底するとともに、調理器具や施設についても消毒を行うなど衛生管理に十分注意する。

第３　生活必需品の供給

指定避難所等からの報告及びボランティア及び自治会等の協力により、必要品目及び必要数量を把握し、県、協定業者等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

なお、生活必需品の供給にあたっては、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

１　生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者。

２　供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

(1) 被服、寝具及び身のまわり品
(2) タオル、石鹸等の日用品
(3) ほ乳瓶
(4) 衛生用品
(5) 炊事道具、食器類
(6) 光熱用品
(7) 医薬品等
(8) 介護機器、補装具、日常生活用具等

３　供給方法

(1) 生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
(2) 供給計画に基づき、備蓄品や協定業者等からの調達によって確保し供給する。
(3) 指定避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。

４　生活必需品の調達・搬送

住民班救助係は、関係各班との密接な連携のもと、生活必需品の調達・搬送を実施する。

(1) 生活必需品の調達

ア 備蓄品

備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して指定避難所等へ搬送する。

イ 調達品

① 協定業者から調達する。
② 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。
③ 町において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に要請する。
④ 他の市町、日本赤十字社福井県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

(2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として協定業者等によって指定避難所等への直接搬送を行う。

第４節　保健衛生活動

感染症の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《実施担当》

生活環境班生活環境係、保健班医療係、小浜医師会

第１　防疫活動

被災地域の衛生状態を保持するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県と緊密な連携をとりながら、患者等の人権に配慮し、防疫活動を実施する。

又、生活環境班生活環境係は、防疫及び保健衛生活動を実施する。なお、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫及び保健衛生措置を講じる。

１　消毒措置の実施（感染症法第27条）

生活環境班生活環境係は、県の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を行う。

２　ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

生活環境班生活環境係は、県の指導、指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

３　臨時予防接種の実施（予防接種法第６条）

保健班医療係は、県の指示により、被災地域における感染症の未然防止又は拡大防止のため必要がある場合、県と緊密な連携のもと、小浜医師会の協力を得て、種類、対象及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。

４　防疫調査・健康診断

県は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。保健班医療係は、県、小浜医師会等の協力を得て、被災地・指定避難所等での防疫調査、健康診断を実施する。

県は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者に対して入院の勧告等を行う。保健班医療係は、この実施に際して協力する。

５　指定避難所等の防疫指導

保健班医療係は、県の指導、指示のもとに、指定避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に務める。なお、指定避難所等に消毒薬等を常備するよう努める。

６　衛生教育及び広報活動

保健班医療係は、被災地及び指定避難所等における衛生教育及び広報活動を、適宜、県の指導、指示を受け、実施する。

７　薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

８　その他

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、県の指示を受けて必要な措置を行う。

９　報　　告

保健班医療係は、県に被害状況、防疫活動状況及び災害防疫所要見込額を報告する。

10　災害防疫完了後の措置

保健班医療係は、災害防疫活動を終了した場合、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務班総務係から県に提出する。

※一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱
二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）、鳥インフルエンザ
三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第２　食品衛生管理

生活環境班生活環境係は、県の活動に協力し、次のことについて衛生管理の徹底を推進する。又、県と緊密な連携をとりながら、食中毒防止の啓発等に努めるなど発生防止に万全を期する。

なお、食中毒が発生した場合は、県が行う所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

ア 救援食品の衛生的取扱い
イ 食品の保有方法、消費期限等の遵守
ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食

エ 手洗い・消毒の励行
オ 食器、器具の消毒

第３　被災者の健康維持活動

保健班医療係は、県と協力して、被災者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を行う。又、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。

１　健康相談等

保健班医療係は、県と連携して災害発生時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

(1) 巡回健康相談等

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、指定避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育等を実施する。又、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

さらに、必要に応じて小浜医師会の協力のもと、健康診断及び歯科検診を実施する。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、指定避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

(3) 要配慮者への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

２　心の健康相談等

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第５節　福祉活動

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《実施担当》

住民班救助係、福祉班要配慮者支援係、保健班医療係

第１　避難行動要支援者等の被災状況の把握

避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握並びに被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

１　避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 福祉班要配慮者支援係は、民生委員児童委員、地域住民、社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅の避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

　又、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見及び保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

２　福祉ニーズの把握

福祉班要配慮者支援係は、福祉関係法人やボランティアセンターと協力し、被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努める。

第２　被災した要配慮者への支援活動

被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

１　在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 福祉班要配慮者支援係は、被災した要配慮者に対し、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 福祉班要配慮者支援係は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

(3) 保健班医療係は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害等に対応するため、心のケア対策に努める。

２　避難行動要支援者の施設への緊急入所

福祉班要配慮者支援係は、居宅、指定避難所等では生活ができない避難行動要支援者については、本人及び家族の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

３　情報提供

住民班救助係及び福祉班要配慮者支援係は、関係団体や一般ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第６節　社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《実施担当》

住民班救助係、農林水産班、小浜警察署、自治会、自主防災組織

第１　住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第２　警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

１　小浜警察署は、被災地域を中心として公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

２　自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第３　物価の安定及び物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、県と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

１　物価の把握

(1) 物価把握

農林水産班は、住民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 県への要請

農林水産班は、県に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

２　消費者情報の提供

農林水産班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

３　生活必需品等の確保

住民班救助係は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第７節　ライフラインの応急対策

被害を受けたライフライン施設について、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保する。

《実施担当》

生活環境班上下水道係、調査広報班広報係、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱北陸総支社、ソフトバンク㈱

第１　上水道施設

上水道施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

１　活動体制

生活環境班上下水道係は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班総務係又は防災班防災係を通じ、県、他の市町等に応援を要請する。又、町域で震度５弱以上の地震が発生し、町独自ではすべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、県に支援を要請する。

２　応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

生活環境班上下水道係は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

生活環境班上下水道係は、医療施設、社会福祉施設等への給水を優先し、断水区域を少なくするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

３　広　　報

生活環境班上下水道係は、調査広報班広報係に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

又、調査広報班広報係と連携のうえ、住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに節水に努めるよう広報する。

第２　下水道施設

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

１　活動体制

生活環境班上下水道係は、応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班総務係又は防災班防災係を通じ、県、他の市町等に応援を要請する。

２　応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

生活環境班上下水道係は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

生活環境班上下水道係は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

３　広　　報

生活環境班上下水道係は、調査広報班広報係に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

又、調査広報班広報係と連携のうえ、住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに、生活水の節水に努めるよう広報する。

第３　電力供給施設

電力供給施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

１　応急供給及び復旧

(1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
(2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
(3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
(4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
(5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

２　広報

(1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第４　電気通信施設

電気通信施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急措置を講じるとともに、応急復旧を実施する。

１　設備の応急復旧

(1) 災害救助法が適用された場合等には、指定緊急避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

(4) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

２　広報

(1) 西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱北陸総支社、ソフトバンク㈱は、防災班防災係に電気通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

(2) 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、住民に対し通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第８節　交通の機能確保

被害を受けた鉄軌道施設及び道路について、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《実施担当》

建設班土木漁港係、調査広報班広報係、西日本旅客鉄道㈱、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路㈱

第１　鉄軌道施設の応急復旧

鉄軌道施設に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

１　活動体制

西日本旅客鉄道㈱は、地震が発生した場合、被害を少なくし、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて西日本旅客鉄道㈱の社内に災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

２　応急復旧対策

西日本旅客鉄道㈱は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

又、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

３　広　　報

西日本旅客鉄道㈱は、調査広報班広報係に鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

又、報道機関等を通じ住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第２　道路の応急復旧等

道路に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

１　活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次補修を行う。

(1) 道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

(2) 応急復旧工事

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を実施する。被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

(3) 道路上の障害物の除去

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

建設班土木漁港係及び防災班防災係並びに国（小浜国道維持出張所）、県（小浜土木事務所）、小浜警察署は、災害発生時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

(5) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣

国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して町などが行う活動に対する支援を実施する。

２　広報

建設班土木漁港係は、調査広報班広報係に緊急交通路・交通規制対象路線等の情報を報告する。

又、調査広報班広報係は、報道機関等を通じ、住民に対して被害状況、復旧状況、今後の見通し等についての広報活動に努める。

第９節　建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。

応急仮設住宅等への入居の際には、要配慮者を優先する。

《実施担当》

農林水産班農業係、建設班土木漁港係

第１　住家等被災判定の実施

全壊や全焼といった住家等の被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

１　判定会議

(1) 役割

農林水産班農業係は、建設班土木漁港係の協力を得て判定会議を招集し、判定会議において調査要員の動員体制及び調査方法並びに判定の方針を定める。

(2) 構成員

農林水産班農業係、建設班土木漁港係のうち指名された者

２　現地調査の実施

(1) 第一次調査

被災地域を対象として、災害現場担当部と協力のうえ、外観目視によって調査・判定する。

(2) 第二次調査

第一次調査が物理的に不可能及び第一次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査を実施する。

３　調査方法

(1) 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行うことを広報し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

(2) 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

４　被害程度の認定基準

住家等被害の認定統一基準は、次のとおりである。

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準（H13.6.28　内閣府政策統括官通知）
住　家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の 全　壊 全　焼 流　失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしく流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
住家の 大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40％以上50％未満のものをいう。
住家の 半　壊 半　焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10％以上20％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10％以上20％未満のものとする。

（注１）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
（注２）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
（注３）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第２　住居障害物の除去

がけ崩れ等によって、居室、炊事場等に侵入した障害物を除去し、居住者の生活に支障をきたさないようにする。

災害救助法適用による住居障害物の除去は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

１　除去の対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ、自らの資力をもってしては除去できない者。

２　除去作業

(1) 建設班土木漁港係は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

(2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

３　応援要請

協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、総務班総務係を通じ県へ要請する。

第３　被災住宅の応急修理

災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

１　応急修理の対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、住家が半壊し、そのままでは当面の日常生活ができない者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

２　修理の範囲

住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分とする。

３　修理方法

県のあっせんする建設業者によって、応急修理を実施する。

４　修理の期間

応急修理の期間は、原則として災害発生の日から１ヶ月以内とする。

第４　被災家屋の解体

被災者の経済的負担の軽減を図るため、県を通じて国に対する特別の措置を要請する。

第５　応急仮設住宅の供与

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

応急仮設住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的

な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

１　入居対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、居住する住家がない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

２　応急仮設住宅建設用地

建設班土木漁港係は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から応急仮設住宅建設用地を決定する。

なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

３　供与方法

建設班土木漁港係は、県のあっせんする建設業者によって、応急仮設住宅を建設し、供与する。

４　供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、原則として完成の日から２年以内とする。

５　応急仮設住宅の管理

町長は、県から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、集会施設等生活環境の整備によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとする。コミュニティの運営には、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

６　その他

(1) 県と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
(2) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第６　公営住宅等の一時使用

建設班土木漁港係は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第７　町が管理する施設の応急対策

町管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検及び調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

１　応急措置の可能なもの

(1) 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
(2) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
(3) 電気・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、防災班防災係を通じて関係機関と連絡をとり、実施する。

２　応急措置の不可能なもの

(1) 二次災害の防止措置を重点的に講じる。
(2) 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第８　住宅に関する相談窓口の設置等

１　住宅相談窓口の設置

応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

２　家賃状況の把握等

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第９　空き家対策

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第１０節　応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

《実施担当》

学校教育班、社会教育班、住民班救助係、保健班医療係、町教育委員会

第１　校園の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校園舎の確保など必要な措置をとる。

１　災害による被害の軽易な復旧は、当該校園長に委任する。

２　授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。

３　被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等を建設する。

４　上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

(1) 隣接校等との協議及び調整を行い、教室を確保する。

(2) 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第２　応急教育の実施

教員を確保のうえ、校園の被害状況及び応急復旧状況に応じて、応急教育を実施する。

１　応急教育の区分

(1) 学校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、県教育委員会若しくは町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の町との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 学校教育班学校教育係及び住民班救助係は災害によって施設が損傷、若しくは指定避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分に従って応急教育を実施する。

ア 臨時休校園

イ 短縮授業
ウ 二部授業
エ 分散授業
オ 複式授業
カ 上記の併用授業

２　応急教育実施の場所

町は、学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

３　転校手続き等の弾力的運用

町教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

４　教員の確保

教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

(1) 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
(2) 保育園については、臨時講師を任用する。
(3) 小中学校については、県教育委員会と協議する。

第３　学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

１　給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
２　感染症の発生が予想される場合
３　給食物資が入手困難な場合
４　その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第４　学用品等の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、学用品等の支給を、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

１　教科書及び教材
２　文房具
３　通学用品

第５　園児・児童・生徒の健康管理等

被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリング及び電話相談を実施する。

学校教育班学校教育係及び保健班医療係は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、県教育委員会、子ども家庭センター等の専門機関等との連携のもと、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリング及び電話相談を実施する。

第６　社会教育施設等の管理及び応急対策

人命の安全確保と施設の管理に努める。

1　施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

2　施設利用者の来館時にあっては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

3　施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

第７　文化財対策

文化財保護条例等で指定されている文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

1　社会教育班社会教育係は、災害発生後、直ちに町内の文化財の被害について調査する。

2　社会教育班社会教育係は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

3　文化財の被害状況調査の結果については、県教育委員会に報告する。

第１１節　死体の収容・処理及び火葬（埋葬）

災害時において死亡していると推定される者の捜索を実施し、死体を発見した場合は必要な措置を講じるとともに、必要に応じて死体の処理及び火葬（埋葬）を実施する。

《実施担当》

住民班救助係、小浜警察署

第１　死体の捜索

１　実施責任者

死体の捜索は、町が捜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借り上げて実施する。ただし、町において捜索の実施が困難な場合には、小浜警察署等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が死体の捜索を行う。

２　捜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情からすでに死亡していると推定される者。

３　応援要請など

町が被災、その他の事情により捜索の実施が困難なとき、又は死体が流失等により他市町に漂着していると考えられるときは次の事項を明示し、県に捜索の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町又は死体漂着が予想される市町長に直接捜索の応援を要請する。

なお、死体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合は、町は県に他機関（小浜海上保安署、自衛隊など）の応援要請を行う。

(1) 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
(2) 死体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等
(3) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
(4) その他必要な事項

４　捜索期間及び費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から10日以内を捜索期間とするが、期間の延長が必要なとき、最小限において知事の承認を得て延長する。又、費用の範囲は次の事項とする。

(1) 借上費
(2) 修繕費
(3) 燃料費

第２　死体の処理

１　実施責任者

死体を発見した時は、町長は速やかに小浜警察署（海上にあっては、小浜海上保安署）に連絡し、警察又は海上保安署による検視又は調査を行うため、体育館・寺院等の借上げ、又は寺院・学校等の敷地内に死体を収容する施設を仮設する等して死体安置所を設ける。死体の処理は検視又は調査の終了後に行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が死体の処理を行う。

２　死体の処理内容

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、死体の処理を行うことができない場合、町は次の内容で死体の処理を行う。

(1) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の死体の処理に係る資機材及び搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材及び搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 死体の処理

死体の処理は、警察又は海上保安署が行う検視又は調査の終了後に、保健班医療係又は小浜医師会等の協力を得て実施する。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のため、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

イ 死体の一時保存

死体の身元確認に相当の期間を要する場合、又は死体が多数のため短期間に埋火葬できない場合は、死体安置所（寺院等の利用、又は寺院、学校等の敷地内に仮設）で死体の一次保存を行う。

ウ 検案

死体の死因その他について、警察又は海上保安署が行う検視又は調査実施時に、これに立ち会った保健班医療係の医師が検案を行い、必要に応じ医学的検査を実施する。

なお、保健班医療係の医師による検案ができない場合は、日本赤十字社福井県支部又は小浜医師会等に協力を要請する。

３　処理期間及び費用の範囲

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内に死体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、死体の処理に関する費用は、検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び死体の一時保存のための費用とする。

第３　死体の火葬（埋葬）

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず火葬（埋葬）を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合、及び身元不明の死体について、町は次の方法により死体の応急的な火葬（埋葬）を行う。

なお、町は死体の火葬（埋葬）の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

１　火葬（埋葬）の実施及び留意点

死体は、町長が直接埋火葬に付し、棺、骨つぼを遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとし、火葬（埋葬）の実施にあたっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後火葬（埋葬）する。

(2) 身元不明の死体は、小浜警察署その他関係機関の協力を得て身元確認調査を行い、火葬（埋葬）する。

(3) 被災地以外に漂着した死体で、その身元が判明しない者は行旅死亡人として取り扱う。

(4) 外国人の火葬（埋葬）を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

２　火葬（埋葬）の内容

(1) 火葬（埋葬）を行う対象

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため遺族において火葬（埋葬）を行うことが困難な場合

(2) 火葬（埋葬）の期間

災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において延長する。

(3) 費用の範囲及び限度

ア 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬（埋葬）に要する経費で人夫及び輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

イ 費用の限度

災害救助法に基づき知事が定める額。

３　広域的な火葬の実施体制

災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、適宜、県と連携を図り、県内及び県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

第１２節　廃棄物の処理

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《実施担当》

生活環境班生活環境係、農林水産班農業係

第１　し尿処理

被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

１　初期対応

生活環境班生活環境係は、避難状況や被災家屋調査結果等をもとに、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

(1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

２　仮設トイレの設置

生活環境班生活環境係は、必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレの設置基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：５箇所／1,000世帯

仮設トイレの設置台数：１台／100人

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務班総務係を通じ県に協力を要請する。

又、同時に次の手配も行う。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、指定避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

３　仮設トイレの管理

生活環境班生活環境係は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

(1) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

(2) 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

４　処　　理

生活環境班生活環境係は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

５　応援要請

生活環境班生活環境係は、町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班総務係又は防災班防災係を通じて県、他の市町に応援を要請する。

第２　ごみ処理

生活環境班生活環境係は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

１　初期対応

(1) 生活環境班生活環境係は、避難状況や被災家屋調査結果等をもとに、指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

(2) 生活環境班生活環境係は、処理施設を速やかに点検し、支障を発見した場合は、復旧見込みを把握するとともに、稼働できるよう措置を講じる。

２　ごみ処理対策

生活環境班生活環境係は、地震にともない発生したごみを、早期に収集・処分するよう努める。

(1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第３条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、地震発生の日から早期に収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、分別所等を経て埋め立て、若しくは焼却する。

(3) 仮置場の選定

生活環境班生活環境係は、処理施設での処理能力を上回る多量のごみが発生する見込みがある場合、防災班防災係と調整のうえ、周辺の環境に留意し公有地等をごみの一時保管、（受入れ先に応じた）破砕、分別等を行う仮置場として選定する。

(4) 衛生状態の確保

生活環境班生活環境係は、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場における衛生状態を保つ。

３　ごみ収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

【廃棄物処理施設】

種別	地域	施設名
焼却処分	大飯地域	大飯清掃センター
	名田庄地域	小浜市クリーンセンター
最終処分	大飯地域	えこあいらんど
	名田庄地域	小浜市リサイクルプラザ

【一次集積所の候補地】

地域	名称	所在地	面積（㎡）	所有者
大飯	きのこの森駐車場	鹿野・小車田	3,500	おおい町
	大島南浦　漁港多目的利用施設用地	大島	18,500	おおい町
	大島河村埋立地	大島	3,500	おおい町
	大島えこあいらんど	大島地先	13,000	おおい町
名田庄	名田庄ウッディセンター土場	名田庄三重	7,720	おおい町
	名田庄環境クリーンセンター跡地	名田庄虫鹿野	3,157	おおい町
	名田庄清掃センター跡地	名田庄堂本、名田庄槇谷	3,011	おおい町
	頭巾山家族旅行村グラウンド	名田庄納田終	11,920	おおい町
合計			64,308	

４　処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等の環境影響上支障のない方法で行う。

又、処理施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管

場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業では、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に配慮する。

第３　死亡家畜の処理

１　実施体制

死亡家畜（牛・豚等の死骸）について、県の指示により収集・処理する。

２　収集・処理方法

(1) 移動しうるものは適当な場所に集めて焼却、埋立て等の方法で処理する。
(2) 移動しがたいものについては、その場で処理する。

第４　災害廃棄物処理

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。
又、町は、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

町及び県は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

１　初期対応

(1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
(2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のため、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

２　処理活動

(1) 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
(2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
(3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
(4) 必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。
(5) 社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、

土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第１３節　自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるよう適切に対処するよう努める。

《実施担当》

総務班総務係、住民班救助係、調査広報班調査係、出納班、県、福井中央郵便局、おおい町社会福祉協議会

第１　ボランティアの受入れ

災害発生時には行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、住民班救助係はその活動が円滑に行われるよう町社会福祉協議会、民間ボランティア団体等と相互に連携・協力し、活動環境を整備する。

１　一般ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

防災対策各班は、次のような活動内容の一般ボランティアの協力を得る。

ア 指定避難所内における給食・清掃などの運営補助
イ 被災者に対する炊き出し
ウ 救助物資の仕分け・配付
エ 高齢者・障害者など要配慮者の介助
オ 高齢者・障害者など要配慮者のニーズの把握や安否確認
カ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

総務班総務係は、関係各部が必要とする一般ボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

(3) 受入れ窓口の開設

住民班救助係は、町社会福祉協議会と連携のうえ、一般ボランティアの受入れ及び活動の調整を行う窓口をあみーシャン大飯に開設する。

又、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行い、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行う。

(4) 救助の調整事務に関する人件費及び旅費

県から事務の委任を受けた場合、町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティア

センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２　活動支援体制

(1) 必要資機材及び活動拠点の提供

総務班総務係は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

調査広報班調査係は、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、一般ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

(3) ボランティア保険への加入

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、必要に応じて県が保険料を負担するボランティア保険に加入する。

３　専門ボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

医療救護や障害物の除去、建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務班総務係は、防災対策各班が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

なお、知事が災害救助法条の業務従事命令で救助業務に従事させることができるのは、次のとおりである。

ア 医師、歯科医師又は薬剤師
イ 保健師、助産師又は看護師
ウ 土木技術者又は建築技術者
エ 大工、左官又はとび職
オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
カ 軌道経営者及びその従事者
キ 自動車運送事業者及びその従事者

(2) 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、災害ボランティアセンターを窓口として、総務班総務係が行う。

なお、保健医療ボランティアの受入れ配置については県と連携する。

第２　義援金 救援物資の受入れ及び配分

出納班出納係及び住民班救助係は、寄託された義援金、救援物資の受入れ及び配分を行う。

１　義援金の受入れ及び配分

出納班出納係は義援金の受入れを、住民班救助係は義援金の配分を行う。

(1) 受入れ

ア 義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、出納班出納係が町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ 定められた方針及び所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

２　救援物資の受入れ及び配分

住民班救助係は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

エ 救援物資の申し入れがあった場合は次のことを要請する。

① 救援物資は荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるように表示すること。

② 複数の品目を梱包しないこと。

③ 腐敗する食料は避けること。

④ 新品が望ましいこと。

⑤ 一定期間経過後は、救援物資よりも義援金が望まれること。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し行う。

(4) 救援物資の搬送

ア 県及びその他の市町等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各指定避難所へ搬送する。

イ 搬送は、住民班救助係の管理のもと、一般ボランティアの協力を得て実施する。

３　郵便料金の免除等

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資を内容とする郵便物（現金書留及び小包）の料金は免除される。

(2) 県及び町等の申請により、郵政事業庁長官が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。

(3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第５編　津 波 災 害 応 急 対 策

第１章　津波災害警戒期の活動

第１節　津波災害対策体制

町はあらかじめ定めた経路により、気象庁が福井県に発表する津波警報等を関係機関及び住民に迅速に伝達・周知し、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

《実施担当》

防災班防災係、建設班、生活環境班上下水道係、若狭消防組合、消防団、関係機関

第１　津波関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

１　大津波警報、津波警報、津波注意報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

＜津波警報・注意報の種類＞

種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10ｍ＜予想高さ	10ｍ超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		５ｍ＜予想高さ≦10ｍ	10ｍ		
		３ｍ＜予想高さ≦５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	１ｍ＜予想高さ≦３ｍ	３ｍ	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2ｍ≦予想高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項等

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ウ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内　容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

３　津波警報等の発表区域

福井県が属する津波警報等や津波予報で用いる予報区の名称は福井県であり、気象庁本庁が発表する。

津波予報区	区　域	発表官署
福井県	福井県	気象庁本庁

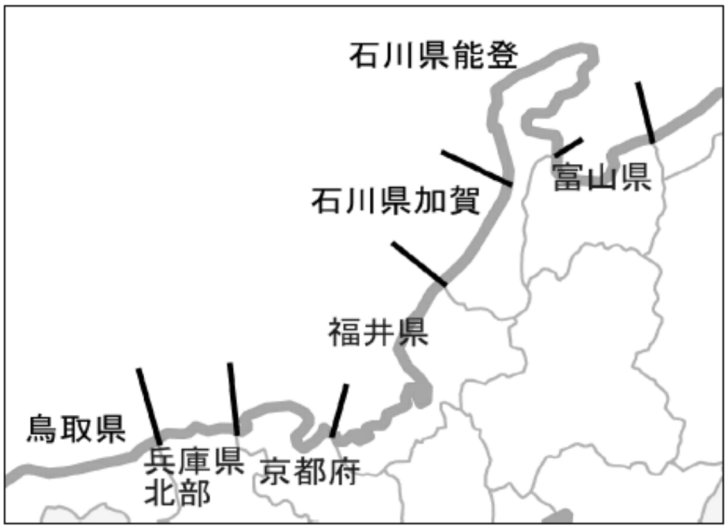

＜福井県及び周辺の府県が属する津波予報区＞

４　津波情報

(1) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

＜津波情報の種類と発表内容＞

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沿岸で観測された津波の最大波の発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。又、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容＞

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100㎞を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。又、最大波の観測値について数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。又、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第２　津波警報等及び地震・津波情報の伝達

１　津波警報等の伝達

福井県の沿岸（津波予報区：福井県）に対する津波警報等は、気象庁本庁が伝達中枢及び福井地方気象台を通じて、町及び防災関係機関に通知する。

(1) 福井地方気象台から伝達を受けた福井県の措置

県危機対策・防災課職員（時間外は気象連絡員）は、県防災行政無線により県出先機関、市町及び消防本部へ伝達する。

(2) 町の措置

町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民及び所在の官公庁等へ伝達する。

(3) その他の防災関係機関の措置

それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に伝達する。

(4) 県の津波警報受信システム

県庁に気象衛星を利用した津波警報受信システムを配備し、迅速な情報収集を行う。

２　地震及び津波に関する情報の伝達

(1) 福井地方気象台からの伝達

気象庁地震火山部及び福井地方気象台が福井県を対象区域として地震及び津波に関する情報を発表した場合、前出の「津波警報等の伝達」を準用して、通報する。

(2) 情報の伝達を受けた機関の措置

福井地方気象台から地震及び津波に関する情報を受けた機関は、通報又は放送を行うように努める。

３　震度情報ネットワークの形成

県は、県内の全ての市町に震度計を設置し、震度情報を市町、県、国間のネットワークにより迅速に把握するとともに、被害予測システムにより各市町の被害を推定するなど、国、県、町の初動活動体制と広域応援体制の充実強化を図る。

＜津波警報等伝達系統図＞

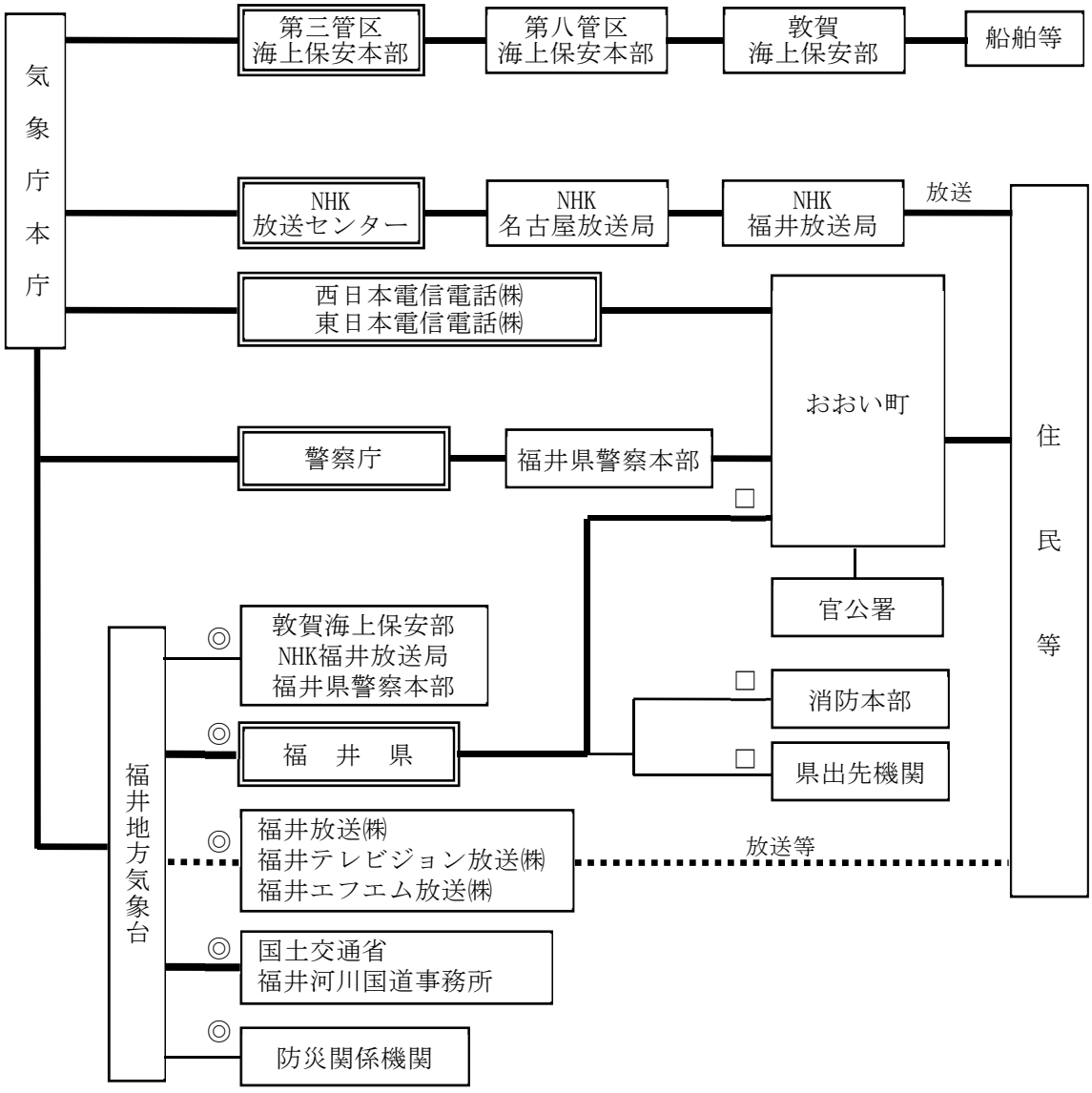

◇凡例

━━	法令(気象業務法等)による通知系統
▪▪▪▪	法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統
――	地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統
◎	防災情報提供システム
□	県防災行政無線
▭	法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

◇通信途絶時の福井地方気象台からの代替伝達経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で加入電話、気象台職員による使送、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

機関名	県防災行政無線
福井県	○
敦賀海上保安部	○

第３　異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報し、町長は、速やかに県及び福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。

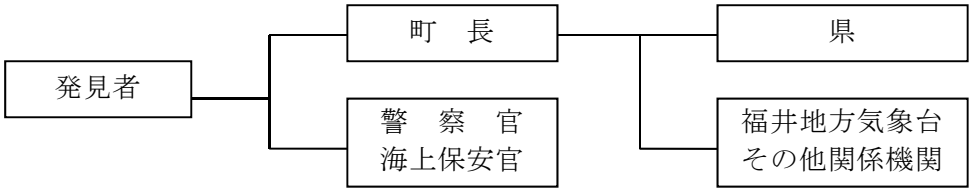

町長が福井地方気象台等に通報すべき事項は以下のとおりである。

ア 異常な高波・うねり・潮位・河川水位等があったとき。

イ 震度４以上の地震があったとき。

ウ 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

第２節　活動組織の設置

津波警報等が発表された場合、又は、地震が発生し津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、津波警報等に応じた活動組織を設置する。

《実施担当》

防災対策各班、若狭消防組合、関係機関

第１　注意・警戒配備体制

１　注意配備体制

防災安全課長は、町域で震度３の地震が発生したときは注意配備をとり、防災関係職員は、次の内容の情報収集に努める。

○ 県、福井地方気象台からの地震情報等の収集
○ Ｊ－ＡＬＥＲＴによる情報の受信
○ おおい町役場内及び支所内に設置されている震度計による情報の収集
○ 小浜警察署、若狭消防組合消防本部からの被災情報の収集
○ 帰庁者、登庁者からの被災情報の収集
○ テレビ、ラジオの視聴による地震情報、被災情報の収集

なお、警戒配備以上の体制への移行が決定された場合、又は災害の発生するおそれが無くなった場合は、注意配備を解除する。

２　警戒配備体制

防災安全課長は、町域で震度４の地震が発生したとき、及び地震に伴う小規模な被害が発生した場合は警戒配備体制をとり、注意配備と同様の情報収集に努めるとともに、災害応急対策に関する情報収集を行う。

なお、第１配備以上の体制への移行が決定された場合、又は災害の発生するおそれが無くなった場合は、警戒配備を解除する。

第２　災害対策連絡室

１　設置及び廃止基準

防災安全課長は、次の基準に該当する状況が発生した場合、町長の命を受け、災害対策連絡室を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

○ 町域で震度５弱の地震が発生した場合［自動設置］
○ 県内の沿岸に津波注意報が発表された場合
○ 地震、津波に伴う被害が複数発生し、更に被害の拡大のおそれがある場合
○ その他町長が災害対策連絡室の設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

○ 災害応急対策が概ね完了した場合
○ 災害が発生するおそれが解消された場合
○ 災害対策本部の設置が決定された場合

２　設置場所

災害対策連絡室は、おおい町役場内に設置する。

３　組織編成、運営及び事務分掌

(1) 災害対策連絡室は、室長（防災安全課長）及びその他の災害対策本部員をもって組織する。

(2) 災害対策連絡室の運営は、災害対策本部の体制に準じて行うものとし、主な事務分掌は次の内容とする。

○ 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報の収集・分析に関する事項
○ 関係機関との連絡調整に関する事項
○ 職員の配備体制に関する事項
○ 災害対策本部設置の検討に関する事項

第３　災害対策本部

１　設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

○ 町域で震度５強以上の地震が発生した場合［自動設置］
○ 県内の沿岸に津波警報、大津波警報が発表された場合
○ 地震、津波による重大な被害が続出し、総力を挙げて災害応急対策に取り組む必要がある場合
○ その他町長が災害対策本部の設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

○ 災害応急対策が概ね完了した場合 ○ 災害が発生するおそれが解消された場合

２　設置場所

災害対策本部は、原則として町役場内に設置する。ただし、町役場内に設置することが不可能な場合は、ふるさと交流センターに設置する。

３　災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

町は、災害対策本部を設置し、又は廃止した場合、直ちに県をはじめ、小浜警察署、若狭消防組合消防本部等の防災関係機関にその旨を通知又は報告する。

４　設置の公表

町は、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の標識を庁舎の正面玄関に掲示する。

５　組織及び事務分掌

(1) 本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 災害対策本部に次の班を置き、各班長は次に掲げるものを充て、本部員として班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部設置時の班名	班長名
総務班	総務課長
防災班	防災安全課長
調査広報班	まちづくり課長
労務輸送班	税務地籍課長
住民班	住民窓口課長
保健班	すこやか健康課長
福祉班	いきいき福祉課長
農林水産班	農林水産課長
建設班	建設課長

災害対策本部設置時の班名	班長名
生活環境班	くらし環境課長
商工班	商工観光課長
避難誘導班	しごと創生室長
出納班	会計契約課長
支援班	議会事務局長
学校教育班	学校教育課長
社会教育班	社会教育課長
消防班	若狭消防組合消防本部消防長

(4) 各班に係を置き、その主な事務分掌は別表１に示すとおりとする。

(5) 災害対策本部に本部長、副本部長、本部員及び必要に応じ、その他の職員で構成する本部員会議を置き、本部員会議において次の事項を協議する。ただし、極めて緊急を要し、かつ、本部員会議を開催するいとまがないときは、本部長、副本部長及び一部の本部員との協議をもって、これに代えることができる。

○ 被害状況の把握及び災害応急対策実施状況
○ 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
○ 各班及び現地対策本部相互の調整に関する事項
○ 防災関係機関との連携推進に関する事項
○ 他団体に対する応援要請に関する事項
○ その他重要な災害応急対策に関する事項

(6) 班内各係相互の緊密な連絡調整を図るため、各班長を各班連絡責任者とする。

６　権限委譲

町長が不在又は本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副町長、防災安全課長の順で本部長の権限を委譲する。又、本部員（班長）はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

≪おおい町災害対策本部の組織≫

本部会議の構成	
本 部 長：町　長	
副本部長：副町長、教育長	
本部員	若狭消防組合消防本部消防長、各課長、議会事務局長（以上班長） その他本部長が必要と認める者

本部事務局：防災班

本部長
町長

副本部長
副町長
教育長

本部付
おおい消防団長

現地災害対策本部
現地本部長
必要に応じて設置
町長権限の一部委譲

- 総務班
- 防災班
- 調査広報班
- 労務輸送班
- 住民班
- 保健班
- 福祉班
- 農林水産班
- 建設班
- 生活環境班
- 商工班
- 避難誘導班
- 支援班
- 出納班
- 学校教育班
- 社会教育班
- 消防班

≪別表１　おおい町災害対策本部　事務分掌≫

班　名	係　名	事　務　分　掌
総務班 （総務課長）	総務係	1. 職員の配備に関すること。 2. 本部用車両の配車管理に関すること。 3. 自衛隊の派遣要請、受入れに関すること。 4. 民間及び他市町の救援隊の応援要請並びに受入れに関すること。 5. 本部職員の保健宿舎に関すること。 6. 災害関係の予算措置に関すること。 7. 国・県に対する要請に関すること。 8. 中央省庁・県視察団・調査団に対する陳情、資料のとりまとめに関すること。
防災班 （防災安全課長）	防災係	1. 全般の企画立案に関すること。 2. 本部の設置、廃止に関すること。 3. 各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 4. 避難指示等の連絡調整に関すること。 5. 避難所開設・運営・閉鎖の連絡調整に関すること。 6. 隣接市町との相互応援に関すること。 7. 応援要員の調整、派遣に関すること。 8. 班長会議に関すること。 9. 予・警報・情報の収集及び連絡調整に関すること。 10. 消防体制及び消防活動に関すること。 11. 非常配備に関すること。 12. 災害記録、写真の整備に関すること。
調査広報班 （まちづくり課長）	調査係	1. 被災状況の収集報告に関すること。 （ボランティアからの情報の収集を含む。） 2. 専門家の派遣及び調査機器に関すること。
	広報係	1. 町民に対する広報に関すること。 2. 報道関係機関との連絡に関すること。 3. 有線放送施設及び情報通信施設の災害予防及び応急対策に関すること。 4. 災害広報資料等の収集及び提供に関すること。
労務輸送班 （税務地籍課長）	労務計画係	1. 労務供給計画に関すること。 2. 車両の調達に関すること。 3. 各協力機関の配置指揮監督に関すること。
	協力係	1. 緊急物資輸送のための船舶の借上及び応急輸送に関すること。 2. 応急救助、応急対策に要する労働力の供給に関すること。 3. 人員・物資・輸送計画に関すること。

班　名	係　名	事　務　分　掌
住民班 （住民窓口課長）	救助係	1. 災害救助法に基づく救助事務全般に関すること。 2. 避難所の開設・運営・閉鎖等に関すること。 3. 非常用主食の配分に関すること。 4. 生活必需物資の調達、輸送、供給に関すること。 5. 援助物資（救援物資）の受領及び配分に関すること。 6. 炊き出しに関すること。 7. 災害対策従事者の食料の調達に関すること。 8. 遺体の処理等に関すること。 9. 被災地の住民登録に関すること。 10. 災害時における児童及び母子（父子）世帯の収容に関すること。 11. 児童福祉施設等の被災調査及び応急復旧に関すること。 12. 災害ボランティアの受入れに関すること。 13. 住民相談窓口の設置に関すること。 14. 応急保育に関すること。 15. 災害見舞金（義援金）の配分に関すること。
保健班 (すこやか健康課長)	医療係	1. 救護所の設置に関すること。 2. 医療品等の調達に関すること。 3. 後方医療実施機関の確保に関すること。 4. 急患者輸送に関すること。 5. 被災者の医療措置、健康維持活動に関すること。 6. 健康管理、心のケア対策に関すること。 7. 防疫に関すること。 8. 遺体の処理等に関すること。 9. 被災者の医療措置、健康維持活動に関すること。
福祉班 (いきいき福祉課長)	要配慮者支援係	1. 避難行動要支援者の支援策に関すること。 2. 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 3. 高齢者、身障者等の要配慮者の対策に関すること。 4. 福祉車両の調達に関すること。 5. 福祉相談窓口の設置に関すること。 6. 福祉サービスの継続的提供に関すること。
農林水産班 （農林水産課長）	農業係	1. 果実そ菜、米等の農林産物の災害防止対策及び被災状況調査に関すること。 2. 農地、農業用施設等の災害予防及び応急対策に関すること。 3. 緊急物資（主要食料、そ菜果実）の調達供給に関すること。 4. 農林産物の採取出荷の規制に関すること。 5. 被災果実そ菜、米等の農林産物の応急技術対策に関すること。 6. 家畜の感染症予防、防疫、被災家畜の調査に関すること。 7. 他の班の応援に関すること。

班　名	係　名	事　務　分　掌
	水産係	1. 漁船、漁具の被災調査及び被災防止に関すること。 2. 海難に関すること。 3. 水産物の採取出荷の規制に関すること。 4. 他の班の応援に関すること。
建設班 （建設課長）	土木漁港係	1. 関係機関との連絡調整に関すること。 2. 公共土木の被災調査に関すること。 3. 交通事情の把握に関すること。 4. 道路、橋梁の確保、水防応急対策に関すること。 5. 住居障害物の除去に関すること。 6. 被災家屋の調査に関すること。 7. 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅の建設に関すること。
	林業係	1. 治山、林道、その他林業用施設等の応急対策に関すること。 2. 他の班の応援に関すること。
	水防係	1. 水防活動全般の企画指導に関すること。 2. 水防資機材の輸送、調達に関すること。 3. 水位、雨量、その他気象、情報の送受に関すること。 4. その他、水防全般の事務に関すること。
生活環境班 （くらし環境課長）	上下水道係 生活環境係	1. 上下水道の応急対策に関すること。 2. 上下水道の応急復旧に関すること。 3. 一般廃棄物に関すること。 4. 環境衛生に関すること。 5. 食品衛生に関すること。
商工班 （商工観光課長）	商工係	1. 商工業関係被災調査及び災害対策に関すること。 2. 他の班の応援に関すること。
避難誘導班 （しごと創生室長）	避難誘導係	1. 避難住民の誘導（広報を除く）に関すること。 2. 町民の被災状況の調査収集に関すること。 3. 他の班の応援に関すること。
出納班 （会計契約課長）	出納係	1. 災害対策にかかる現金の出納に関すること。 2. 義援金の受入れ、保管に関すること。 3. 他の班の応援に関すること。
支援班 （議会事務局長）	支援係	1. 災害情報の収集に関すること。 2. 町議会との連絡調整に関すること。 3. 他の班の応援に関すること。
学校教育班 （学校教育課長）	学校教育係	1. 児童、生徒の保健管理に関すること。 2. 文教施設の応急復旧に関すること。 3. 被災児童生徒に対する応急教育、教材、学用品の調達供給に関すること。 4. 学校給食に関すること。 5. 児童生徒の輸送に関すること。

班　名	係　名	事　務　分　掌
社会教育班 （社会教育課長）	社会教育係	1. 文化財の応急保護対策に関すること。 2. 文教施設の被災調査に関すること。 3. 外国人の支援に関すること。
消防班 （若狭消防組合消防本部消防長）	消防係	1. 緊急時における県・市町等との調整に関すること。 2. 消防団・水防団の出動に関すること。 3. 住民の避難誘導、救助・救急に関すること。 4. 救急搬送に関すること。 5. 広域消防連携に関すること。

７　合同調整所の設置

町は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。又、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第３節　動員体制

津波警報等が発表された場合、又は、地震が発生し津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、津波警報等に応じた動員配備を行う。

《実施担当》

総務班総務係、防災対策各班

第１　動員基準

福井県の予報区に津波警報等が発表されたとき、又は、町域で地震が観測されたとき、町は次の配備区分による動員配備体制をとる。

職員の動員配備基準は、次のとおりとする。

組織	配備体制	配備基準	配備概要
－	注意配備	1.町域で震度３の地震が発生した場合	1.防災担当者による情報収集
	警戒配備	1.町域で震度４の地震が発生した場合	1.被害情報及び災害応急対策に関する情報収集 2.災害対策連絡室設置の検討
災害対策連絡室	第１配備	1.町域で震度５弱の地震が発生した場合 2.県内の沿岸に津波注意報が発表された場合 3.その他町長が必要と認めたとき	1.被害情報の収集及び伝達 2.局地的な災害応急対策の実施 3.災害対策本部設置の検討
災害対策本部	第２配備	1.町域で震度５強の地震が発生した場合 2.県内の沿岸に津波警報が発表された場合 3.その他町長が必要と認めた場合	1.被害情報の収集及び伝達 2.すべての災害応急対策の実施
	第３配備	1.町域で震度６弱以上の地震が発生した場合 2.県内の沿岸に大津波警報が発表された場合 3.地震による重大被害が発生し、通信網が寸断された場合 4.その他町長が必要と認めた場合	1.被害情報の収集及び伝達 2.すべての災害応急対策の実施 3.閉庁時はすべての職員が参集（自主参集）

なお、震度は気象庁地震火山部が発表する町域の震度とし、町域の震度が発表されない場合は、嶺南地方のいずれかの市町の震度とする。又、県内の市町の震度情報は、震度

情報ネットワークによる把握も行い、動員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に反映させる。

各配備体制に応じた配備職員はおおむね次のとおりとする。ただし、配備職員については、担当課であらかじめ指定する。

≪ 配 備 職 員 ≫

配備体制 / 課名等		注意配備	警戒配備	第１配備	第２配備	第３配備
町役場本庁	総務課		○	○	○	全職員
	防災安全課	○	○	○	○	
	まちづくり課		○	○	○	
	税務地籍課				○	
	住民窓口課		○	○	○	
	すこやか健康課			○	○	
	いきいき福祉課		○	○	○	
	農林水産課		○	○	○	
	建設課		○	○	○	
	くらし環境課			○	○	
	商工観光課			○	○	
	しごと創生室			○	○	
	会計契約課				○	
	議会事務局				○	
	学校教育課			○	○	
	社会教育課			○	○	

第２　動員方法

迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した連絡・参集を行い、参集報告をする。

又、必要に応じて人員の確保を行う。

１　勤務時間内

(1) 伝達体制

各課への伝達は、総務班総務係が庁内放送によって行う。ただし、庁内放送による伝達が不能な場合は、電話又はファクシミリによって行う。

(2) 活動体制への移行

伝達を受けた場合は、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

２　勤務時間外

(1) 連絡体制

参集指令の伝達は、緊急連絡系統に基づき実施する。

(2) 参集場所

自己の指定参集場所とする。

(3) 過渡的措置

防災対策各班長は、勤務時間外の過渡的措置として、非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて、暫定的に班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

３　参集の報告

防災対策各班において、職員を配備し、応急活動を実施した場合、職員の参集状況を総務班総務係に報告する。

４　人員の確保

(1) 注意配備・警戒配備・第１配備の場合

防災対策各班長は、防災対策各班の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、班内で配備人員を増員し、その旨を総務班総務係へ報告する。

(2) 第２配備・第３配備の場合

防災対策各班長は、防災対策各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務班総務係に要請する。

この場合、総務班総務係は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

５　平常業務の機能

第３配備体制下では、災害発生からの時間経過とともに、平常業務を確保する必要がある住民サービス部門等から、総務班総務係と協議のうえ実施する。

第３　福利厚生

災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力を持続するため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

１　宿泊施設等の確保

総務班総務係は、災害対策従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、町営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整する。

２　食料の調達

総務班総務係は、住民班救助係と調整のうえ、災害対策従事者への食料を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

第４　防災業務従事者の安全確保

１　津波到達時間の確認

襲来する津波高に不確実性がある中で、気象庁が発表する津波到達時間を十分考慮し、出来るだけ短時間に避難を完了させる。

２　防災対応や避難誘導に係る行動ルール

避難指示の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めておく。（東日本大震災では、水門閉鎖中や、避難したがらない人の説得中に防災事務従事者が被害にあった事例がある）

第４節　沿岸住民等の避難及び避難誘導体制

町は、津波による被害が発生するおそれがあるとき、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講じる。

《実施担当》

防災班防災係、住民班救助係、避難誘導班避難誘導係、小浜警察署、若狭消防組合、消防団

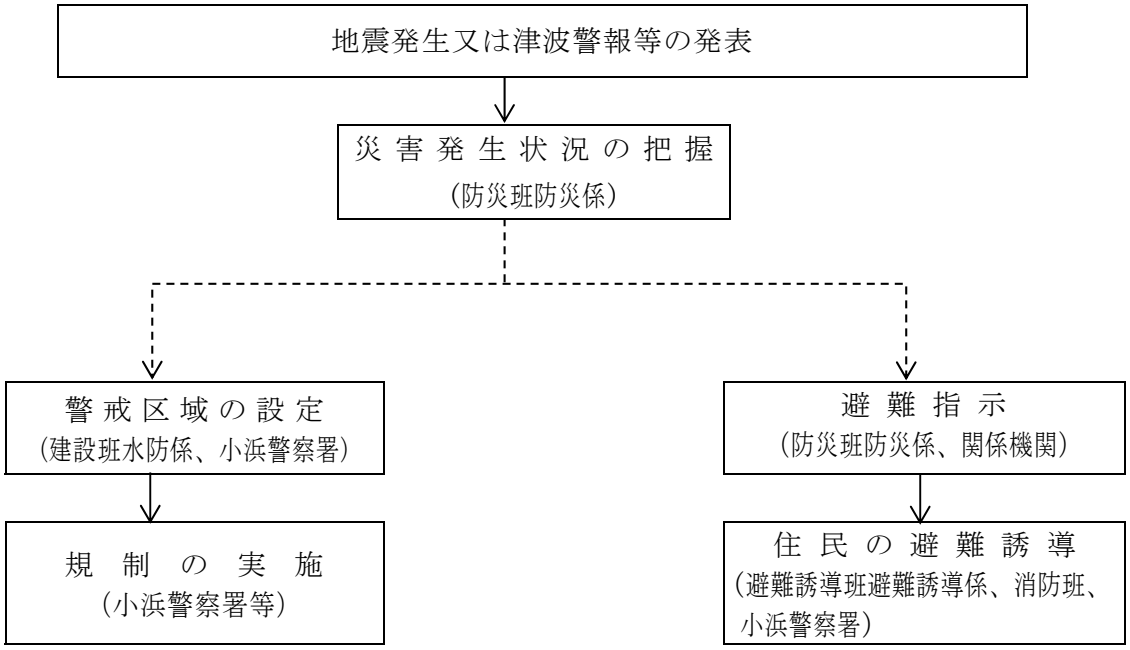

第１　実施責任者及び基準

１　実施責任者

地震及び津波に関する情報が発表され、被害が発生、又は発生するおそれがある危険地域の住民等に対し、生命又は身体の安全を確保するため、避難指示を行う。

なお、避難指示の実施責任者等は、次のとおりである。

事項／区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示	知事又はその命を受けた職員［水防法第29条、地すべり等防止法第25条］	立退きの指示	地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長［災害対策基本法第60条第１項、第２項］	立退きの指示及び立退き先の指示	建築物の倒壊、火災、がけ崩れ、津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	警察官［災害対策基本法第61条第１項］［警察官職務執行法第４条］	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
		警告避難の措置	危険な状態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官［災害対策基本法第61条第１項］	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	自衛官［自衛隊法第94条］	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

なお、町長不在時は、副町長、防災安全課長の順で町長の権限を委譲する。

２　避難情報の発令・解除基準

区分		判断基準（発令・解除の条件）
発令基準	避難指示	①～②のいずれかに該当する場合に、発令対象行政区に発令する。 ①　福井県津波予報区に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき ②　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じたとき
解除基準		・気象庁が大津波警報、津波警報、津波注意報を解除した場合 ・浸水が発生している場合は、津波警報が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消された場合

第２　沿岸住民の避難、誘導体制

１　沿岸住民等への避難指示

町は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難

するよう指示する。

又、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。

津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

２　避難指示の助言の求め

町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

３　避難誘導体制

町は、海浜にいる者及び付近の住民に避難するよう指示した場合は、状況に応じた指定緊急避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、水防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。

又、海岸付近の住民は、津波警報等が発表された場合や震度４以上の強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所又は高台に速やかに避難する。

その際、避難行動要支援者の避難支援を協力して行う。

(1) 津波到達時間内に避難を完了させるため迅速かつ安全な避難行動をとる。誘導責任者を津波浸水想定区域の区長（不在の場合はその定めたもの）とし、誘導員は現地に派遣された職員、警察官、消防職員及び消防団員等があたり、防災関係機関等の協力を得て組織的な避難誘導に努める。

(2) 避難は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の要配慮者を優先し、適切な避難誘導を行う。

(3) 避難先は、あらかじめ定めた指定緊急避難場所とし、地震災害や風水害の避難先とは異なる場合があることを周知する。

４　自主避難

沿岸付近の住民は、津波予報の発表あるいは震度４以上の強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に速やかに避難する。

５　避難路

避難路は事前に検討し、その安全を確認する。又、誘導する場合は危険箇所の表示や縄ばり、誘導員を要所に配置するなど、避難時の事故防止に努める。

６　防災上特に重要な施設の避難

学校教育施設、社会福祉施設等の施設においては、事前に定めた避難計画に沿って避難する。又、避難誘導にあたって施設職員等のみで対応が困難な場合、施設管理者は避難

誘導班避難誘導係に避難誘導の応援を要請し、住民班救助係は自主防災組織等に協力を依頼する。

７　津波避難に関する知識の周知

全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

日頃から津波襲来時における避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても一目散に高台等に避難する、いわゆる「津波てんでんこ」の意識を防災訓練等を通じて徹底する。

特に、東日本大震災において津波から生徒全員が無事避難した釜石市の鵜住居小学校、釜石東中学校の事例など教訓をもとに小中学校をはじめ、広く住民に防災教育を徹底する。

第３　住民への避難指示の周知

１　避難指示

町長の措置（災害対策基本法第60条）

町長は、建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、立ち退きの避難指示を行う。

避難等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への移動を基本とするものの、防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

２　伝達方法

住民への避難指示の伝達は、サイレン、ＩＰ告知放送、ＣＡＴＶ、防災行政無線、町ホームページ、おおい町メール、携帯電話メール（緊急速報メール）、広報車等多様な情報手段により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。

又、町は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達手段体制の整備にも努める。

なお、避難指示の発令に際しては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的で分かりやすい内容で発令するように努める。

放送事業者に対しては、情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の推進に努める。

３　伝達内容

(1) 避難指示の実施者

(2) 避難指示の理由

(3) 対象となる地域（地区名等）
(4) 避難先、避難経路等
(5) その他注意事項

４　県への報告

避難指示をした場合、次の事項について知事に報告する。又、避難の必要がなくなった場合はただちにこれを公示し、県に報告する。
(1) 避難指示の理由
(2) 避難指示を行った地域
(3) 世帯数及び人員
(4) 立退き先

第４　要配慮者応急対策

１　迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。町は県と連携し、被災施設等の的確な状況の把握に努め、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、他施設への緊急避難についての情報や避難受入れについての情報収集を行う。

２　町における対応

町は、要配慮者を支援するため、防災安全課といきいき福祉課との連携の下、次の措置を講じる。
(1) 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
(2) 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
(3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
(4) 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
(5) 生活する上で必要な資機材を指定避難所等に設置・提供する。
(6) 指定避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
(7) 老人福祉施設、障害者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入れ要請を行う。

３　外国人に係る対策

町は、必要に応じ、県及び福井県国際交流協会と連携し、外国人に係る次の対策を講じる。
(1) インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、

外国人の避難誘導に配慮する。

(2) 警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

(3) 災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

第５　指定緊急避難場所の開設と避難者の受入れ

１　指定緊急避難場所の開設

町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難指示と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

町長は、津波警報等が発表されたとき、又は、地震による津波襲来のおそれがあるときは、あらかじめ定めた津波避難用の指定緊急避難場所の施設管理者に指定緊急避難場所の開設を指示し、住民班救助係は指定緊急避難場所を開設する。

又、津波襲来の可能性が低い場合であっても、住民の自主避難に応じて速やかに指定緊急避難場所を開設する。

なお、緊急を要する場合は次の方法による。

(1) 勤務時間内の開設

ア 住民班救助係は指定緊急避難場所となる施設管理者に対して開設を要請する。

イ 施設管理者は住民班救助係からの開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応急収容を行う。

(2) 勤務時間外の場合

ア 住民班救助係は、町長から指定緊急避難場所の開設の命を受けた場合、ただちに指定緊急避難場所となる施設管理者に連絡するとともに、指定緊急避難場所の開設を行う。

イ 住民班救助係は、開設した指定緊急避難場所に避難者の応急収容を行う。なお、小中学校を指定緊急避難場所として開設する場合、原則として体育館を指定緊急避難場所とする。

ウ 住民班救助係は、災害発生時に対応できるよう、あらかじめ指定緊急避難場所の鍵を管理しておく。

(3) 要配慮者への措置

指定緊急避難場所に高齢者、障害者等要配慮者がいる場合は、民生委員児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力により、適切な措置を講ずるよう努める。必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努めるものとする。

第６　警戒区域の設定

１　実施責任者及び基準

警戒区域の設定実施責任者等は、次の通りである。

実施責任者	措置	実施の基準
町長 ［災害対策基本法第63条第１項］	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知事 ［災害対策基本法第73条第１項］	同上	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警察官 ［災害対策基本法第63条第２項］	同上	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
警察官 ［災害対策基本法第63条第２項］	同上	前記の実施の基準の場合において、町長若しくはその委任を受けた職員ないし警察官が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消防長又は消防署長 ［消防法第23条の２］	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害をあたえるおそれがあると認められるとき。
警察署長 ［消防法第23条の２］	同上	前記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消防吏員又は消防団員 ［消防法第28条］	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警察官 ［消防法第28条］	同上	前記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。

（注）警察官は、消防法第28条、水防法第21条の規定によっても、第１次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

２　規制の実施

町長は、警戒区域の設定について小浜警察署長等の関係者との連絡調整を行う。又、警戒区域を設定したときは小浜警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、自主防災組織等の協力

を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

第７　広域避難及び広域一時滞在

１　広域避難

(1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、福井県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては福井県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態を照らし緊急を要すると認めるときは、福井県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

(2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 町は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(4) 町は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

２　広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、福井県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては福井県に対して当該他の都道府県との協議を求めることができる。

第５節　津波災害警戒時における水防活動等

町は、津波による被害が発生するおそれがあるとき、水防活動等の必要な措置を講じる。

《実施担当》

防災班防災係、建設班、生活環境班、小浜警察署、若狭消防組合、消防団

第１　水防活動

津波の襲来が予想される場合には、水門等の管理者並びに操作担当者は、必ずライフジャケットを着用し迅速に次の水防活動を実施する。

１　ラジオ、テレビ等により津波予報を覚知したとき、操作担当者等は的確に水門、防潮扉等の開閉を行う。

２　海面の水位変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

３　海面監視にあたっては、必ずライフジャケットを着用し自己の安全に留意しながら行うものとする。

第２　上下水道施設

津波の襲来により、所管する上水道及び下水道施設の破損が予想されるときは、二次災害を軽減するための措置を行う。

第３　交通対策

１　道　路

町は小浜警察署等と連携し、津波の襲来による危険度が高いと予想される道路の路線区間について、必要に応じて交通規制を行う。

２　海　上

小浜海上保安署、県、町は、津波による危険が予想されるとき、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

３　旅客事業者

旅客事業者は、走行路線に津波の襲来による危険度が高いと予想される区間がある場合、乗客等の安全を確保するため、運行停止等の措置を講じるものとする。又、運行中の場合は、安全に乗客を誘導して避難させる。

第２章　津波災害発生後の活動

第１節　情報の収集・伝達

町は、津波災害が発生した場合、迅速かつ的確な被害状況の把握及び応急対策活動の実施のため、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や県防災情報システム等を活用し、必要な情報の収集・伝達活動を行う。

町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

《実施担当》

防災班防災係、調査広報班調査係、小浜警察署、若狭消防組合

第１　災害情報等の収集・伝達

津波災害発生後、直ちに地震情報、火災情報、異常現象の情報収集・伝達を行う。

１　災害情報の収集

防災対策各班は、津波災害発生後直ちに所管施設等の被害調査や関係機関の情報収集を行い、結果を調査広報班調査係に報告する。なお、被害の主な調査項目は次のとおりとする。

又、夜間・休日等の勤務時間外は、防災班防災係が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報収集と伝達を行う。

項　　目	情　　報　　収　　集　　内　　容
1.人的被害	・死者、行方不明者の状況 ・負傷者の状況 ・救助救援活動の状況
2.建物被害	・建物の倒壊等被害状況 ・火災発生状況 ・浸水被害状況
3.公共施設等被害	・道路、橋梁の被害状況 ・土砂災害関連（崖崩れ・土石流等の状況） ・交通関連（公共交通機関の被災状況、運行状況） ・ライフライン施設の被災状況（上下水道、電気、電話） ・公共建築物の倒壊、火災等被災状況（指定避難所、その他公共建築物） ・農地、農業施設等被災状況 ・林業施設等被災状況
4.救助活動等	・救急救助活動の状況 ・出火及び消火活動の状況
5.その他	・その他、特記すべき事項

２　被害状況の集約及び伝達

調査広報班調査係は、住民及び防災対策各班から寄せられる情報を集約するとともに、小浜警察署、若狭消防組合消防本部並びに防災関係機関等からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

なお、集約された情報は直ちに防災班防災係に伝達し、防災班防災係は防災対策各班、県及び防災関係機関に報告・伝達する。

３　被害調査及び情報管理の分担

被害調査は防災対策各班により災害発生後迅速に行うが、災害応急対策、復興を進めるためには、防災対策各班が被害情報を正確に把握する必要があり、被害調査及び被害情報の管理を次の各班で行う。

被害調査項目	担　　当　　班
被害集計及び広報	調査広報班
人的被害・医療関係機関被害	保健班
一般建物被害	建設班、農林水産班
公共施設被害	各　班（所管施設）
土木・漁港被害	建設班
農地・農業用施設被害、農林水産物被害	農林水産班
上・下水道施設被害	生活環境班
教育関係施設被害	学校教育班、社会教育班

４　行方不明者の把握

調査広報班調査係は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。又、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

５　孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、被災市町はそれぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。又、町及び県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

第２　県への報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。

防災班防災係は、県に対して災害発生直後の災害即報から、災害確定報告に至るまで、必要に応じて随時報告を行うものとする。

１　報告の基準

防災班防災係は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合、速やかに被害状況を報告する。

(1) 災害救助法の適用基準に合致すると判断される場合
(2) 町又は県が災害対策本部を設置した場合
(3) 災害が２市町以上にまたがり、１つの市町の被害が軽微であっても、全県的には同一の災害で、大きな被害が生じている場合
(4) 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要する場合
(5) 災害による初期の被害が軽微であっても、上記基準に該当する災害規模に拡大するおそれがある場合
(6) 災害の状況及び災害の及ぼす社会的状況等からみて、報告する必要があると判断される場合
(7) 注意報・警報が発表された場合において、災害が発生した場合
(8) その他、特に報告の指示があった場合

２　報告の種類と方法

災害即報については、町は、震度５強以上の地震を記録したとき、又は津波により、人的被害又は住家被害を生じたもののうち、死者又は行方不明者が生じたときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとし、更に要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対して行うものとする。

(1) 災害即報

ア 災害を覚知したとき、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
イ 報告様式は、「資料編　３－３　第１号様式（その２）」による。
ウ 報告の方法は、県防災行政無線又は一般加入電話による。又、やむを得ない場合は、電報あるいは非常通信等を用いて報告する。

(2) 中間報告

ア 災害発生後、状況の変化等に応じて報告する。
イ 報告様式、報告の方法等は災害即報に準じる。

(3) 確定報告

ア 応急対策終了後10日以内に行う。

イ 報告様式は、「資料編　３－３　第２号様式」により、文書にて報告する。

第３　通信手段の確保及び運用

１　災害発生後の機能確認と応急復旧

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話や衛星通信等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、連絡員（伝令）を派遣して情報を伝達する。

２　通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話（加入電話）、無線通信又は衛星通信により速やかに行う。

(2) 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(3) 電話及び電報施設の優先利用

町は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うため、あらかじめ一般加入電話を災害時優先電話として利用できるよう、西日本電信電話㈱の承認を受けるものとする。

災害時優先電話を利用したダイヤル通話は、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も通話の規制を受けない。又、手動接続による通話（電報）は、102（115）番通話により行い、この場合は、非常扱い通話（電報）又は緊急扱い通話（電報）である旨を申し出るものとする。

なお、非常扱い通話（電報）及び緊急扱い通話（電報）は、別に定める事項を内容とする通話（電報）を行う場合に限り取り扱うものとする。

(4) 災害時伝言ダイヤル（171番）の活用

災害時伝言ダイヤルは、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況（輻輳）になった場合に提供が開始される。このとき、提供条件等は西日本電信電話㈱が決定し、内容をテレビ・ラジオ等で広報するが、次の状況にある場合の利用に適する。

ア 避難等により電話に応答できない人への連絡

イ 停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡

ウ 呼出しても応答のない電話の場合

なお、災害時伝言ダイヤルの伝言録音時間は１伝言あたり30秒以内、伝言保存期間は録音してから２日（48時間）である。又、録音された伝言は被災地の電話番号を知っている全ての人が聞くことができるため、聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく。

(5) 非常通信の利用

町は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったとき、北陸地方非常通信協議会の構成員（官公庁、企業等）の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。

(6) 通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、パソコン通信利用者といった通信関係のボランティアの協力を得る。

３　町防災行政無線の運用

(1) 住民への広報及び伝達

災害発生後の災害情報及び生活支援情報等は防災行政無線等により行う。

(2) 災害情報の収集連絡等

各班による災害情報の収集伝達及び応急対策等に関する連絡等は、原則として加入電話や携帯電話等により行うが、これらの通信手段が使用できない場合は、防災行政無線の双方向通信機能を利用する。

４　ケーブルネットワーク施設の運用

住民への広報等は、停電、ケーブルの切断等が生じていない限り、ケーブルテレビや情報端末設備によることを基本とする。

５　県防災行政無線の活用

県及び県の出先機関等との連絡等は、県防災行政無線を活用するものとする。

第２節　災害広報・広聴対策

情報不足や流言、飛語等による社会的混乱の発生を防止し、民心の安定化を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい広報活動が重要である。

災害時における広報活動は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

又、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、住民の各種相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《実施担当》

防災班防災係、調査広報班広報係

第１　災害広報

調査広報班広報係は、情報不足による混乱の発生を防止するため、ケーブルテレビ等により災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の住民向けの広報活動を実施する。

ただし、ケーブルテレビによる広報が不可能な場合は、調査広報班広報係が車両による広報活動を行う。

１　災害情報等

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 災害情報に関すること。
(2) 要配慮者への支援の呼びかけ
(3) 被害の概要に関すること。
(4) 避難指示に関すること。
(5) 原子力発電所の状況
(6) その他住民の安全確保に必要なこと（気象情報、土砂災害等二次災害防止情報を含む。）。

２　支援情報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、被災者のニーズを十分把握したうえで、次の事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 被災状況とその後の見通し
(2) 指定避難所に関すること。
(3) 救護所に関すること。
(4) 救援物資の配布に関すること。

(5) 給水・給食に関すること。
(6) 医療機関などの生活関連情報
(7) 義援物資等の取扱い
(8) 被災者のために講じている施策などその他住民生活に必要なこと。

３　ライフライン復旧情報等

防災班防災係は、防災対策各班及び関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。
(1) 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること。
(2) 電気、交通機関等の復旧に関すること。
(3) 電話の復旧に関すること。
(4) 電気の復旧による火災等の二次災害防止に関すること。
(5) 交通規制情報

４　広報の手段

(1) 広 報 車

原則として町の所有する車両を使用するものとし、必要に応じて小浜警察署その他の関係機関に広報車の協力を求める。

(2) 広報紙

調査広報班広報係は、広報紙をできるだけ早期に発行し、各指定避難所等に送付する。又、関係各班は、送付を受けた広報紙を掲示する。

(3) その他の広報手段

ア 防災行政無線による地区広報
イ 指定避難所への職員の派遣
ウ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
エ インターネット（ホームページ）の活用
オ ケーブルテレビ等への情報提供
カ 携帯電話メール（緊急速報メール）

５　要配慮者への広報

要配慮者への広報は、文字放送や手話、携帯電話メール、ファクシミリ・テレフォンサービス等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

６　災害時の広報体制

調査広報班長を災害広報責任者とし、広報内容の一元化を図る。
(1) 取りまとめられた情報を基に、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。
(2) 広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を

行い、広報活動を実施する。
(3) 防災関係機関と連絡調整を図る。

第２　報道機関への情報提供等

調査広報班広報係は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

１　災害情報の報道依頼

災害対策各班からの災害情報の報道依頼は、調査広報班広報係で取りまとめ、報道機関に報道を依頼する。

２　災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。
【情報提供の主な項目】
(1) 災害発生の場所及び発生日時
(2) 被害状況
(3) 応急対策の状況
(4) 住民に対する避難の状況
(5) 住民に対する協力及び注意事項
(6) 支援施策に関する事項

第３　町民の各種相談窓口の設置

災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特設相談窓口を開設し、積極的な広聴相談活動を実施する。

１　特設相談窓口の開設

住民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に特設相談窓口を開設する。

２　相談内容

特設相談窓口への相談内容は、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。
(1) 土地、建物の登記に関すること。
(2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
(3) 住民税等の減免、徴収猶予等に関すること。
(4) 要配慮者対策等の福祉に関すること。
(5) 災害弔慰金等の支給に関すること。

(6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
(7) り災証明の発行に関すること。
(8) 上水道・下水道の修理に関すること。
(9) 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
(10) その他生活再建に関すること。

３　実施体制

(1) 関係各課から対応職員を派遣し、電話及び町民応対業務全般について実施する。
(2) 相談窓口の開設時には、広報紙等で住民へ周知する。
(3) 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

４　要望の処理

(1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
(2) 特設相談窓口等で聴取した要望等は、速やかに関係各部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第４　安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第３節　応援の要請・受入れ

町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに県及び他の市町並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

総務班総務係、防災班防災係、自衛隊

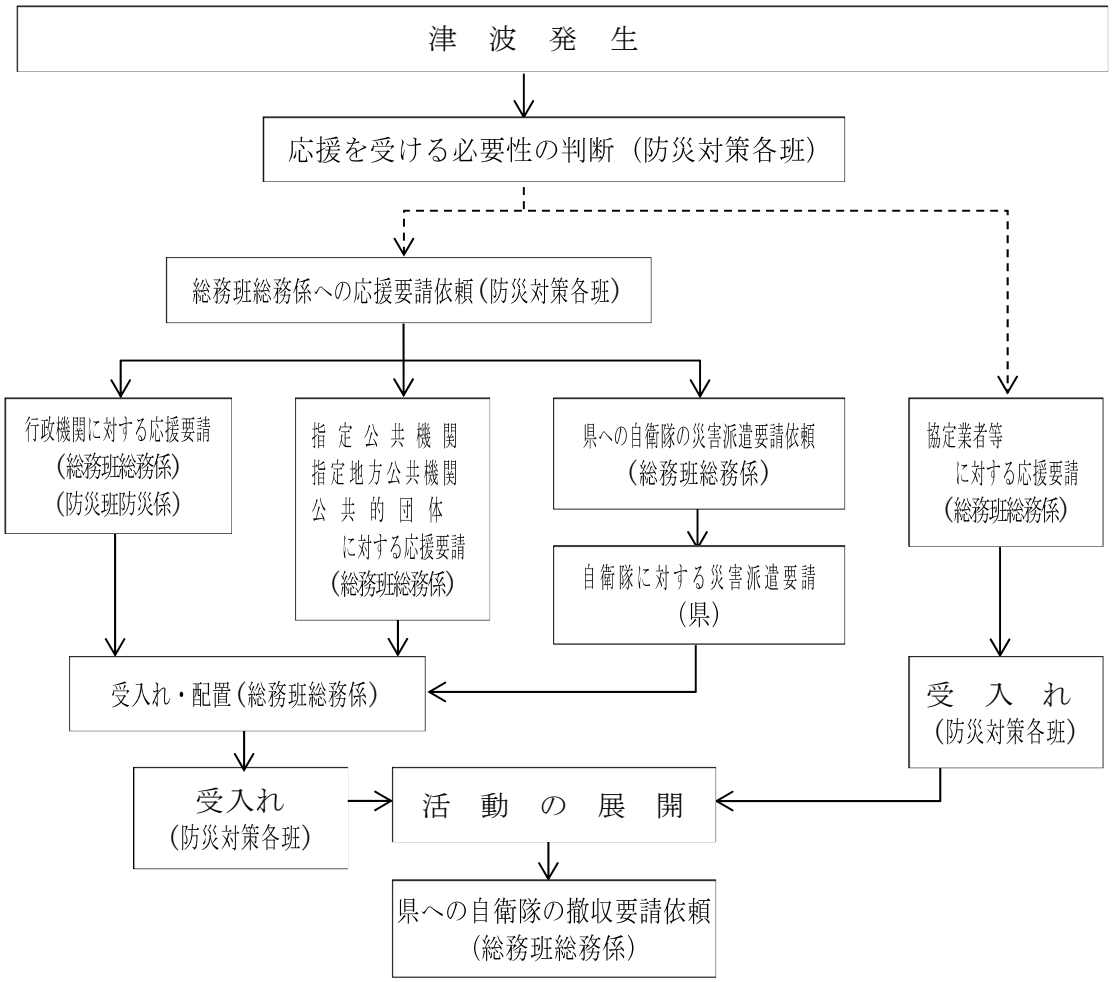

第１　行政機関等との相互応援協力

防災対策各班は、あらかじめ定めた事務分掌に基づき災害応急対策を実施するとともに、必要に応じ総務班総務係又は防災班防災係を通じて県及び他の市町に応援協力を求める。

総務班総務係は、災害が発生した場合、県への応援要請及び他の市町との相互応援・協力の窓口、防災班防災係は隣接市町との相互応援・協力の窓口となり、防災対策各班と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】

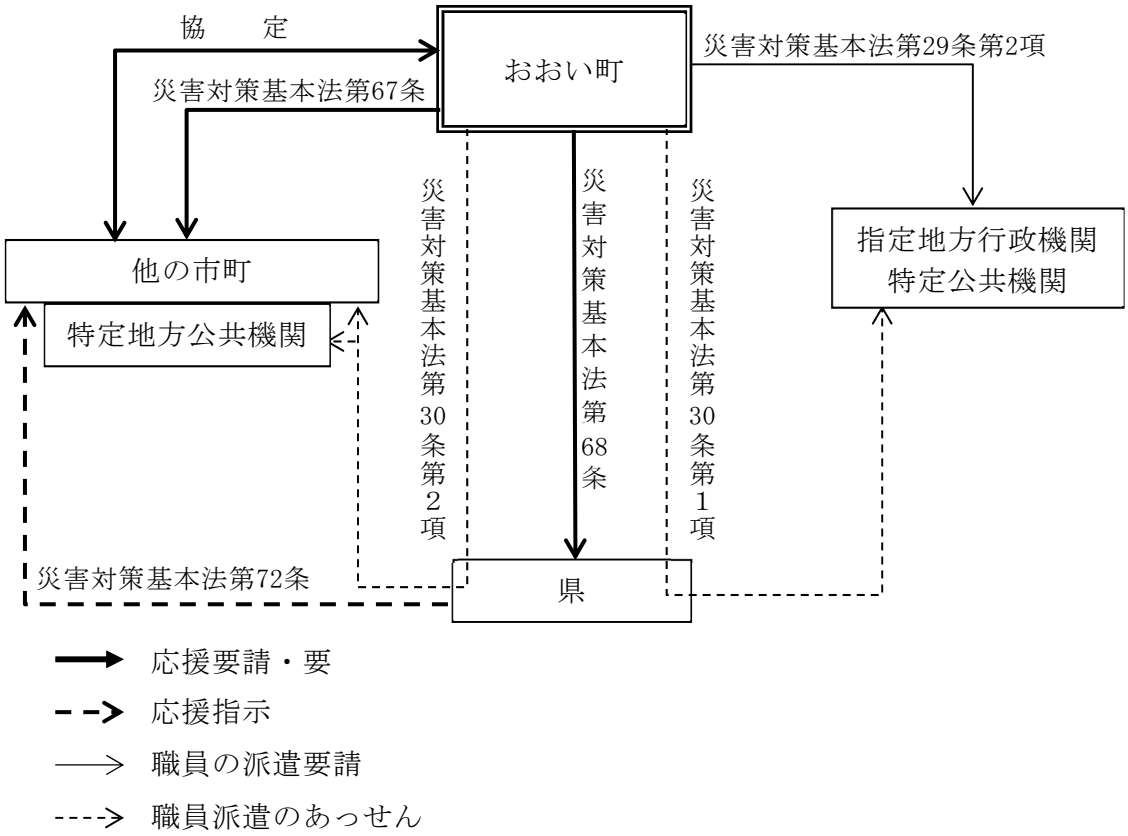

１　県への応援要請

町長は、県に対し応援を求める場合、又は指定行政機関等の応援のあっせんを県に求める場合には、知事（安全環境部危機対策・防災課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが事後において速やかに文書を提出する。

(1) 県に災害応急対策の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

・災害発生の日時及び場所
・災害の原因及び被害の状況
・適用を要請する理由
・適用を必要とする期間
・既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
・その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

・被災者の他地区への移送要請
・移送を必要とする被災者の数

・希望する移送先
・被災者を収容する期間

ウ 県への応援要請又は災害応急対策の実施の要請（法第68条）
・災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を要請する理由
・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
・応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
・応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
・その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあっせんを県に求める場合

ア 自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合
「本節 第４ 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

イ 他の市町、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあっせんを求める場合
・災害の状況及び応援のあっせんを求める理由
・応援を希望する機関名
・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
・応援を必要とする場所
・応援を必要とする活動内容
・その他必要な事項

ウ 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あっせんを求める場合（法第30条）
・派遣のあっせんを求める理由
・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
・派遣を必要とする期間
・派遣される職員の給与その他の条件
・その他参考となるべき事項

２ 他の市町への応援要請

(1) 応援の方法

地震発生時に他の市町に応援を要請する場合は、関係法令や相互応援協定等に基づき実施する。

相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町に応援を要請する。

(2) 応援の要請

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、次に示す必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には電話又はファクシミリによって応援要請を行い、事後速やかに文書で所定の手続をとる。又、要請した旨を知事に報告する。

ア 災害の状況
イ 応援を要請する理由
ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
エ 応援を必要とする活動内容

オ その他必要な事項

３　応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

(1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
(2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
(3) 診療、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
(4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
(5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
(6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
(7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
(8) 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
(9) その他応急対策活動に必要な措置

４　緊急消防援助隊の派遣要請

町長は、災害の範囲が拡大し、町域内の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

５　職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、指定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

(1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
(2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
(3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5) その他必要な事項

６　応援の受入れ

県や他市町、指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を総務班総務係又は防災班防災係が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。

又、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを直ちに離発着できるように準備する。

【災害時用臨時ヘリポート】

大飯地域	総合運動公園内多目的グラウンド 大飯オフサイトセンター 大島漁港施設用地（河村地係）
名田庄地域	名田庄中学校グラウンド

(5) 救助・救急活動拠点

町及び県は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

７　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

応援職員の受入れにあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第２　消防活動に係る応援要請

町単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

１　応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

震災による災害の拡大が著しく、町単独では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

(2) 消防庁長官の措置による応援体制

地震等の大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(3) 知事への応援要請

大規模な災害が発生し、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第24条

の２及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

２　受入れ体制

消防応援隊や緊急援助隊等（以下「応援隊」という。）の派遣が決定した場合、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
(2) 応援隊及び県との連絡職員を指名する。
(3) 消防作業実施中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、効果的に実施する。

第３　民間事業者等に対する協力要請

発生した地震規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

１　公共的団体・民間事業者等への協力要請

公共的団体、民間事業者等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

２　要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりとする。

対　　象	応 援 協 力 要 請 の 方 法
公 共 的 団 体	必要な各部から総務班総務係を通じて要請
協 定 業 者 等	防災対策各班から直接協力要請の後、総務班総務係へ報告

３　受入れ要員の宿泊場所

総務班総務係は、状況を勘案しながら受入れ要員の宿泊場所を適宜確保する。

第４　自衛隊に対する災害派遣要請

住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

派遣要請を行った場合は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

１　派遣の内容

派遣の内容は、次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握
(2) 避難の援助
(3) 遭難者等の捜索救助

(4) 水防活動の支援
(5) 道水路等の啓開
(6) 応急医療、救護及び防疫
(7) 人員及び物資の緊急輸送
(8) 消防活動の支援
(9) 危険物の保安及び除去
(10) 炊飯及び給水
(11) 救援物資の無償貸与又は譲与
(12) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

２　災害派遣要請要領

町長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を文書で行い、小浜警察署長にも通知する。ただし、そのいとまがない場合は、必要事項を電話等で要請し、事後速やかに文書で所定の手続をとる。同時に、自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

又、通信の途絶等によって、知事に派遣要請ができない場合は、その旨及び町域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の２第２項の規定に基づき、防衛大臣又は陸上自衛隊第14普通科連隊長、海上自衛隊舞鶴地方総監あるいは航空自衛隊第６航空団司令に通知する。その場合には、通知した旨を事後速やかに知事に通知する。

なお、派遣要請の決定にあたっては、県等と連絡協議し迅速に行うものとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項

３　派遣要請先

派　遣　要　請　先	電 話 番 号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口:第３科） （石川県金沢市野田町１－８）	076－241－2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773－62－2250
航空自衛隊第６航空団司令(連絡窓口：防衛部) （石川県小松市向本折町戊267）	0761－22－2101

４　自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
(3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
(4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

５　災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所は、総合運動公園内に確保する。
(2) 派遣部隊及び県との連絡職員を指名する。
(3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
(4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。
(5) 必要に応じて小浜警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
(6) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、あらかじめ定めた災害時用臨時ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。

６　撤収要請の要求

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、町長は速やかに知事に対し、自衛隊の撤収要請を要求する。

７　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した町が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

(1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
(2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
(3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第４節　消火・救助対策

地震や津波は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

又、町・県、県警察本部、敦賀海上保安部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

《実施担当》

調査広報班調査係、住民班救助係、若狭消防組合、消防団、小浜警察署、自衛隊

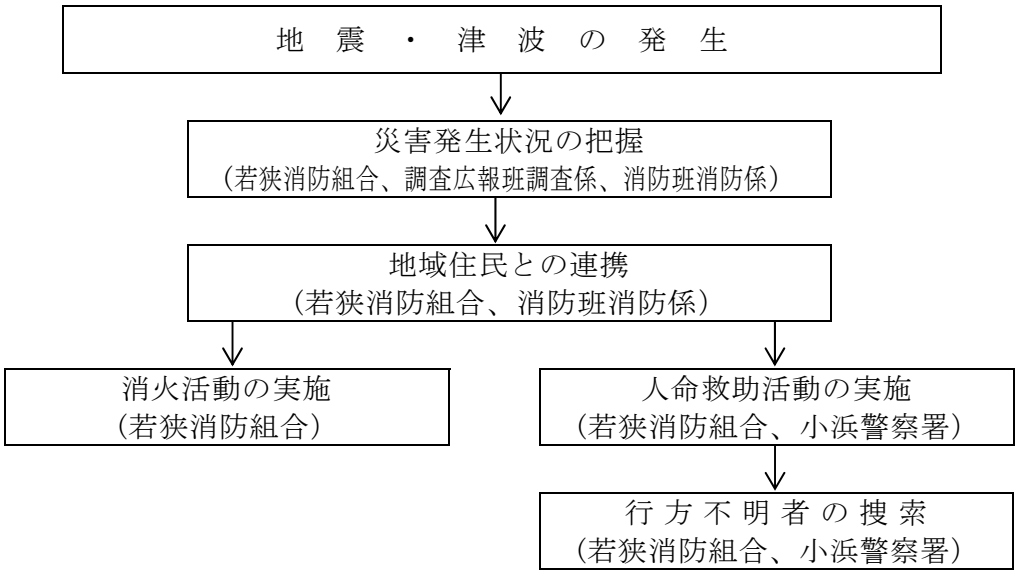

第１　災害発生状況の把握

迅速かつ的確な消火・救助対策活動を実施するため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

１　情報の収集

調査広報班調査係は消防班消防係と連携し、住民からの通報等によって、情報把握に努める。

２　県等への報告

地震等によって火災が同時多発した場合、及び多数の死傷者が発生し、若狭消防組合消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を速やかに県及び消防庁に報告する。

第２　震災時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

又、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

１　災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

２　火災防御活動の原則

ア 同時に多数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等で火災が発生した場合	他の延焼拡大の危険性が大きい火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等からの火災が既に延焼拡大した場合	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

３　火災防御活動の区分

ア 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少数隊で防御する。
イ 重点防御活動	延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防御活動	広域避難場所の安全確保のみを目的とする。

４　同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

(1) 部隊運用

ア 出動部隊数の調整

イ 活動部隊数の合理化と無線統制

ウ 消防団との連携強化

(2) 部隊の確保

ア 非常招集による緊急増強隊の編成

イ 他市町消防応援隊の要請及び活用

(3) そ の 他

ア 出動体制の迅速化

イ ホースの確保

ウ 防火水槽、自然水利等の活用

エ 広　　報

５　広域断水時火災の防御対策

(1) 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保

(2) タンク車の優先出動と活動

(3) 有効かつ的確な水利統制

(4) 機械性能の保持と積載ホースの増加

(5) 広報車等の巡回による警戒体制の確立

(6) 火気使用者に対する啓発

(7) 危険区域の重点立入検査

６　住宅密集地火災の防御対策

(1) 初動体制の確立

(2) 火災態様に応じた部隊配備

(3) 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動

(4) 延焼阻止線の設定

(5) 自主防災組織、事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

７　二次火災の防御

地震発生より数時間から数日後に発生する火災の防止措置を講じる。

第３　人命救助活動

小浜警察署と密接な連携を図るとともに、医療機関と連携して迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

１　活動の方針

(1) 小浜警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。又、必要に応じ消防相互応援協定を締結している市町に協力を要請するとともに、総務班総務係を通じて自衛隊等にも協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。又、作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 小浜警察署、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

２　活動の要領

(1) 重症・重体者の救出を優先する。
(2) 被害拡大の防止を実施する。
(3) 傷病者の救出を実施する。
(4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
(5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
(6) 死体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第４　行方不明者の捜索

関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

１　小浜警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。

２　行方不明者捜索中に死体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第５　消防団の活動

消防団員は、通常の災害にあっては町長及び若狭消防組合消防本部消防長並びに消防団長の招集により出動するが、震度５弱以上の地震発生時にあっては自発的に消防詰所に参集する。

第６　地域住民との連携

地域住民と連携して、消火・救助活動を実施する。

若狭消防組合消防本部が災害現場に到着するまでの間、地域住民が初期消火・救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

第７　相互応援

町単独では、十分に消火及び救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、県、他市町などに応援を要請する。

第８　各機関による連絡会議の設置

町、県、小浜警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

第９　惨事ストレス対策

町をはじめ、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、精神科医等の協力を得て、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第５節　応急医療対策

県及び医療関係機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。

《実施担当》

保健班医療係、小浜医師会、若狭消防組合、消防団

第１　救護活動

１　医療救護班の編成

町は、地震又は津波に伴う傷病者が集団的に発生したときは、町と小浜医師会との間において協定した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき救護班を編成する。このとき、原則として救護班は医師１名、看護師２名、班員（町職員又は赤十字奉仕団員）で１班を編成する。

なお、県等の要請により災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が派遣された場合は、協力して現場活動を行う。

２　医療救護所の設置

町は災害の状況に応じて、なごみ診療所及び名田庄診療所に医療救護所を設置する。又、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合は、町内の小学校及び中学校の保健室等に医療救護所を増設する。

３　応急救護所の設置

被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるときは、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

４　応急医療の内容

(1) 医療の対象者は、応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者を対象とする。

(2) 助産の対象者は、災害発生の日以前又は、以後７日以内に分べんした者で助産の途を失った者を対象とする。

(3) 応急医療は、医療救護班が救護所において次のように実施する。

ア 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）

イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 重症者に対する応急処置

エ 転送困難な患者に対する医療の実施

オ 助産救護

カ 死亡の確認

５　後方医療

(1) 後方医療実施機関

保健班医療係は、後方医療実施機関である公立小浜病院の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所若しくは災害発生現場から搬送されてくる重傷者の収容医療機関を確保する。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

ア 被災現場から救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。

イ 後方医療施設への搬送（一次搬送）

救護所から後方医療機関への一次搬送は、若狭消防組合消防本部が関係機関の協力を得て行う。

ウ 後方医療機関から町外・県外医療施設への搬送（二次搬送）

患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として若狭消防組合消防本部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、総務班総務係は県又は自衛隊に二次搬送を要請する。

第２　医薬品・資機材の確保

１　医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、保健班医療係は要請先へ医薬品等を供給する。又、輸血用血液の供給要請を受けた場合は、必要に応じて住民への献血を呼びかける。ただし、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合は県に供給を要請する。

２　その他資機材の確保

医療班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

(1) 飲料水、洗浄のための給水は生活環境班上下水道係に要請する。

(2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として保健班医療係で調達したもので対応する。

(3) 保健班医療係で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。

(4) 電気、電話等の通信手段は、総務班総務係を通して関西電力送配電㈱及び電気通信施設事業者に要請する。

第３　精神ケア体制の確立

心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）に対する精神ケアを図るため、必要に応じて保健師等による巡回相談を実施する。 なお、県への要請等より災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）が派遣された場合は、協力して現場活動を行う。

第６節　二次災害の防止対策

津波による建築物の倒壊などの二次災害に備え、防止対策を実施する。

《実施担当》

農林水産班農業係、建設班土木漁港係、建設班水防係

第１　道路・橋梁施設

１　被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班土木漁港係は、道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が破損等によって通行に支障をきたしている場合、当該道路の管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

２　道路交通の確保

(1) 交通規制

危険箇所を発見した場合は直ちに小浜警察署に連絡し、交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じて道路交通の確保に努める。

(2) 応急復旧

建設班土木漁港係は、被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧の措置を講じる。又、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路の管理者による応急復旧を待ついとまのない場合、必要最小限の範囲で応急措置を講じ、当該道路の管理者にその旨を報告する。

なお、町単独で道路の応急復旧が困難な場合、国土交通省小浜国道維持出張所及び県小浜土木事務所に対して応援を要請する。

第２　河川、海岸保全施設、漁港施設等

１　被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

農林水産班農業係及び建設班土木漁港係は、護岸の被害状況、水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握し、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者への通報

所管施設以外の被害や公共土木施設に障害物等を発見した場合は、当該管理者等に通報し、応急措置の実施を要請する。

２　応急復旧

農林水産班農業係及び建設班土木漁港係は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施し、所管施設以外の応急措置にも協力する。又、町単独で河川等の応急復旧が困難な場合、小浜土木事務所に対して応援を要請する。

第３　被災宅地危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害の発生を軽減･防止するため、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を町及び使用者に対して行う。

第４　各種被災建築物調査の説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第５　石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置及び石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

又、使用者が対応できず、緊急の対応が必要と判断される場合には、町及び県が周辺の立入禁止措置等を実施する。

第６　危険物施設等の応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、若狭消防組合消防本部及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

１　立入検査等

若狭消防組合消防本部及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

２　応急対策

若狭消防組合消防本部及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。又、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

第７節　水防応急対策

海岸、河川・水路又はため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

《実施担当》

農林水産班農業係、建設班土木漁港係、建設班水防係

第１　水門等の操作

水門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は門扉を閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

又、町管理の水防施設については、水位状況等から判断し、門扉の閉鎖等の措置を講じる。

第２　応急措置

地震によって堤防等が被害を受け危険と認められる場合は、必要な応急措置を講じる。

１　警戒区域の設定

水防管理者（町長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じる。

又、災害に伴う危険が解消したと認められるときは、速やかに警戒区域を解除する。

２　水防工法

建設班土木漁港係は、水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び崩れ等それぞれ異常状態に適した工法を採用し、迅速に施工する。

第３　資機材の調達

水防作業に必要な資機材は、資機材倉庫の資機材を優先的に活用するが、それでもなお不足する場合は、現地調達又は協定業者等からの調達を行う。

第８節　緊急輸送対策

救助・救急、医療活動、緊急物資の輸送を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《実施担当》

労務輸送班

第１　緊急輸送の順位

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として災害対策本部において調整する。

第１順位　住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位　災害の拡大防止のために必要な輸送
第３順位　災害応急対策のために必要な輸送
第４順位　その他の人員、物資の輸送

第２　緊急輸送の範囲

１　災害応急対策要員、情報通信、電力、上下水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な人員、物資
２　救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
３　消防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
４　後方医療機関、被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
５　食料、水等、生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
６　り災者を収容するために必要な資機材
７　二次災害防止用及び応急復旧の資機材
８　その他緊急に輸送を必要とするもの

第３　緊急輸送体制の確立

町及び各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたって、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

１　輸送力の確保

災害対策の実施にあたっては、原則として町有車両等を使用するが、必要とする車両や船舶等が不足又は輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

(1) 民間事業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の保有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。又、必要に応じて福井県トラック協会に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動にあたり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

２　輸送方法

災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1) 自動車による輸送

(2) 鉄道による輸送

(3) 船艇による輸送

災害によって陸上輸送が不可能なとき、又は海上輸送がより効果的なときは、船艇による輸送を行う。なお、町内に借上げすべき船艇がないときは、県、隣接市町に応援を要請する。

(4) 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

(5) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、又は人力による輸送が適切なときは、人夫等で人力輸送を行う。

３　燃料の確保

自動車用等の燃料の確保ができない場合、福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

４　物資集積拠点

物資の集積拠点は、次の施設から選定する。

【物資集積拠点施設】

大飯地域	総合町民福祉センター
〃	ふるさと交流センター

５　緊急通行車両の確認

災害応急対策に必要な車両は、公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度による届出を行い、事前に緊急通行車両としての指定を受けておく。又、新たな緊急通行車両は、公安委員会にその旨を申し出て確認を受ける。

６　災害時用臨時ヘリポートの確保

災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点は、その被災状況、指定避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、Ⓗ の標示及び警戒人員を準備する。

第９節　ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応を実施するとともに、二次災害防止対策又は必要な機能を確保する。

《実施担当》

生活環境班上下水道係、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱北陸総支社、ソフトバンク㈱

第１　被害状況の把握

被害状況調査及びライフラインに関わる事業者からの報告によって、被害状況を把握する。

１　生活環境班上下水道係は、地震が発生した場合、速やかに所管施設の被害状況を調査し、防災班防災係及び調査広報班調査係に報告する。被害が生じた場合は県に報告する。

２　防災班防災係及び調査広報班調査係は、震度５弱以上の地震が観測された場合には、電力供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

第２　各事業者における対応

ライフライン施設の二次災害防止又は必要な機能の確保のため、必要となる措置を講じる。又、必要に応じて、関係防災対策各班、関係機関に通報するとともに、付近住民に周知する。

１　上水道施設

生活環境班上下水道係は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

必要に応じて、若狭消防組合消防本部及び小浜警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

２　下水道施設

生活環境班上下水道係は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

必要に応じて、若狭消防組合消防本部及び小浜警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

３　電力供給施設

電力供給機関は被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給を維持する。

(1) 活動体制

ア 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部を置いて災害対策業務を遂行する。

イ 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

ウ 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は本部を通じて、他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。

(2) 応急対策

ア 危険予防措置の実施

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、感電等の二次的災害のおそれがある場合で電力供給機関が必要と認めた場合又は消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

イ 復旧資材の確保及び輸送

① 資材の調達

対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

② 資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材の置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県及び市町の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

ウ 応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

① 原子力発電所設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

③ 変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

④ 配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速確実な復旧を行う。

⑤ 通信設備

可搬型電源、移動無線等の活用により通信連絡を確保する。

エ 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、指定避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

(3) 災害時における広報活動

ア 住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電の目処、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についてのＰＲを主体とした広報活動を、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

イ 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり行う。その手段は防災無線を活用する。

(4) 代替施設設備の活用

指定避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

４　電気通信施設

西日本電信電話㈱福井支店は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

(1) 応急対策

ア 震災時の通信確保体制

災害の規模等により、災害情報連絡室及び災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制とする。

イ 初動措置

① 電源の確保

② 災害対策用無線機、移動無線車等の発動

③ 予備電源設備、移動発電装置等の発動

ウ 重要通信の確保

各種災害応急対策の実施に不可欠な重要通信を優先的に、復旧を行う。

エ 特設公衆電話の設置

災害又は大規模故障により特定の地域が全面的に通信困難となった場合には特設公衆電話を設置する。

オ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款に基づき、臨機に通信の利用制限等の措置を行う。

(2) 広報活動

災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知させる。

ア 通信途絶、利用制限の理由及び内容

イ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期

ウ 通信利用者に協力を要請する事項

エ その他、必要な事項

(3) 復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を実施する。

第１０節　交通の安全確保

鉄軌道、道路の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

《実施担当》

小浜警察署、西日本旅客鉄道㈱、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路㈱、乗合旅客自動車運送事業者

第１　被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を県及び町に報告する。

第２　各施設管理者における対応

１　鉄軌道施設

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

ア 活動体制

① 対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に支社対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

② 社員の動員

社員は、緊急時の連絡体制及び招集計画表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

イ 災害時の初動措置

① 旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。現地対策本部長及び駅長は、地震被害の状況を考慮して旅客及び公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての周知に努める。

② 避難誘導

駅長及び乗務員は、列車又は線路構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令又は近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。現地対策本部長及び駅長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老人、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

③ 救護措置

現地対策本部長及び駅長は、被害の状況により救護所を開設し、関係防災機関及び隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

ウ 関係施設の応急復旧

支社と社員及び外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食料その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

エ 震度による運転規制

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次により列車防護を行う。

① 震度80ガル以上の取扱い

全列車を一旦停止させ、全線地上巡回による点検。

（但し、気象庁発表震度が４以下と判明した場合、各担当箇所打ち合わせのうえ、15km/h 以下で最寄り駅まで運転することができる。）

地上巡回による点検で、線路に異常は無く列車走行は可能と確認できた場合は、諸列車は30km/h以下で運転。

② 震度40ガル以上～80ガル未満の取扱い

(ｱ) 要注意箇所がない場合

a 初列車は速度15km/h以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回。

b 次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度45km/h以下で運転。

c 前項ｂで乗務員からの線路に異常が無い旨の報告を受けその後の列車は所定速度での運転となる。

(ｲ) 要注意箇所がある場合

a 初列車は速度15km/h以下で運転、これによれない場合は工務社員による地上巡回。

b 次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け速度45km/h以下で運転。

c 前項ｂで乗務員からの線路に異常が無い旨の報告及び要注意箇所のスポット地上巡回で異常の無いことを確認しその後の列車は所定速度での運転となる。

③ 震度40ガル未満の取扱い

規制はなし

※ なお、要注意箇所とは、次の箇所をいう。

1 過去に地震に起因して変状が生じた構造物

2 耐震評価上の弱点となる構造物等

3 降雨、増水により運転規制を実施している箇所

２ 道路施設

(1) 通行禁止又は制限の実施

あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。とくに、大飯地域と名田庄地域を結ぶ主要地方道坂本高浜線は、人員・物資輸送において重要な道路であるため、幅員の狭小な区間については、誘導員を配置して通行規制、交互通行などの対策を実施する。なお、誘導員の配置は県及び小浜警察署の協力を得て行う。

(2) 負傷者への対応

負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動の要請を行う。

(3) 交通混乱の防止

交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(4) 災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

(5) 一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

イ 点検措置の実施

大地震の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

ウ 応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没及び亀裂、構造物と取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

エ 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

緊急のため、そのいとまがない場合は通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

オ 交通止め等緊急処置

所管する道路の陥没及び亀裂等、地震による災害が発生した場合、所轄の警察署、消防署等の協力を求め、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講ずる。

３　乗合バス事業者

(1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

(2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

(3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて若狭消防組合消防本部、小浜警察署に通報し、出動を要請する。

第３章　応急復旧期の活動

第１節　災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法に基づく救助を実施するため、同法を適用する。

《実施担当》

総務班総務係、住民班救助係、関係各班

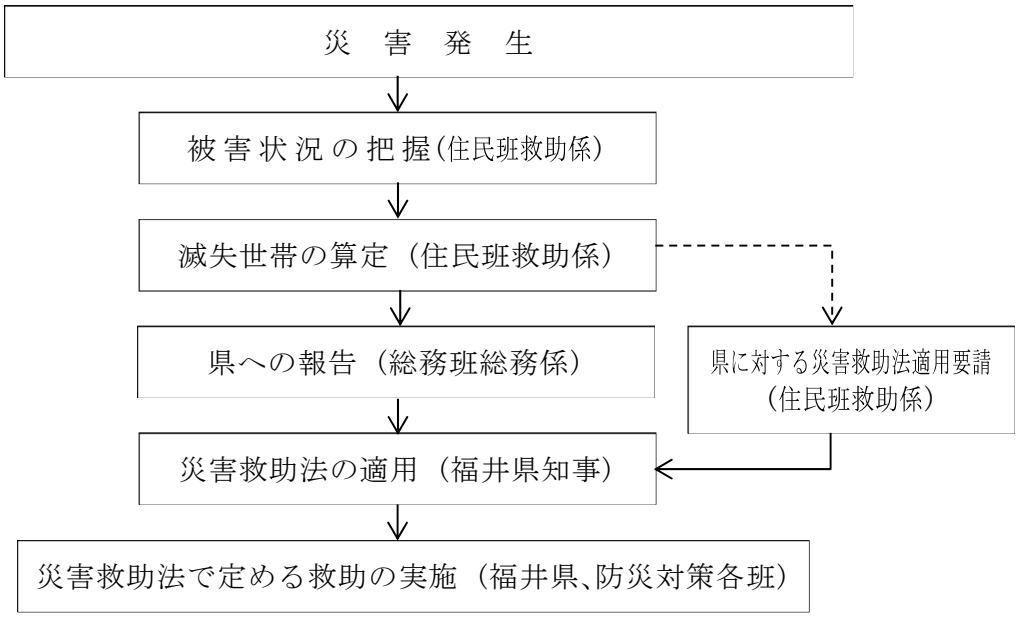

第１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条第１項の各号に規定するところによる。又、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が40世帯以上であるとき。

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が20世帯以上であるとき。

(3) 県全体の住家が滅失した世帯数が5,000世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第２　滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。
(1) 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、１世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
(2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

第３　適用手続

町長は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想されるときは、直ちに知事あてに被害の状況を報告する。知事は、町長からの情報提供を受け、災害救助法適用の適否について判断、決定する。

第４　救助の種類及び実施期間

救　助　の　種　類	実施者※	実　施　期　間	備　考
指定避難所の設置	おおい町	7　日	
災害にかかった者の救出	おおい町	3　日	
炊き出しその他による食品の給与	おおい町	7　日	
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	おおい町	10　日	
飲料水の供給	おおい町	7　日	
応急仮設住宅の供与	福井県	20日以内着工	
災害にかかった住宅の応急修理	おおい町	１ヶ月以内完成	
医療及び助産	福井県	14日及び７日	
死体の捜索、処理、埋火葬	おおい町	10　日	
障害物の除去	おおい町	10　日	
学用品の給与	おおい町	教 科 書：１ヶ月以内 文房具等： 15日以内	
応急救助のための輸送	おおい町	救助種目ごとの救助期間中	
応急救助のための賃金職員雇上げ	おおい町	救助種目ごとの救助期間中	

※「実施者」は、県から町への事務委任後の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性に応じて県と町が調整する。

第２節　指定避難所の開設・管理

津波による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容するため、指定避難所を開設する。

《実施担当》

防災班防災係、住民班救助係

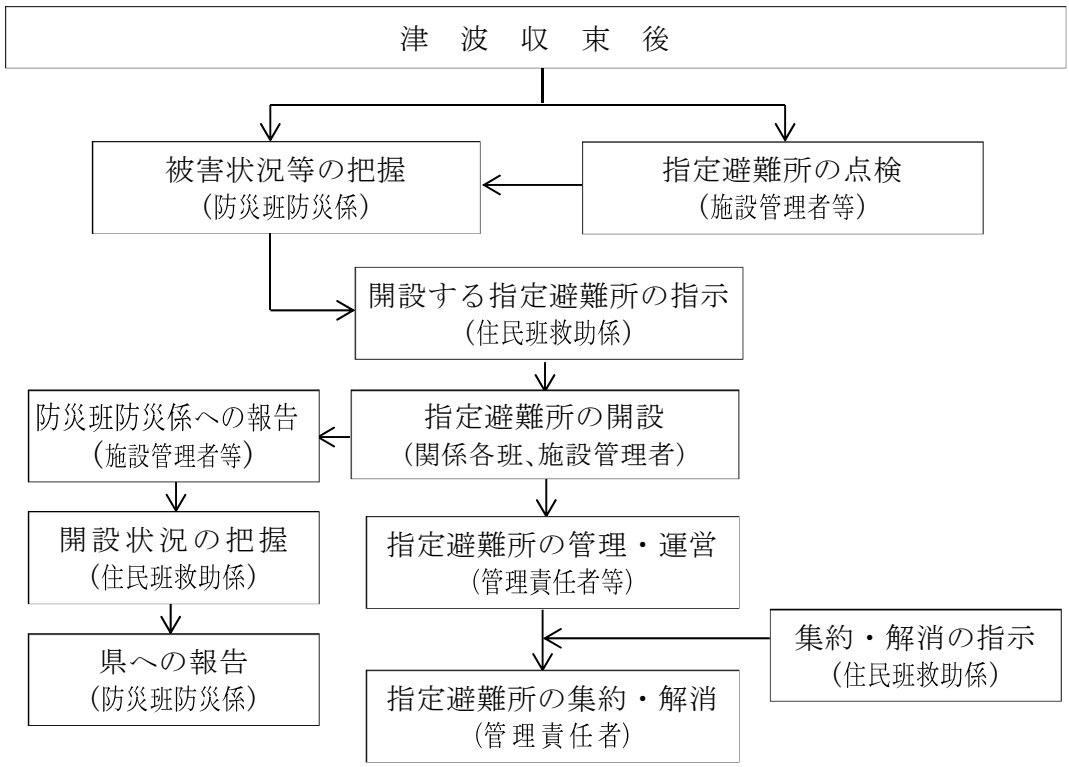

第１　指定避難所の開設

災害の規模に鑑み、避難収容が必要な場合は、必要な避難所を、可能な限り当初から、速やかに指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じて速やかに指定避難所を開設する。

１　避難収容の対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

イ 現に災害を受けた者であること

(2) その他避難が必要と認められる場合

※避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

２　指定避難所の開設方法

住民班救助係は、被害状況及び今後の余震や津波被害の危険性を考慮しつつ、開設可能な指定避難所を判断し、指定避難所となる施設管理者に対して開設を指示する。

指定避難所開設の指示を受けた施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ安全確認後指定避難所を開設する。

３　臨時の避難所

(1) 指定避難所だけでは不足する場合

指定避難所だけでは避難者の収容が困難な場合は、国や独立行政法人が所有する研修施設など他の公共及びホテル・旅館等の民間の施設管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請するほか、屋外避難所の設置、県への要請などにより可能な限り多くの必要な施設の確保に努めるとともに、開設した避難所については、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。又、要配慮者のため、被災地域外の地域にある者も含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

特に、感染症が流行している状況下において指定避難所を開設する場合には、必要となる収容規模や、「３密（密閉・密集・密接)」状況等を考慮し、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの指定避難所を開設するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

(2) 指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に指定避難所に避難するよう指示する。ただし、指定避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで臨時の避難所として開設する。

(3) 臨時避難所の開設

ア 町有施設以外の指定避難所や臨時避難所を開設する場合は、住民班救助係から職員を派遣する。

イ 開設後は、指定避難所と同等に扱う。

４　県への報告等

町長は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所を開設したとき下記事項を知事に報告するほか、小浜警察署等に通報する。

(1) 指定避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込み

５　避難者収容状況の周知

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第２　災害救助法を適用した場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が次により実施するものとする。

(1) 収容期間７日以内

(2) 避難所開設費用の算定基礎知事が定める額

(3) 避難所物資確保基準

ア 町において必要な資材を確保する。

イ 資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。

(4) 避難所開設状況連絡

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

第３　指定避難所の管理・運営

自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の協力を得て、指定避難所を管理する。

又、指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって指定避難所の運営が行われるよう支援する。

１　管理責任者

(1) 運営管理責任者の配置

指定避難所には、運営管理責任者及びその他職員を配置する。運営管理責任者は原則として住民班救助係の人員があたるものとし、災害対策本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次災害を防止するため指定避難所の安全管理に万全を期するものとする。

又、施設の管理者は、指定避難所の運営管理に協力しなければならない。

なお、指定避難所に係る記録･報告書の作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(2) 運営管理責任者の役割

運営管理責任者は、指定避難所を開設したときは、施設の管理者と施設利用について緊密な連絡を行うとともに次の事項による業務又は記録をし、災害対策本部長に報告しなければならない。

ア 一般的事務
① 避難者の受付
② 避難者に対する情報の伝達
③ 救護所の設置場所の選定
④ 指定避難所に配布された食料等物資の管理
⑤ 給食時間の調整
⑥ 救助食料等の配布
⑦ 指定避難所の衛生管理

イ 記録に関すること
① 職員の指定避難所勤務状況の記入
② 日誌の記入
③ 物品の受け払い簿の記入
④ 避難者名簿の調整

ウ 報告に関すること
① 指定避難所の開設及び閉鎖日時の報告
② 避難状況の報告
③ 給食済み、見込み人員の報告
④ その他必要な状況

２　運営主体

自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織は、自主的な活動によって指定避難所を運営する。

３　一般ボランティアの役割

一般ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、指定避難所の運営を補助する。

４　指定避難所の管理

(1) 避難者収容記録簿の作成

管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。

(2) 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、指定避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資について住民班救助係に調達を要請する。

又、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度避難所物品受払簿に記入のうえ、住民組織、一般ボランティア等の協力を得て配布する。

(3) 指定避難所の運営に関する留意事項

避難所生活では指定避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、町は、指定避難所の運営を自治組織と連携するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

又、町は、指定避難所の運営に関し役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

又、保健衛生面はもとより、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。

町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、指定避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト

等の必要な措置を講じるよう努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生・拡大がみられる場合は、関連各課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、すこやか健康課は、防災安全課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

５　要配慮者等への配慮

(1) 管理責任者は、指定避難所を開設した場合、自主防災組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉避難所等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする。

(2) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等について住民班救助係に調達を要請するほか、指定避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

(3) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

(4) 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について住民班救助係と協議する。

(5) 本人の意思を尊重したうえ、必要に応じて高齢者福祉施設、福祉避難所、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう住民班救助係と協議する。

(6) 災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、ボランティアの協力等により心のケアを行う。

６　被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

又、避難者が指定避難所に動物を同行避難した場合は、避難者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

７　その他

混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を掲示する。

第４　指定避難所の集約及び解消

施設本来の機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、指定避難所の集約及び解消を図る。

１　防災班防災係から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。

２　管理責任者は、指定避難所を閉鎖した旨を防災班防災係及び施設管理者（学校長等）に報告する。

第３節　緊急物資の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食料及び生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

《実施担当》

総務班総務係、防災班防災係、住民班救助係、生活環境班上下水道係、労務輸送班協力係

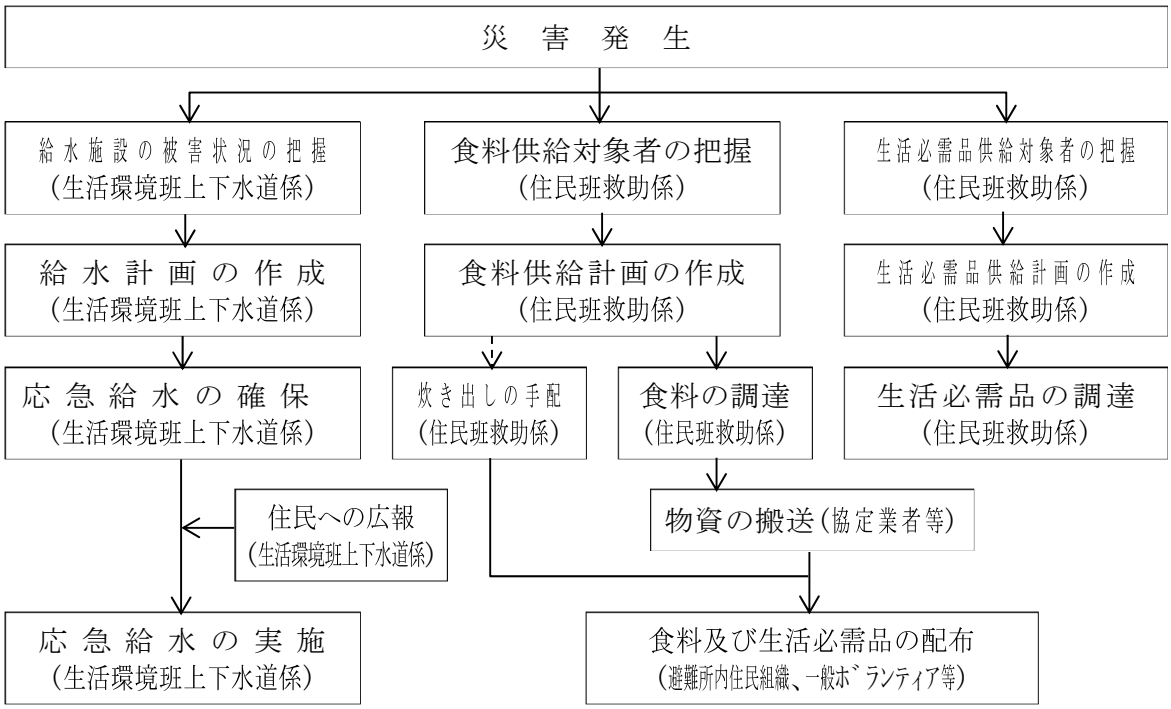

第１　給水活動

飲料水供給の直接責任者は町とする。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なとき、県及び他の市町に対して「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

１　災害発生直後の応急給水

生活環境班上下水道係は、災害発生後、早期に応急給水を実施するにあたり、次のことに努める。

(1) 情報の収集

津波災害発生直後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

町単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合、総務班総務係又は防災班防災係を通じて県、他の市町等に支援を要請する。

２　応急給水のシステム

生活環境班上下水道係は応急給水を実施する。

(1) 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者一人あたり１日３リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

① 配水本管及び支管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と、給水車による運搬給水を実施する。

② 各戸への給水仮管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

③ 各給水拠点等の水質検査（残留塩素、濁度、ＰＨ値など）を実施する。

(2) 応急給水実施の優先順位

医療施設など緊急に水を要する施設や要配慮者利用施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 給水拠点の確保

ア 給水拠点

災害発生後、しばらくの間は浄水場、配水場で行い、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄水場、配水場が被災した場合は、給水車を給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

生活環境班上下水道係は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実情に応じた方法によって行う。

又、既設井戸の所有者に呼びかけ生活用水の確保を図り、若狭健康福祉センター等の協力により水質検査を行う。

(5) パック水等の配布

(6) 給水用資機材の調達

３　住民への広報

生活環境班上下水道係は、住民の不安を和らげるため、給水時間や場所、断水の解消見込み等の情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

第２　食料の供給

ボランティア及び自治会等の協力により必要な食料の把握を行い、県、協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

１　食料供給の対象者

(1) 指定避難所に収容された者
(2) ライフラインの遮断等によって調理ができない者
(3) 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
(4) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

２　供給する食料の内容

供給する食料は、災害発生直後はアルファ化米等の備蓄食料とし、その後弁当を基本とする。

３　供給方法

(1) 住民班救助係は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握し、供給計画を作成し、備蓄食料や協定業者等からの調達によって確保し供給する。
(2) 指定避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。
(3) 町及び若狭健康福祉センターは、指定避難所等における適切な食事の提供及び栄養管理に関して必要な助言及びその他の支援を行う。
ア 食料調達に関する業務を担当している各課と連携して、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

４　食料の調達・搬送

住民班救助係及び労務輸送班協力係は、関係各部との密接な連携のもと、食料の調達・搬送を実施する。

(1) 食料の調達

ア 備蓄食料

備蓄場所から搬出して指定避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

① 協定業者から調達する。

② 流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

③ 町において食料の調達が困難な場合は、知事に要請する。

(2) 食料の搬送

調達食料については、原則として協定業者等によって指定避難所等への直接搬送を行う。

５　炊き出し

食料の供給ができない場合、住民班救助係が炊き出しの手配を行う。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、指定避難所内の自治組織、地域各種団体、自衛隊等が実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、関係部との調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所の調理室等を利用して実施する。

なお、調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない指定避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

(3) 炊き出し用燃料の調達

施設内のガス設備が被害を受け使用することが困難な場合、液化石油ガス事業者にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

(4) 食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、適宜、若狭健康福祉センターの指導、指示により常に管理を徹底するとともに、調理器具や施設についても消毒を行うなど衛生管理に十分注意する。

第３　生活必需品の供給

指定避難所等からの報告及びボランティア及び自治会等の協力により、必要品目及び必要数量を把握し、県、協定業者等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

なお、生活必需品の供給にあたっては、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

１　生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

２　供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

(1) 被服、寝具及び身のまわり品
(2) タオル、石鹸等の日用品
(3) ほ乳瓶
(4) 衛生用品
(5) 炊事道具、食器類
(6) 光熱用品
(7) 医薬品等
(8) 介護機器、補装具、日常生活用具等

３　供給方法

(1) 生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
(2) 供給計画に基づき、備蓄品や協定業者等からの調達によって確保し供給する。
(3) 指定避難所等での配布については、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等が実施する。

４　生活必需品の調達・搬送

住民班救助係は、関係各班との密接な連携のもと、生活必需品の調達・搬送を実施する。

(1) 生活必需品の調達

ア 備蓄品

備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して指定避難所等へ搬送する。

イ 調達品

① 協定業者から調達する。
② 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。
③ 町において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に要請する。
④ 他の市町、日本赤十字社福井県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

(2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として協定業者等によって指定避難所等への直接搬送を行う。

第４節　保健衛生活動

感染症の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《実施担当》

生活環境班生活環境係、保健班医療係、小浜医師会

第１　防疫活動

被災地域の衛生状態を保持するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県と緊密な連携をとりながら、患者等の人権に配慮し、防疫活動を実施する。

又、生活環境班生活環境係は、防疫及び保健衛生活動を実施する。なお、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫及び保健衛生措置を講じる。

１　消毒措置の実施（感染症法第27条）

生活環境班生活環境係は、県の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を行う。

２　ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

生活環境班生活環境係は、県の指導、指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

３　臨時予防接種の実施（予防接種法第６条）

保健班医療係は、県の指示により、被災地域における感染症の未然防止又は拡大防止のため必要がある場合、県と緊密な連携のもと、小浜医師会の協力を得て、種類、対象及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。

４　防疫調査・健康診断

県は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。保健班医療係は、県、小浜医師会等の協力を得て、被災地・指定避難所等での防疫調査、健康診断を実施する。

県は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者に対して入院の勧告等を行う。保健班医療係は、この実施に際して協力する。

５　指定避難所等の防疫指導

保健班医療係は、県の指導、指示のもとに、指定避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に務める。なお、指定避難所等に消毒薬等を常備するよう努める。

６　衛生教育及び広報活動

保健班医療係は、被災地及び指定避難所等における衛生教育及び広報活動を、適宜、県の指導、指示を受け、実施する。

７　薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

８　その他

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、県の指示を受けて必要な措置を行う。

９　報　　告

保健班医療係は、県に被害状況、防疫活動状況及び災害防疫所要見込額を報告する。

10　災害防疫完了後の措置

保健班医療係は、災害防疫活動を終了した場合、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務班総務係から県に提出する。

※一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱
二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）、鳥インフルエンザ
三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第２　食品衛生管理

生活環境班生活環境係は、県の活動に協力し、次のことについて衛生管理の徹底を推進する。又、県と緊密な連携をとりながら、食中毒防止の啓発等に努めるなど発生防止に万全を期する。

なお、食中毒が発生した場合は、県が行う所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

ア 救援食品の衛生的取扱い
イ 食品の保有方法、消費期限等の遵守
ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
エ 手洗い・消毒の励行
オ 食器、器具の消毒

第３　被災者の健康維持活動

保健班医療係は、県と協力して、被災者の健康状態及び栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を行う。又、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。

１　健康相談等

保健班医療係は、県と連携して災害発生時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

(1) 巡回健康相談等

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、指定避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育等を実施する。又、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

さらに、必要に応じて小浜医師会の協力のもと、健康診断及び歯科検診を実施する。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、指定避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

(3) 要配慮者への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

２　心の健康相談等

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第５節　福祉活動

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《実施担当》

住民班救助係、福祉班要配慮者支援係、保健班医療係

第１　避難行動要支援者等の被災状況の把握

避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握並びに被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

１　避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 福祉班要配慮者支援係は、民生委員児童委員、地域住民、社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅の避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

又、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見及び保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

２　福祉ニーズの把握

福祉班要配慮者支援係は、福祉関係法人やボランティアセンターと協力し、被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの把握に努める。

第２　被災した要配慮者への支援活動

被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

１　在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 福祉班要配慮者支援係は、被災した要配慮者に対し、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 福祉班要配慮者支援係は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

(3) 保健班医療係は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害等に対応

するため、心のケア対策に努める。

２　避難行動要支援者の施設への緊急入所

福祉班要配慮者支援係は、居宅、指定避難所等では生活ができない避難行動要支援者については、本人及び家族の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

３　情報提供

住民班救助係及び福祉班要配慮者支援係は、関係団体や一般ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第６節　社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《実施担当》

住民班救助係、農林水産班、小浜警察署、自治会、自主防災組織

第１　住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第２　警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

１　小浜警察署は、被災地域を中心として公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

２　自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第３　物価の安定及び物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、県と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

１　物価の把握

(1) 物価把握

農林水産班は、住民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 県への要請

農林水産班は、県に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

２　消費者情報の提供

農林水産班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

３　生活必需品等の確保

住民班救助係は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第７節　ライフラインの応急対策

被害を受けたライフライン施設について、速やかに応急復旧を行い、必要な機能を確保する。

《実施担当》

生活環境班上下水道係、調査広報班広報係、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱北陸総支社、ソフトバンク㈱

第１　上水道施設

上水道施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

１　活動体制

生活環境班上下水道係は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班総務係又は防災班防災係を通じ、県、他の市町等に応援を要請する。又、町域で震度５弱以上の地震が発生し、町独自ではすべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、県に支援を要請する。

２　応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

生活環境班上下水道係は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

生活環境班上下水道係は、医療施設、社会福祉施設等への給水を優先し、断水区域を少なくするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

３　広　　報

生活環境班上下水道係は、調査広報班広報係に上水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

又、調査広報班広報係と連携のうえ、住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに節水に努めるよう広報する。

第２　下水道施設

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

１　活動体制

生活環境班上下水道係は、応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班総務係又は防災班防災係を通じ、県、他の市町等に応援を要請する。

２　応急復旧対策

(1) 資機材等の確保

生活環境班上下水道係は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 応急復旧

生活環境班上下水道係は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

３　広　　報

生活環境班上下水道係は、調査広報班広報係に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を報告する。

又、調査広報班広報係と連携のうえ、住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに、生活水の節水に努めるよう広報する。

第３　電力供給施設

電力供給施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

１　応急供給及び復旧

(1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
(2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
(3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
(4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
(5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

２　広報

(1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第４　電気通信施設

電気通信施設に被害が生じた場合、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急措置を講じるとともに、応急復旧を実施する。

１　設備の応急復旧

(1) 災害救助法が適用された場合等には、指定緊急避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

(4) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

２　広報

(1) 西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ北陸、ＫＤＤＩ㈱北陸総支社、ソフトバンク㈱は、防災班防災係に電気通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

(2) 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、住民に対し通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第８節　交通の機能確保

被害を受けた鉄軌道施設及び道路について、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《実施担当》

建設班土木漁港係、調査広報班広報係、西日本旅客鉄道㈱、小浜国道維持出張所、小浜土木事務所、西日本高速道路㈱

第１　鉄軌道施設の応急復旧

鉄軌道施設に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

１　活動体制

西日本旅客鉄道㈱は、地震が発生した場合、被害を少なくし、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて西日本旅客鉄道㈱の社内に災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

２　応急復旧対策

西日本旅客鉄道㈱は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

又、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

３　広　　報

西日本旅客鉄道㈱は、調査広報班広報係に鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

又、報道機関等を通じ住民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第２　道路の応急復旧等

道路に被害が生じた場合、交通機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

１　活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次補修を行う。

(1) 道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

(2) 応急復旧工事

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を実施する。被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

(3) 道路上の障害物の除去

建設班土木漁港係は所管道路管理者と協力して、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

建設班土木漁港係及び防災班防災係並びに国（小浜国道維持出張所）、県（小浜土木事務所）、小浜警察署は、災害発生時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

(5) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣

国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して町などが行う活動に対する支援を実施する。

２　広報

建設班土木漁港係は、調査広報班広報係に緊急交通路・交通規制対象路線等の情報を報告する。

又、調査広報班広報係は、報道機関等を通じ、住民に対して被害状況、復旧状況、今後の見通し等についての広報活動に努める。

第９節　建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。

応急仮設住宅等への入居の際には、要配慮者を優先する。

《実施担当》

農林水産班農業係、建設班土木漁港係

第１　住家等被災判定の実施

全壊や全焼といった住家等の被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

１　判定会議

(1) 役割

農林水産班農業係は、建設班土木漁港班の協力を得て判定会議を招集し、判定会議において調査要員の動員体制及び調査方法並びに判定の方針を定める。

(2) 構成員

農林水産班農業係、建設班土木漁港班のうち指名された者

２　現地調査の実施

(1) 第一次調査

被災地域を対象として、災害現場担当部と協力のうえ、外観目視によって調査・判定する。

(2) 第二次調査

第一次調査が物理的に不可能及び第一次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査を実施する。

３　調査方法

(1) 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行うことを広報し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

(2) 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

４　被害程度の認定基準

住家等被害の認定統一基準は、次のとおりである。

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準（H13.6.28　内閣府政策統括官通知）
住　家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の 全　壊 全　焼 流　失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしく流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の 大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
住家の 半　壊 半　焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

（注１）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
（注２）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
（注３）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第２　住居障害物の除去

がけ崩れ等によって、居室、炊事場等に侵入した障害物を除去し、居住者の生活に支障をきたさないようにする。

災害救助法適用による住居障害物の除去は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

１　除去の対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ、自らの資力をもってしては除去できない者。

２　除去作業

(1) 建設班土木漁港係は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。

(2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

３　応援要請

協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、総務班総務係を通じ県へ要請する。

第３　被災住宅の応急修理

災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

１　応急修理の対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、住家が半壊し、そのままでは当面の日常生活ができない者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

２　修理の範囲

住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分とする。

３　修理方法

県のあっせんする建設業者によって、応急修理を実施する。

４　修理の期間

応急修理の期間は、原則として災害発生の日から１ヶ月以内とする。

第４　被災家屋の解体

被災者の経済的負担の軽減を図るため、県を通じて国に対する特別の措置を要請する。

第５　応急仮設住宅の供与

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与は、知事が実施するが、知事の委任を受けた場合は、町長が実施する。

応急仮設住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的

な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

１　入居対象者

災害救助法第２条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、居住する住家がない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

２　応急仮設住宅建設用地

建設班土木漁港係は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から応急仮設住宅建設用地を決定する。

なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

３　供与方法

建設班土木漁港係は、県のあっせんする建設業者によって、応急仮設住宅を建設し、供与する。

４　供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、原則として完成の日から２年以内とする。

５　応急仮設住宅の管理

町長は、県から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、集会施設等生活環境の整備によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとする。コミュニティの運営には、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

６　その他

(1) 県と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
(2) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第６　公営住宅等の一時使用

建設班土木漁港係は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第７　町が管理する施設の応急対策

町管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検及び調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

１　応急措置の可能なもの

(1) 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。

(2) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。

(3) 電気・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、防災班防災係を通じて関係機関と連絡をとり、実施する。

２　応急措置の不可能なもの

(1) 二次災害の防止措置を重点的に講じる。

(2) 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第８　住宅に関する相談窓口の設置等

１　住宅相談窓口の設置

応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

２　家賃状況の把握等

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第９　空き家対策

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第１０節　応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

《実施担当》

学校教育班、社会教育班、住民班救助係、保健班医療係、町教育委員会

第１　校園の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校園舎の確保など必要な措置をとる。

１　災害による被害の軽易な復旧は、当該校園長に委任する。

２　授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。

３　被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等を建設する。

４　上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

(1) 隣接校等との協議及び調整を行い、教室を確保する。

(2) 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第２　応急教育の実施

教員を確保のうえ、校園の被害状況及び応急復旧状況に応じて、応急教育を実施する。

１　応急教育の区分

(1) 学校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、県教育委員会若しくは町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が指定避難所として利用されている場合の町との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 学校教育班学校教育係及び住民班救助係は災害によって施設が損傷、若しくは指定避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分に従って応急教育を実施する。

ア 臨時休校園

イ 短縮授業
ウ 二部授業
エ 分散授業
オ 複式授業
カ 上記の併用授業

２　応急教育実施の場所

町は、学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

３　転校手続き等の弾力的運用

町教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

４　教員の確保

教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

(1) 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
(2) 保育園については、臨時講師を任用する。
(3) 小中学校については、県教育委員会と協議する。

第３　学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

１　給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
２　感染症の発生が予想される場合
３　給食物資が入手困難な場合
４　その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第４　学用品等の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、学用品等の支給を、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

１　教科書及び教材
２　文房具
３　通学用品

第５　園児・児童・生徒の健康管理等

被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリング及び電話相談を実施する。

学校教育班学校教育係及び保健班医療係は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、県教育委員会、子ども家庭センター等の専門機関等との連携のもと、必要に応じて臨時の健康診断、カウンセリング及び電話相談を実施する。

第６　社会教育施設等の管理及び応急対策

人命の安全確保と施設の管理に努める。

１　施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

２　施設利用者の来館時にあっては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

３　施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

第７　文化財対策

文化財保護条例等で指定されている文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

１　社会教育班社会教育係は、災害発生後、直ちに町内の文化財の被害について調査する。

２　社会教育班社会教育係は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

３　文化財の被害状況調査の結果については、県教育委員会に報告する。

第１１節　死体の収容・処理及び火葬（埋葬）

災害時において死亡していると推定される者の捜索を実施し、死体を発見した場合は必要な措置を講じるとともに、必要に応じて死体の処理及び火葬（埋葬）を実施する。

《実施担当》

住民班救助係、小浜警察署

第１　死体の捜索

１　実施責任者

死体の捜索は、町が捜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借り上げて実施する。ただし、町において捜索の実施が困難な場合には、小浜警察署等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が死体の捜索を行う。

２　捜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情からすでに死亡していると推定される者。

３　応援要請など

町が被災、その他の事情により捜索の実施が困難なとき、又は死体が流失等により他市町に漂着していると考えられるときは次の事項を明示し、県に捜索の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町又は死体漂着が予想される市町長に直接捜索の応援を要請する。

なお、死体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合は、町は県に他機関（小浜海上保安署、自衛隊など）の応援要請を行う。

(1) 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
(2) 死体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等
(3) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
(4) その他必要な事項

４　捜索期間及び費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から10日以内を捜索期間とするが、期間の延長が必要なとき、最小限において知事の承認を得て延長する。又、費用の範囲は次の事項とする。

(1) 借上費
(2) 修繕費
(3) 燃料費

第２　死体の処理

１　実施責任者

死体を発見した時は、町長は速やかに小浜警察署（海上にあっては、小浜海上保安署）に連絡し、警察又は海上保安署による検視又は調査を行うため、体育館・寺院等の借上げ、又は寺院・学校等の敷地内に死体を収容する施設を仮設する等して死体安置所を設ける。死体の処理は検視又は調査の終了後に行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長が死体の処理を行う。

２　死体の処理内容

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、死体の処理を行うことができない場合、町は次の内容で死体の処理を行う。

(1) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の死体の処理に係る資機材及び搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材及び搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 死体の処理

死体の処理は、警察又は海上保安署が行う検視又は調査の終了後に、保健班医療係又は小浜医師会等の協力を得て実施する。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のため、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

イ 死体の一時保存

死体の身元確認に相当の期間を要する場合、又は死体が多数のため短期間に埋火葬できない場合は、死体安置所（寺院等の利用、又は寺院、学校等の敷地内に仮設）で死体の一次保存を行う。

ウ 検案

死体の死因その他について、警察又は海上保安署が行う検視又は調査実施時に、これに立ち会った保健班医療係の医師が検案を行い、必要に応じ医学的検査を実施する。

なお、保健班医療係の医師による検案ができない場合は、日本赤十字社福井県支部又は小浜医師会等に協力を要請する。

３　処理期間及び費用の範囲

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内に死体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、死体の処理に関する費用は、検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び死体の一時保存のための費用とする。

第３　死体の火葬（埋葬）

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず火葬（埋葬）を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合、及び身元不明の死体について、町は次の方法により死体の応急的な火葬（埋葬）を行う。

なお、町は死体の火葬（埋葬）の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

１　火葬（埋葬）の実施及び留意点

死体は、町長が直接埋火葬に付し、棺、骨つぼを遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとし、火葬（埋葬）の実施にあたっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後火葬（埋葬）する。

(2) 身元不明の死体は、小浜警察署その他関係機関の協力を得て身元確認調査を行い、火葬（埋葬）する。

(3) 被災地以外に漂着した死体で、その身元が判明しない者は行旅死亡人として取り扱う。

(4) 外国人の火葬（埋葬）を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

２　火葬（埋葬）の内容

(1) 火葬（埋葬）を行う対象

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため遺族において火葬（埋葬）を行うことが困難な場合

(2) 火葬（埋葬）の期間

災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において延長する。

(3) 費用の範囲及び限度

ア 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬（埋葬）に要する経費で人夫及び輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

イ 費用の限度

災害救助法に基づき知事が定める額。

３　広域的な火葬の実施体制

災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、適宜、県と連携を図り、県内及び県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

第１２節　廃棄物の処理

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《実施担当》

生活環境班生活環境係、農林水産班農業係

第１　し尿処理

被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

１　初期対応

生活環境班生活環境係は、避難状況や被災家屋調査結果等をもとに、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

(1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

２　仮設トイレの設置

生活環境班生活環境係は、必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレの設置基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：５箇所／1,000世帯

仮設トイレの設置台数：１台／100人

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務班総務係を通じ県に協力を要請する。

又、同時に次の手配も行う。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、指定避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

３　仮設トイレの管理

生活環境班生活環境係は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

(1) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

(2) 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

４　処　　理

生活環境班生活環境係は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

５　応援要請

生活環境班生活環境係は、町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務班総務係又は防災班防災係を通じて県、他の市町に応援を要請する。

第２　ごみ処理

生活環境班生活環境係は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

１　初期対応

(1) 生活環境班生活環境係は、避難状況や被災家屋調査結果等をもとに、指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

(2) 生活環境班生活環境係は、処理施設を速やかに点検し、支障を発見した場合は、復旧見込みを把握するとともに、稼働できるよう措置を講じる。

２　ごみ処理対策

生活環境班生活環境係は、地震にともない発生したごみを、早期に収集・処分するよう努める。

(1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第３条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、地震発生の日から早期に収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、分別所等を経て埋め立て、若しくは焼却する。

(3) 仮置場の選定

生活環境班生活環境係は、処理施設での処理能力を上回る多量のごみが発生する見込みがある場合、防災班防災係と調整のうえ、周辺の環境に留意し公有地等をごみの一時保管、（受入れ先に応じた）破砕、分別等を行う仮置場として選定する。

(4) 衛生状態の確保

生活環境班生活環境係は、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場における衛生状態を保つ。

３　ごみ収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

【廃棄物処理施設】

種別	地域	施設名
焼却処分	大飯地域	大飯清掃センター
	名田庄地域	小浜市クリーンセンター
最終処分	大飯地域	えこあいらんど
	名田庄地域	小浜市リサイクルプラザ

【一次集積所の候補地】

地域	名称	所在地	面積（㎡）	所有者
大飯	きのこの森駐車場	鹿野・小車田	3,500	おおい町
	大島南浦　漁港多目的利用施設用地	大島	18,500	おおい町
	大島河村埋立地	大島	3,500	おおい町
	大島えこあいらんど	大島地先	13,000	おおい町
名田庄	名田庄ウッディセンター土場	名田庄三重	7,720	おおい町
	名田庄環境クリーンセンター跡地	名田庄虫鹿野	3,157	おおい町
	名田庄清掃センター跡地	名田庄堂本、名田庄槇谷	3,011	おおい町
	頭巾山家族旅行村グラウンド	名田庄納田終	11,920	おおい町
合計			64,308	

４　処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等の環境影響上支障のない方法で行う。

又、処理施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管

場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業では、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に配慮する。

第３　死亡家畜の処理

１　実施体制

死亡家畜（牛・豚等の死骸）について、県の指示により収集・処理する。

２　収集・処理方法

(1) 移動しうるものは適当な場所に集めて焼却、埋立て等の方法で処理する。
(2) 移動しがたいものについては、その場で処理する。

第４　災害廃棄物処理

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。
又、町は、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

町及び県は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

１　初期対応

(1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
(2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のため、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

２　処理活動

(1) 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
(2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
(3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民及び作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
(4) 必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。
(5) 社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、

土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第１３節　自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるよう適切に対処するよう努める。

《実施担当》

総務班総務係、住民班救助係、調査広報班調査係、出納班、県、福井中央郵便局、おおい町社会福祉協議会

第１　ボランティアの受入れ

災害発生時には行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、住民班救助係はその活動が円滑に行われるよう町社会福祉協議会、民間ボランティア団体等と相互に連携・協力し、活動環境を整備する。

１　一般ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

防災対策各班は、次のような活動内容の一般ボランティアの協力を得る。

ア 指定避難所内における給食・清掃などの運営補助
イ 被災者に対する炊き出し
ウ 救助物資の仕分け・配付
エ 高齢者・障害者など要配慮者の介助
オ 高齢者・障害者などの要配慮者のニーズの把握や安否確認
カ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

総務班総務係は、関係各部が必要とする一般ボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

(3) 受入れ窓口の開設

住民班救助係は、町社会福祉協議会と連携のうえ、一般ボランティアの受入れ及び活動の調整を行う窓口をあみーシャン大飯に開設する。

又、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行い、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行う。

(4) 救助の調整事務に関する人件費及び旅費

県から事務の委任を受けた場合、町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティア

センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２　活動支援体制

(1) 必要資機材及び活動拠点の提供

総務班総務係は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

調査広報班調査係は、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、一般ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

(3) ボランティア保険への加入

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、必要に応じて県が保険料を負担するボランティア保険に加入する。

３　専門ボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

医療救護や障害物の除去、建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務班総務係は、防災対策各班が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

なお、知事が災害救助法条の業務従事命令で救助業務に従事させることができるのは、次のとおりである。

ア 医師、歯科医師又は薬剤師
イ 保健師、助産師又は看護師
ウ 土木技術者又は建築技術者
エ 大工、左官又はとび職
オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
カ 軌道経営者及びその従事者
キ 自動車運送事業者及びその従事者

(2) 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、災害ボランティアセンターを窓口として、総務班総務係が行う。

なお、保健医療ボランティアの受入れ配置については県と連携する。

第２　義援金 救援物資の受入れ及び配分

出納班出納係及び住民班救助係は、寄託された義援金、救援物資の受入れ及び配分を行う。

１　義援金の受入れ及び配分

出納班出納係は義援金の受入れを、住民班救助係は義援金の配分を行う。

(1) 受 入 れ

ア 義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、出納班出納係が町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ 定められた方針及び所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

２　救援物資の受入れ及び配分

住民班救助係は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受 入 れ

ア 町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

エ 救援物資の申し入れがあった場合は次のことを要請する。

① 救援物資は荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるように表示すること。

② 複数の品目を梱包しないこと。

③ 腐敗する食料は避けること。

④ 新品が望ましいこと。

⑤ 一定期間経過後は、救援物資よりも義援金が望まれること。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し行う。

(4) 救援物資の搬送

ア 県及びその他の市町等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各指定避難所へ搬送する。

イ 搬送は、住民班救助係の管理のもと、一般ボランティアの協力を得て実施する。

３　郵便料金の免除等

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資を内容とする郵便物（現金書留及び小包）の料金は免除される。

(2) 県及び町等の申請により、郵政事業庁長官が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。

(3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第６編　災害復旧・復興対策

第１章　生活の安定

第１節　公共施設等の復旧

関係各班は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

《実施担当》

総務班総務係、防災班防災係、関係各班

第１　災害復旧事業計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害による被害の再発防止に努めるよう、県と十分協議する。

第２　災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

１ 公共土木施設災害復旧事業
(1) 河川災害復旧事業
(2) 海岸災害復旧事業
(3) 砂防設備災害復旧事業
(4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
(5) 地すべり防止施設災害復旧事業
(6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
(7) 道路災害復旧事業
(8) 港湾災害復旧事業
(9) 漁港災害復旧事業
(10) 下水道災害復旧事業
(11) 公園災害復旧事業
２ 農林水産業施設災害復旧事業
３ 都市災害復旧事業
４ 上水道災害復旧事業
５ 住宅災害復旧事業
６ 社会福祉施設災害復旧事業
７ 公立医療施設、病院等災害復旧事業
８ 学校教育施設災害復旧事業
９ 社会教育施設災害復旧事業
10 その他の災害復旧事業

第３　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、町は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努める。

第４　特定大規模災害等における復旧工事の県による代行

町は著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（特定大規模災害）等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、国及び県に対し、復旧工事を要請する。

第５　緊急融資の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

県及び福井財務事務所は、被災市町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、市町の申し出に応じ、適切・効果的な融資措置が講ぜられるように努める。

第２節　り災証明の発行

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

町は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

《実施担当》

住民班救助係、建設班土木漁港係

第１　り災台帳の作成

被災状況を調査のうえ、り災台帳を整備し、必要事項を登録する。

１　家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について、り災台帳を作成する。
２　建設班土木漁港係が行う建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。
３　住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

第２　り災証明書の発行

町長が、被災者に対し必要があると認めた場合は、り災証明書を発行する。

住民班救助係は、被災者から不動産の被災に関して証明書の交付請求があった場合は、り災台帳に基づき、り災証明書を作成し交付する。ただし、被災状況が確認できない場合は、本人の申告に基づき、申告があった旨を証明する証明願兼証明書を交付する。

なお、動産の被災に関する証明についても証明願兼証明書を交付する。

第３節　激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、速やかに「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

《実施担当》

総務班総務係、防災班防災係、関係各班

第１　激甚災害指定の手続

激甚災害の政令指定や特別財政援助等が必要な場合は、適切な措置を講じる。

１　激甚災害の指定

県は町の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

２　特別財政援助の交付手続

町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県に提出する。

第２　激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業

ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設又は改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

(2) 公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

(3) 公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第８条第３項の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

(4) 社会福祉施設の災害復旧事業

ア 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

イ 児童福祉法第35条第２項から第４項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

エ 身体障害者福祉法第28条第１項又は第２項の規定により県又は町が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第１項もしくは第２項又は第83条第２項もしくは第３項の規定により県又は町が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第５条第７項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

カ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(5) 感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律第38条及び付則第８条の規定による感染症指定医療機関の災害復旧事業

イ 激甚災害のため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律第58条の規定による県の支弁に係わる感染症予防事業及び同法第57条の規定により町長が行う感染症予防事業

(6) 堆積土砂及び湛水の排除事業

ア 堆積土砂排除事業

① 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第４条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下、堆積土砂）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施工するもの

② 公共施設の区域外の排除事業

激基災害に伴い発生した堆積土砂で、市町長が指定した場所に集積されたもの又は市町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町長が行う排除事業

イ 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う堤防の決壊又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き１週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの

2　農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設及び林道）及び災害関連事業（農業用施設及び林道）に要する経費の額から、災害復旧事業については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第３条第１項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第２条第１項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の２点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額及び政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業共同組合又は農業共同組合連合会に対する貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

(8) 森林災害復旧事業に対する補助

3　中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する担保限度額を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についてのてん補率を引き上げる。

ウ 保険料率を引き下げる。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付け及び貸与した設備の対価について、県は償還期間を延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

４　その他の特別の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(3) 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(5) 水防資材費の補助の特例

(6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

ア 公共土木施設小災害復旧事業

イ 公立学校施設小災害復旧事業

ウ 農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業

(8) 雇用保険法における求職者給付の支給の特例

第４節　被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金及び見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、住宅の確保等を行う。

《実施担当》

関係各班

第１　災害弔慰金等の支給

被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金等を支給し、被災者又はその遺族の早期立ち直りを推進する。

１　義援金及び義援物資の受入れ・配分

(1) 義援金及び義援物資の募集と周知

町は、義援金及び義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

ア 義援金

・受入れ窓口

・振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 義援物資

・受入れ窓口

・受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

(2) 義援金の受入れ・配分

ア 受入れ

町は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。

義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受入れる。

イ 配分

町は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

(3) 義援物資の受入れ・配分

ア 受入れ

町は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

イ 配分

町は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

２　被災者台帳

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

３　災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、又、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

ア　１市町において住居が５世帯以上滅失した自然災害

イ　県内において住居が５世帯以上滅失した市町が３以上ある場合の自然災害

ウ　県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある場合の自然災害

エ　災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害

(2) 災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給等

町は、町条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

又、災害弔慰金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

４　住宅復興資金

建設班土木漁港係は、県と協力・連携し、住宅金融公庫が住宅金融公庫法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が該当する住民に対し、迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

第２　町税等の減免・徴収猶予等

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収の猶予及び減免、国民年金保険制度等における保険料の免除等によって被災者の負担の軽減を図り、被災者の自立、復旧・復興を支援する。

１　町税等の減免措置等

地方税法等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者が災害によって、期限までに申告等又は町税等を納付若しくは納入する

ことができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者が、町税等を一時に納付若しくは納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

被災した納税義務者に対して、個人の町民税・固定資産税・国民健康保険税の町税を軽減又は免除する。

２　国民年金保険料の免除

国民年金第１号被保険者（強制加入）又はその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な場合、一定の期間、国民年金の保険料を免除する。

３　保育所・保育園等徴収金の免除

(1) 災害による被害を受け、保育所・保育園、養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて徴収金を減免する。

(2) その他地方公共団体の公的徴収金等は、必要に応じてその救済措置を図る。

４　介護保険料の特例措置

災害によって被災した住民に対して、介護保険法に基づき、次の特例措置を講じる。

(1) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から１ヶ月）の周知（介護保健法第28条）

(2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）

(3) 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条）

５　その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき軽減又は免除する。

第３　住宅の確保

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、県及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

又、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家の活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

１　住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

２　住宅の供給促進

民間及び県の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な中堅所得層等に対して優良な賃貸住宅を供給する。

３　災害住宅に対する融資

建設班土木漁港係は、災害が発生した場合、被災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融公庫が行う融資制度「災害復興住宅建設、補修資金の貸付」及び「災害特別貸付」を積極的に利用して、早急に被災地域の再生を図る。

４　公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の復旧

建設班土木漁港係は、災害によって公営住宅が減少し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅を復旧する。

第４　被災者生活再建支援金

１　被災者生活再建支援金の支給

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を図る。

２　被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立

した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第１条第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ ５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、ア～ウの区域に隣接するもの

オ 県内でア又はイの自然災害が発生した場合で、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害（人口５万未満の市町については、２世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合）

（注） エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり

(3) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が全壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

第５　郵便業務の確保

日本郵便株式会社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

１　郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復するため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を実施する。

２　窓口業務の維持

被災地における支店、郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を実施する。

第６　郵便業務の特例措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

１　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局等において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

２　被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

３　被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第７　生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、及び関係機関と協力して、総合相談窓口を開設する。

第８　支援制度の広報等

町は、被災者自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第５節　経済秩序安定計画

第１　金融措置

災害により被害を受けた住民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

１　租税の徴収猶予及び減免

(1) 県又は町は、被災した納税義務者等に対し、地方税法等により、納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。

２　災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、おおい町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸し付けを行う。

３　生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金（災害援護資金）を貸し付け、必要な援助指導を行う。

又、被災した家屋を増築、改築、拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸し付けを行う。

４　母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭及び寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸し付けを行う。

５　中小企業向け融資

県は、重大な災害が発生した場合において、災害により被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和又は緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を講ずるものとする。

６　農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次の通りである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金、農林漁業セーフティーネット資金、農業経営支援資金、農業緊急資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金、農林漁業セーフティーネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金、農林漁業施設資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金、農林漁業セーフティーネット資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金、漁船資金、農林漁業施設資金、漁業近代資金

第２　流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

１　商品の確保

(1) 町は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

(2) 各鉄道、道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

２　通貨の管理

北陸財務局、日本銀行等は、被災地の金融機関に対して、必要な指導、援助を行うことにより、通貨等の円滑な流通を確保する。

３　物価の監視

県は、生活関連物資の価格が著しく上昇又は供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法等の規定に基づき、物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する事業者に対する勧告、公表等を含む適切な措置を講ずる。

４　消費者情報の提供

町は、生活必需品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民生の安定を図る。

５　各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等が速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第２章　復興の基本方針

被災地域の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

《実施担当》

関係各班、関係機関

第１節　改良復旧

町、県及び関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第２節　計画的復興

第１　復興計画の作成

大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、町は、これを可及的速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第２　防災まちづくり

町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者や女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

又、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

第３　津波に強いまちづくり

町は、津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。

その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

津波に強い防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。

第３節　復興計画策定体制の確立

第１　復興都市計画原案の策定

「防災都市づくり計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。

第２　各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

・各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第３　審議会・協力体制の整備

１　復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行うため、復興計画の原案として位置付けられる「防災都市づくり計画」等の事前審議制度を創設する。

２　復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

第４節　大規模災害からの復興に関する法律の活用

第１　復興計画

町は、必要に応じ、国の復興基本方針並びに県の復興方針に即して、単独又は県と共同して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第２　特例措置

特定大規模災害等を受け、町独自では円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等が行えない場合、県に対してその事務の遂行を県に要請することができる。

第３　職員の派遣

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

資　料　編

＜ 資料編・目次 ＞

1　町関連の防災施設･設備等 1

１－１　指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 1
１－２　飛行場外離発着場（ヘリポート）一覧表 4
１－３　災害時用臨時ヘリポートの選定基準 4
１－４　乗船施設一覧 5
１－５　防災無線一覧表 6
１－６　水防用資機材一覧表 7
１－７　消・融・流雪施設箇所一覧表 9
１－８　救助用資機材一覧表 10
１－９　簡易水道施設一覧表 12
１－10　車両保有状況 17

2　指定危険区域･箇所、観測所等 19

２－１　雨量観測所一覧表 19
２－２　雪量観測点一覧表 19
２－３　水位観測所一覧表 19
２－４　海岸保全区域一覧表 20
２－５　海岸保全区域一覧表 20
２－６　漁港海岸保全区域一覧表 20
２－７　砂防河川名一覧表 21
２－８　土石流危険箇所一覧表 22
２－９　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 34
２－10　崩壊土砂流出危険地区一覧表 42
２－11　山腹崩壊危険地区一覧表 44
２－12　雪崩危険箇所一覧表 47
２－13　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 54
２－14　国・県・町指定文化財一覧表 72
２－15　危険物施設一覧表 75

3　被害報告対応及び自衛隊災害派遣要請 76

３－１　災害時の被害報告対応マニュアル 76
３－２　被害程度の認定基準 80
３－３　被害報告及び自衛隊災害派遣要請に関する様式 82

4　救急救護活動活動資料 92

４－１　医療機関連絡先 92
４－２　町医療助産関係様式 93
４－３　死体捜索・埋葬関連様式 95

5　町様式 97

５－１　物資の確保に関する様式 97
５－２　輸送に関する様式 99
５－３　緊急輸送車両に関する様式 100
５－４　障害物除去に関する様式 102
５－５　学用品の給与に関する様式 103

6　防災に関する条例 106

６－１　おおい町防災会議条例 106
６－２　おおい町災害対策本部条例 107

7　その他防災関連資料 108

７－１　防災関係機関等連絡先一覧表 108
７－２　町内要配慮者利用施設一覧表 111
７－３　気象庁震度階級関連解説表 112

1　町関連の防災施設･設備等

1－1　指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

番号	名称	住所	電話番号 ＦＡＸ番号	収容人数（人）	情報伝達（入手）手段						指定緊急避難場所								指定避難所	
					テレビ	ラジオ	インターネット	防災無線	ＩＰ告知放送	特設公衆電話	洪水	崖崩れ土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		福祉避難所
1	ふるさと交流センター	おおい町 鹿野 42-27	0770-78-1211 0770-78-1211	357	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	
2	佐分利小学校	おおい町 鹿野 21-22-1	0770-78-1102 0770-78-1252	1,720	○	○	○	○	○	○	○	□		○		○	○		○	
3	やまびこ会館	おおい町 万願寺 27-81	0770-77-1790 －	257	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○		○	
4	大飯中学校	おおい町 野尻 57-1	0770-77-1512 0770-77-1766	1,959	○	○	○	○	○	○	○	□		○		○	○		○	
5	本郷小学校	おおい町 本郷 80-7	0770-77-0004 0770-77-2123	1,518	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○	○		○	
6	総合町民福祉センター	おおい町 本郷 136-1-1	0770-77-1150 0770-77-1177	1,219	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○		○	
7	いきいき長寿村 （あみーシャン大飯）	おおい町 本郷 82-14	0770-77-3410 0770-77-3412	1,758	○	―	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
8	総合町民体育館	おおい町 成和 2-1-1	0770-77-2810 0770-77-2840	1,305	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
9	大島小学校	おおい町 大島 60-6	0770-77-0164 0770-77-1429	975	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
10	はまかぜ交流センター （しーまいる）	おおい町 大島 90-27	0770-77-3011 0770-77-3012	1,062	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
11	さきやま会館	おおい町 名田庄三重 47-48	0770-67-3637 －	150	○	―	―	○	○	○	○	○		○		○	○		○	
12	久田の里交流センター	おおい町 名田庄虫鹿野 3-5-1	0770-67-3422 －	76	○	○	―	○	○	○	○	○		○		○	○		○	
13	名田庄小学校	おおい町 名田庄小倉 6-1	0770-67-2010 0770-67-2268	769	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	

番号	名称	住所	電話番号 ＦＡＸ番号	収容人数（人）	情報伝達（入手）手段						指定緊急避難場所								指定避難所	
					テレビ	ラジオ	インターネット	防災無線	ＩＰ告知放送	特設公衆電話	洪水	崖崩れ土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		福祉避難所
14	名田庄中学校	おおい町 名田庄小倉 2-9	0770-67-2045 0770-67-2320	770	○	○	○	○	○	○	○	□		○		○	○		○	
15	名田庄体育館	おおい町 名田庄小倉 5-24	0770-67-4010 －	641	―	―	―	○	○	○	○	○		○		○	○		○	
16	里山文化交流センター（ぶらっと）	おおい町 名田庄久坂 3-21-1	0770-67-3250 0770-67-3251	1,054	○	○	○	○	○	○	△	○		○		○	○		○	
17	ふれあいぬくもりセンター	おおい町 名田庄下 78-2	0770-67-2000 0770-67-3303	256	―	○	○	○	○	○									○	
18	流星館コンベンションホール	おおい町 名田庄納田終 120-8	0770-67-3488 －	288	―	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○	
19	あっとほ～むいきいき館	おおい町 名田庄下 6-1	0770-67-2000 0770-67-3303	250	○	○	○	○	○	―	○	□		○		○	○			○
20	川上公民館	おおい町 川上 86-4	0770-78-1253 －	167	○	○	○	○	○	―	○			○		○	○			
21	犬見集落農事集会所	おおい町 犬見 40-1	0770-77-1101 －	30	○	―	―	―	○	―		○				○				
22	海印寺（犬見）	おおい町 犬見 30-2	－ －	50	―	―	―	―	―	―					○	○				
23	長井多目的研修施設	おおい町 長井 41-1-1	0770-77-1372 －	28	―	―	―	―	○	―		○				○				
24	あまご山会館	おおい町 名田庄下 33-12-1	－ －	70	○	―	―	―	○	―		○				○				
25	一次産業活動拠点施設（志摩豊夢）	おおい町 大島 85-27-1	0770-77-3011 －	95	○	―	○	―	○	―					○	○				
26	保健福祉センターなごみ	おおい町 本郷 92-51-1	0770-77-1155 0770-77-3377	250	○	○	―	○	○	―					○	○				
27	丸山公園	おおい町 成和 2-1-1	－ －	500	―	―	―	―	―	―					○	○				

番号	名称	住所	電話番号 ＦＡＸ番号	収容人数（人）	情報伝達（入手）手段						指定緊急避難場所								指定避難所	
					テレビ	ラジオ	インターネット	防災無線	ＩＰ告知放送	特設公衆電話	洪水	崖崩れ土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		福祉避難所
28	スポーツロッジ栄光	おおい町 小堀 17-25	0770-77-2033 －	120	○	―	○	―	○	―					○	○				
29	小堀区生活改善センター	おおい町 小堀 5-22-4	－ －	20	○	―	―	―	○	―					○	○				
30	ホテルうみんぴあ	おおい町 成海 1-8	0770-77-3700 －	240	○	―	○	―	○	―					○	○				
31	福井県 こども家族館	おおい町 成海 1-1-1	0770-77-3211 0770-77-3255	100	○	○	○	―	○	―	△	○			○	○	○			
32	特別養護老人ホーム 楊梅苑	おおい町 野尻 28-37	0770-77-1011 0770-77-0232	10	○	―	○	○	○	―										○
33	小規模多機能ホーム きぼう	おおい町 名田庄三重 40-47	0770-67-2203 0770-67-3307	8	○	―	―	―	○	―										○

＜指定緊急避難場所＞

○：使用可能

△：浸水想定区域内ではあるが、想定浸水深以上の高さに避難可能な場所があり避難可能

□：土砂災害警戒区域内ではあるが、建物の構造条件を満たすため避難可能

１－２　飛行場外離発着場（ヘリポート）一覧表

番号	名　　称	所在地
1	大島漁港施設	おおい町大島（日角浜）
2	総合運動公園内多目的グラウンド	おおい町成和
3	大飯オフサイトセンター	おおい町成和
4	名田庄中学校グラウンド	おおい町名田庄小倉

１－３　災害時用臨時ヘリポートの選定基準

【平面図】

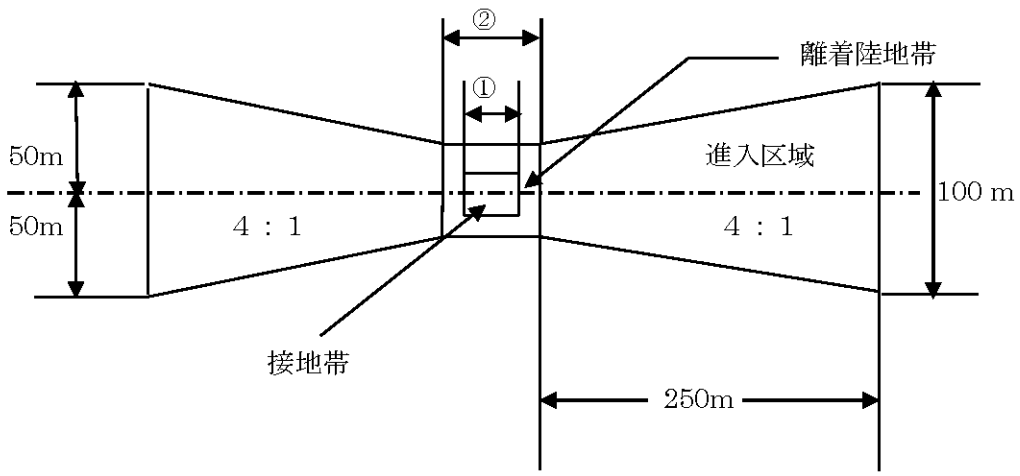

【進入表面断面図】

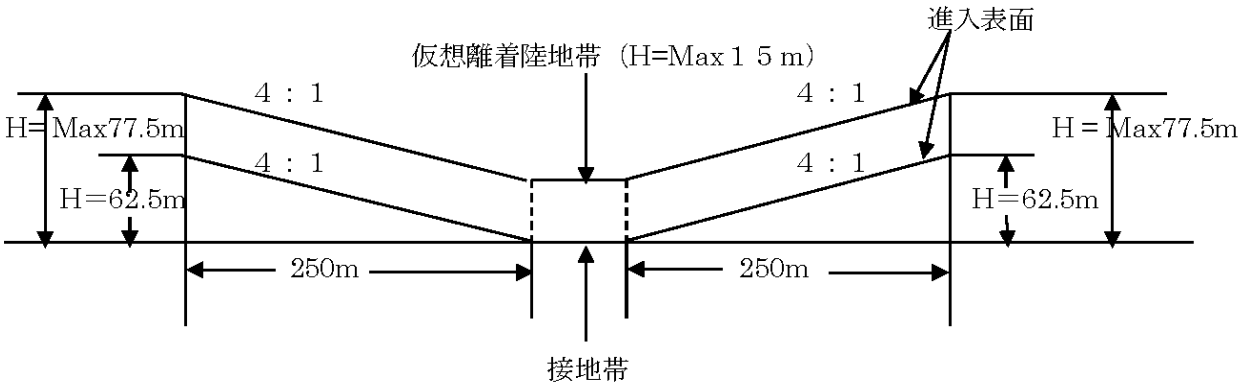

【転移表面断面図（転移表面は設定せず）】

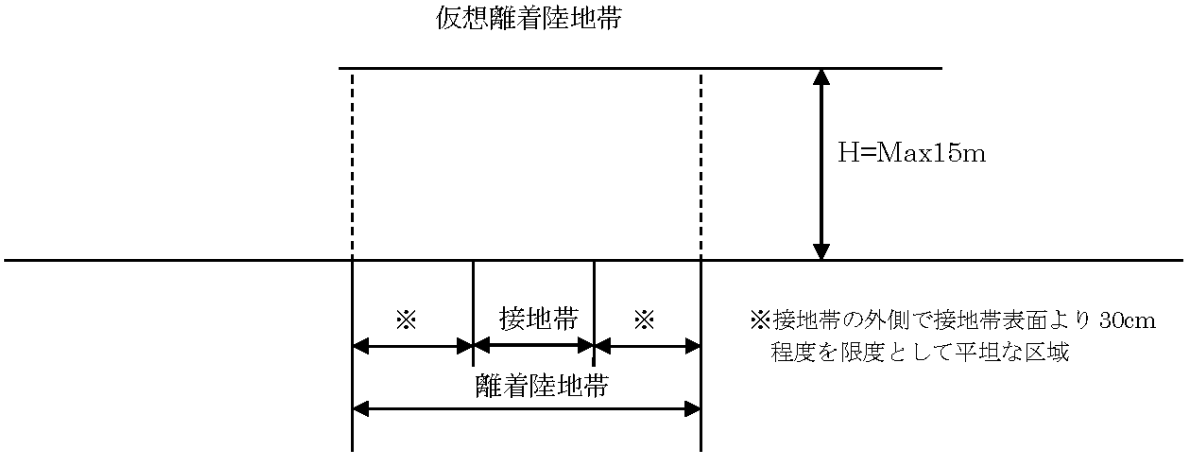

１－４　乗船施設一覧

半島部名	名　　称	所在地	接岸可能 総トン数(t)	備　　考
大島 半島部	大島漁港岸壁（宮留）	おおい町 大島	20	(水深)-3.0m
	犬島漁港桟橋（畑村）	おおい町 犬島	10	(水深)-1.5m
	大島漁港岸壁（日角浜）	おおい町 大島	50	(水深)-3.0m
	大島漁港物揚場（南浦）	おおい町 大島	50	(水深)-6.0m

１－５　防災無線一覧表

〔デジタル防災行政無線戸別受信機設置箇所〕

番号	地区	設置箇所	区分	所在地
1	佐分利	ふるさと交流センター	①避難所	おおい町鹿野 42-27
2	佐分利	佐分利小学校	①避難所	おおい町鹿野 21-22-1
3	佐分利	やまびこ会館	①避難所	おおい町万願寺 27-81
4	本郷	大飯中学校	①避難所	おおい町野尻 57-1
5	本郷	本郷小学校	①避難所	おおい町本郷 80-7
6	本郷	総合町民福祉センター	①避難所	おおい町本郷 136-1-1
7	大島	大島小学校	①避難所	おおい町大島 60-6
8	大島	はまかぜ交流センター	①避難所	おおい町大島 90-27
9	本郷	あみーシャン大飯	①避難所	おおい町本郷 82-14
10	本郷	総合町民体育館	①避難所	おおい町成和 2-1-1
11	佐分利	川上公民館	①避難所	おおい町川上 86-4
12	名田庄	さきやま会館	①避難所	おおい町名田庄三重 47-48
13	名田庄	久田の里交流センター	①避難所	おおい町名田庄虫鹿野 3-5-1
14	名田庄	名田庄小学校	①避難所	おおい町名田庄小倉 6-1
15	名田庄	名田庄中学校	①避難所	おおい町名田庄小倉 2-9
16	名田庄	名田庄体育館	①避難所	おおい町名田庄小倉 24
17	名田庄	里山文化交流センター	①避難所	おおい町名田庄久坂 3-21-1
18	名田庄	ふれあいぬくもりセンター	①避難所	おおい町名田庄下 78-2
19	名田庄	流星館コンベンションホール	①避難所	おおい町名田庄納田終 120-8
20	本郷	若狭消防署大飯分署	②消防関係	おおい町本郷 137-2-1
21	名田庄	若狭消防署名田庄分署	②消防関係	おおい町名田庄久坂 2-39-2
22	本郷	小浜警察署 大飯駐在所	③警察関係	おおい町本郷 137-1-1
23	大島	小浜警察署 大島駐在所	③警察関係	おおい町大島 90-27
24	佐分利	小浜警察署 佐分利駐在所	③警察関係	おおい町石山 22-22-3
25	名田庄	小浜警察署 坂本駐在所	③警察関係	おおい町名田庄口坂本 34-4-2
26	名田庄	小浜警察署 名田庄駐在所	③警察関係	おおい町名田庄久坂 12-1-1
27	大島	関西電力㈱大飯発電所	④原子力関係	おおい町大島 1-1
28	本郷	大飯原子力防災センター	④原子力関係	おおい町成和 1-1-1
29	佐分利	佐分利保育園	⑤要配慮者施設	おおい町石山 20-14
30	本郷	本郷こども園	⑤要配慮者施設	おおい町本郷 110-5
31	大島	大島認定こども園	⑤要配慮者施設	おおい町大島 60-26
32	名田庄	名田庄こども園	⑤要配慮者施設	おおい町名田庄小倉 16-10-4
33	本郷	おおい町社会福祉協議会	⑤要配慮者施設	おおい町本郷 82-14
34	本郷	楊梅苑	⑤要配慮者施設	おおい町野尻 28-37
35	本郷	保健福祉センターなごみ	⑥公共的施設	おおい町本郷 92-51-1
36	名田庄	あっとほ～むいきいき館	⑥公共的施設	おおい町名田庄下 6-1

番号	地区	設置箇所	区分	所在地
37	本郷	風車会館（若狭本郷駅）	⑥公共的施設	おおい町本郷 153-1-2
38	佐分利	大飯高浜ＩＣ事務所	⑥公共的施設	おおい町福谷 79-17
39	本郷	商工会館	⑥公共的施設	おおい町本郷 119-6
40	大島	赤礁崎オートキャンプ場	⑥公共的施設	おおい町大島 21-95
41	大島	あかぐり海釣り公園	⑥公共的施設	おおい町大島 21-110
42	大島	塩浜海水浴場	⑥公共的施設	おおい町大島 27-30
43	大島	袖ヶ浜海水浴場	⑥公共的施設	おおい町大島 34-7
44	本郷	長井浜海水浴場	⑥公共的施設	おおい町長井
45	大島	大島漁業協同組合	⑥公共的施設	おおい町大島 83-3
46	本郷	道の駅うみんぴあ	⑥公共的施設	おおい町成海 1-1-2
47	名田庄	道の駅名田庄	⑥公共的施設	おおい町名田庄納田終 109-4-1
48	名田庄	名田庄総合事務所	⑥公共的施設	おおい町名田庄久坂 3-41-3
49	本郷	役場庁舎（総務課）	⑥公共的施設	おおい町本郷 136-1-1
50	本郷	役場庁舎（2F 機械室・屋上ＳＰ用）	⑥公共的施設	おおい町本郷 136-1-1

１－６　水防用資機材一覧表

（水防倉庫）

（平成 31 年 2 月 1 日現在）

河　川　名	倉庫名	所　在　地	摘　　要
佐　分　利　川	佐分利水防倉庫	おおい町石山	佐分利大橋右岸
〃	本郷第１水防倉庫	おおい町本郷	大飯分署裏
〃	本郷第２水防倉庫	おおい町本郷	本郷大橋横
南　　川	久坂水防倉庫	おおい町久坂	久坂橋上流 200m 左岸
管　　内	大島水防倉庫	おおい町大島	消防団拠点施設内

（防災資機材）

（平成 31 年 2 月 1 日現在）

番号	倉庫	管理者	17 品目資器材															
			俵（枚）	かます（枚）	袋類（枚）	畳（枚）	むしろ（枚）	縄（巻）	竹（束）	生木（本）	丸太（本）	杭（本）	蛇籠（本）	置石（㎥）	土砂（㎥）	鉄線（kg）	釘（kg）	板類（枚）	かすがい（本）
浜－8	佐分利	おおい町	－	500	2,750	－	125	140	18	－	17	33	－	－	－	50	－	－	56
浜－9	本郷第 1	おおい町	－	－	8,700	－	－	70	－	－	－	111	－	－	－	90	－	－	25
浜－10	本郷第 2	おおい町	－	500	1,700	－	140	120	－	－	72	28	－	－	－	120	－	－	300
浜－11	久坂	おおい町	－	－	12,600	－	3	62	－	－	50	172	－	－	－	4	－	－	－
浜－12	大島	おおい町	－	－	2,200	－	－	7	－	－	30	57	－	－	－	100	－	－	40

番号	倉庫	管理者	その他の資器材															
			スコップ（丁）	掛矢（丁）	ペンチ（丁）	まさかり（丁）	ロープ（巻）	一輪車（台）	証明具（台）	くわ（丁）	金鎚（丁）	つるはし（丁）	にないぼう（本）	クリッパー（丁）	シート類（枚）	大型土のう（袋）	土砂詰め大型土のう（袋）	ボトルユニット（袋）
浜－8	佐分利	おおい町	90	4	9	3	2	2	2	5	12	4	－	2	－	100	－	－
浜－9	本郷第 1	おおい町	70	3	8	3	11	6	1	2	10	6	－	2	18	100	－	－
浜－10	本郷第 2	おおい町	50	7	1	3	－	2	1	－	10	9	－	1	110	－	－	－
浜－11	久坂	おおい町	88	9	3	－	－	14	－	－	8	10	－	11	25	120	－	－
浜－12	大島	おおい町	47	3	9	5	1	5	1	－	14	5	－	2	12	100	－	－

１－７　消・融・流雪施設箇所一覧表

おおい町・町内管理

（平成 31 年 2 月 1 日現在）

地区名	道路種別	路線名	延長（m）	管理者	施設名
本　　郷	町　道	本郷停車場線	212	おおい町	－

地区名	道路種別	路線名	延長（m）	管理者	施設名
名田庄三重	町　道	秋和山田線外 9 路線	5,026	おおい町	名田庄三重ポンプ場

以下内訳

地区名	道路種別	路線名	延長（m）	管理者	施設名
名田庄三重	町　道	秋和山田線	560	おおい町	名田庄三重ポンプ場
名田庄三重	町　道	久坂下三重線	1,915	おおい町	名田庄三重ポンプ場
名田庄三重	町　道	兵瀬山田線	887	おおい町	名田庄三重ポンプ場
名田庄三重	町　道	兵瀬小倉畑線	74	おおい町	名田庄三重ポンプ場
名田庄三重	町　道	尾之内線	499	おおい町	名田庄三重ポンプ場
名田庄三重	町　道	尾之内 2 号線	85	おおい町	名田庄三重ポンプ場
名田庄三重	町　道	尾之内 3 号線	57	おおい町	名田庄三重ポンプ場
名田庄三重	町　道	兵瀬尾之内線（1）	270	おおい町	名田庄三重ポンプ場
名田庄三重	町　道	兵瀬尾之内線（2）	204	おおい町	名田庄三重ポンプ場
名田庄三重	町　道	下三重線	475	おおい町	名田庄三重ポンプ場

除雪機械保有状況

（平成 31 年 2 月 1 日現在）

車　　種	車両番号
除雪トラック	88-3476
除雪ドーザ	00-3148
スノーローダ	00-2933
スノーローダ	000-286

１－８　救助用資機材一覧表

（平成 31 年 2 月 1 日現在）

品名	単位	本　署	上中分署	名田庄分署	高浜分署	大飯分署	合　計
一般用救助用具							
かぎ付はしご	基	2		1	1	1	5
二連はしご	基	3	1	2	1		7
三連はしご	基	4	2	1	1	2	10
金属製折りたたみはしご	基	1	1			1	3
空気式救助マット	基	1					1
救命索発射銃	基	1					1
救助用縛帯	基	3	2		3	1	9
平担架	基	1	3	2			6
スクレープストレッチャー	基	5	1	1	1	1	9
重量物排除器具							
油圧ジャッキ一式	式	1					1
河搬ウインチ	基	2	1	1	1	1	6
ﾏｯﾄ型空気ｼﾞｬｯｷ一式	式	1					1
大型油圧スプレッダー	基	1	1		1	1	4
切断用器具							
油圧切断機	基	1			1		2
エンジンカッター	基	3	1	1	1	3	9
ガス溶断機	基	1					1
チェーンソー	基	2	1	1	1	2	7
鉄線カッター	基	6	2	2	2	3	15
空気鋸	式	1					1
大型油圧切断機	基	1	1		1	1	4
破壊用器具							
万能斧	基	9	3	1	2	3	18
ハンマー	基	1	2		2	1	6
測定器具							
可燃性ガス測定器	基	1	1	1	1	1	5
酸素濃度測定器	基						
呼吸保護用器具							
空気呼吸器	基	25	8	4	8	14	59
空気ボンベ	本	56	20	5	26	22	129
隊員保護用器具							
耐電手袋	組	11	4		4	2	21
耐電長靴	組	5					5
耐熱服	組	38	4		9	4	55

品名	単位	本署	上中分署	名田庄分署	高浜分署	大飯分署	合計
水難救助用器具							
潜水器具一式	組	12					12
救命胴衣	着	40	10	10	13	11	84
救命ボート	基	2	1	1	2	2	8
山岳救助用器具							
バスケットストレッチャー	基	1	1	1	1		4
その他救助用器具							
投光器	式	7	2	1	3	3	16
発電機	基	12	4	1	2	7	26
携帯拡声器	基	11	4	3	3	2	23
応急処置用セット	式	1	1				2
緩降器	基	1					1
携帯無線機	基	14	7	5	8	7	41

（資料：若狭消防本部警防課調べ）

１－９　簡易水道施設一覧表

（令和３年７月 14 日現在）

大飯地域

地区	名称	用途	形状	ポンプ		能力	備考
犬見飲供	西犬見川	水源	表流水	－	－	55.3m3/日	
	犬見浄水場	浄水処理	膜ろ過装置(セラミック膜) V=56.0m3/日	GRUNDFOS　ＣＲ３２　２台	φ32*0.04m3/min*15.0m*0.37Kw　２台	56.0m3/日	
			薬注設備　次亜(バルブレス方式)	Watertec　NKW-VL			
			PAC（バルブレス方式）	Watertec　NKW-VL			
			希硫酸（ダイヤフラム方式）	Watertec　NKW-VL			
		配水池		森松工業㈱			
		沈砂・ポンプ井	RC 造　1.0m*4.2m*1.0m　V＝4.2m3	EBARA　32BMSP6.4A	φ32*0.024m3/min*10.0m*0.4Kw　１台		
		着水井	RC 造　2.5m*4.5m*2.4m （２連）　V＝54.0m3	EBARA　32BMSP6.75A	φ32*0.04m3/min*15.0m*0.75Kw　２台		
佐分利簡水	第１水源(石山)	水源	深井戸　φ200*30	EBARA　65BHS565.5	φ65*0.14m3/min*12m*5.5Kw　１台	400m3/日	
	第２水源(石山)	水源	深井戸　φ150*30	EBARA　50BHS362.2	φ50*0.07m3/min*35m*2.2Kw　１台	223.8m3/日	
	第３水源(安川)	水源	浅井戸　φ150*14	EBARA　40BHS763.7B	φ40*0.10m3/min*60m*3.7Kw　１台	205m3/日	休止
	第４水源(安川)	水源	浅井戸　φ250*200	EBARA　50BHS563.7	φ50*0.07m3/min*30m*2.2Kw　１台		
	第５水源(福谷)	水源	深井戸　φ200*50	EBARA　32BHS56.75B	φ32*0.05m3/min*25m*0.75Kw　１台		
	第６水源(小車田)	水源	深井戸　φ200*15	EBARA　50BHS765.5B	φ50*0.25m3/min*35m*5.5Kw　１台		
		薬注処理	薬注設備　次亜（バルブレス方式） タンク　V=50L	Watertec　NKW-VL			
	福谷送水ポンプ場	薬注処理	薬注設備　次亜（ダイヤフラム方式 タンク　V=500L×２槽	oyalox　FSP-1D　２台			
		ポンプ井	RC 造　4.0m*5.0m*3.0m　V=60m3	EBARA　65MSN4611	φ65*0.29m3/min*55m*11Kw　２台		
		配水池	RC 造　5.0m*12.5m*4.0m　（２槽） V=500m3	－	－		
	川上水源	水源	深井戸　φ200*15	EBARA　32BHS861.1B	φ32*0.06m3/min*40*1.1Kw　１台	92.4m3/日	
	川上配水ポンプ場	薬注処理		oyalox			
		自動給水装置	フィッシャー3100	EBARA　50BMSP365.5A　２台	φ50*0.52m3/min*50m*5.5Kw　２台		

地区	名称	用途	形状	ポンプ		能力	備考
本郷簡水	大津呂第1水源	水源	深井戸　φ100×50m			150m3/日	休止
	大津呂第2水源	水源	深井戸　φ100×56m			200m3/日	休止
	大津呂第3水源	水源	深井戸　φ100×150m			270m3/日	休止
	大津呂ダム	水源	重力式コンクリートダム　430,000m3			1,385m3/日	
	大津呂浄水場	浄水処理	急速ろ過装置(除鉄除マンガン) φ3,450*5,100 (H)	理水科学㈱　EBARA 80SF63.7	φ80A*0.48m3/min*15m*3.7Kw　3台	2,400m3/日	
			薬注設備　次亜(バルブレス方式) V=500L×4基	Watertec　NKW-VL			
			PAC (バルブレス方式) V=500L×2基	Watertec　NKW-VL			
			希硫酸 (ダイヤフラム方式) V=500L×2基				
			苛性 (バルブレス方式) V=500L×1基	Watertec　NKW-VL			
		配水池	RC造　7.0m*13.0m*3.0*2槽 V=563m3	-			
			PC造　17.0m*11.0*3.0m V=550m3	-			
			SUS　8.0m*14.0m+7.0m*8.0m *3.0m　V=490m3	森松工業㈱			
	岡田第1水源	水源	深井戸　φ300×54m	EBARA　80BHS367.5B		810m3/日	
	岡田第2水源	水源	深井戸　φ300×38m	EBARA　80BHS367.5B		830m3/日	
	岡田浄水場	浄水処理	急速ろ過装置(除鉄除マンガン) φ2,000×3,000 (H) ×2基	三進濾過工業㈱　EBARA 80BMSP6.4A	φ80A*0.85m3/min/20*5.5Kw	1,640m3/日	
		浄水池	RC造　2.9m*2.9m*3.5m*2槽 V=42.05m3	-			
		送水ポンプ	大津呂浄水場配水池へ	EBARA	φ80*0.57m3/min*66m*15Kw　3台		
		薬注処理	薬注設備　次亜 (ダイヤフラム方式) 1基　タンク　V=200L×2槽	oyalox			
	本郷配水池	配水池	PC造　16.8m*6.0m*5.5m*2槽 V=1,000m3	EBARA　150×100CJNM	φ150*100*1.74m3/min×55m*30Kw　2台		
		薬注処理	薬注設備　次亜 (ダイヤフラム方式) ×2台　タンク　V=200L	oyalox			
	成和配水池	配水池	FRP　4.0m*9.0m*3.0m V=108m3	-			
		自動給水装置	EBARA フィッシャー	4OUYRHM263.7	φ40*0.10m3/min*60m*3.7Kw　1台		

地区	名称	用途	形状	ポンプ		能力	備考
大島簡水	大山第１水源（双まぜ）	水源	重量式コンクリートダム H=11.0m、L=41.5m　V=5,000m3	－			
	大山第２水源（双まぜ）	水源	取水堰堤	－		80m3/日	
	大山第５水源（双まぜ）	水源	重量式コンクリートダム　H=8.0m、 L=33.0m3　V＝500m3	EBARA　40BMSP61.5	φ75×0.2m3/min*25m*1.5kw	288m3/日	
	大山第６水源（双まぜ）	水源	重量式コンクリートダム　H=9.5m、 L=39.5m3　V=5,046m3	EBARA　80BMS2618	φ80×0.94m3/min*60m*18.5kw	601.4m3/日	
	接合井		RC造　　1.0m*2.0m*1.0m+2.5m*2.5 m*2.0m　V=14.5m3	－			
	大山浄水場	第１貯水槽	PC造　　φ24.0m*6.7m V=3,029m3	－			
		第２貯水槽	PC造　　φ26.0m*9.7m V=5,147m3	－			
		第３貯水槽	PC造　　φ26.6m*18.3m V=10,164m3	－			
		浄水処理	膜ろ過装置(セラミック膜) V=9500m3/日	EBARA	φ75*0.67m3/min*10m*3.7Kw　２台		
			薬注設備　次亜(バルブレス方式)	Watertec　NKW-VL			
			PAC（バルブレス方式）	Watertec　NKW-VL			
			希硫酸（ダイヤフラム方式）				
		配水池	SUS　16.0m*4.0m*4.5m*2槽 V=576m3				
	脇今安配水池	配水池	RC造　3.0m*11.4m*3.5m*2槽 V=239.4m3				
	脇今安送水ポンプ場	送水ポンプ	バレル式水中ポンプ	EBARA　50A*2.2Kw	φ50*0.3m3/min*25m*2.2kw　２台		
	畑村追塩設備	薬注処理	薬注設備　次亜（バルブレス式）	Watertec　NKW-VL	吐出圧　1.0Mpa/吐出量　50Hz：0.02～ 4.5ml/min		
東中部簡水	東部第３水源（小倉）	水源	浅井戸　Φ250×26.0m	EBARA	Φ65*0.2m3/min*30m*3.7kw	216m3/日	
	東部第４水源（下）	水源	浅井戸　Φ300×25.5m	EBARA	Φ65*3.7kw	720m3/日	
	中部第１水源（下）	水源	浅井戸　Φ300×23.5m	EBARA	Φ50*1.5kw	648m3/日	
	中部第２水源（下）	水源	浅井戸　Φ350×21.0m	EBARA	Φ50*0.24m3/min*30m*3.7kw	216m3/日	スリーブ装着
	中部第３水源（下）	水源	浅井戸　Φ350×22.2m	EBARA	Φ50*0.24m3/min*40m*3.7kw	576m3/日	

地区	名称	用途	形状	ポンプ		能力	備考
東中部簡水	東部送水ポンプ場	薬注処理	薬注設備　次亜（ダイヤフラム方式）×１台　タンク　V=200L				R4廃止予定
		送水ポンプ井	RC 造　3.0m*4.7m*1.5m、4.0m*6.3m*1.5m　V=58.95m3				R4廃止予定
		送水ポンプ			Φ65*0.34m3/min*85m*11kw　２台		R4廃止予定
	東部配水池	配水池	RC 造　4.0m*14.0m*2.5m*2 連 V=280.0m3				
	東部中継ポンプ場	中継ポンプ井	RC 造　V=102m3				
		中継ポンプ		EBARA　65BMSP6615A	Φ65*0.64m3/min*80m*15kw　２台		
		薬注処理	薬注設備　次亜（バルブレス方式）×２台　タンク　V=100L×2 基				R4稼働予定
	東部加圧ポンプ場	加圧ポンプ井	RC 造　8m3				
		加圧ポンプ			Φ40*0.16m3/min*50m*3.7kw　１台		
					Φ65*0.64m3/min*80m*15kw　１台		
	中部送水ポンプ場	薬注処理	薬注設備　次亜（ダイヤフラム方式）×2 台　タンク　V=100L×2 連				R4廃止予定
		送水ポンプ井	RC 造　3.0m*3.0m*1.5m*2 連 V=33.75m3				R4廃止予定
		送水ポンプ			Φ50*0.26m3/min*85m*5.5kw　３台		R4廃止予定
	東中部送水ポンプ場	送水ポンプ井	SUS 造　3.5m*5.0m*2.3m*2 連 V=80.5m3				R4稼働予定
		薬注処理	薬注設備　次亜（バルブレス方式）×２台　タンク　V=100L×2 基				R4稼働予定
		送水ポンプ		EBARA	φ100*0.82m3/min*100m*30kw		R4稼働予定
	堂本増圧ポンプ場	増圧ポンプ	直結給水装置（３台ローテーション・２台並列運転方式）		φ75*0.525m3/min*40m2.2kw		R4稼働予定
西部簡水	西部第１水源（納田終）	水源	浅井戸　Φ300×20.0m		Φ40*0.10m3/min*15m*1.5kw　１台	70m3/日	
	西部第２水源（納田終）	水源	浅井戸　Φ300×20.0m		Φ40*0.10m3/min*15m*1.5kw　１台	142.6m3/日	
	西部送水ポンプ場	薬注処理	薬注設備　次亜（ダイヤフラム方式）×2 台　タンク　V=50L				
		送水ポンプ井	RC 造　V=74.3m3				
		送水ポンプ			Φ50*0.28m3/min*90m*11kw　２台		

地区	名称	用途	形状	ポンプ		能力	備考
西部簡水	西部高区加圧ポンプ場	加圧ポンプ			Φ80*0.50m3/min*50m*7.5kw　1台		
	西部低区加圧ポンプ場	加圧ポンプ			Φ80*0.50m3/min*44m*5.5kw　1台		
	西部配水池	配水池	RC造　3.0m*7.7m*3.0m*2連 V=138.6m3				
	西部減圧槽	配水池	RC造　V=4.0m3				
大滝飲供	大滝水源	水源	伏流水　Φ1200ヒューム管にて取水		Φ35*0.05m3/min*52m*2.2kw　2台	72m3/日	
	大滝配水場	薬注処理	薬注設備　次亜（バルブレス方式） ×2台　タンク　V=50L×2連				
		配水池	RC造　4.0m*4.6m*2.0m　V=36.8m3				
槇谷飲供	槇谷川（政谷川）	水源	取水堰堤　V=			19.4m3/日	
		薬注処理	薬注設備　次亜（ダイヤフラム方式）×2台　タンク　V=100L				
		紫外線処理	Q=10m3				
		配水池	RC造　4.0m*4.4m*2.0m　V=35.2m3				
木谷飲供	木谷水源	水源	浅井戸　Φ150×16.5m		Φ25*0.01m3/min*30m*0.4kw　1台	10.8m3/日	
	木谷配水ポンプ場	薬注処理	薬注設備　次亜（ダイヤフラム方式）×2台　タンク　V=50L				
		配水ポンプ			Φ50*0.26m3/min*40m*5.5kw　2台		
		配水池	RC造　V=34.0m3				

１－10　車両保有状況

（令和３年４月１日現在）

番号	所属	ナンバー	車　名	車種区分	定員区分
1	001　総務課	ひ３００－１６２８	トヨタプリウス PHV	①	５人
2	001　総務課	せ３００－５１０６	トヨタハイエース	②	10 人
3	001　総務課	ち５０１－８１２８	ニッサンセレナ	②	８人
4	001　総務課	ほ５００－８６６０	トヨタカローラ	①	５人
5	001　総務課	て５０１－・３５４	トヨタカローラフィールダー	①	５人
6	001　総務課	む３００－７０２５	トヨタアルファード（町長車）	②	７人
7	001　総務課	よ４０　－９９４１	スズキキャリー（軽トラ）	④	２人
8	002　まちづくり課	の３００－７７１１	ニッサンリーフ（電気自動車）	①	５人
9	002　まちづくり課	え４８０－７５６９	スズキエブリィ	④	４人
10	003　防災安全課	せ５０１－４７８３	スズキジムニー（防災対策車）	①	４人
11	003　防災安全課	と５０１－３７３４	トヨタヴォクシー（福祉車両）	②	７人
12	003　防災安全課	け５８０－３２８１	スズキワゴン R（交通指導車）	①	５人
13	003　防災安全課	ぬ５０１－５１６３	トヨタノア	①	８人
14	004　税務地籍課	ほ５８０－１１５３	スズキエブリィ	④	４人
15	005　住民窓口課	と３００－６９３０	トヨタカルディナ	①	５人
16	005　住民窓口課	せ４００－５３３４	マツダファミリアバン	②	５人
17	005　住民窓口課	と５０１－３７３５	トヨタヴォクシー（福祉車両）	②	７人
18	006　すこやか健康課	つ５８０－２１７３	ホンダライフ G	①	４人
19	006　すこやか健康課	に５０１－８９９７	ニッサンノート	①	５人
20	006　すこやか健康課	ね３００－１７１４	トヨタプリウス	①	５人
21	006　すこやか健康課	さ４８０－３２２０	スズキエブリィ	④	４人
22	007　いきいき福祉課	ふ５８０－９９５７	スズキハスラー	①	４人
23	007　いきいき福祉課	ふ５８０－９９５８	スズキハスラー	①	４人
24	007　いきいき福祉課	ほ５８０－３７７８	スズキハスラー	①	４人
25	007　いきいき福祉課	ほ５８０－・６８７	ホンダ N-BOX	①	４人
26	007　いきいき福祉課	ほ５８０－２５４１	スズキワゴン R	①	４人
27	008　農林水産課	い４８０－１６８０	スズキエブリィ	④	４人
28	008　農林水産課	う４８０－８３９６	スズキキャリー（軽トラ）	④	２人
29	008　農林水産課	ひ５８０－・６３７	スズキエブリィ	④	４人
30	009　商工観光課	て５０１－５６４７	ニッサンセレナ	②	７人
31	009　商工観光課	く４８０－５３９１	トヨタピクシスバン	④	４人
32	010　建設課	の　５０－８５８５	スズキジムニー	①	４人
33	010　建設課	さ５８０－１０７５	スズキエブリィ	④	４人
34	011　くらし環境課	ふ　４０－４３０６	ダイハツハイゼット	④	４人
35	011　くらし環境課	く４８０－５５４３	ホンダアクティ	④	４人
36	011　くらし環境課	け４８０－３９０３	ダイハツハイゼットカーゴ	④	４人
37	011　くらし環境課	る　４０－４００３	ダイハツハイゼットカーゴ	④	４人

番号	所属	ナンバー	車　名	車種区分	定員区分
38	011　くらし環境課	ふ４００－５７９１	マツダボンゴバン	④	5人
39	011　くらし環境課	せ４００－９０２９	イスズエルフ（2t）	⑤	その他
40	011　くらし環境課	さ１００－５４８２	イスズエルフ（3t）	⑤	その他
41	011　くらし環境課	す１００－・１２２	イスズエルフ（4t）	⑤	その他
42	011　くらし環境課	さ８００－７８０６	イスズエルフ（給水車）	⑤	その他
43	012　しごと創生室	ほ３００－１２０３	ホンダベゼル	②	5人
44	013　議会事務局	は３００－５３３５	トヨタアルファードHV	②	7人
45	014　学校教育課	も３００－９８４３	トヨタカムリ	①	5人
46	014　学校教育課	こ４８０－８８０３	スズキエブリィ	④	4人
47	015　社会教育課	つ３００－６３４５	トヨタハイエース	②	10人
48	015　社会教育課	き４８０－２５３９	スズキキャリィ(軽トラ)	④	2人
49	015　社会教育課	ね５８０－５８９７	ダイハツミライース	①	4人
50	015　社会教育課	こ４８０－７６１２	ダイハツハイゼットカーゴクルーズ	④	4人
51	016　大飯図書館・郷土史料館	こ４８０－８７４３	スズキエブリィ	④	4人
52	017　給食センター	け４８０－７０１９	スズキエブリィ	④	4人
53	017　給食センター	さ１００－４９８３	アトラス（1.5t）	⑤	その他
54	017　給食センター	す１００－１４３５	アトラス（2t）	⑤	その他
55	017　給食センター	す１００－３９８７	イスズエルフ（1.5t）	⑤	その他
56	018　佐分利公民館	そ５８０－９４７７	スズキパレット	①	4人
57	019　大島公民館	こ４８０－２０１８	ダイハツハイゼット(軽トラ)	④	2人
58	020　保健福祉室	い４８０－４０９３	ダイハツハイゼット	④	4人
59	020　保健福祉室	こ４８０－２２１５	スズキエブリィ	④	4人
60	020　保健福祉室	み５００－５３１０	ニッサンマーチ（ヘルパー車）	①	5人
61	021　名田庄診療所	や５８０－２０７７	スズキハスラー	①	4人
62	021　名田庄診療所	て５００－９４８４	スズキジムニー	①	4人
63	022　名田庄こども園	め５８０－・５５３	ホンダN-BOX	①	4人
64	023　名田庄公民館	つ５８０－・９１４	ホンダN-BOX	①	4人
65	023　名田庄公民館	き４８０－２９０１	スズキキャリィ（軽トラ）	④	2人

注）乗用車区分：①乗用車(軽含む)、②バン・ワゴン、③マイクロバス、④小型貨物、⑤普通貨物

2　指定危険区域･箇所、観測所等

2－1　雨量観測所一覧表

（令和 2 年 2 月 1 日現在）

観測所名	種　類	所在地	所　属
小　　倉	テレメーター	おおい町名田庄小倉	小浜土木事務所
井　　上	〃	〃　名田庄井上	〃
堀　　越	〃	〃　名田庄納田終	〃
犬　　見	〃	〃　犬見 44-1-1	〃
鹿　　野	〃	〃　鹿野 32-35	〃
大津呂ダム	〃	〃　本郷 162-1-18	〃
若狭消防署 大飯分署	〃	〃　本郷 137-2-1	おおい町
川上公民館	〃	〃　川上 86-4	〃
はまかぜ 交流センター	〃	〃　大島 90-27	〃
大　　飯	アメダス	〃　本郷	福井地方気象台

2－2　雪量観測点一覧表

（令和 2 年 2 月 1 日現在）

土木事務所	路線名	観測点地先名	観測者	摘要	緯度	経度
小　浜	162 号	おおい町 納田終	納田終 積雪センサー	定点 気温	35-23-30-8	135-35-12-6
	162 号	おおい町 久坂	積雪センサー	路面 気温	35-23-45-5	135-41-06-3
	小浜綾部	おおい町 川上	川上 積雪センサー	定点 気温	35-26-15-8	135-32-02-5
	坂本高浜	おおい町 福谷	積雪センサー	路面 気温	35-26-02-9	135-39-12-3

2－3　水位観測所一覧表

（令和 2 年 3 月現在）

河川名	水防団 待機水位 （通報水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	氾濫 危険水位 （危険水位）	観測局 所在地	管　理　者
佐分利川	1.40 m	2.10 m	2.50 m	3.20 m	おおい町 本郷	小浜土木事務所
南　　川	2.10 m	3.70 m	無し	4.40 m	おおい町 名田庄小倉	〃
大津呂川	－	－	－	－	おおい町 本郷	河内川・大津呂ダム統合管理事務所

２－４　海岸保全区域一覧表

（令和2年2月1日現在）

海岸名	地　区 海岸名	保　　全　　区　　域	指定延長	面　　積
和田港	本　郷	（基点）大飯郡おおい町本郷第150字西ケ崎12番地南角から 西へ	3,931 m	185,540 ㎡

（資料：国土交通省所管分）

２－５　海岸保全区域一覧表

（令和2年2月1日現在）

沿岸名	海岸名	地区 海岸名	区域	指定年月日	告示番号	海岸 管理者	指定延長 （m）
若狭湾	大飯	大島第1	おおい町大島32号字神田28番地 ～34号字諏訪前７番地	S35.　3.29 S40.　6.29 S58.　9.　6	218 427 910	福井県	420
若狭湾	大飯	大島第2	おおい町大島34号字諏訪前６番地 ～37号字常谷22番地	S40.　6.29 S58.　9.　6	425 909	福井県	99
若狭湾	大飯	添	おおい町大島172号字添浦２番地 ～174号の１字大山東側１番地の１	S57.　10.12 H 3.　5.28	962 423	福井県	100

（資料：農林水産省構造改善局所管分）

２－６　漁港海岸保全区域一覧表

（令和2年2月1日現在）

海岸名	地区海岸名	海岸管理者	指定年月日	告示番号	指定延長	面　　積	備　　考
大　　島	大　　島	おおい町	H8.10.11	783	4,184m	425,009 ㎡	
本　　郷	本　　郷	おおい町	S50.3.28	222	623m	32,332 ㎡	

（資料：水産庁所管分）

２－７　砂防河川名一覧表

佐分川水系

番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名
1	田井谷川	9	大谷川及び支川	17	父子川	25	山田川
2	永谷川	10	久保谷川	18	鍛治大谷川	26	東条川
3	岸谷川	11	宮田谷川	19	野尻川	27	飛里谷川
4	鉱生谷川	12	北谷川	20	浄土川	28	村奥川
5	焼谷川	13	石山川及び支川	21	大津呂川及び支川	29	西谷川
6	新鞍川	14	鹿野川	22	犬見川		
7	堂渓川	15	佐畑川	23	佐分利川		
8	日正道谷川	16	万願寺川	24	新鞍谷川		

南川水系

番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名
1	合子ヶ谷川	18	隠谷川	35	蛇頭谷川	52	槇谷川
2	石河谷川	19	唐木谷川	36	白倉谷川	53	道木谷川及び支川
3	一ノ谷川	20	久田川	37	政谷川	54	南川
4	岩谷川	21	熊谷川	38	染ヶ谷川	55	南谷川（三重）
5	右近谷川	22	黒瀬奥谷川	39	大将軍谷川	56	南谷川（納田終）
6	梅左近谷川	23	見性寺谷川	40	棚橋谷川	57	虫谷川
7	梅ノ木谷川	24	小谷川（納田終）	41	堂の谷川	58	薬師奥谷川
8	うるし谷川	25	小谷川（口坂本）	42	永谷川	59	矢奈谷川
9	岡谷川及び支川	26	骨谷川	43	七谷川	60	矢渕谷川
10	奥谷川（奥坂本）	27	小福谷川	44	仁井谷川	61	和佐谷川
11	奥の谷川及び風呂の谷川	28	小松谷川	45	仁吾谷川	62	染ヶ谷
12	奥の谷川（口坂本）	29	古レ谷川	46	西谷川	63	中ノ谷川
13	押坂谷川	30	坂の谷川及び支川	47	野鹿谷川	64	東の谷川
14	尾ノ内谷川	31	坂本川	48	東谷川及び支川	65	伍明谷川
15	小和田谷川	32	大左近谷川	49	一ツ谷川	66	奥ノ谷川
16	貝谷川	33	佐野谷川	50	火の谷川	67	地蔵谷川
17	柿谷川	34	鹿野谷川	51	堀越谷川	68	長渕谷川

その他

番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名
1	長井川	3	神子谷川	5	犬見川	7	北谷川
2	西谷川	4	西犬見川	6	岡田川		

２－８　土石流危険箇所一覧表

（区分１：保全対象人家５戸以上、５戸未満の場合でも官公署、学校、病院等の施設のある場所に流入する渓流
区分２：保全対象人家１戸以上５戸未満の場所に流入する渓流）

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-14-1	1	南川		中ノ谷川	名田庄兵瀬	0.22	0.03	0.03	2.0	29（29）	8（8）			0（0）
2-14-2	1	南川			名田庄秋和	0.48	0.16	0.13	3.0	25（25）	7（7）		集会施設1(1)「秋和集会所1(1)」	6500（0）
2-14-3	1	南川	久田川		名田庄小倉畑	0.23	0.05	0.03	3.0	66（66）	18（18）		官公署1(1)「名田庄消防団第一部団第2部消防詰所1(1)」	2200（0）
2-14-5	1	南川	久田川		名田庄虫鹿野	0.11	0.02	0.02	2.0	22（22）	6（6）			500（0）
2-14-6	1	南川	久田川	奥の谷川	名田庄虫鹿野	0.40	0.08	0.07	2.0	18（18）	5（5）			0（0）
2-14-7	1	南川	久田川		名田庄木谷	0.37	0.15	0.15	4.0	18（0）	5（0）		集会施設1(1)「名田庄村公民館久田川分館木谷集会所1(1)」,県道35号線(小浜線)160m	0（0）
2-14-10	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄挙野	0.43	0.07	0.07	2.0	91（91）	25（25）		集会施設1(1)「挙野集会場1(1)」	16900（16900）
2-14-11	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄挙野	0.20	0.03	0.03	1.5	76（36）	21（10）		集会施設1(0)「挙野集会場1(0)」,寺1(1)「福寿寺1(1)」	0（0）
2-14-12	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄久坂	0.56	0.16	0.15	3.0	44（44）	12（12）			0（0）
2-14-13	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄久坂	0.32	0.05	0.05	2.0	51（7）	14（2）			0（0）
2-14-14	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄久坂	0.65	0.05	0.05	2.0	40（7）	11（2）			0（0）
2-14-15	1	南川	久田川	堂の谷川	名田庄久坂	0.44	0.05	0.05	2.0	25（15）	7（4）			0（0）
2-14-16	1	南川	槙谷川	堂の谷川	名田庄槙谷	1.00	0.53	0.39	4.0	7（7）	2（2）		集会施設1(1)「槙谷集落センター1(1)」	0（0）
2-14-17	1	南川	染ヶ谷川	堂の谷川	名田庄堂本	0.27	0.03	0.03	2.0	22（22）	6（6）			0（0）
2-14-18	1	南川	染ヶ谷川	見性寺谷川	名田庄堂本	0.13	0.04	0.04	2.0	15（15）	4（4）		集会施設1(1)「美川集会所1(1)」,寺1(1)「見性寺1(1)」,県道224号線(染ヶ谷)160m	100（0）
2-14-19	1	南川	染ヶ谷川	うるし谷川	名田庄堂本	0.57	0.16	0.16	2.0	18（18）	5（5）		県道224号線(染ヶ谷)100m	0（0）
2-14-20	1	南川			名田庄片内	0.32	0.14	0.10	2.0	44（44）	12（12）			10800（10800）
2-14-21	1	南川		梅左近谷川	名田庄中	1.41	0.38	0.35	4.0	76（76）	21（21）			15000（15000）

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-14-22	1	南川		柿谷川	名田庄中	1.25	0.46	0.39	3.0	62 (0)	17 (0)			172400 (172400)
2-14-23	1	南川			名田庄中	0.22	0.02	0.01	2.0	36 (0)	10 (0)		集会施設 1(1)「中公民館 1(1)」,寺 1(1)「永昌寺 1(1)」	1300 (1300)
2-14-24	1	南川			名田庄中	0.70	0.14	0.12	3.0	80 (36)	22 (10)		集会施設 1(0)「中公民館 1(0)」,寺 2(1)「妙応寺 1(1)」「永昌寺 1(0)」,その他 2(2)「(株)今川組 1(1)」「(株)三原組 1(1)」	26400 (25000)
2-14-25	1	南川			名田庄中	0.35	0.07	0.07	3.0	84 (69)	23 (19)			21100 (2800)
2-14-26	1	南川			名田庄佐野	0.18	0.03	0.02	2.0	22 (22)	6 (6)			1100 (1100)
2-14-27	1	南川		佐野谷川 伍明谷川	名田庄佐野	1.88	1.25	0.20	3.0	44 (44)	12 (12)			0 (0)
2-14-28	1	南川		南谷川	名田庄 南	0.59	0.20	0.18	4.0	33 (33)	9 (9)			23000 (23000)
2-14-29	1	南川		小谷川	名田庄南	0.30	0.45	0.45	8.0	29 (0)	8 (0)			23100 (100)
2-14-30	1	南川		骨谷川	名田庄小和田	2.22	1.81	1.26	1.5	0 (0)	0 (0)		官公署 1(1)「名田庄村民俗資料館 1(1)」,集会施設 1(1)「大和田集落センター1(1)」,宿泊施設 1(1)「村営ホテル流星館(1)」,その他 2(2)「暦会館 1(1)」「レストラン銀河 1(1)」	0 (0)
2-14-31	1	南川		堀越谷川	名田庄棚橋	2.37	3.67	2.77	7.0	18 (18)	5 (5)			5300 (5300)
2-14-32	1	南川		和佐谷川	名田庄中野	2.55	1.50	1.45	5.0	22 (22)	6 (6)			5000 (5000)
2-14-36	1	南川			名田庄棚橋	0.08	0.02	0.02	2.0	29 (29)	8 (8)		県道名田庄綾部線 120m	0 (0)
2-14-37	1	南川		棚越谷川	名田庄棚橋	7.74	0.29	0.29	3.0	33 (33)	9 (9)		県道名田庄綾部線 160m	0 (0)
2-14-38	1	南川		右近谷川	名田庄小和田	1.20	0.60	0.19	4.0	15 (15)	4 (4)		集会施設 1(0)「小和田集落センター1(0)」,県道名田庄綾部線 120m	17700 (17700)
2-14-39	1	南川		小和田谷川	名田庄小和田	0.65	0.15	0.14	3.0	36 (36)	10 (10)		県道名田庄綾部線 120m	24300 (24300)

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-14-40	1	南川		薬師奥谷川	名田庄白星	0.67	0.20	0.17	4.0	33 (33)	9 (9)		寺 2(2)「薬師堂 1(1)」「禅定寺 1(1)」,国道 162 号線 180m	41100 (0)
2-14-41	1	南川			名田庄白星	0.35	0.03	0.03	2.0	11 (0)	3 (0)		寺 1(0)「禅定寺 1(0)」,国道 162 号線 20m	0 (0)
2-14-42	1	南川		仁井谷川	名田庄白星	0.19	0.09	0.06	3.0	25 (25)	7 (7)		国道 162 号線 120m	6100 (0)
2-14-44	1	南川	坂本川		名田庄虫野	1.00	0.50	0.42	2.0	0 (0)	0 (0)		その他 1(1)「名田庄村森林組合小径木丸田加工場 1(1)」,県道 16 号線(高浜線)0m	0 (0)
2-14-45	1	南川	坂本川	蛇頭谷川	名田庄蛇頭	0.56	0.14	0.12	2.0	33 (33)	9 (9)		県道 16 号線(高浜線)120m	1300 (0)
2-14-46	1	南川	坂本川	小谷川	名田庄小谷	1.80	1.06	0.29	3.0	22 (22)	6 (6)		県道 16 号線(高浜線)170m	4500 (0)
2-14-47	1	南川		黒瀬奥谷川	名田庄黒瀬	1.73	0.56	0.16	2.0	36 (36)	10 (10)		官公署 1(1)「奥名田郵便局 1(1)」,集会施設 1(1)「坂本集落開発センター(名田庄村公民館・坂本ふるさと図書館)1(1)」	0 (0)
2-14-48	1	南川			名田庄朝比	0.15	0.03	0.03	2.0	25 (25)	7 (7)		国道 162 号線 140m	300 (0)
2-14-49	1	南川		大将軍谷川	名田庄井上	0.57	0.13	0.09	2.0	18 (18)	5 (5)		官公署 1(1)「名田庄消防団第三部団第七詰所 1(1)」,集会施設 1(1)「名田庄村公民館井上分館、井上農林開発センター1(1)」	0 (0)
2-14-50	1	南川		風呂の谷川	名田庄井上	0.92	0.28	0.26	3.0	29 (22)	8 (6)		官公署 1(0)「名田庄消防団第三部団第七詰所 1(0)」,国道 162 号線 160m	200 (0)
2-14-51	1	南川		奥の谷川	名田庄井上	0.65	0.04	0.04	3.0	102 (84)	28 (23)	医療提供施設 1(1)「名田庄診療所 1(1)」	国道 162 号線 220m	300 (0)
2-14-52	1	南川			名田庄井上	0.29	0.05	0.05	2.0	73 (36)	20 (10)	医療提供施設 1(0)「名田庄診療所 1(0)」	国道 162 号 180m	0 (0)
2-14-53	1	南川		岡谷川	名田庄西谷	0.75	1.39	0.06	1.0	51 (51)	14 (14)			10000 (0)
2-14-54	1	南川		西谷川	名田庄西谷	1.45	1.09	0.20	3.0	58 (55)	16 (15)			200 (0)
2-14-55	1	南川	西谷川	東谷川	名田庄西谷	0.52	0.13	0.04	2.0	18 (0)	5 (0)			200 (0)

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-14-56	1	南川			名田庄上条	0.51	0.05	0.04	5.0	25 (25)	7 (7)			500 (0)
2-14-57	1	南川		坂の谷川	名田庄上条	0.88	0.11	0.11	3.0	189 (189)	52 (52)		国道 162 号線 380m	3000 (0)
2-14-58	1	南川	坂の谷川	岩谷川	名田庄上条	0.90	0.22	0.20	3.0	18 (18)	5 (5)			0 (0)
2-14-59	1	南川	坂の谷川		名田庄上条	0.36	0.09	0.06	2.0	40 (40)	11 (11)		官公署 1(1)「NTT 名田庄電話交換局 1(1)」,集会施設 2(2)「名田庄村生活改善センター1(1)」「公民館下分館 1(1)」,寺 1(1)「清福寺 1(1)」	0 (0)
2-14-60	1	南川			名田庄中條	0.53	0.13	0.11	2.0	29 (29)	8 (8)		国道 162 号線 150m	2500 (0)
2-14-61	1	南川			名田庄下條	1.26	0.34	0.15	3.0	36 (36)	10 (10)		国道 162 号線 160m	5000 (0)
2-14-62	1	南川			名田庄下条	0.63	0.16	0.16	3.0	36 (0)	10 (0)		国道 162 号線 140m	13600 (13600)
2-14-63	1	南川			名田庄下条	0.42	0.11	0.11	2.0	0 (0)	0 (0)		教育施設 2(2)「名田庄中学校 1(1)」「名田庄小学校 1(1)」,宿泊施設 1(1)「名田庄村教員宿舎 1(1)」,その他「奥名田第一浄化センター1(1)」,国道 162 号線 60m	0 (0)
2-14-64	1	南川			名田庄小倉	0.12	0.03	0.04	2.0	62 (62)	17 (17)		国道 162 号線 200m	2700 (2700)
2-14-65	1	南川			名田庄小倉	0.38	0.12	0.10	2.0	69 (15)	19 (4)		寺 1(1)「三界萬霊寺東光院 1(1)」,国道 162 号線 160m	0 (0)
2-14-66	1	南川			名田庄小倉	0.12	0.03	0.03	2.0	66 (0)	18 (0)		寺 1(0)「三界萬霊寺東光院 1(0)」,国道 162 号線 160m	0 (0)
2-14-67	1	南川			名田庄久坂	0.27	0.06	0.06	2.5	4 (4)	1 (1)		集会施設 1(1)「名田庄あきない館 1(1)」,その他 2(2)「小浜土木事務所小倉除雪基地 1(1)」「名田庄商会 1(1)」,国道 162 号線 90m	12300 (12300)

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-14-68	1	南川			名田庄久坂	0.15	0.02	0.02	2.0	11 (11)	3 (3)		官公署 9(9)「若狭消防署名田庄分署 1(1)」「名田庄消防団本部 1(1)」「名田庄村役場 1(1)」「名田庄森林組合 1(1)」「JA わかさ支店 1(1)」「JA わかさ名田庄 SS1(1)」「名田庄郵便局 1(1)」「名田庄観光館 1(1)」「名田庄村図書館 1(1)」,その他 3(3)「森下木材工業(株)1(1)」「八峯建設(株)1(1)」「福井銀行名田庄支店 1(1)」,国道 162 号線 190m	0 (0)
2-14-69	1	南川			名田庄久坂	0.16	0.02	0.02	3.0	25 (25)	7 (7)		寺 1(1)「妙善寺 1(1)」	0 (0)
2-14-70	1	南川			名田庄山田	0.26	0.06	0.06	3.0	29 (29)	8 (8)		集会施設 1(1)「山田生活改善センター1(1)」	0 (0)
2-14-71	1	南川		南谷川	名田庄尾之内	0.47	0.07	0.06	3.0	69 (69)	19 (19)			9900 (9900)
2-14-72	1	南川		尾ノ内谷川	名田庄尾之内	0.77	0.15	0.09	3.0	95 (80)	26 (22)		集会施設 1(1)「尾乃内集会所 1(1)」,寺 1(1)「性山禅寺 1(1)」	12200 (3200)
2-14-73	1	南川			名田庄三重	0.17	0.04	0.02	2.0	18 (18)	5 (5)			13600 (13600)
2-14-74	1	南川		川谷川 梅ノ木谷川 近谷川	名田庄三重	0.87	0.19	0.15	3.0	80 (69)	22 (19)		寺 2(2)「金峰山賓積寺 1(1)」「普門山慈眼禅寺 1(1)」	700 (0)
2-14-77	1	南川	槙谷川	政谷川	名田庄槙谷	0.97	0.35	0.15	3.0	11 (11)	3 (3)		寺 1(1)「慶雲寺 1(1)」	0 (0)
2-14-84	1	南川	坂本川		名田庄大滝	0.25	0.06	0.06	1.5	0 (0)	0 (0)		神社 1(1)「賀茂神社 1(1)」,県道 16 号線(高浜線)70m	300 (0)
2-14-89	1	南川	染ヶ谷川		名田庄染ヶ谷	1.03	0.04	0.00	5.0	0 (0)	0 (0)		その他 1(1)「八ヶ峰家族旅行村 1(1)」,県道 224 号(小倉線)180m	0 (0)
2-14-91	1	南川		古レ谷北川	名田庄小倉	0.10	5.75	4.32	3.0	4 (4)	1 (1)		その他 3(3)「ナカダ産業(株)1(1)」「ハヤカワ商事(株)1(1)」「(有)堂脇鉄建工場 1(1)」	6400 (6400)

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-14-92	1	南川			名田庄小倉	0.33	0.40	0.28	2.5	4 (0)	1 (0)		その他 3(0)「ナカダ産業(株)1(0)」「ハヤカワ商事(株)1(0)」「(有)堂脇鉄建工場 1(0)」	4500 (2000)
2-14-93	1	南川			名田庄下條	0.69	2.29	1.22	2.0	0 (0)	0 (0)		その他 1(1)「(株)日誠機械製作所 1(1)」	0 (0)
2-14-94	1	南川			名田庄黒瀬	0.27	0.57	0.57	1.2	0 (0)	0 (0)		その他 3(0)「名田庄バイオティック(株)1(0)」「名田庄シイタケ出荷事業協同組合 1(0)」「ユニオンマッシュ名田庄 1(0)」	0 (0)
2-14-95	1	南川			名田庄下條	0.24	0.36	0.36	2.0	0 (0)	0 (0)		その他 3(3)「名田庄バイオティック(株)1(1)」「名田庄シイタケ出荷事業協同組合 1(1)」「ユニオンマッシュ名田庄 1(1)」	0 (0)
2-14-96	1	南川	坂本川		名田庄蛇頭	0.23	0.04	0.00	1.0	33 (0)	9 (0)		県道 16 号線(高浜線)130m	1300 (0)
2-17-1	1	佐分利川	佐分利川	本郷3	本郷	0.06	0.04	0.03	6.5	0 (0)	0 (0)		潮音院 1(1),市町村道 80m	0 (0)
2-17-2	1	佐分利川	佐分利川	山田1	山田	0.14	0.04	0.04	6.0	19 (19)	7 (7)		市町村道 80m	6400 (6400)
2-17-3	1	佐分利川	佐分利川	山田川	山田	0.70	0.63	0.52	5.5	47 (27)	17 (10)		玉昭寺 1(1),生活改善センター1(1),市町村道 600m	11000 (4600)
2-17-5	1	佐分利川	佐分利川	野尻川	野尻	1.27	1.28	1.23	10.0	66 (66)	24 (24)		県道岡田深谷線 1000m	4100 (4100)
2-17-6	1	佐分利川	佐分利川	野尻3	野尻	0.34	0.09	0.09	5.5	30 (30)	11 (11)		西広寺 1(1),市町村道 410m	11500 (11500)
2-17-7	1	佐分利川	佐分利川	父子2	父子	0.70	0.58	0.48	5.0	14 (14)	5 (5)		市町村道 270m	1700 (1700)
2-17-9	1	佐分利川	佐分利川	父子川 鍛治大谷川	父子	0.72	1.39	1.22	4.5	49 (38)	18 (14)		静志神社 1(1),憩いの家 1(1)	40000 (32800)
2-17-10	1	佐分利川	佐分利川	父子4	父子	0.23	0.14	0.14	2.0	11 (0)	4 (0)		寺 1(1)	0 (0)
2-17-11	1	佐分利川	佐分利川	神崎1	神崎	0.62	0.25	0.20	3.3	25 (25)	9 (9)		市町村道 250m	1100 (1100)
2-17-12	1	佐分利川	佐分利川	神崎2	神崎	0.83	0.43	0.37	9.0	30 (22)	11 (8)		熊野神社 1(1),神崎環境整備センター 1(1),寺 1(1)	0 (0)

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-17-13	1	佐分利川	佐分利川	鹿野川	鹿野	1.13	0.68	0.53	7.0	101（101）	37（37）		佐分利小学校1(1),鹿野多目的研修会館1(1)	53665 (53665)
2-17-14	1	佐分利川	佐分利川		鹿野	0.79	0.16	0.14	9.5	112（36）	41（13）		佐分利小学校1(0),鹿野多目的研修会館1(0),佛燈寺1(1)	42534 (17014)
2-17-15	1	佐分利川	佐分利川		小車田	1.04	0.33	0.26	8.0	41（41）	15（15）			23036 (23037)
2-17-16	1	佐分利川	佐分利川	石山川	石山	0.85	0.85	0.58	2.0	112（112）	41（41）	佐分利保育園1(1),佐分利診療所1(1)	佐分利郵便局JAわかさ佐分利支店1(1),佐分利交番1(1),NTT電話交換局1(1),西方寺1(1),石山集落生活改善センター1(1),大飯消防団第二分団詰所1(1),主要地方道小浜・綾部線、坂本・高浜線1125m	35714 (35714)
2-17-17	1	佐分利川	佐分利川		石山	0.06	0.01	0.01	2.0	14（5）	5（2）		浄土寺1(1),旅館久兵衛1(1)	7868 (6294)
2-17-18	1	佐分利川	佐分利川	久保谷川 宮田谷川	久保	1.81	1.37	0.98	4.0	90（90）	33（33）		久保生活改善協同センター(久保おしゃか堂)1(1)	16391 (16391)
2-17-19	1	佐分利川	佐分利川	道渓川	川上	0.50	0.05	0.04	7.0	5（5）	2（2）		善應寺1(1),主要地方道小浜・綾部線90m	5823 (5823)
2-17-20	1	佐分利川	佐分利川		川上	0.20	0.05	0.04	3.0	11（5）	4（2）		善應寺1(0),主要地方道小浜・綾部線130m	4279 (3423)
2-17-21	1	佐分利川	佐分利川		川上	0.11	0.01	0.01	3.0	16（16）	6（6）		川上公民館1(1)JAわかさ川上出張所1(1),福井鉄道川上バス停留所1(1),主要地方道小浜・綾部線110m	1953 (1953)
2-17-23	1	佐分利川	佐分利川		川上	0.25	0.23	0.15	2.0	14（14）	5（5）			29534 (29534)
2-17-25	1	佐分利川	佐分利川	佐分利川	川上	1.02	0.61	0.39	3.5	36（36）	13（13）			46474 (46474)
2-17-26	1	佐分利川	佐分利川	鉱生谷川	川上	0.56	0.57	0.36	2.5	36（0）	13（0）			48251 (24125)
2-17-28	1	佐分利川	佐分利川		三森	0.20	0.07	0.05	9.0	19（19）	7（7）		三森多目的研修会館1(1),バス停留所1(1)主要地方道小浜・綾部線160m	17513 (17513)
2-17-29	1	佐分利川	佐分利川		安川	0.25	0.13	0.08	6.0	19（19）	7（7）			26560 (26560)

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-17-30	1	佐分利川	佐分利川		安川	0.14	0.02	0.02	2.0	14 (0)	5 (0)			3976 (795)
2-17-31	1	佐分利川	佐分利川	北谷川	福谷	0.57	0.24	0.14	2.0	47 (47)	17 (17)			20701 (20701)
2-17-32	1	佐分利川	佐分利川		福谷	0.54	0.18	0.16	7.0	49 (5)	18 (2)			20285 (2029)
2-17-33	1	佐分利川	佐分利川		福谷	0.50	0.28	0.23	8.0	25 (22)	9 (8)		主要地方道小浜・綾部線 60m	13449 (12104)
2-17-34	1	佐分利川	佐分利川	佐畑川	佐畑	0.69	0.36	0.24	3.0	16 (16)	6 (6)		佐畑区ふれあい会館 1 (1)	6773 (6773)
2-17-35	1	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.58	0.35	0.21	1.5	27 (27)	10 (10)		笹谷公民館 1(1)	36132 (36132)
2-17-36	1	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.97	0.29	0.23	2.0	36 (30)	13 (11)		笹谷公民館 1(0)	28765 (14383)
2-17-37	1	佐分利川	佐分利川		佐谷	0.40	0.24	0.18	10.0	30 (8)	11 (3)		笹谷公民館 1(0)	52211 (20885)
2-17-38	1	佐分利川	佐分利川		岡安	0.07	0.03	0.01	5.0	33 (33)	12 (12)		幽喬会館 1(1),依居神社 1(0)	2611 (2611)
2-17-39	1	佐分利川	佐分利川		岡安	0.45	0.24	0.13	5.0	115 (85)	42 (31)		幽喬会館 1(0),依居神社 1(0),おおい町岡安地区消防分団第二分団第三班 1(1)	16930 (11851)
2-17-40	1	佐分利川	佐分利川	東条川	岡安	0.47	0.20	0.15	1.0	74 (0)	27 (0)		幽喬会館 1(0),依居神社 1(0),おおい町岡安地区消防分団第二分団第三班 1(0)	16729 (5019)
2-17-41	1	佐分利川	佐分利川		岡安	0.20	0.05	0.02	10.0	36 (8)	13 (3)			12120 (6060)
2-17-42	1	佐分利川	佐分利川		岡安	0.10	0.03	0.02	8.0	16 (8)	6 (3)			7689 (2307)
2-17-44	1	佐分利川	佐分利川	広岡1	広岡	0.23	0.10	0.09	2.5	25 (25)	9 (9)		八幡神社 1(1),市町村道 430m	5600 (5600)
2-17-45	1	佐分利川	佐分利川	万願寺1	万願寺	0.46	0.37	0.36	4.3	52 (52)	19 (19)		万願寺公民館 1(1),寺 1(1),市町村道 350m	2600 (2600)
2-17-46	1	佐分利川	佐分利川	万願寺川	万願寺	0.34	0.17	0.16	6.5	63 (14)	23 (5)		意足寺 1(1),市町村道 120m	3000 (100)
2-17-47	1	佐分利川	佐分利川	岡田1	岡田	0.18	0.06	0.05	5.0	0 (0)	0 (0)		大飯中学校 1(1),市町村道 110m	0 (0)
2-17-48	1	佐分利川	佐分利川	岡田3	岡田	0.22	0.15	0.14	4.5	3 (0)	1 (0)		若州一滴文庫 1(0)	8900 (8900)
2-17-49	1	佐分利川	佐分利川	岡田4	岡田	0.06	0.02	0.01	7.0	16 (16)	6 (6)		市町村道 90m	1200 (1200)
2-17-50	1	佐分利川	佐分利川	岡田川	岡田	0.54	0.42	0.36	5.5	99 (82)	36 (30)		西安禅寺 1(1),市町村道 160m	1500 (300)

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-17-52	1	佐分利川	佐分利川	北谷川	岡田	0.19	0.11	0.10	3.0	58 (11)	21 (4)		若宮神社 1(1),公民館 1(1),市町村道 500m	1000 (300)
2-17-53	1	佐分利川	佐分利川	岡田6	岡田	0.24	0.06	0.05	7.5	52 (16)	19 (6)		市町村道 220m	300 (300)
2-17-54	1	佐分利川	佐分利川	岡田7	岡田	0.16	0.03	0.03	7.0	14 (14)	5 (5)		市町村道 70m	5100 (5100)
2-17-58	1	佐分利川	佐分利川		久保	0.23	0.13	0.09	2.0	16 (14)	6 (5)			19618 (18637)
2-17-69	1	佐分利川	佐分利川	本郷4	本郷	0.09	0.02	0.02	12.0	55 (55)	20 (20)		市町村道 70m	0 (0)
2-17-70	1	佐分利川	佐分利川	本郷5	本郷	0.11	0.03	0.03	6.7	0 (0)	0 (0)		エコターミナル 1(1)	0 (0)
2-17-71	1	佐分利川	佐分利川	大津呂川	山田	1.00	1.61	1.46	3.5	0 (0)	0 (0)		大津呂浄水場 1(1)	0 (0)
2-17-73	1	佐分利川	佐分利川	野尻2	野尻	0.15	0.01	0.01	6.5	16 (0)	6 (0)		県道岡田深谷線 90m	200 (0)
2-17-74	1	佐分利川	佐分利川	父子1	父子	0.21	0.03	0.02	2.5	0 (0)	0 (0)		海元寺 1(1)	0 (0)
2-17-82	1	佐分利川	佐分利川		佐畑	0.22	0.04	0.01	2.0	0 (0)	0 (0)		佐分利公民館 1(1),ふるさと交流センター1(1),レストランえにし 1(1)	0 (0)
2-17-83	1	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.06	0.01	0.01	4.0	14 (3)	5 (1)			2375 (238)
2-17-86	1	佐分利川	佐分利川		岡安	0.06	0.01	0.00	8.0	3 (3)	1 (1)		実相寺 1(1),岡安地区研修会館 1(1)	0 (0)
2-17-87	1	佐分利川	佐分利川	万願寺2	万願寺	0.09	0.02	0.02	7.0	47 (3)	17 (1)		市町村道 270m	2900 (300)
2-17-88	1	佐分利川	佐分利川	岡田2	岡田	0.19	0.03	0.03	6.0	3 (3)	1 (1)		若州一滴文庫 1(1),市町村道 60m	1200 (1200)
3-1	1			小堀1	小堀	0.42	0.28	0.28	3.8	52 (52)	19 (19)		小堀区生活改善ｾﾝﾀｰ 1(1),向陽寺 1(1),市町村道 250m	6500 (6500)
3-2	1			犬見川	犬見	0.91	0.40	0.30	10.0	79 (19)	29 (7)		犬見区集落農業集会所 1(1),県道犬見崎和田線 150m,排水処理場 1(1)	11500 (11500)
3-3	1			浦底3	浦底	0.22	0.16	0.14	4.5	0 (0)	0 (0)		清雲寺 1(1),大谷旅館 1(1),森本旅館 1(1),市町村道 200m	8400 (6000)
3-4	1			浦底4	浦底	0.13	0.06	0.05	4.0	16 (16)	6 (6)		大島旅館 1(1),沢山旅館 1(1),県道赤礁崎公園線 120m,市町村道 50m	6800 (6800)
3-5	1			西村1	西村	0.06	0.02	0.02	1.5	41 (41)	15 (15)		常禅寺 1(1),民宿中西 1(1),まえもと旅館 1(1),田中旅館 1(1),市町村道 160m	1700 (1700)

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
3-7	1			畑村2	畑村	0.27	0.08	0.08	3.0	11 (11)	4 (4)		民宿森下1(1),福井旅館1(1),高本旅館1(1),県道赤礁崎公園線190m,市町村道140m	300 (300)
3-8	1			脇今安1	脇今安	0.26	0.07	0.06	2.0	44 (44)	16 (16)		海岸禅寺1(1),福祉学園1(1),集落センター1(1),改善センター1(1),大谷旅館1(1),池上旅館1(1),大江旅館1(1),県道赤礁崎公園線300m,市町村道150m	7500 (7500)
3-9	1			脇今安2	脇今安	0.12	0.03	0.03	4.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所1(1),その他の道120m	0 (0)
3-10	1			脇今安3	脇今安	0.22	0.04	0.04	6.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所1(0),その他の道250m	0 (0)
3-11	1			脇今安4	脇今安	0.19	0.02	0.02	3.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所1(0),その他の道130m	0 (0)
3-12	1			脇今安5	脇今安	0.48	0.18	0.17	5.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所1(0),その他の道400m	0 (0)
3-15	1			脇今安6	脇今安	0.16	0.02	0.02	6.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所1(0),その他の道50m	0 (0)
3-16	1			脇今安7	脇今安	0.20	0.06	0.06	5.0	0 (0)	0 (0)		大飯原子力発電所1(0),その他の道70m	0 (0)
3-19	1			西犬見川	犬見	0.87	1.31	1.15	5.7	60 (60)	22 (22)		犬見区集落農業集会所1(0),排水処理場1(0),県道犬見崎和田線900m	63000 (63000)
3-20	1			犬見3	犬見	0.26	0.06	0.05	5.0	8 (0)	3 (0)		八幡神社1(1)	0 (0)
3-24	1			浦底2	浦底	0.24	0.13	0.11	5.0	0 (0)	0 (0)		大谷旅館1(0),その他の道280m	10000 (10000)
3-25	1			畑村1	畑村	0.21	0.03	0.03	6.5	0 (0)	0 (0)		畑村区集落センター1(1),市町村道290m	1300 (1300)
2-14-4	2	南川	久田川	矢渕谷川	名田庄虫鹿野	1.02	0.65	0.34	2.0	15 (15)	4 (4)		県道35号線(小浜線)240m	8000 (0)
2-14-9	2	南川	久田川	火の谷川	名田庄拳野	0.72	0.31	0.12	10.0	11 (11)	3 (3)		県道35号線(小浜線)150m	3000 (0)
2-14-33	2	南川			名田庄老佐近	0.35	0.05	0.05	3.0	11 (11)	3 (3)		県道名田庄綾部線130m	59500 (59500)
2-14-34	2	南川			名田庄老佐近	0.12	0.11	0.11	3.0	7 (0)	2 (0)		県道名田庄綾部線150m	67000 (0)
2-14-35	2	南川			名田庄中野	0.27	0.06	0.06	1.5	4 (4)	1 (1)		県道名田庄綾部線70m	14100 (14100)

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-14-43	2	南川	坂本川	奥谷川	名田庄大滝	2.06	1.13	0.26	3.0	15 (15)	4 (4)		県道 16 号線(高浜線)250m	3000 (0)
2-14-75	2	南川	久田川		名田庄小倉畑	0.92	0.30	0.30	4.0	4 (4)	1 (1)			200 (0)
2-14-76	2	南川	虫谷川	熊谷川	名田庄虫谷	0.62	0.23	0.20	2.0	11 (4)	3 (1)			0 (0)
2-14-78	2	南川	槙谷川		名田庄槙谷	0.80	0.41	0.35	1.0	7 (7)	2 (2)			0 (0)
2-14-79	2	南川		一ツ谷	名田庄佐野	4.12	6.30	3.86	4.0	4 (4)	1 (1)			4200 (4200)
2-14-80	2	南川			名田庄坂尻	0.37	0.13	0.13	4.0	4 (4)	1 (1)		国道 162 号線 180m	3300 (3300)
2-14-81	2	南川			名田庄坂尻	0.37	0.12	0.12	10.0	4 (4)	1 (1)			5200 (3100)
2-14-82	2	南川			名田庄中野	0.35	0.06	0.06	1.5	15 (15)	4 (4)			1200 (1200)
2-14-83	2	南川			名田庄中野	0.12	0.02	0.02	0.3	11 (0)	3 (0)			500 (500)
2-14-85	2	南川	坂本川		名田庄虫野	0.32	0.08	0.08	1.5	7 (7)	2 (2)		県道 16 号線(高浜線)150m	12500 (0)
2-14-86	2	南川			名田庄中条	0.25	0.03	0.03	2.0	7 (7)	2 (2)		国道 162 号線 80m	0 (0)
2-14-87	2	南川			名田庄山田	0.07	0.01	0.01	2.0	7 (4)	2 (1)			0 (0)
2-14-88	2	南川			名田庄久坂	0.28	0.04	0.03	1.0	7 (7)	2 (2)			13000 (0)
2-14-90	2	南川			名田庄槙谷	0.34	0.38	0.38	3.0	4 (4)	1 (1)			0 (0)
2-17-4	2	佐分利川	佐分利川	浄土川	山田	0.49	0.20	0.19	3.5	11 (0)	4 (0)		市町村道 200m	2600 (0)
2-17-8	2	佐分利川	佐分利川	父子3	父子	0.51	0.51	0.44	5.3	11 (11)	4 (4)		市町村道 900m	16500 (16500)
2-17-22	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.16	0.03	0.02	12.0	11 (11)	4 (4)		主要地方道小浜・綾部線 60m	3966 (3966)
2-17-24	2	佐分利川	佐分利川	兵間谷川	川上	0.90	0.58	0.35	3.5	8 (8)	3 (3)			31207 (31207)
2-17-27	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.06	0.02	0.02	1.5	8 (0)	3 (0)			1287 (257)
2-17-51	2	佐分利川	佐分利川	岡田5	岡田	0.07	0.01	0.01	3.0	11 (0)	4 (0)		市町村道 20m	600 (0)
2-17-55	2	佐分利川	佐分利川	本郷2	本郷	0.14	0.02	0.02	8.0	8 (8)	3 (3)		市町村道 60m	400 (0)
2-17-56	2	佐分利川	佐分利川	父子5	父子	0.19	0.06	0.06	4.5	8 (8)	3 (3)		市町村道 120m	900 (900)
2-17-57	2	佐分利川	佐分利川		石山	0.13	0.03	0.02	1.0	5 (5)	2 (2)			921 (921)
2-17-59	2	佐分利川	佐分利川	新鞍谷川	川上	0.85	0.33	0.21	4.0	11 (11)	4 (4)		主要地方道小浜・綾部線 120m	3323 (1994)
2-17-60	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.34	0.10	0.04	7.0	8 (0)	3 (0)			6885 (4131)
2-17-61	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.33	0.21	0.11	5.0	8 (8)	3 (3)			4825 (4825)

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要				保全対象				
						渓流長(km)	流域面積(km^2)	発生流域面積(km^2)	川幅(m)	人口(人)	人家戸数(戸)	要配慮者利用施設	左記以外の公共施設等	耕地面積(m^2)
2-17-62	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.23	0.04	0.02	2.0	5 (5)	2 (2)			473 (449)
2-17-63	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.25	0.04	0.02	5.0	3 (3)	1 (1)			0 (0)
2-17-64	2	佐分利川	佐分利川		三森	0.24	0.11	0.07	2.0	3 (3)	1 (1)		主要地方道小浜・綾部線 110m	17362 (17362)
2-17-65	2	佐分利川	佐分利川		福谷	0.08	0.04	0.03	8.0	14 (14)	5 (5)			1932 (1932)
2-17-66	2	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.08	0.05	0.03	2.0	8 (8)	3 (3)			16840 (16841)
2-17-67	2	佐分利川	佐分利川	万願寺3	万願寺	0.35	0.14	0.14	4.0	11 (11)	4 (4)		市町村道 320m	4900 (4900)
2-17-68	2	佐分利川	佐分利川	本郷1	本郷	0.11	0.01	0.01	8.0	5 (5)	2 (2)		市町村道 50m	500 (500)
2-17-72	2	佐分利川	佐分利川	野尻1	野尻	0.10	0.02	0.02	10.0	5 (5)	2 (2)		市町村道 120m	0 (0)
2-17-75	2	佐分利川	佐分利川		小車田	0.22	0.02	0.01	5.5	5 (0)	2 (0)			4803 (3362)
2-17-76	2	佐分利川	佐分利川		三森	0.16	0.03	0.03	1.5	3 (3)	1 (1)			4071 (4071)
2-17-77	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.16	0.03	0.02	2.0	5 (5)	2 (2)			7297 (7298)
2-17-78	2	佐分利川	佐分利川	日正道谷川	川上	1.08	0.26	0.12	1.5	3 (3)	1 (1)			8247 (8247)
2-17-79	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.20	0.02	0.02	1.5	5 (5)	2 (2)			6071 (6071)
2-17-80	2	佐分利川	佐分利川		川上	0.13	0.03	0.02	5.0	3 (3)	1 (1)			504 (504)
2-17-81	2	佐分利川	佐分利川		佐畑	0.26	0.03	0.02	5.0	3 (3)	1 (1)			0 (0)
2-17-84	2	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.20	0.03	0.03	3.5	8 (0)	3 (0)			5296 (530)
2-17-85	2	佐分利川	佐分利川		笹谷	0.17	0.02	0.02	3.0	8 (0)	3 (0)			7153 (358)
2-17-89	2	佐分利川	佐分利川	本郷6	本郷	0.21	0.05	0.04	5.3	11 (11)	4 (4)		市町村道 100m	400 (400)
3-17	2			犬見1	犬見	0.45	0.23	0.22	5.0	3 (3)	1 (1)		県道犬見崎和田線 140m	0 (0)
3-18	2			犬見2	犬見	0.26	0.10	0.09	3.0	3 (3)	1 (1)		県道犬見崎和田線 130m	0 (0)
3-21	2			犬見4	犬見	0.09	0.04	0.04	6.5	3 (0)	1 (0)		市町村道 90m	700 (700)
3-22	2			犬見5	犬見	0.09	0.09	0.08	3.0	3 (3)	1 (1)		県道赤礁崎公園線 140m	0 (0)
3-23	2			浦底1	浦底	0.12	0.07	0.06	4.0	3 (3)	1 (1)		その他の道 250m	7500 (7500)

２－９　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

（危険箇所区分１：人家の数が５戸以上又は５戸以下でも公共施設のある箇所
危険箇所区分２：人家の数が１～４戸の箇所）

箇所番号	危険箇所区分	斜面区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度(°)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
708	1	自然	東宮上	大島	135	30	30	0	学校、児童福祉施設	県道
709	1	自然	家戸の奥	岡田	270	35	12	10		
710	1	自然	館山	本郷	520	40	15	17	公民館	河川
711	1	自然	狭間	大島	100	30	9	7		
712	1	自然	奥居恵野	三森	85	34	15	6		
713	1	自然	前田	川上	220	40	15	5		
714	1	自然	東位屋谷	野尻	230	31	20	15		県道
716	1	自然	堰口	川上	110	33	45	5		
717	1	自然	寺下	父子	200	30	37	6		
718	1	自然	畑村(1)	大島	220	35	30	17	宿泊所	
719	1	自然	河村(1)	大島	210	40	15	11	宿泊所	
766	1	自然	川上(1)	川上	235	36	35	9		県道
767	1	自然	川上(2)	川上	255	35	20	5		
9800	1	自然	浦底(1)	大島浦底	65	37	37	2	宿泊所	
9801	1	自然	浦底(2)	大島浦底	90	33	17	3	宿泊所	県道
9802	1	自然	浦底(3)	大島浦底	170	33	50	6	宿泊所	県道
9803	1	自然	河村(2)	大島河村	280	33	42	5	公民館	
9804	1	自然	日角浜	大島日角浜	200	35	55	14	官公庁、宿泊所	
9805	1	自然	脇今安(1)	大島脇今安	130	43	46	11	宿泊所	
9806	1	自然	脇今安(2)	大島脇今安	25	45	30	0	警察派出所	県道
9807	1	自然	大島	大島	140	35	35	0	浄水場	
9808	1	自然	川上(3)	川上	210	39	40	8		
9809	1	自然	川上(4)	川上	160	33	40	5		
9810	1	自然	川上(5)	川上	160	33	60	7		県道
9811	1	自然	川上(6)	川上	210	38	104	9		
9812	1	自然	三森(1)	三森	85	31	35	3	公民館	

箇所番号	危険箇所区分	斜面区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度(°)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9813	1	自然	安川(1)	安川	320	41	60	11		
9814	1	自然	安川(2)	安川	270	37	76	9	公民館	
9815	1	自然	久保(1)	久保	210	40	48	12		
9816	1	自然	久保(2)	久保	170	36	45	7	公民館	
9817	1	自然	福谷(1)	福谷	230	33	22	10		
9818	1	自然	福谷(2)	福谷	105	38	45	6		
9819	1	自然	福谷(3)	福谷	430	43	47	18		
9820	1	自然	福谷(4)	福谷	130	34	34	8		
9821	1	自然	佐畑(1)	佐畑	180	40	38	4	公民館	県道
9822	1	自然	佐畑(2)	佐畑	40	31	36	0	公民館	
9823	1	自然	石山(1)	石山	15	51	10	0	公民館	
9824	1	自然	小車田(1)	小車田	125	35	35	7	公民館	
9825	1	自然	笹谷(1)	笹谷	330	32	32	10	公民館	
9826	1	自然	笹谷(2)	笹谷	95	37	29	0	公民館	
9827	1	自然	笹谷(3)	笹谷	115	32	64	0	公民館	
9828	1	自然	岡安(1)	岡安	120	36	56	5		
9829	1	自然	岡安(2)	岡安	150	32	40	11		
9830	1	自然	岡安(3)	岡安	60	50	22	5		
9831	1	自然	岡安(4)	岡安	45	35	38	1	公民館	
9832	1	自然	岡安(5)	岡安	80	41	28	1	公民館	
9833	1	自然	神崎(1)	神崎	20	38	8	0	神崎環境整備センター	
9834	1	自然	広岡	広岡	100	45	53	6		
9835	1	自然	万願寺	万願寺	140	41	42	8	公民館	
9836	1	自然	父子(1)	父子	120	32	32	6		
9837	1	自然	父子(2)	父子	60	33	50	1	公民館	
9838	1	自然	父子(3)	父子	240	42	30	6		
9839	1	自然	小堀	小堀	70	31	35	5	公民館	
9840	1	自然	成和	成和	60	38	28	5		JR
9841	1	自然	駅前区	本郷駅前区	110	36	50	6		県道

箇所番号	危険箇所区分	斜面区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度(°)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9842	1	自然	本郷(1)	本郷	50	38	32	0	給食センター	
9843	1	自然	尾内	尾内	30	36	22	0	公民館	
9844	1	自然	本郷7区(1)	本郷7区	130	35	47	0	幼稚園、 おおい町清掃センター	
9845	1	自然	本郷(2)	本郷	70	40	25	0	おおい町清掃センター	
9846	1	自然	山田	山田	120	32	50	4	公民館	
9847	1	自然	野尻(1)	野尻	50	33	20	0	学校	
9848	1	自然	野尻(2)	野尻	90	34	65	6		
9849	1	自然	芝崎(1)	芝崎	80	35	55	0	浄水場	
9850	1	自然	芝崎(2)	芝崎	45	32	20	0	浄水場	
9800	1	人工	畑村(2)	大島畑村	60	45	16	0	宿泊所	
9801	1	人工	佐畑(3)	佐畑	45	32	25	0	公民館	
9802	1	人工	本郷(3)	本郷	25	40	25	0	学校	
9803	1	人工	本郷(4)	本郷	50	47	13	0	おおい町清掃センター	
9800	2	自然	浦底(4)	大島浦底	35	45	43	1		
9801	2	自然	浦底(5)	大島浦底	30	37	45	1		
9802	2	自然	西村	大島西村	30	36	32	1		
9803	2	自然	脇今安(3)	大島脇今安	45	36	25	1		
9804	2	自然	犬見(1)	犬見	130	32	40	4		
9805	2	自然	犬見	犬見	30	34	20	1		
9806	2	自然	川上(7)	川上	30	45	45	1		
9807	2	自然	川上(8)	川上	30	42	40	1		
9808	2	自然	川上(9)	川上	40	43	55	1		
9809	2	自然	川上(10)	川上	25	34	20	1		
9810	2	自然	川上(11)	川上	40	37	25	2		
9811	2	自然	川上(12)	川上	50	32	50	1		
9812	2	自然	川上(13)	川上	120	35	104	3		
9813	2	自然	川上(14)	川上	85	43	64	2		
9814	2	自然	川上(15)	川上	50	39	70	1		

箇所番号	危険箇所区分	斜面区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度(°)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9815	2	自然	川上(16)	川上	60	40	45	2		
9816	2	自然	川上(17)	川上	25	36	22	1		
9817	2	自然	川上(18)	川上	35	39	45	1		
9818	2	自然	川上(19)	川上	35	42	35	1		
9819	2	自然	川上(20)	川上	105	40	37	3		
9820	2	自然	川上(21)	川上	70	38	28	2		
9821	2	自然	川上(22)	川上	40	35	35	2		
9822	2	自然	三森(2)	三森	70	34	68	1		
9823	2	自然	三森(3)	三森	60	35	62	1		
9824	2	自然	安川(3)	安川	25	48	18	1		
9825	2	自然	久保(3)	久保	90	37	44	2		
9826	2	自然	福谷(5)	福谷	70	40	42	3		
9827	2	自然	福谷(6)	福谷	40	33	27	1		
9828	2	自然	福谷(7)	福谷	25	42	20	1		
9829	2	自然	石山(2)	石山(1)	90	33	54	1		
9830	2	自然	石山(3)	石山	90	38	48	4		
9831	2	自然	小車田(2)	小車田	85	35	28	4		
9832	2	自然	鹿野	鹿野	70	33	48	3		
9833	2	自然	笹谷(4)	笹谷	35	34	15	1		
9834	2	自然	笹谷(5)	笹谷	30	45	22	1		
9835	2	自然	笹谷(6)	笹谷	40	41	34	1		
9836	2	自然	笹谷(7)	笹谷	30	41	34	2		
9837	2	自然	笹谷(8)	笹谷	25	36	18	1		
9838	2	自然	笹谷(9)	笹谷	55	37	22	4		
9839	2	自然	笹谷(10)	笹谷	30	40	42	1		
9840	2	自然	笹谷(11)	笹谷	40	31	20	1		
9841	2	自然	笹谷(12)	笹谷	65	45	38	3		
9842	2	自然	岡安(6)	岡安	55	32	11	3		
9843	2	自然	岡安(7)	岡安	50	37	53	1		

箇所番号	危険箇所区分	斜面区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度(°)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9844	2	自然	神崎(2)	神崎	70	31	25	2		
9845	2	自然	神崎(3)	神崎	15	39	15	1		
9846	2	自然	万願寺(2)	万願寺	30	38	17	1		
9847	2	自然	万願寺(3)	万願寺	55	35	27	2		
9848	2	自然	父子(4)	父子	25	35	22	1		
9849	2	自然	父子(5)	父子	95	31	28	1		
9850	2	自然	父子(6)	父子	65	39	32	2		
9851	2	自然	岡田(1)	岡田	80	31	68	2		
9852	2	自然	岡田(2)	岡田	25	39	24	1		
9853	2	自然	本郷13区(1)	本郷13区	50	37	75	1		
9854	2	自然	本郷13区(2)	本郷13区	30	38	27	1		
9855	2	自然	本郷13区(3)	本郷13区	40	39	40	1		
9856	2	自然	本郷13区(4)	本郷13区	35	37	40	1		県道
9857	2	自然	本郷7区(2)	本郷7区	95	42	20	1		
9858	2	自然	東浜	長井東浜	50	40	10	2		
9859	2	自然	西位屋谷	西位屋谷	60	31	20	1		
9860	2	自然	野尻(3)	野尻	30	34	9	1		
9861	2	自然	野尻(4)	野尻	25	31	25	1		
666	1	自然	熊川(3)	熊川	155	30	25	0	学校	
686	1	自然	棚橋(1)	納田終棚橋	443	47	40	15	公民館	県道
687	1	自然	下	名田庄下	200	34	15	3	老人福祉施設	
688	1	自然	久坂(1)	名田庄久坂	445	43	40	18	消防署、県庁役場、官公庁	市町村道
689	1	自然	久坂(2)	名田庄久坂	250	35	20	7	警察派出所	
690	1	自然	挙野(1)	名田庄挙野	190	35	15	13		県道
691	1	自然	虫鹿野(1)	名田庄虫鹿野	300	45	30	11		
692	1	自然	兵瀬	名田庄三重兵瀬	500	40	30	16		
694	1	自然	下三重	名田庄三重下三重	380	50	30	11		市町村道
695	1	自然	尾ノ内	名田庄三重尾ノ内	250	45	35	9		
696	1	自然	井上(1)	名田庄井上	545	60	30	24	公民館	市町村道

箇所番号	危険箇所区分	斜面区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度(°)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
697	1	自然	永谷	名田庄永谷	190	40	40	5		県道
728	1	自然	中野(1)	名田庄納田終中野	200	40	45	5		市町村道
729	1	自然	佐野(1)	名田庄井上佐野	435	45	25	14		市町村道
757	1	自然	黒瀬	名田庄口坂本黒瀬	323	32	25	12	警察派出所、官公庁、公民館	高速道国道、市町村道
758	1	自然	小和田(1)	名田庄納田終小和田	240	45	35	8		
759	1	自然	仁井白屋	名田庄納田終仁井	470	30	25	12		高速道国道
763	1	自然	中	名田庄中	150	48	20	10		
764	1	自然	村中	名田庄村中	120	30	35	5		
9500	1	自然	蛇頭(2)	名田庄奥坂本蛇頭	408	30	65	10		
9501	1	自然	南	名田庄納田終南	210	31	100	7		
9502	1	自然	西谷(1)	名田庄西谷	95	34	30	3	公民館	
9503	1	自然	上条(1)	名田庄下上条	115	34	50	5		
9504	1	自然	上条(2)	名田庄下上条	45	32	32	1	公民館	
9505	1	自然	中条(1)	名田庄下中条	180	31	90	6		高速道国道
9506	1	自然	下条(1)	名田庄下下条	145	50	40	8		高速道国道
9507	1	自然	小倉(1)	名田庄小倉	90	47	70	2	学校	高速道国道
9508	1	自然	小倉(2)	名田庄小倉	170	43	110	3	幼稚園	高速道国道
9509	1	自然	片内(1)	名田庄小倉片内	130	39	170	5		
9510	1	自然	片内(2)	名田庄小倉片内	120	45	20	3	公民館	市町村道
9511	1	自然	堂本(1)	名田庄小倉堂本	110	47	85	5		
9512	1	自然	堂本(2)	名田庄小倉堂本	235	36	100	6		県道
9513	1	自然	堂本(3)	名田庄小倉堂本	130	35	112	6		県道
9514	1	自然	槙谷(1)	名田庄槙谷	35	45	35	0	公民館	その他道路
9515	1	自然	木谷	名田庄木谷	190	39	160	5	公民館	県道
9500	2	自然	大滝(1)	名田庄奥坂本大滝	25	45	20	1		
9501	2	自然	大滝(2)	名田庄奥坂本大滝	50	34	55	1		
9502	2	自然	大滝(3)	名田庄奥坂本大滝	35	30	15	1		
9503	2	自然	虫野(1)	名田庄奥坂本虫野	60	35	70	3		
9504	2	自然	虫野(2)	名田庄奥坂本虫野	30	31	40	1		

箇所番号	危険箇所区分	斜面区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度(°)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9505	2	自然	小谷(1)	名田庄口坂本小谷	250	36	40	2		
9506	2	自然	小谷(2)	名田庄口坂本小谷	80	31	30	3		
9507	2	自然	小谷(3)	名田庄口坂本小谷	65	31	72	1		
9508	2	自然	老左近(1)	名田庄納田終老左近	35	30	45	1		県道
9509	2	自然	老左近(2)	名田庄納田終老左近	30	39	40	1		県道
9510	2	自然	中野(1)	名田庄納田終中野	70	40	50	3		県道
9511	2	自然	中野(2)	名田庄納田終中野	50	45	70	1		
9512	2	自然	棚橋(2)	名田庄納田終棚橋	25	42	40	1		河川
9513	2	自然	棚橋(3)	名田庄納田終棚橋	40	41	45	1		
9514	2	自然	棚橋(4)	名田庄納田終棚橋	50	45	20	2		県道
9515	2	自然	小向井	名田庄納田終小向井	40	37	60	1		県道
9516	2	自然	小和田(2)	名田庄納田終小和田	50	34	40	2		
9517	2	自然	白屋	名田庄納田終白屋	40	37	30	1		高速道国道
9518	2	自然	南	名田庄納田終南	110	39	82	4		
9519	2	自然	横折(1)	名田庄口坂本横折	90	39	110	2		
9520	2	自然	横折(2)	名田庄口坂本横折	30	39	40	1		高速道国道
9521	2	自然	森町	名田庄口坂本森町	110	39	32	3		
9522	2	自然	坂尻(1)	名田庄口坂本坂尻	45	37	30	1		
9523	2	自然	坂尻(2)	名田庄口坂本坂尻	30	33	20	1		
9524	2	自然	朝比	名田庄朝比	105	40	50	2		
9525	2	自然	佐野(2)	名田庄井上佐野	140	45	110	3		市町村道
9526	2	自然	佐野(3)	名田庄佐野	40	40	50	1		市町村道
9527	2	自然	井上(2)	名田庄井上	30	30	70	1		市町村道
9528	2	自然	西谷(2)	名田庄西谷	150	35	20	4		
9529	2	自然	西谷(3)	名田庄西谷	80	35	20	3		その他道路
9530	2	自然	中	名田庄中	60	30	35	3		
9531	2	自然	上条(3)	名田庄下上条	90	37	30	3		
9532	2	自然	上条(4)	名田庄下上条	110	37	90	4		市町村道

箇所番号	危険箇所区分	斜面区分	箇所名	地係名	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象		
						傾斜度(°)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共施設
9533	2	自然	中条(2)	名田庄下中条	120	38	50	3		高速道国道
9534	2	自然	下条(2)	名田庄下下条	50	40	92	1		高速道国道
9535	2	自然	下条(3)	名田庄下下条	70	40	102	2		
9536	2	自然	片内(3)	名田庄小倉片内	170	39	120	4		
9537	2	自然	片内(4)	名田庄小倉片内	50	39	40	1		市町村道
9538	2	自然	堂本(4)	名田庄小倉堂本	90	31	60	2		市町村道
9539	2	自然	堂本(5)	名田庄小倉堂本	100	34	100	2		
9540	2	自然	堂本(6)	名田庄小倉堂本	40	32	60	1		
9541	2	自然	槙谷(1)	名田庄槙谷	45	35	35	2		
9542	2	自然	槙谷(2)	名田庄槙谷	50	38	110	1		その他道路
9543	2	自然	槙谷(3)	名田庄槙谷	40	42	95	1		その他道路
9544	2	自然	槙谷(4)	名田庄槙谷	130	45	20	3		その他道路
9545	2	自然	槙谷(5)	名田庄槙谷	65	42	80	2		
9546	2	自然	山田	名田庄三重山田	90	35	85	3		市町村道
9547	2	自然	久坂(3)	名田庄久坂	25	33	65	1		
9548	2	自然	久坂(4)	名田庄久坂	55	33	65	2		市町村道
9549	2	自然	挙野(2)	名田庄挙野	40	41	45	2		
9550	2	自然	秋和	名田庄三重秋和	55	38	105	3		
9551	2	自然	小倉畑	名田庄下久田小倉畑	110	39	60	3		
9552	2	自然	虫鹿野(3)	名田庄下久田虫鹿野	35	40	100	1		
9553	2	自然	虫鹿野(4)	名田庄下久田虫鹿野	35	32	45	2		
9554	2	自然	虫谷(1)	名田庄虫谷	130	36	140	1		県道
9555	2	自然	虫谷(2)	名田庄虫谷	40	38	40	1		県道
9556	2	自然	虫谷(3)	名田庄虫谷	20	59	20	1		

２－10　崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区番号			保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積	治山事業進捗状況	位置			公共施設等						被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間					点数計	崩壊土砂流出危険度	備考
新市町	市町村	地区						(ha)		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路		火山	山腹	地すべり	地質の分類又は区分	転石の混入割合	発生源直下の渓床勾配	渓流延長		平均渓床勾配			
																				点数	点数	点数		点数	点数	m	点数	点数			
483	462	1	無	無	有	有	A	0.60	無	おおい町名田庄	三重	梅木谷	0	10	0	0	1	林	a2	0	42	0	2	18	14	500	28	12	114	b1	
483	462	2	無	無	無	無	B	0.40	無	おおい町名田庄	木谷	宮ノ谷	0	0	5	0	0	県	b2	0	50	0	2	18	15	300	14	22	119	b1	
483	462	3	無	無	有	無	C	0.70	無	おおい町名田庄	永谷	桑谷	0	0	0	2	0	林	c２	0	42	0	2	18	15	600	28	21	124	b1	
483	462	4	有	無	無	無	A	0.60	概成	おおい町名田庄	下	下山谷	0	0	9	0	0	0	b2	0	50	0	2	18	15	500	28	21	132	a1	
483	462	5	有	無	有	有	A	5.40	概成	おおい町名田庄	槙谷	足谷	0	0	8	0	0	林	b2	0	50	0	2	18	15	1800	38	11	132	a1	
483	462	6	有	無	有	無	A	0.70	概成	おおい町名田庄	中	桂谷	0	10	0	0	1	林	a2	0	50	0	2	18	15	600	28	21	132	a1	
483	462	7	有	無	無	無	C	0.20	概成	おおい町名田庄	井上	棚山ノ下	0	0	0	2	0	0	c2	0	50	0	2	17	15	200	14	21	117	b1	
483	462	8	有	無	有	有	B	0.70	無	おおい町名田庄	西谷	東側	0	20	0	0	2	林	a2	0	42	0	2	18	14	400	14	12	100	c1	
483	462	9	無	無	無	無	C	0.20	無	おおい町名田庄	口坂本	段	0	0	0	2	0	0	c2	0	50	0	2	18	15	200	14	22	119	b1	
483	462	10	有	無	有	無	A	0.50	概成	おおい町名田庄	奥坂本	白滝	0	13	0	0	0	0	a2	0	50	0	2	18	15	400	14	21	118	b1	
483	462	11	有	無	無	無	C	0.40	概成	おおい町名田庄	納田終	穴渕山	0	0	0	0	0	国	c2	0	50	0	2	18	15	300	14	22	119	b1	
483	462	12	無	無	有	有	B	0.20	無	おおい町名田庄	納田終	南山	0	0	6	0	0	0	b2	0	50	0	2	18	15	200	14	21	118	b1	
483	462	13	有	無	無	有	B	2.50	概成	おおい町名田庄	納田終	棚橋谷	0	0	5	0	0	町	b2	0	42	0	2	17	15	1200	38	12	124	b1	
483	462	14	有	無	無	有	B	3.10	概成	おおい町名田庄	納田終	石河山	0	0	5	0	0	国	b2	0	42	0	2	18	15	1700	38	11	124	b1	
483	462	15	無	無	有	無	C	0.40	無	おおい町名田庄	虫谷	身打谷	0	0	0	0	0	町	c2	0	34	0	2	17	15	400	14	22	102	c1	
483	462	16	無	無	無	無	C	0.20	無	おおい町名田庄	下	井寺山	0	0	0	4	0	国	c2	0	34	0	2	17	14	300	14	22	101	c1	
483	462	17	無	無	無	無	C	0.20	無	おおい町名田庄	口坂本	向大東	0	0	0	0	0	国	c2	0	42	0	2	17	15	200	14	22	110	b1	
483	462	18	無	無	無	無	B	0.40	無	おおい町名田庄	槙谷	政谷	0	0	5	0	0	0	b２	0	34	0	2	17	15	300	14	22	102	c1	
483	462	19	有	無	無	有	B	1.20	概成	おおい町名田庄	納田終	夏河谷	0	0	0	0	0	国	c2	0	34	0	2	17	15	1000	38	22	126	a1	
483	462	21	有	無	無	有	A	2.20	概成	おおい町名田庄	出合	鍋窪	0	20	0	0	0	林	a2	0	42	0	2	18	6	900	38	11	115	b1	
483	462	22	有	無	無	有	A	0.50	概成	おおい町名田庄	納田終	堀越谷	70	0	0	0	1	国	a2	0	50	0	2	18	11	500	28	12	119	b1	
483	462	23	有	無	無	有	A	0.70	概成	おおい町名田庄	奥坂本	白滝	0	10	0	0	0	県	a2	0	50	0	2	14	15	700	28	22	129	a1	
483	462	24	有	無	無	無	C	0.24	概成	おおい町名田庄	堂本	上芋根	0	0	0	2	0	町	c2	0	42	0	2	17	15	200	14	22	110	b1	
483	462	25	有	無	無	無	A	0.10	概成	おおい町名田庄	小倉	井ノ谷口	0	20	0	0	0	国	a2	0	50	0	2	17	15	400	14	22	118	b1	
483	462	26	有	無	無	無	B	1.80	概成	おおい町名田庄	挙原	蛇抜	0	0	0	0	0	林	c2	0	50	0	2	18	15	2000	38	21	142	a1	
483	462	27	有	無	無	有	C	2.40	概成	おおい町名田庄	槙谷	一ノ谷	0	0	0	0	0	林	c2	0	34	0	2	14	14	2000	38	12	112	b1	
483	462	28	無	無	有	有	A	2.20	無	おおい町名田庄	虫谷	二三の谷	0	15	0	0	0	林	a2	0	42	0	2	18	15	1800	38	12	125	a1	

危険地区番号			保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等						被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間						崩壊土砂流出危険度	備考
新市町	市町村	地区								市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路		火山	山腹	地すべり	地質の分類又は区分	転石の混入割合	発生源直下の渓床勾配	渓流延長		平均渓床勾配	点数計		
																				点数	点数	点数		点数	点数	m	点数	点数			
483	462	29	有	無	無	有	B	0.40	概成	おおい町名田庄	中	白谷	0	0	8	0	0	町	b2	0	50	0	2	17	15	500	28	11	121	b1	
483	462	30	無	無	無	無	B	0.10	無	おおい町名田庄	堂本	中山	0	14	0	0	0	町	a2	0	50	0	2	17	6	250	14	11	98	c1	
483	462	31	有	無	無	有	A	0.40	概成	おおい町名田庄	下	向山	0	0	0	0	1	村	a2	0	42	0	2	17	14	600	28	12	113	b1	
483	462	32	有	無	無	有	B	0.40	概成	おおい町名田庄	納田終	寺ノ上	0	15	0	0	0	県	a2	0	34	0	2	8	11	700	28	11	92	c1	
483	462	33	有	無	無	有	C	0.10	概成	おおい町名田庄	中	白谷	0	0	0	0	0	町	c2	0	42	0	2	17	15	350	14	21	109	b1	
483	462	34	有	無	無	有	A	0.70	概成	おおい町名田庄	井上	岡谷口	0	20	0	0	0	国	a2	0	42	0	2	17	15	1800	38	12	124	b1	
483	462	35	有	無	無	有	C	0.40	一部	おおい町名田庄	納田終	道木谷	0	0	0	0	0	林	c2	0	50	0	2	18	11	700	28	12	119	b1	
483	462	36	有	無	無	有	B	1.30	一部	おおい町名田庄	堂本	仁吾谷	0	0	0	0	0	林	c2	0	50	0	2	18	11	1800	38	12	129	a1	
483	462	37	有	無	無	有	A	0.40	一部	おおい町名田庄	奥坂本	白滝	0	10	0	0	0	県	a2	0	50	0	2	14	15	700	28	22	129	a1	
483	462	38	有	無	無	有	C	0.10	概成	おおい町名田庄	奥坂本	虫野谷	0	0	5	0	0	県	b2	0	34	0	2	17	14	300	14	21	100	c1	
483	462	39	有	無	無	無	B	0.06	概成	おおい町名田庄	納田終	和佐谷	0	0	8	0	0	村	b2	0	42	0	2	17	15	300	14	22	110	b1	
483	462	40	有	無	無	無	C	0.06	一部	おおい町名田庄	納田終	野鹿谷山	0	0	0	0	0	林	c2	0	42	0	2	17	11	300	14	21	105	b1	
483	462	41	有	無	無	無	C	0.45	一部	おおい町名田庄	染ヶ谷	池ノ本	0	0	0	0	0	村	c2	0	34	0	2	17	15	500	28	22	116	b1	
483	462	42	有	無	無	無	C	1.35	一部	おおい町名田庄	納田終	片割谷	0	0	0	0	0	林	c2	0	34	0	2	17	15	1500	38	12	116	b1	
483	482	1	有	無	無	有	B	2.40	概成	おおい町	大島	大山東側	0	0	0	0	0	県	c2	0	42	0	2	18	15	1000	38	21	134	a1	
483	482	2	有	無	無	有	C	0.70	無	おおい町	大島	大山南側	0	0	0	0	0	県	c2	0	34	0	2	18	15	400	14	21	102	c1	
483	482	3	無	無	有	有	A	2.40	概成	おおい町	大島	犬見	0	30	0	0	0	町	a2	0	34	0	2	18	15	1000	38	21	126	a1	
483	482	4	無	無	無	有	A	0.40	無	おおい町	万願寺	赤見	0	20	0	0	0	町	a2	0	42	0	2	17	15	300	14	21	109	b1	
483	482	5	有	無	有	無	B	1.00	無	おおい町	父子	鍛冶大谷	0	30	0	0	0	町	a2	0	34	0	2	8	15	800	38	12	107	b1	
483	482	6	無	無	無	無	A	0.20	一部	おおい町	岡安	殿ノ奥	0	10	0	0	0	町	a2	0	50	0	2	17	14	200	14	21	116	b1	
483	482	7	有	無	無	有	A	0.15	一部	おおい町	岡安	太良谷口	0	32	0	0	0	県	a2	0	42	0	2	17	11	600	28	21	119	b1	
483	482	8	無	無	無	有	A	0.50	概成	おおい町	鹿野	竹ノ腰	0	25	0	0	1	県	a2	0	42	0	2	17	15	300	14	22	110	b1	
483	482	9	無	無	有	有	A	0.80	無	おおい町	佐畑	東ヶ谷	0	20	0	0	0	町	a2	0	42	0	2	17	15	700	28	21	123	b1	
483	482	10	有	無	有	有	A	0.70	概成	おおい町	三森	向ヒ	0	30	0	0	0	町	a2	0	50	0	2	17	15	600	28	21	131	a1	
483	482	11	有	無	有	有	C	1.20	無	おおい町	川上	大滝	0	0	0	0	0	町	c2	0	42	0	2	17	14	1300	38	12	123	b1	
483	482	12	有	無	無	有	B	0.90	概成	おおい町	大島	大山東側	0	0	0	0	1	0	a2	0	42	0	2	17	6	600	28	11	104	c1	
483	482	13	有	無	無	有	B	0.90	概成	おおい町	大島	大山東側	0	0	0	0	1	0	a2	0	42	0	2	17	6	600	28	11	104	c1	
483	482	14	有	無	無	有	A	0.30	概成	おおい町	久保	西能勢	0	15	0	0	0	県	a2	0	42	0	2	17	14	500	28	21	122	b1	
483	482	15	有	無	無	有	A	0.20	概成	おおい町	岡田	北端	0	25	0	0	0	町	a2	0	42	0	2	17	15	280	14	22	110	b1	

2－11　山腹崩壊危険地区一覧表

危険地区番号			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		治山事業進捗状況	位置			公共施設等						被災危険度	自然条件（最高点メッシュによる）												山腹崩壊危険度	備考
																										補正点数							
新市町	市町村	地区					調査地区	メッシュ85点以上の危険地区		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	（道路除く）公共施設	道路		メッシュ番号	地質類別	傾斜 点数	横断面形 点数	土層深 点数	林種 点数	齢級 点数	点数計	崩壊地有	地震	落石	合計		
483	462	1	無	無	無	C	1	1	無	おおい町	名田庄	挙野	堂の谷	0	0	0	3	0	0	c2	1	2	16	7	18	29	27	97	0	19	0	116	b1	
483	462	2	無	無	無	B	2	2	無	おおい町	名田庄	虫谷	熊の谷	0	0	0	3	0	0	c2	1	2	20	18	32	29	27	126	0	21	0	147	a1	
483	462	3	有	無	無	A	8	8	一部	おおい町	名田庄	久坂	登尾	0	12	0	0	0	0	a2	8	2	16	18	32	17	27	110	0	18	0	128	a1	
483	462	4	無	有	無	B	2	2	概成	おおい町	名田庄	小倉	宮谷	0	0	0	4	0	林	c2	2	2	20	18	32	22	27	119	0	19	0	138	a1	
483	462	5	無	無	無	C	1	1	無	おおい町	名田庄	槙谷	政谷	0	0	0	3	0	0	c2	1	2	20	18	32	17	27	114	0	0	0	114	b1	
483	462	6	無	無	無	A	2	1	無	おおい町	名田庄	口坂本	三平	0	10	0	0	0	林	a2	2	2	15	18	18	17	22	90	0	18	0	108	b1	
483	462	7	無	有	無	B	2	2	無	おおい町	名田庄	口坂本	茶木	0	0	5	0	0	県	b2	1	2	20	18	18	22	22	100	0	22	0	122	b1	
483	462	8	無	無	無	A	5	3	無	おおい町	名田庄	下	山畑	0	30	0	0	0	県	a2	4	2	16	18	18	17	22	91	0	19	0	110	b1	
483	462	9	無	無	無	A	3	3	無	おおい町	名田庄	下	井寺山	0	10	0	0	0	県	a2	3	2	20	18	18	22	22	100	0	19	0	119	b1	
483	462	10	有	無	無	B	5	5	無	おおい町	名田庄	染ケ谷	池ノ本	0	0	0	0	0	県	c2	1	2	30	18	18	22	22	110	0	22	0	132	a1	
483	462	11	無	無	無	C	5	5	無	おおい町	名田庄	老左近	寺の上	0		0	3	0	県	c2	5	2	20	18	18	22	22	100	0	19	0	119	b1	
483	462	12	無	有	無	A	4	3	無	おおい町	名田庄	蛇頭	村上	0	10	0	0	0	県	a2	2	2	30	18	18	17	22	105	0	25	0	130	a1	
483	462	13	無	無	無	A	3	3	無	おおい町	名田庄	井上	射矢田	0	30	0	0	0	0	a2	1	2	20	18	18	17	22	95	0	19	0	114	b1	
483	462	14	有	無	無	A	8	7	概成	おおい町	名田庄	佐野	伍明	0	15	0	0	0	村	a2	3	2	20	33	18	22	22	115	0	0	0	115	b1	
483	462	15	無	無	無	C	2	2	無	おおい町	名田庄	染ヶ谷	池ノ本	0	0	0	0	0	県	c2	1	2	15	18	18	29	22	102	0	18	0	120	b1	県道改修により山がない
483	462	16	無	無	無	B	6	6	無	おおい町	名田庄	槇谷	小松谷	0	0	0	0	0	林	c2	4	2	30	33	18	22	22	125	0	25	0	150	a1	
483	462	17	無	有	無	A	4	4	無	おおい町	名田庄	棚橋	小向山	0	10	0	0	0	林	a2	1	2	20	33	18	22	22	115	0	25	0	140	a1	
483	462	18	無	無	無	A	2	2	無	おおい町	名田庄	棚橋	棚橋谷	0	0	5	0	0	町	b2	2	2	30	18	18	22	22	110	0	27	0	137	a1	
483	462	19	無	無	無	A	3	3	無	おおい町	名田庄	小倉	西ノ上	0	10	0	0	0	町	a2	1	2	20	33	18	17	22	110	0	18	0	128	a1	

危険地区番号			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		治山事業進捗状況	位置			公共施設等						被災危険度	自然条件（最高点メッシュによる）												山腹崩壊危険度	備考
																										補正点数							
新市町	市町村	地区					調査地区	メッシュ85点以上の危険地区		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	（道路除く）公共施設	道路		メッシュ番号	地質類別	傾斜	横断面形	土層深	林種	齢級	点数計	崩壊地有	地震	落石	合計		
																						点数	点数	点数	点数	点数						
483	462	20	無	無	無	B	1	1	無	おおい町名田庄	小倉	ｱﾝﾉｻｺ	0	0	5	0	0	0	b2	1	2	16	18	18	22	22	96	0	18	0	114	b1	
483	462	21	無	有	無	A	4	3	無	おおい町名田庄	虫鹿野	片山	0	10	0	0	0	県	a2	2	2	20	18	18	22	22	100	0	19	0	119	b1	
483	462	22	無	有	無	A	2	2	無	おおい町名田庄	三重	中谷	0	15	0	0	0	町	a2	1	2	20	18	18	29	27	112	0	21	0	133	a1	
483	462	23	無	無	無	B	2	2	無	おおい町名田庄	三重	梅木谷	0	0	8	0	0	町	b2	2	2	20	18	32	22	27	119	0	21	0	140	a1	
483	462	24	無	無	無	B	1	1	無	おおい町名田庄	三重	山田大谷	0	0	0	4	0	町	c2	1	2	15	18	32	22	27	114	0	18	0	132	a1	
483	462	25	無	無	無	A	1	1	無	おおい町名田庄	木谷	宮ノ谷	0	0	6	0	0	町	b2	1	2	20	33	18	29	27	127	0	21	0	148	a1	
483	462	26	無	有	無	A	2	2	無	おおい町名田庄	久坂	ｶﾀｷﾞﾊﾅ	0	0	6	0	2	0	a2	1	2	20	18	18	22	27	105	0	21	0	126	a1	
483	462	27	有	無	有	B	2	2	概成	おおい町名田庄	中	梅左近谷口	0	0	8	0	0	町	b2	2	2	16	18	18	22	27	101	0	18	0	119	b1	
483	462	28	無	有	無	B	1	1	無	おおい町名田庄	納田終	仁ヰノ上	0	0	0	3	0	国	c2	1	2	20	18	32	29	27	126	0	21	0	147	a1	
481	482	1	無	有	無	A	2	2	概成	おおい町	大島	狭間	0	10	0	0	0	町	a2	2	2	15	18	32	22	22	109	0	18	0	127	a1	
481	482	2	無	無	無	B	1	1	無	おおい町	大島	浦奥	0	0	6	0	0	0	b2	1	2	15	33	18	17	8	91	0	19	0	110	b1	
481	482	3	無	無	無	A	2	2	無	おおい町	野尻	愛岩		10	0	0	0	県	a2	1	2	15	33	32	17	27	124	0	0	0	124	b1	
481	482	4	無	無	無	A	1	1	無	おおい町	野尻	東位屋谷	0	10	0	0	0	町	a2	1	2	16	18	32	22	22	110	0	19	0	129	a1	
481	482	5	有	無	無	C	1	1	概成	おおい町	父子	寺下	0	0	0	3	0	町	c2	1	2	16	7	32	22	22	99	0	19	0	118	b1	
481	482	6	無	無	無	C	2	2	無	おおい町	石山	道ノ上	0	0	0	3	0	県	c2	1	2	16	7	32	17	27	99		21	0	120	b1	
481	482	7	無	無	無	A	1	1	無	おおい町	安川	村中	0	10	0	0	0	町	a2	1	2	20	18	32	22	22	114	0	27	0	141	a1	
481	482	8	無	無	無	A	4	4	概成	おおい町	川上	坂尻	0	15	0	0	0	町	a2	3	2	16	33	18	29	27	123	0	22	0	145	a1	
481	482	9	無	無	無	B	4	4	概成	おおい町	川上	登龍	0	0	0	4	0	県	c2	4	2	20	18	32	22	24	116	0	25	0	141	a1	
481	482	10	無	無	無	A	2	2	無	おおい町	川上	向曲里	0	0	7	0	0	町	b2	1	2	20	33	32	17	27	129	0	25	0	154	a1	
481	482	11	無	無	有	A	2	2	無	おおい町	川上	西端	0	10	0	0	1	県	a2	2	2	15	7	32	29	24	107	0	19	0	126	a1	

危険地区番号			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		治山事業進捗状況	位置			公共施設等						被災危険度	自然条件（最高点メッシュによる）													山腹崩壊危険度	備考
新市町	市町村	地区					調査地区	メッシュの危険地区85点以上		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	（道路除く）公共施設	道路		メッシュ番号	地質類別	傾斜	横断面形	土層深	林種	齢級	点数計	補正点数			合計		
																						点数	点数	点数	点数	点数		崩壊地有	地震	落石			
481	482	12	有	無	有	A	2	2	概成	おおい町	川上	向曲里	0	20	0	0	0	県	a2	1	2	15	18	18	22	22	95	0	23	0	118	b1	
481	482	13	有	無	有	C	3	2	概成	おおい町	大島	西長羅	0	0	0	2	0	県	c2	3	2	15	7	12	17	27	78	0	19	0	97	c1	
481	482	14	有	無	有	A	2	2	概成	おおい町	万願寺	目場	0	20	0	0	0	町	a2	2	2	20	18	18	29	27	112	0	19	0	131	a1	
481	482	15	無	有	無	A	4	4	概成	おおい町	大島	横道	0	15	0	0	0	県	a2	4	2	15	33	18	17	22	105	0	18	0	123	b1	
481	482	16	無	無	有	B	2	2	無	おおい町	野尻	東位屋谷	0	35	0	0	1	0	a2	1	2	15	33	32	17	8	105	0	0	0	105	b1	
481	482	17	無	無	無	C	1	1	概成	おおい町	父子	板谷	0		0	2		0	c2	1	2	15	18	18	17	8	76	0	18	0	94	c1	

２－12　雪崩危険箇所一覧表

（１）雪崩危険箇所Ⅰ

（平成 29 年更新）

町	字	危険箇所名	危険箇所の種類	危険箇所番号	危険箇所の種類										
					土石流危険渓流（Ⅰ）	土石流危険渓流（Ⅱ）	土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）	地すべり危険箇所（建設省）	地すべり危険箇所（林野庁）	地すべり危険箇所（農水省構造改善局）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅰ）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅱ）	急傾斜崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）	雪崩危険箇所（林野庁）	山地災害危険地区（林野庁）
おおい町	名田庄納田終	棚橋	Ⅰ	806	1						1				1
おおい町	名田庄下	下	Ⅰ	807	1										
おおい町	名田庄中	中（１）	Ⅰ	808	1										
おおい町	名田庄片内	片内（１）	Ⅰ	810	1										
おおい町	名田庄久坂	久坂（１）	Ⅰ	811	1						1				1
おおい町	名田庄久坂	久坂（２）	Ⅰ	812	1										1
おおい町	名田庄久坂	久坂（３）	Ⅰ	813							1				
おおい町	名田庄小倉畑	小倉畑	Ⅰ	815	1										1
おおい町	名田庄虫鹿野	虫鹿野（１）	Ⅰ	816	1						1				1
おおい町	名田庄木谷	木谷	Ⅰ	817	1										1
おおい町	名田庄三重	兵瀬	Ⅰ	818	1						1				1
おおい町	岡田	家戸の奥	Ⅰ	836	1										
おおい町	本郷	館山	Ⅰ	837		1									
おおい町	大島	狭間	Ⅰ	838											1
おおい町	三森	奥居恵野	Ⅰ	839	1						1				
おおい町	川上	川上（１）	Ⅰ	840											1
おおい町	福谷	福谷（１）	Ⅰ	841											
おおい町	安川	安川	Ⅰ	842	1										1
おおい町	川上	前田	Ⅰ	843		1									1
おおい町	野尻	東位居谷	Ⅰ	844		1									1

町	字	危険箇所名	危険箇所の種類	危険箇所番号	危険箇所の種類										
					土石流危険渓流（Ⅰ）	土石流危険渓流（Ⅱ）	土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）	地すべり危険箇所（建設省）	地すべり危険箇所（林野庁）	地すべり危険箇所（農水省構造改善局）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅰ）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅱ）	急傾斜崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）	雪崩危険箇所（林野庁）	山地災害危険地区（林野庁）
おおい町	大島	畑村	Ⅰ	848							1				
おおい町	大島	河村（1）	Ⅰ	849											
おおい町	名田庄奥坂本	蛇頭	Ⅰ	1352	1						1				
おおい町	名田庄納田終	中野（1）	Ⅰ	1353	1						1				
おおい町	名田庄納田終	小和田	Ⅰ	1354	1						1				
おおい町	名田庄納田終	白屋	Ⅰ	1355	1						1				1
おおい町	名田庄納田終	南	Ⅰ	1356	1						1	1			
おおい町	名田庄口坂本	坂尻（1）	Ⅰ	1357								1			
おおい町	名田庄口坂本	黒瀬（1）	Ⅰ	1358							1				
おおい町	名田庄口坂本	黒瀬（2）	Ⅰ	1359							1				
おおい町	名田庄口坂本	朝比	Ⅰ	1360								1			
おおい町	名田庄井上	井上（1）	Ⅰ	1361							1				
おおい町	名田庄井上	井上（2）	Ⅰ	1362	1						1				1
おおい町	名田庄井上	佐野（1）	Ⅰ	1363	1						1				1
おおい町	名田庄井上	西谷（1）	Ⅰ	1364	1							1			
おおい町	名田庄中	中（3）	Ⅰ	1365							1				1
おおい町	名田庄下	上条（1）	Ⅰ	1366	1						1	1			
おおい町	名田庄下	中条	Ⅰ	1367	1	1					1	1			
おおい町	名田庄小倉	小倉（1）	Ⅰ	1368	1						1				
おおい町	名田庄小倉	小倉（2）	Ⅰ	1369	1										
おおい町	名田庄堂本	堂本（1）	Ⅰ	1370	1						1				
おおい町	名田庄堂本	堂本（2）	Ⅰ	1371	1						1				
おおい町	名田庄堂本	堂本（3）	Ⅰ	1372								1			
おおい町	名田庄堂本	堂本（4）	Ⅰ	1373	1						1				
おおい町	名田庄三重	山田	Ⅰ	1374	1	1						1			1
おおい町	名田庄三重	尾之内（1）	Ⅰ	1375											

町	字	危険箇所名	危険箇所の種類	危険箇所番号	危険箇所の種類										
					土石流危険渓流（Ⅰ）	土石流危険渓流（Ⅱ）	土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）	地すべり危険箇所（建設省）	地すべり危険箇所（林野庁）	地すべり危険箇所（農水省構造改善局）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅰ）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅱ）	急傾斜崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）	雪崩危険箇所（林野庁）	山地災害危険地区（林野庁）
おおい町	名田庄三重	尾之内（２）	Ⅰ	1376	1						1				
おおい町	名田庄三重	下三重	Ⅰ	1377							1				1
おおい町	名田庄三重	秋和	Ⅰ	1378	1							1			
おおい町	名田庄虫鹿野	虫鹿野（２）	Ⅰ	1379											
おおい町	大島	脇今安	Ⅰ	1404							1				
おおい町	大島	河村（２）	Ⅰ	1405							1				
おおい町	大島	西村（１）	Ⅰ	1406	1										
おおい町	大島	浦底（１）	Ⅰ	1407							1				1
おおい町	川上	川上（２）	Ⅰ	1408							1				
おおい町	川上	川上（３）	Ⅰ	1409							1				
おおい町	川上	川上（４）	Ⅰ	1410							1				
おおい町	川上	川上（５）	Ⅰ	1411	1						1				1
おおい町	福谷	福谷（２）	Ⅰ	1412							1				
おおい町	福谷	福谷（３）	Ⅰ	1413	1						1				
おおい町	久保	久保（１）	Ⅰ	1414							1				
おおい町	石山	石山（１）	Ⅰ	1415	1							1			1
おおい町	佐畑	佐畑（１）	Ⅰ	1416							1				
おおい町	佐畑	佐畑（２）	Ⅰ	1417											
おおい町	鹿野	鹿野（１）	Ⅰ	1418								1			
おおい町	鹿野	鹿野（２）	Ⅰ	1419											
おおい町	笹谷	笹谷（１）	Ⅰ	1420								1			
おおい町	岡安	岡安（１）	Ⅰ	1421	1						1				
おおい町	岡安	岡安（２）	Ⅰ	1422	1						1	1			
おおい町	万願寺	万願寺（１）	Ⅰ	1423	1							1			
おおい町	万願寺	万願寺（２）	Ⅰ	1424							1				
おおい町	父子	父子（１）	Ⅰ	1425							1				

町	字	危険箇所名	危険箇所の種類	危険箇所番号	危険箇所の種類										
					土石流危険渓流（Ⅰ）	土石流危険渓流（Ⅱ）	土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）	地すべり危険箇所（建設省）	地すべり危険箇所（林野庁）	地すべり危険箇所（農水省構造改善局）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅰ）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅱ）	急傾斜崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）	雪崩危険箇所（林野庁）	山地災害危険地区（林野庁）
おおい町	父子	父子（2）	Ⅰ	1426							1				
おおい町	野尻	野尻（1）	Ⅰ	1427		1					1	1			
おおい町	山田	山田	Ⅰ	1428	1						1				
おおい町	岡田	岡田（1）	Ⅰ	1429	1							1			
おおい町	岡田	岡田（2）	Ⅰ	1430	1										
おおい町	小堀	小堀	Ⅰ	1431							1				
おおい町	本郷	本郷（1）	Ⅰ	1432	1						1	1			
おおい町	本郷	本郷（2）	Ⅰ	1433							1				
おおい町	尾内	尾内（1）	Ⅰ	1434							1				

（２）雪崩危険箇所Ⅱ

（平成 29 年更新）

町	字	危険箇所名	危険箇所の種類	危険箇所番号	危険箇所の種類										
					土石流危険渓流（Ⅰ）	土石流危険渓流（Ⅱ）	土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）	地すべり危険箇所（建設省）	地すべり危険箇所（林野庁）	地すべり危険箇所（農水省構造改善局）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅰ）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅱ）	急傾斜崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）	雪崩危険箇所（林野庁）	山地災害危険地区（林野庁）
おおい町	奥坂本	大滝（１）	Ⅱ	371								1			
おおい町	奥坂本	大滝（２）	Ⅱ	372											
おおい町	奥坂本	虫野	Ⅱ	373		1						1			1
おおい町	口坂本	小谷（１）	Ⅱ	374								1			1
おおい町	口坂本	小谷（２）	Ⅱ	375								1			1
おおい町	納田終	老左近（１）	Ⅱ	376		1						1			1
おおい町	納田終	老左近（２）	Ⅱ	377								1			
おおい町	納田終	中野（２）	Ⅱ	378		1						1			
おおい町	納田終	小向井（１）	Ⅱ	379											
おおい町	納田終	小向井（２）	Ⅱ	380								1			
おおい町	口坂本	横折（１）	Ⅱ	381								1			
おおい町	口坂本	横折（２）	Ⅱ	382								1			
おおい町	口坂本	坂尻（２）	Ⅱ	383		1						1			
おおい町	井上	佐野（２）	Ⅱ	384								1			
おおい町	井上	佐野（３）	Ⅱ	385	1						1				1
おおい町	井上	西谷（２）	Ⅱ	386								1			
おおい町	井上	西谷（３）	Ⅱ	387							1				
おおい町	下	上条（２）	Ⅱ	388											
おおい町	下	下条	Ⅱ	389								1			
おおい町	槙谷	槙谷（１）	Ⅱ	390	1							1		1	1
おおい町	槙谷	槙谷（２）	Ⅱ	391		1						1			
おおい町	槙谷	槙谷（３）	Ⅱ	392							1	1			
おおい町	槙谷	槙谷（４）	Ⅱ	393								1			

町	字	危険箇所名	危険箇所の種類	危険箇所番号	危険箇所の種類										
					土石流危険渓流（Ⅰ）	土石流危険渓流（Ⅱ）	土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）	地すべり危険箇所（建設省）	地すべり危険箇所（林野庁）	地すべり危険箇所（農水省構造改善局）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅰ）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅱ）	急傾斜崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）	雪崩危険箇所（林野庁）	山地災害危険地区（林野庁）
おおい町	槙谷	槙谷（５）	Ⅱ	394								1			
おおい町	小倉	片内（２）	Ⅱ	395								1		1	
おおい町	小倉	片内（３）	Ⅱ	396		1									
おおい町	久坂	久坂	Ⅱ	397		1						1			
おおい町	三重	尾之内（３）	Ⅱ	398											
おおい町	虫鹿野	虫鹿野（３）	Ⅱ	399								1			
おおい町	大島	浦底（２）	Ⅱ	429							1				
おおい町	大島	西村（２）	Ⅱ	430								1			
おおい町	犬見	犬見（１）	Ⅱ	431								1			
おおい町	犬見	犬見（２）	Ⅱ	432								1			
おおい町	川上	川上（６）	Ⅱ	433								1			
おおい町	川上	川上（７）	Ⅱ	434		1					1				
おおい町	川上	川上（８）	Ⅱ	435								1			
おおい町	川上	川上（９）	Ⅱ	436								1			
おおい町	川上	川上（１０）	Ⅱ	437								1			
おおい町	川上	川上（１１）	Ⅱ	438								1			
おおい町	三森	三森	Ⅱ	439								1			
おおい町	久保	久保（２）	Ⅱ	440							1				
おおい町	福谷	福谷（４）	Ⅱ	441							1				
おおい町	福谷	福谷（５）	Ⅱ	442							1				
おおい町	福谷	福谷（６）	Ⅱ	443							1				
おおい町	石山	石山（２）	Ⅱ	444											
おおい町	笹谷	笹谷（２）	Ⅱ	445		1					1				
おおい町	笹谷	笹谷（３）	Ⅱ	446							1				
おおい町	笹谷	笹谷（４）	Ⅱ	447	1							1			
おおい町	笹谷	笹谷（５）	Ⅱ	448								1			

町	字	危険箇所名	危険箇所の種類	危険箇所番号	危険箇所の種類										
					土石流危険渓流（Ⅰ）	土石流危険渓流（Ⅱ）	土石流危険渓流に準ずる渓流（Ⅲ）	地すべり危険箇所（建設省）	地すべり危険箇所（林野庁）	地すべり危険箇所（農水省構造改善局）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅰ）	急傾斜崩壊危険箇所（Ⅱ）	急傾斜崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）	雪崩危険箇所（林野庁）	山地災害危険地区（林野庁）
おおい町	笹谷	笹谷（６）	Ⅱ	449								1			
おおい町	岡安	岡安（３）	Ⅱ	450								1			
おおい町	広岡	広岡	Ⅱ	451							1				
おおい町	父子	父子（３）	Ⅱ	452							1				1
おおい町	父子	父子（４）	Ⅱ	453	1							1			1
おおい町	父子	父子（５）	Ⅱ	454							1				
おおい町	野尻	野尻（２）	Ⅱ	455											
おおい町	尾内	尾内（２）	Ⅱ	456								1			

2－13　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

（1）急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
名田庄三重(32－Ⅱ－9546)	○	H17.11.29	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－Ⅱ－9550)	○	H17.11.29	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄小倉(32－Ⅰ－9509)	○	H17.11.29	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－Ⅱ－9536)	○	H17.11.29	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－Ⅱ－9537)	○	H17.11.29	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄下(32－Ⅰ－687)	○	H17.12.27	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－Ⅰ－9503)	○	H17.12.27	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－Ⅱ－9531)	○	H17.12.27	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－Ⅱ－9532)	○	H17.12.27	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－Ⅱ－9533)	○	H17.12.27	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－Ⅱ－9535)	○	H17.12.27	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
福谷(34－Ⅰ－9818)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－Ⅰ－9819－1)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－Ⅰ－9819－2)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－Ⅰ－9819－3)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－Ⅱ－9826)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－Ⅱ－9827)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－Ⅱ－9828)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅰ－9826)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅱ－9833)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅱ－9834)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅱ－9835)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅱ－9837)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅱ－9838)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅱ－9839)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅱ－9840)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
名田庄納田終(32－Ⅱ－9508)	○	H18.2.28	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－9509)	○	H18.2.28	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－9512)	○	H18.2.28	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－9513)	○	H18.2.28	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－9514)	○	H18.2.28	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
岡安(34－Ⅰ－9831)	○	H18.2.28	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
大島(34－Ⅰ－9804)	○	H18.2.28	日角浜	①②③④	大島小学校
大島(34－Ⅰ－711－1)	○	H18.2.28	河村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅰ－719)	○	H18.2.28	河村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅰ－9803)	○	H18.2.28	河村	①②③④	はまかぜ交流センター
本郷(34－Ⅰ－9802)	○	H18.2.28	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅰ－9844)	○	H18.2.28	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅱ－9857－1)	○	H18.2.28	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
川上(34－Ⅰ－9810)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9806)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9807)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9808)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9809)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9812)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9814)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9815)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9816)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9817)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9818)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9819)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9821)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
父子(34－Ⅰ－717)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－Ⅰ－9836)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－Ⅰ－9837)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－Ⅰ－9838)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－Ⅱ－9848)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－Ⅱ－9850)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－Ⅱ－9846)	○	H18.9.29	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－Ⅱ－9847)	○	H18.9.29	万願寺	①②③④	やまびこ会館
名田庄小倉(32－Ⅰ－9510)	○	H18.10.31	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
岡田(34－Ⅱ－9851)	○	H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－Ⅱ－9852)	○	H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
山田(34－Ⅰ－9846)	○	H18.11.24	山田	①②③④	本郷小学校
犬見(34－Ⅱ－9804)	○	H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－Ⅱ－9805)	○	H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
大島(34－Ⅰ－9800)	○	H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅰ－9801)	○	H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅱ－9800)	○	H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅱ－9801)	○	H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
本郷(34－Ⅰ－9841)	○	H19.3.23	本郷13区・駅前区	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅰ－9842)	○	H19.3.23	本郷13区	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅱ－9853)	○	H19.3.23	本郷13区	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅱ－9854)	○	H19.3.23	本郷13区	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅱ－9855)	○	H19.3.23	本郷13区	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅱ－9856)	○	H19.3.23	本郷13区	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
三森(34－Ⅰ－712)	○	H19.6.8	三森	①②③④	川上公民館
三森(34－Ⅰ－9812)	○	H19.6.8	三森	①②③④	川上公民館
三森(34－Ⅱ－9822)	○	H19.6.8	三森	①②③④	川上公民館
三森(34－Ⅱ－9823)	○	H19.6.8	三森	①②③④	川上公民館
久保(34－Ⅰ－9815)	○	H19.6.8	久保	①②③④	川上公民館
安川(34－Ⅰ－9813－1)	○	H19.6.8	安川	①②③④	ふるさと交流センター
安川(34－Ⅰ－9813－2)	○	H19.6.8	安川	①②③④	ふるさと交流センター
安川(34－Ⅰ－9813－3)	○	H19.6.8	安川	①②③④	ふるさと交流センター

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
安川(34－Ⅰ－9814)	○	H19.6.8	安川	①②③④	ふるさと交流センター
安川(34－Ⅱ－9824)	○	H19.6.8	安川	①②③④	ふるさと交流センター
石山(34－Ⅰ－9823)	○	H19.6.8	石山	①②③④	佐分利小学校
石山(34－Ⅱ－9829－1)	○	H19.6.8	石山	①②③④	佐分利小学校
石山(34－Ⅱ－9830)	○	H19.6.8	石山	①②③④	佐分利小学校
佐畑(34－Ⅰ－9801)	○	H19.6.8	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅰ－9821)	○	H19.6.8	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅰ－9822)	○	H19.6.8	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅰ－9827)	○	H19.6.8	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－Ⅰ－9832)	○	H19.6.8	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－Ⅱ－9842)	○	H19.6.8	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－Ⅱ－9843)	○	H19.6.8	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
神崎(34－Ⅰ－9833)	○	H19.6.8	神崎	①②③④	やまびこ会館
神崎(34－Ⅱ－9844)	○	H19.6.8	神崎	①②③④	やまびこ会館
神崎(34－Ⅱ－9845)	○	H19.6.8	神崎	①②③④	やまびこ会館
野尻(34－Ⅰ－714)	○	H19.6.8	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－Ⅰ－9848)	○	H19.6.8	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－Ⅱ－9861)	○	H19.6.8	野尻	①②③④	大飯中学校
名田庄奥坂本(32－Ⅱ－9500)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅱ－9501)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅱ－9502)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅱ－9503)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅱ－9504)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－9505)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－9506)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－9507)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－9519)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－9520)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－9521)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－9522)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－9523)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－9524)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄堂本(32－Ⅰ－9511)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－Ⅰ－9512－1)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－Ⅱ－9538)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－Ⅱ－9539)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－Ⅱ－9540)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－Ⅰ－9514)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
名田庄槙谷(32－Ⅱ－9541)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－Ⅱ－9542)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－Ⅱ－9543)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－Ⅱ－9544)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－Ⅱ－9545)	○	H19.6.8	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄納田終(32－Ⅰ－9501－1)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅰ－9501－2)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－9511)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－9515)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－9516)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－9517)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－9518)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄井上(32－Ⅰ－303)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－Ⅰ－696)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－Ⅰ－729)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－Ⅱ－9525)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－Ⅱ－9526)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－Ⅱ－9527)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄納田終(32－Ⅱ－128)	○	H20.2.29	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅲ－132)	○	H20.2.29	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄堂本(32－Ⅰ－716)	○	H20.2.29	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－Ⅰ－9511)	○	H20.2.29	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－Ⅱ－717)	○	H20.2.29	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－Ⅲ－711)	○	H20.2.29	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄中(32－Ⅰ－763)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－Ⅰ－764)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－Ⅱ－503)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－Ⅱ－504)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－Ⅱ－611)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－Ⅱ－9530)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
鹿野(34－Ⅱ－906)	○	H20.4.4	鹿野	①②③④	佐分利小学校
鹿野(34－Ⅱ－907)	○	H20.4.4	鹿野	①②③④	佐分利小学校
鹿野(34－Ⅱ－9832)	○	H20.4.4	鹿野	①②③④	佐分利小学校
名田庄小倉(32－Ⅱ－00710)	○	H20.7.25	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
神崎(34－Ⅰ－01208)	○	H20.7.25	神崎	①②③④	やまびこ会館
広岡(34－Ⅰ－9834)	○	H20.7.25	広岡	①②③④	やまびこ会館
小車田(34－Ⅰ－9824)	○	H20.7.25	小車田	①②③④	佐分利小学校
小車田(34－Ⅱ－9831)	○	H20.7.25	小車田	①②③④	佐分利小学校

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
福谷(34－Ⅰ－9817)	○	H20.7.25	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－Ⅰ－9820)	○	H20.7.25	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－Ⅱ－9800)	○	H20.7.25	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
万願寺(34－Ⅰ－9835)	○	H20.7.25	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－Ⅰ－01410)	○	H20.7.25	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－Ⅱ－01401)	○	H20.7.25	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－Ⅱ－01402)	○	H20.7.25	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－Ⅱ－01403)	○	H20.7.25	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－Ⅱ－01412)	○	H20.7.25	万願寺	①②③④	やまびこ会館
名田庄木谷(32－Ⅱ－01123)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄小倉畑(32－Ⅰ－01101)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄小倉畑(32－Ⅱ－9551)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄小倉畑(32－Ⅱ－9552)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－Ⅱ－01102)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－Ⅱ－01106)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－Ⅱ－01107)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－Ⅱ－01108)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－Ⅱ－01111)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－Ⅱ－9553)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫谷(32－Ⅱ－9556)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄木谷(32－Ⅰ－9515)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄木谷(32－Ⅱ－01121)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄挙野(32－Ⅰ－690)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄挙野(32－Ⅱ－00901)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄挙野(32－Ⅱ－9549)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－Ⅱ－9548)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－Ⅰ－688)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－Ⅰ－689)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－Ⅱ－00902)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－Ⅱ－01020)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－Ⅱ－9547)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄西谷(32－Ⅰ－9502)	○	H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－Ⅱ－00402)	○	H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－Ⅱ－00404)	○	H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－Ⅱ－9528)	○	H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－Ⅱ－9529)	○	H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
名田庄口坂本(32－Ⅰ－757－1)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅰ－757－2)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅰ－9500－1)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅰ－9500－2)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅰ－9500－3)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅰ－9500－4)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅱ－00202)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅱ－00204)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅱ－00207)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅱ－00212)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－Ⅱ－00213)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－00224)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－00225)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－00235－1)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－00235－2)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－00244－1)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－Ⅱ－00244－2)	○	H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄下(32－Ⅰ－9504)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－Ⅰ－9505－1)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－Ⅰ－9505－2)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－Ⅰ－9506)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－Ⅱ－00604)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－Ⅱ－00607)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄小倉(32－Ⅱ－00616－1)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－Ⅱ－00616－2)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－Ⅰ－9507)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－Ⅰ－9508－1)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－Ⅰ－9508－2)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－Ⅱ－00701)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－Ⅱ－00703)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－Ⅱ－00704)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－Ⅱ－00708)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
川上(34－Ⅰ－713－1)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－713－2)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
川上(34－Ⅰ－716)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－766)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－767－1)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－767－2)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－9808－1)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－9808－2)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－9809－1)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－9809－2)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－9811－1)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－9811－2)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－00114)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅰ－00115)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9810)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9811)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9813)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－9820)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－00113)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－00131)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－00134)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－00145)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－00146)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－Ⅱ－00165)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
三森(34－Ⅱ－00203)	○	H21.2.20	三森	①②③④	川上公民館
三森(34－Ⅱ－00206)	○	H21.2.20	三森	①②③④	川上公民館
三森(34－Ⅱ－00208)	○	H21.2.20	三森	①②③④	川上公民館
三森(34－Ⅱ－00215－1)	○	H21.2.20	三森	①②③④	川上公民館
三森(34－Ⅱ－00215－2)	○	H21.2.20	三森	①②③④	川上公民館
久保(34－Ⅱ－9825)	○	H21.2.20	久保	①②③④	佐分利小学校
石山(34－Ⅱ－9829－2)	○	H21.2.20	石山	①②③④	佐分利小学校
石山(34－Ⅱ－00602)	○	H21.2.20	石山	①②③④	佐分利小学校
石山(34－Ⅱ－00604)	○	H21.2.20	石山	①②③④	佐分利小学校
佐畑(34－Ⅰ－00701)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅰ－00702)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅰ－00704)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅰ－00705)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅰ－00711)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅰ－00712－1)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅰ－00712－2)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅰ－00716)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅱ－00717)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－Ⅱ－00718)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
名田庄虫鹿野(32－Ⅰ－691－1)	○	H21.6.23	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－Ⅰ－691－2)	○	H21.6.23	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－Ⅰ－691－3)	○	H21.6.23	下久田	①②③④	久田の里交流センター

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
名田庄納田終(32－Ⅰ－686－1)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅰ－686－2)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅰ－728－1)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅰ－728－2)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅰ－758－1)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅰ－758－2)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅰ－759－1)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅰ－759－2)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅰ－759－3)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－00105)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－00111)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－00118)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－00124)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－00126)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－00137)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－Ⅱ－9510)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄堂本(32－Ⅰ－9512－2)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－Ⅰ－9513－1)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－Ⅰ－9513－2)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－Ⅱ－00818)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄染ヶ谷(32－Ⅱ－00822)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄染ヶ谷(32－Ⅱ－00823)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄西谷(32－Ⅱ－00405)	○	H21.6.23	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄三重(32－Ⅰ－692)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－Ⅰ－694－1)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－Ⅰ－694－2)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－Ⅰ－695)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－Ⅱ－01003)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－Ⅱ－01004)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－Ⅱ－01005)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－Ⅱ－01009)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－Ⅱ－01013)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－Ⅱ－01019)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
笹谷(34－Ⅰ－9825)	○	H21.11.20	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅱ－9836)	○	H21.11.20	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅱ－9841)	○	H21.11.20	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－Ⅱ－01019)	○	H21.11.20	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－Ⅰ－9828)	○	H21.11.20	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－Ⅰ－9829)	○	H21.11.20	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－Ⅰ－9830)	○	H21.11.20	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－Ⅰ－01105)	○	H21.11.20	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－Ⅱ－01103)	○	H21.11.20	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
小堀(34－Ⅰ－9839)	○	H21.11.20	小堀	①②③④	総合町民体育館
犬見(34－Ⅱ－02505)	○	H21.11.20	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－Ⅱ－02506)	○	H21.11.20	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－Ⅱ－02508)	○	H21.11.20	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
大島(34－Ⅰ－9807)	○	H21.11.20	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅰ－04613)	○	H21.11.20	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅱ－04611)	○	H21.11.20	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅲ－04612)	○	H21.11.20	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅰ－9805)	○	H21.11.20	脇今安	①②③④	大島小学校
大島(34－Ⅰ－9806)	○	H21.11.20	脇今安	①②③④	大島小学校
大島(34－Ⅱ－9803)	○	H21.11.20	脇今安	①②③④	大島小学校
大島(34－Ⅰ－05001)	○	H21.11.20	脇今安	①②③④	大島小学校
大島(34－Ⅱ－05004)	○	H21.11.20	脇今安	①②③④	大島小学校
大島(34－Ⅰ－718)	○	H21.11.20	畑村	①②③④	大島小学校
大島(34－Ⅰ－9800)	○	H21.11.20	畑村	①②③④	大島小学校
大島(34－Ⅰ－04904)	○	H21.11.20	畑村	①②③④	大島小学校
大島(34－Ⅰ－708)	○	H21.11.20	日角浜	①②③④	大島小学校
大島(34－Ⅰ－711－2)	○	H21.11.20	河村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅲ－04601)	○	H27.9.29	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－Ⅱ－04817)	○	H21.11.20	河村	①②③④	はまかぜ交流センター
野尻(34－Ⅰ－01604)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－Ⅱ－01601)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－Ⅱ－9860)		H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－Ⅱ－01609)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－Ⅲ－01607)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－Ⅰ－9847)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－Ⅰ－01811)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－Ⅰ－01913)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－Ⅰ－9849)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
父子(34－Ⅱ－01507)	○	H22.2.9	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－Ⅱ－01508)	○	H22.2.9	父子	①②③④	やまびこ会館
岡田(34－Ⅰ－709)	○	H22.2.9	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－Ⅱ－01910)	○	H22.2.9	岡田	①②③④	大飯中学校
尾内(34－Ⅰ－9843)	○	H22.2.9	尾内	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
尾内(34－Ⅱ－02201)	○	H22.2.9	尾内	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
長井(34－Ⅱ－9858)	○	H22.2.9	長井	①②③④	長井多目的研究施設
長井(34－Ⅱ－02307)	○	H22.2.9	長井	①②③④	長井多目的研究施設

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
本郷(34－Ⅰ－710－1)	○	H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅰ－710－2)	○	H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅰ－710－3)	○	H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅱ－9857－2)	○	H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅱ－03101)	○	H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅰ－03102－1)	○	H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅰ－03102－2)	○	H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅰ－9845)	○	H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－Ⅰ－9803)	○	H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
小堀(34－Ⅰ－9840)	○	H23.9.30	小堀	①②③④	総合町民体育館

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

（2）土石流

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
名田庄三重(32－2－14－70－1)	○	H17.11.29	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－70－2)	○	H17.11.29	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－73)	○	H17.11.29	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－1)		H17.11.29	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄小倉(32－2－14－66)	○	H17.11.29	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－2－14－92)	○	H17.11.29	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄下(32－2－14－56－1)		H17.12.27	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－2－14－56－2)	○	H17.12.27	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－2－14－59)	○	H17.12.27	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－2－14－86)	○	H17.12.27	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
福谷(34－2－17－31)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－2－17－32)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－2－17－33－1)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－2－17－33－2)	○	H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
福谷(34－2－17－65)		H17.12.27	福谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－35－1)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－35－2)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－35－3)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－36－1)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－36－2)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－37－1)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－37－2)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－66－1)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－66－2)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－83)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－84)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－85)	○	H17.12.27	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
名田庄納田終(32－2－14－36)	○	H18.2.28	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
岡安(34－2－17－38)	○	H18.2.28	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－2－17－39)	○	H18.2.28	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－2－17－40)	○	H18.2.28	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－2－17－41)	○	H18.2.28	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－2－17－42)	○	H18.2.28	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
岡安(34－2－17－86)		H18.2.28	岡安	①②③④	ふるさと交流センター
本郷(34－2－17－1)	○	H18.2.28	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－2－17－55)	○	H18.2.28	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－2－17－68)	○	H18.2.28	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－2－17－69)	○	H18.2.28	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
川上(34－2－17－19)		H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－20)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
川上(34－2－17－21)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－22)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－23－1)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－23－2)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－23－3)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－23－4)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－24－1)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－24－2)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－25－1)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－25－2)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－26－1)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－26－2)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－27)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－59)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－60－1)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－61)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－62)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－63)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－77)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－78)		H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－79)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－80)	○	H18.2.28	川上	①②③④	川上公民館
父子(34－2－17－7－1)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－7－2)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－7－3)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－7－5)		H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－8－1)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－8－2)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－8－3)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－10－1)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－10－2)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－56)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－74)	○	H18.9.29	父子	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－2－17－45－1)	○	H18.9.29	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－2－17－45－2)	○	H18.9.29	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－2－17－45－3)		H18.9.29	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－2－17－46)		H18.9.29	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－2－17－67)	○	H18.9.29	万願寺	①②③④	やまびこ会館
万願寺(34－2－17－87)		H18.9.29	万願寺	①②③④	やまびこ会館
岡田(34－2－17－47－1)	○	H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－2－17－47－2)	○	H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－2－17－48－1)	○	H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－2－17－48－2)		H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－2－17－49)	○	H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－2－17－50－1)	○	H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－2－17－50－2)	○	H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－2－17－51)		H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
岡田(34－2－17－52)		H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－2－17－53)	○	H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－2－17－54)		H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
岡田(34－2－17－88)		H18.11.24	岡田	①②③④	大飯中学校
山田(34－2－17－2－1)		H18.11.24	山田	①②③④	本郷小学校
山田(34－2－17－2－2)		H18.11.24	山田	①②③④	本郷小学校
山田(34－2－17－3－1)	○	H18.11.24	山田	①②③④	本郷小学校
山田(34－2－17－3－2)	○	H18.11.24	山田	①②③④	本郷小学校
山田(34－2－17－4)	○	H18.11.24	山田	①②③④	本郷小学校
犬見(34－3－2)		H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－3－17－1)	○	H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－3－17－2)	○	H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－3－18)		H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－3－19)		H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－3－20－2)	○	H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－3－21－1)		H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－3－22－1)		H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
犬見(34－3－22－2)		H18.12.26	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
大島(34－3－3－1)		H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－3－2)	○	H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－3－3)		H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－3－4)		H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－4－1)		H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－4－2)		H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－4－3)		H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－5)		H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－23－1)		H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－23－2)		H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－23－3)	○	H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－24－1)	○	H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－24－2)		H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－24－3)	○	H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－24－4)	○	H19.3.23	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
本郷(34－2－17－89)	○	H19.3.23	本郷 13 区	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
三森(34－2－17－28－1)	○	H19.6.8	三森	①②③④	川上公民館
三森(34－2－17－28－2)	○	H19.6.8	三森	①②③④	川上公民館
三森(34－2－17－64－1)	○	H19.6.8	三森	①②③④	川上公民館
三森(34－2－17－76)	○	H19.6.8	三森	①②③④	川上公民館
久保(34－2－17－18－1)	○	H19.6.8	久保	①②③④	川上公民館
久保(34－2－17－18－2)	○	H19.6.8	久保	①②③④	川上公民館
久保(34－2－17－58－1)	○	H19.6.8	久保	①②③④	川上公民館
久保(34－2－17－58－2)	○	H19.6.8	久保	①②③④	川上公民館
久保(34－2－17－58－3)	○	H19.6.8	久保	①②③④	川上公民館
安川(34－2－17－29－1)	○	H19.6.8	安川	①②③④	ふるさと交流センター
安川(34－2－17－29－2)	○	H19.6.8	安川	①②③④	ふるさと交流センター
安川(34－2－17－29－3)	○	H19.6.8	安川	①②③④	ふるさと交流センター
安川(34－2－17－30)	○	H19.6.8	安川	①②③④	ふるさと交流センター
石山(34－2－17－16－1)		H19.6.8	石山	①②③④	佐分利小学校

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
石山(34－2－17－16－2)		H19.6.8	石山	①②③④	佐分利小学校
石山(34－2－17－16－3)	○	H19.6.8	石山	①②③④	佐分利小学校
石山(34－2－17－57)	○	H19.6.8	石山	①②③④	佐分利小学校
佐畑(34－2－17－34)	○	H19.6.8	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－2－17－81)	○	H19.6.8	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－2－17－82)	○	H19.6.8	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
神崎(34－2－17－11)	○	H19.6.8	神崎	①②③④	やまびこ会館
神崎(34－2－17－12)	○	H19.6.8	神崎	①②③④	やまびこ会館
野尻(34－2－17－5－1)	○	H19.6.8	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－2－17－6)	○	H19.6.8	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－2－17－73)	○	H19.6.8	野尻	①②③④	大飯中学校
名田庄奥坂本(32－2－14－43)		H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－2－14－44)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－2－14－45)		H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－2－14－84)		H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－2－14－85)		H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄奥坂本(32－2－14－96)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－2－14－46)		H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－2－14－47)		H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－2－14－48)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－2－14－80)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－2－14－81)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－2－14－94)	○	H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄口坂本(32－2－14－95)		H19.6.8	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－28)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－29)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－30)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－31－2)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－32)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－33)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－34)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－35)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－37)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－38)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－39)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－40)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
名田庄納田終(32－2－14－41)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－42)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－82)		H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－83)	○	H19.6.8	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄井上(32－2－14－26)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－2－14－27－1)		H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－2－14－27－2)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－2－14－27－3)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－2－14－27－4)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－2－14－49)		H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－2－14－50)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－2－14－51)		H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－2－14－52)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－2－14－301)	○	H20.2.29	井上	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄納田終(32－2－14－106)	○	H20.2.29	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄中(32－2－14－21－1)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－2－14－21－2)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－2－14－22)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－2－14－23)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－2－14－24)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－2－14－25)		H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄中(32－2－14－503)	○	H20.2.29	中	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
鹿野(34－2－17－13)		H20.4.4	鹿野	①②③④	佐分利小学校
鹿野(34－2－17－14)	○	H20.4.4	鹿野	①②③④	佐分利小学校
名田庄小倉(32－2－14－20)	○	H20.7.25	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－2－14－67)	○	H20.7.25	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
神崎(34－2－17－01205)	○	H20.7.25	神崎	①②③④	やまびこ会館
神崎(34－2－17－01206)	○	H20.7.25	神崎	①②③④	やまびこ会館
広岡(34－2－17－44－1)	○	H20.7.25	広岡	①②③④	やまびこ会館
広岡(34－2－17－44－2)	○	H20.7.25	広岡	①②③④	やまびこ会館
広岡(34－2－17－44－3)	○	H20.7.25	広岡	①②③④	やまびこ会館
小車田(34－2－17－15)	○	H20.7.25	小車田	①②③④	佐分利小学校
小車田(34－2－17－75)	○	H20.7.25	小車田	①②③④	佐分利小学校
万願寺(34－2－17－01401)	○	H20.7.25	万願寺	①②③④	やまびこ会館
名田庄三重(32－2－14－2)	○	H20.12.19	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄木谷(32－2－14－7)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄小倉畑(32－2－14－01101)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
名田庄小倉畑(32－2－14－3)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄小倉畑(32－2－14－75)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄小倉畑(32－2－14－01102)		H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄小倉畑(32－2－14－4)		H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－2－14－01103)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－2－14－01107)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫鹿野(32－2－14－6)		H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄虫谷(32－2－14－76)	○	H20.12.19	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄挙野(32－2－14－10)		H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄挙野(32－2－14－11)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄挙野(32－2－14－9)		H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－2－14－12)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－2－14－13)		H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－2－14－14)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－2－14－15)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－2－14－68－1)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－2－14－68－2)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄久坂(32－2－14－69)	○	H20.12.19	久坂	①②③④	里山文化交流センター
名田庄井上(32－2－14－53－1)	○	H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄井上(32－2－14－53－2)		H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－2－14－53－3)	○	H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－2－14－53－4)	○	H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－2－14－53－5)	○	H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－2－14－54－1)		H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－2－14－54－2)	○	H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－2－14－55－1)		H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄西谷(32－2－14－55－2)		H20.12.19	西谷	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄口坂本(32－2－14－00204)		H21.2.20	坂本	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄下(32－2－14－58)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－2－14－60－1)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－2－14－60－2)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－2－14－61)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－2－14－62)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター
名田庄下(32－2－14－93)	○	H21.2.20	下	①②③④	ふれあいぬくもりセンター

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
名田庄小倉(32－2－14－63)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－2－14－64)		H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－2－14－65)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
名田庄小倉(32－2－14－91)	○	H21.2.20	小倉	①②③④	名田庄小学校、名田庄中学校、名田庄体育館
川上(34－2－17－00108)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－00109)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
川上(34－2－17－00112)	○	H21.2.20	川上	①②③④	川上公民館
三森(34－2－17－00203)	○	H21.2.20	三森	①②③④	川上公民館
久保(34－2－17－18－3)	○	H21.2.20	久保	①②③④	佐分利小学校
久保(34－2－17－18－4)	○	H21.2.20	久保	①②③④	佐分利小学校
石山(34－2－17－16－4)	○	H21.2.20	石山	①②③④	佐分利小学校
石山(34－2－17－16－5)	○	H21.2.20	石山	①②③④	佐分利小学校
石山(34－2－17－16－6)	○	H21.2.20	石山	①②③④	佐分利小学校
石山(34－2－17－16－7)	○	H21.2.20	石山	①②③④	佐分利小学校
佐畑(34－2－17－00702)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
佐畑(34－2－17－00704)	○	H21.2.20	佐畑	①②③④	ふるさと交流センター
名田庄虫鹿野(32－2－14－5)	○	H21.6.23	下久田	①②③④	久田の里交流センター
名田庄納田終(32－2－14－00105)	○	H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－31－1)		H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄納田終(32－2－14－31－3)		H21.6.23	納田終	①②③④	流星館コンベンションホール
名田庄槙谷(32－2－14－00804)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－2－14－16)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－2－14－17)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－2－14－18)		H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－2－14－19)		H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－2－14－77－1)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－2－14－77－2)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－2－14－77－3)		H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－2－14－78)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄堂本(32－2－14－88)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄染ヶ谷(32－2－14－89)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄槙谷(32－2－14－90)	○	H21.6.23	美川	①②③④	里山文化交流センター
名田庄三重(32－2－14－71)		H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－72－1)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－72－2)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－74－1)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－74－2)		H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

土砂災害警戒区域の名称	特別警戒区域の有無	指定日	自治会名	情報伝達手段※	指定避難所
名田庄三重(32－2－14－74－3)		H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－87)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－00903)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－00904)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
名田庄三重(32－2－14－01001)	○	H21.6.23	三重	①②③④	さきやま会館
笹谷(34－2－17－01001)	○	H21.11.20	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
笹谷(34－2－17－01005)	○	H21.11.20	笹谷	①②③④	ふるさと交流センター
小堀(34－2－17－02001)	○	H21.11.20	小堀	①②③④	総合町民体育館
小堀(34－2－17－02005)	○	H21.11.20	小堀	①②③④	総合町民体育館
小堀(34－3－1－1)	○	H21.11.20	小堀	①②③④	総合町民体育館
小堀(34－3－1－2)	○	H21.11.20	小堀	①②③④	総合町民体育館
犬見(34－3－02502)	○	H21.11.20	犬見	①②③④	総合町民福祉センター
大島(34－3－25)	○	H21.11.20	畑村	①②③④	大島小学校
大島(34－3－04601)	○	H27.9.29	西村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－04807)	○	H21.11.20	畑村	①②③④	大島小学校
大島(34－3－04701)	○	H21.11.20	河村	①②③④	はまかぜ交流センター
大島(34－3－04702)	○	H21.11.20	河村	①②③④	はまかぜ交流センター
野尻(34－2－17－01802)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－2－17－71－1)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－2－17－71－2)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
野尻(34－2－17－71－3)	○	H22.2.9	野尻	①②③④	大飯中学校
父子(34－2－17－01501)	○	H22.2.9	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－01502)	○	H22.2.9	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－9－1)	○	H22.2.9	父子	①②③④	やまびこ会館
父子(34－2－17－9－2)		H22.2.9	父子	①②③④	やまびこ会館
尾内(34－2－17－02201)	○	H22.2.9	尾内	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
長井(34－2－17－02304)	○	H22.2.9	長井	①②③④	長井多目的研究施設
長井(34－2－17－02314)	○	H22.2.9	長井	①②③④	長井多目的研究施設
本郷(34－2－17－04501)	○	H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯
本郷(34－2－17－70－1)		H22.2.9	本郷	①②③④	本郷小学校、総合町民福祉センター、あみーシャン大飯

※情報伝達手段 ①：防災行政無線、②：有線放送、③：広報車又はパトロールカー等車両による放送、④：緊急速報メール

2－14　国・県・町指定文化財一覧表

国指定文化財一覧　（平成 31 年 2 月 1 日現在）

文化財名称	種別	数量	所蔵者等	所在地	指定年月日
木造千手観音立像 附紙本墨書千手千眼陀羅尼経	彫 刻	1 躯	意足寺	万願寺	昭和 25. 8.29
木造不動明王坐像	彫 刻	1 躯	常禅寺	大島（西村）	昭和 25. 8.29
木造阿弥陀如来坐像	彫 刻	1 躯	長楽寺	大島（日角浜）	昭和 25. 8.29
木造多聞天立像	彫 刻	1 躯	長楽寺	大島（日角浜）	昭和 25. 8.29
木造毘沙門天立像	彫 刻	1 躯	清雲寺	大島（浦底）	昭和 25. 8.29
木造吉祥天立像		1 躯	清雲寺	大島（浦底）	昭和 25. 8.29
木造善膩師童子立像		1 躯	清雲寺	大島（浦底）	昭和 25. 8.29
小浜藩台場跡 松ヶ瀬台場跡 鋸崎台場跡	史 跡		おおい町	大島 （赤栗、東浦）	平成 13.1.29 平成 16.9.30 追加指定

県指定文化財一覧　（平成 31 年 2 月 1 日現在）

文化財名称	種別	数量	所蔵者等	所在地	指定年月日
薬師堂	建造物	1 棟	名田庄 納田終区	名田庄納田終	平成 14.4.23
絹本著色千手観音二十八部衆像	絵 画	1 幅	懺法講	県立若狭歴史 博物館	平成 19.4.11
木造阿弥陀如来坐像	彫 刻	1 躯	龍虎寺	長 井	昭和 42.2.3
木造阿弥陀如来立像 （光背、台座を除く）	彫 刻	1 躯	奥の堂 講社	大島（脇今安）	昭和 56.4.24
紙本墨書大般若経	典 籍	600 帖	熊野神社	おおい町立 郷土史料館	昭和 48.5.1
土御門家墓所	史 跡		土御門史 跡保存会	名田庄納田終	昭和 32.7.30
苅田比売神社のムクの木	天然記 念物		名田庄 下区	名田庄下	昭和 31.3.12
若宮八幡神社のフジ	天然記 念物		名田庄 三重区	名田庄三重	昭和 34.9.1
伊射奈伎神社のウラジロガシ	天然記 念物		伊射奈伎 神社	福 谷	昭和 34.9.1
野鹿谷のシャクナゲ自生地	天然記 念物		おおい町	名田庄納田終	昭和 44.4.1
依居神社のモミの木	天然記 念物		依居神社	岡安	昭和 44.4.1
堀口家のサザンカ	天然記 念物		堀口家	神崎 18-2	昭和 52.6.17

町指定文化財一覧　（平成 31 年 2 月 1 日現在）

文化財名称	種別	数量	所蔵者等	所在地	指定年月日
熊野神社本殿	建造物	1 棟	熊野神社	名田庄三重	昭和 47.10.1
加茂神社本殿・舞堂	建造物	各 1 棟	名田庄納田終区	名田庄納田終	昭和 56.8.12 平成 26.3.28 追加指定
苅田比売神社本殿	建造物	1 棟	名田庄下区	名田庄下	昭和 56.8.12
長楽寺阿弥陀堂	建造物	1 棟	長楽寺	大島（日角浜）	平成 7.3.6
涅槃図	絵 画	1 幅	久保区	久 保	昭和 53.3.23
阿弥陀如来坐像	彫 刻	1 躯	清福寺	名田庄下	昭和 37.4.1
佐野の薬師如来立像	彫 刻	1 躯	佐野薬師堂	名田庄井上	昭和 39.4.1
木製懸仏	彫 刻	1 点	伊射奈伎神社	福 谷	昭和 50.11.14
木製懸仏	彫 刻	1 点	若宮神社	岡 田	昭和 50.11.14
青銅製懸仏	彫 刻	6 点	伊射奈伎神社	福 谷	昭和 50.11.14
木造広目天立像	彫 刻	1 躯	長楽寺	大島（日角浜）	昭和 50.12.12
木造増長天立像	彫 刻	1 躯	長楽寺	大島（日角浜）	昭和 50.12.12
木造持国天立像	彫 刻	1 躯	長楽寺	大島（日角浜）	昭和 50.12.12
木造観音菩薩立像	彫 刻	1 躯	長楽寺	大島（日角浜）	昭和 50.12.12
木造延命地蔵尊像	彫 刻	1 躯	長楽寺	大島（日角浜）	昭和 53.10.2
木造聖観音立像	彫 刻	1 躯	奥の堂講社	大島（畑村）	昭和 53.10.2
木造十一面観音立像	彫 刻	1 躯	奥の堂講社	大島（畑村）	昭和 53.10.2
十一面千手観音立像	彫 刻	1 躯	檀渓寺	名田庄納田終	昭和 58.4.13
聖観音菩薩立像	彫 刻	1 躯	妙応寺	名田庄中	昭和 58.4.13
大日如来坐像	彫 刻	1 躯	妙応寺	名田庄中	昭和 58.4.13
弥勒菩薩坐像	彫 刻	1 躯	妙応寺	名田庄中	昭和 58.4.13
観音菩薩立像	彫 刻	1 躯	清福寺	名田庄下	昭和 58.4.13
勢至菩薩立像	彫 刻	1 躯	清福寺	名田庄下	昭和 58.4.13
阿弥陀如来坐像	彫 刻	1 躯	小倉阿弥陀堂（小倉区）	名田庄小倉	昭和 58.4.13
十一面観音立像	彫 刻	1 躯	寶積寺	おおい町立郷土史料館	昭和 58.4.13
聖観音菩薩坐像	彫 刻	1 躯	慈眼寺	名田庄三重	昭和 58.4.13
阿弥陀如来立像	彫 刻	1 躯	光久寺	名田庄小倉畑	昭和 59.1.15
宝尾山山岳寺院関係遺物	彫刻他	10 点	おおい町	おおい町立郷土史料館	平成 19.1.19
馬頭観音堂の鰐口	工芸品	1 口	坂本観音講（馬頭観音堂）	名田庄坂本	昭和 47.10.1

文化財名称	種別	数量	所蔵者等	所在地	指定年月日
鰐口	工芸品	1 口	伊射奈伎神社	おおい町立郷土史料館	昭和 50.11.14
念仏鉦	工芸品	1 口	笹谷区	おおい町立郷土史料館	昭和 50.11.14
興福寺の大般若経	典 籍	600 巻	興福寺	名田庄西谷	昭和 47.10.1
周文写経	典 籍	1 巻	伊射奈伎神社	おおい町立郷土史料館	昭和 63.8.1
周文写経	典 籍	4 巻	おおい町	おおい町立郷土史料館	昭和 63.8.1
皇子塚	史 跡		皇子塚顕彰会	名田庄挙原	昭和 39.4.1
坪の内古墳	史 跡		名田庄下区	名田庄下	昭和 47.10.1
ヒガンジョ 4 号墳	史 跡	1 基	糀谷家	大島（脇今安）	昭和 50.11.14
鹿子の木	天然記念物		名田庄虫鹿野区	名田庄虫鹿野	昭和 47.10.1
伝本郷扶泰公墳墓	史跡	1 基	西安寺	岡田	平成 22.3.18
さかき	天然記念物		伊射奈伎神社	福 谷	昭和 49.8.21
とが	天然記念物		伊射奈伎神社	福 谷	昭和 49.8.21
かごのき	天然記念物		不動の滝不動堂	父 子	昭和 49.8.21
くろがねもち	天然記念物		宝楽寺	大島（河村）	昭和 49.8.21
とびうめ	天然記念物		宝楽寺	大島（河村）	昭和 49.8.21
おおいちょう	天然記念物		六社神社	野 尻	昭和 49.8.21
加茂神社の大杉	天然記念物		名田庄納田終区	名田庄納田終	昭和 57.6.1
野鹿の滝	天然記念物		おおい町	名田庄納田終	昭和 57.6.1
すだじい	天然記念物		静志神社	父 子	平成 9.4.21

2－15　危険物施設一覧表

危険物施設数一覧

（平成 31 年 2 月 1 日現在）

種　　別		大飯	名田庄	合計	備考
製　造　所		－	－	0	
貯蔵所	屋内貯蔵所	25		25	
	屋外貯蔵所	－	－	0	
	屋内タンク貯蔵所	－	－	0	
	屋外タンク貯蔵所	7		7	
	地下タンク貯蔵所	22	2	24	
	簡易タンク貯蔵所	－	－	0	
	移動タンク貯蔵所	18	2	20	
	小　　計	72	4	76	
取扱所	給油取扱所	6	2	8	船舶給油取扱所 2 箇所含む
	販売取扱所	－	－	0	
	一般取扱所	10	－	10	
	小　　計	16	2	18	
合　　計		88	6	94	

ＬＰガス販売業者（取扱所）一覧

No	会社（店）名	所　在　地	電話番号
1	伊丹産業株式会社大飯営業所	本郷 96-1	77-2666
2	島長商店名田庄出張所	名田庄久坂 3-20-1	67-2046
3	ＪＡ若狭農業協同組合	本郷 139-24	77-1171

石油類販売業者

No	会社（店）名	所　在　地	電話番号
1	木村石油株式会社	成和 2-1-125	77-0123
2	有限会社時岡石油	本郷 146-13-1	77-0008
3	佐後エネルギー株式会社	石山 15-12-5	78-1228
4	大島石油株式会社	大島 94-22	77-0212
5	島長商店名田庄出張所	名田庄久坂 3-20-1	67-2046
6	ＪＡわかさオートピア名田庄	名田庄久坂 3-31-1	67-2075

３　被害報告対応及び自衛隊災害派遣要請

３－１　災害時の被害報告対応マニュアル

福井県安全環境部危機対策・防災課

災害時の被害報告対応マニュアル

1　気象台からの防災気象情報の伝達

気象台からの防災気象情報を県危機対策・防災課から一斉ファックスにより市町へ通知

＜注意報の場合＞　　関係各課へ連絡すること

＜警報の場合＞　　・防災担当職員は待機すること
・関係各課へ連絡すること
・消防本部等と連携し、情報を収集すること

≪留意事項≫
・夜間、祝祭日においても県からの通報が迅速に防災担当職員に伝わるよう、連絡体制を宿直担当者に周知しておくこと
・注意報の段階でも、警報が発令されることが予想される場合には、事前に待機体制をとること

2　警報が発令された場合の県への報告体制の準備

警報が発令された場合は、直ちに被害状況を県危機対策・防災課に報告できる体制をとること

≪留意事項≫
被害が発生していなくても、発生するおそれがある場合は、直ちにその状況を電話で報告すること

3　被害発生の情報を得た場合の対応

(1) 電話による即報

電話で直ちに被害の概要を県危機対策・防災課へ報告すること

報告事項：発生した時間、場所、被害の種類、被害の程度、対応状況等

（例）
・○月○日午前○時○○分ごろ、△△1丁目付近で▲▲川が氾濫
・住宅の床上浸水５戸、床下浸水が20戸程度発生したもよう
・現在、一部住民は□□公民館へ避難しているもよう

(2) 書面による即報

電話連絡後、ファックスにより「災害概況即報」（様式１）、「被害状況即報」（様式２）及び「避難勧告等の状況」（様式３：状況に応じて）を速やかに提出すること

第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等）を記入して報告すれば足りること）

(3) 災害情報インターネットシステムによる報告

災害対策本部等設置、被害情報、避難勧告、指示等、避難所等の登録を行う

(4) 定時報告

県危機対策・防災課から定時報告に切り替える旨の連絡があった場合には、時間厳守で被害状況等を報告すること

≪留意事項≫
・突発的な事態が発生した場合は、定時報告を待たずに直ちに電話で報告すること

(5) 報告における家屋全壊、半壊等の判定基準について

判定基準については、「福井県地域防災計画」（本編第３章）及び「災害報告取扱要領（昭和46年４月10日付消防防第246号消防庁長官通達）によること

4　災害対策本部を設置した場合の報告

(1) 設置の報告

・速やかに設置日時を電話で報告し、様式５を提出すること
・被害の状況によって、県から災害現場、災害対策本部へ職員を派遣することもある

（例）
・災害対策本部を○○日○○時に設置
・設置場所は●●
・設置理由は、市内各地域で河川が氾濫、家屋の床上・床下浸水が多数発生し、今後も被害が拡大するおそれがあるため
・災害対策本部の電話番号とファックス番号は
TEL 0123－45－6789
FAX 0123－45－9876
・同時に被害が大きい△△地区の△△体育館に現地災害対策本部を設置
・現地災害対策本部長は▲▲部長
・現地災害対策本部の電話番号及びファックス番号は
TEL 0123－45－6666
FAX 0123－45－7777

≪留意事項≫
設置する予定がある場合も、事前に連絡すること

(2) 廃止の報告

災害対策本部を廃止した場合、速やかに廃止日時を電話で報告し、後日様式６を提出すること

(3) 災害対策本部以外の組織を設置及び廃止した場合の報告

上記(1)、(2)に準じて同様な報告を行うこと（電話報告のみで可）

5　避難勧告（自主避難）の報告

(1) 避難勧告（自主避難）を実施した場合

電話及びファックス、災害情報インターネットシステムで状況を直ちに報告すること（上記３と同様の方法による）

報告事項（様式３の記載例を参考）
・避難勧告（自主避難）を行った地域
・避難勧告（自主避難）を行った日時

・避難先施設名、住所、電話番号
・避難対象世帯数、人数
・実際に避難している世帯数、人数
・避難の理由
※後日、速やかに様式７を提出すること

(2) 避難勧告（自主避難）解除の報告
避難勧告（自主避難）を解除したときは電話で速やかに報告すること

6　自衛隊に災害派遣要請を行う場合の対応
(1) 事前連絡
自衛隊に災害派遣を要請する状況が想定される場合は、事前に県危機対策・防災課へ電話連絡すること
※この事前連絡を受け、県で災害派遣を検討し、自衛隊に事前連絡を行い、自衛隊は出動体制を整える

連絡事項
・災害派遣要請を行う予定時期
・災害の状況
・派遣を要する事由
・派遣を必要とする期間
・派遣を希望する区域
・活動内容

(2) 災害派遣要請
災害派遣要請を決定した場合は、県消防防災課へ速やかに電話連絡するとともに、様式８を提出すること

> 直接、市町村から自衛隊へ派遣軍請を行わないこと
> (福井県地域防災計画本編 第３章 第28節 第４(2)市町長が行う派遣要請手続き ②の場合を除く)

(3) 派遣部隊の受入体制の整備
災害派遣が決定されたときは、派遣部隊の受入体制を整備すること

整備すべき事項
・派遣部隊との連絡窓口及び責任者の決定
・作業計画及び資機材の準備
・宿泊施設及びヘリポート等施設の準備
・派遣部隊の誘導

7　緊急消防援助隊の出動要請
緊急消防援助隊の出動を要請する場合も、県危機対策・防災課への連絡を行う

8　防災ヘリコプターの運航を要請する場合の対応
県防災航空事務所（TEL：0776－51－6945）に要請すること
要請基準（「福井県防災ヘリコプター運航管理要綱」参照）に該当しそうな事例が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、消防本部から速やかに県防災航空事務所に連絡するよう努めること

災　害　報　告　に　つ　い　て

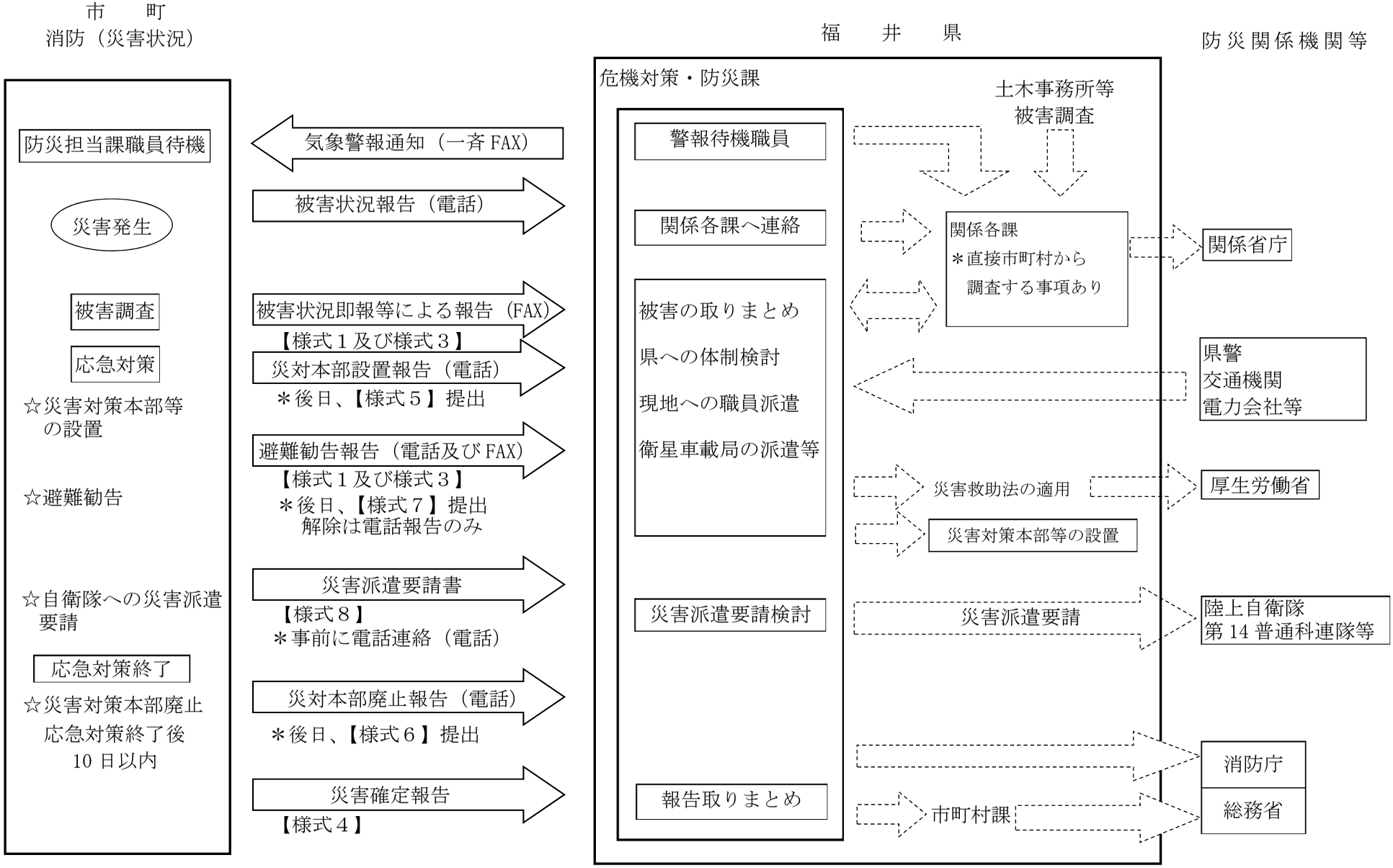
市　町
消防（災害状況）
福　井　県
防災関係機関等
危機対策・防災課
防災担当課職員待機
災害発生
被害調査
応急対策
☆災害対策本部等の設置
☆避難勧告
☆自衛隊への災害派遣要請
応急対策終了
☆災害対策本部廃止
応急対策終了後10日以内
気象警報通知（一斉FAX）
被害状況報告（電話）
被害状況即報等による報告（FAX）
【様式１及び様式３】
災対本部設置報告（電話）
＊後日、【様式５】提出
避難勧告報告（電話及びFAX）
【様式１及び様式３】
＊後日、【様式７】提出
解除は電話報告のみ
災害派遣要請書
【様式８】
＊事前に電話連絡（電話）
災対本部廃止報告（電話）
＊後日、【様式６】提出
災害確定報告
【様式４】
警報待機職員
関係各課へ連絡
被害の取りまとめ
県への体制検討
現地への職員派遣
衛星車載局の派遣等
災害派遣要請検討
報告取りまとめ
土木事務所等
被害調査
関係各課
＊直接市町村から
調査する事項あり
関係省庁
県警
交通機関
電力会社等
災害救助法の適用
厚生労働省
災害対策本部等の設置
災害派遣要請
陸上自衛隊
第14普通科連隊等
市町村課
消防庁
総務省

３－２　被害程度の認定基準

その他

（１）災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、朱書すること。

（２）災害に対しとられた措置

①災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。

②消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

被害程度の認定基準

１　人的被害

(1) 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体と確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。

(2) 行方不明は、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

(3) 重傷者・軽傷者

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは、１カ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１カ月未満で治療できる見込みの者とする。

２　住家の被害

住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(1) 世帯とは、生計を一つにしている実際の生括単位をいう。

(2) 住家全壊（全焼・流失）とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 ㌫以上に達した程度のもの。又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50 ㌫以上に達した程度のものとする。なお、住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする（半壊、半焼も同様）。

(3) 住家半壊（半焼）とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20 ㌫以上、70 ㌫未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価 20 ㌫以上、50 ㌫未満のものとする。

(4) 大規模半壊とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50 ㌫以上 70 ㌫未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40 ㌫以上 50 ㌫未満のものとする。

(5) 準半壊とは、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10 ㌫以上 20 ㌫未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10 ㌫以上 20 ㌫未満のものとする。

(6) 一部破損とは、損壊の程度が半壊に至らないもの。ただし、ガラス２～３枚割れた程度のものは除く。

(7) 床上浸水とは、その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しない土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することのできないもの。

(8) 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

３　非住家の被害

非住家とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣、土蔵、車庫等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

被害の程度は住家と同様に扱う。他の項目と重複しないこと。

４　り災世帯

(1) り災世帯とは、災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。

例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は宿泊するすべての集りを一世帯として扱う。また同一家屋の親子夫婦でも、生活の実態が別であれば当然２世帯として取扱う。

(2) り災者とは、り災世帯の構成員をいう。

5　公共土木施設の被害

(1) 道路決壊とは、町道の一部が損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。

(2) 橋梁流失（損壊）とは、町道に架設した橋が一部又は全部流失（損壊）し、一般の渡橋が危険となったものをいう。

6　農林、水産、畜産の被害

田畑の被害

(1) 流失、埋没とは、耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったもの。

(2) 冠水とは、植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。ただし、この程度に至らない浸水でも減収等の損失を生じるものは含む。

7　商工業の被害

商工業の被害とは、店舗・商品・設備・機械等の被害（直接被害）と営業を停止（休止）したこと等により生ずる損害（間接被害）を合算したものをいう。

なお、店舗（会社）の棟数は、非住家の棟数として計上すること。

8　その他の被害

(1) 鉄道の不通とは、汽車等の運行が不能となった程度の被害をいう。

(2) 被害船舶とは、櫓・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。

(3) 通信途絶とは、電信・電話が故障し、通信不能になった状態をいう。

３－３　被害報告及び自衛隊災害派遣要請に関する様式

（第１号様式）（その１）

〔災害概況即報〕

報告日時	
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

災害名　　（第　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">発生日時</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">被害の状況</td><td rowspan="3">人的被害</td><td>死者</td><td></td><td>人</td><td>重傷</td><td></td><td>人</td><td rowspan="3">住家被害</td><td>全壊</td><td></td><td>棟</td><td>床上浸水</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不明</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2">軽傷</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">人</td><td>半壊</td><td></td><td>棟</td><td>床下浸水</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td>一部破損</td><td></td><td>棟</td><td>未分類</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td colspan="9">119 番通報の件数</td></tr>
<tr><td rowspan="4">応急対策の状況</td><td colspan="2">災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（都道府県）</td><td colspan="4">（市町）</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防機関等の活動状況</td><td colspan="7">（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="9">その他都道府県又は市町村が講じた応急対策</td></tr>
</table>

（第１号様式）　（その１）　（別紙）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

（第１号様式）　（その２）　（被害状況即報）

市町村		区分			被害
災害名・報告番号	災害名 第　法 月　日　時現在	その他	田	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
報告者名			文教施設		箇所	
区分	被害		病院		箇所	
人的被害 死者	人		道路		箇所	
人的被害 行方不明者	人		橋りょう		箇所	
人的被害 負傷者 重傷	人		河川		箇所	
人的被害 負傷者 軽傷	人		港湾		箇所	
住家被害 全壊	棟		砂防		箇所	
住家被害 全壊	世帯		清掃施設		箇所	
住家被害 全壊	人		崖くずれ		箇所	
住家被害 半壊	棟		鉄道不通		箇所	
住家被害 半壊	世帯		被害船舶		隻	
住家被害 半壊	人		水道		戸	
住家被害 一部破損	棟		電話		回線	
住家被害 一部破損	世帯		電気		戸	
住家被害 一部破損	人		ガス		戸	
住家被害 床上浸水	棟		ﾌﾞﾛｯｸ塀等		箇所	
住家被害 床上浸水	世帯					
住家被害 床上浸水	人					
住家被害 床下浸水	棟		り災世帯数		世帯	
住家被害 床下浸水	世帯		り災者数		人	
住家被害 床下浸水	人		火災発生	建物	件	
非住家 公共建物	棟		火災発生	危険物	件	
非住家 その他	棟		火災発生	その他	件	

区分		被害	災害対策本部の設置状況		
公立文教施設	千円		名称		
農林水産業施設	千円		設置	月　日　時	
公共土木施設	千円		解散	月　日　時	
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他 農産被害	千円				
その他 林産被害	千円				
その他 畜産被害	千円				
その他 水産被害	千円				
その他 商工被害	千円				
その他					
その他	千円				
被害総額	千円		１１９番通報件数	件	
災害の概況					
消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）				
自衛隊の災害派遣		その他			

（第２号様式）　（被害確定報告）

市町村				区分				被害
災害名・報告番号		月日時確定		その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					文教施設		箇所	
区分			被害		病院		箇所	
人的被害	死者	人			道路		箇所	
	行方不明者	人			橋りょう		箇所	
	負傷者 重傷	人			河川		箇所	
	負傷者 軽傷	人			港湾		箇所	
住家被害	全壊	棟			砂防		箇所	
		世帯			清掃施設		箇所	
		人			崖くずれ		箇所	
	半壊	棟			鉄道不通		箇所	
		世帯			被害船舶		隻	
		人			水道		戸	
	一部破損	棟			電話		回線	
		世帯			電気		戸	
		人			ガス		戸	
	床上浸水	棟			ﾌﾞﾛｯｸ塀等		箇所	
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟		り災世帯数			世帯	
		世帯		り災者数			人	
		人		火災発生	建物		件	
非住家	公共建物	棟			危険物		件	
	その他	棟			その他		件	

区分			被害	災害対策本部		
公立文教施設		千円			名称	
農林水産業施設		千円			設置	月　日　時
公共土木施設		千円			解散	月　日　時
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）					

（第３号様式）　（災害年報）

区分 ＼ 発生年月日 災害名								計
人的被害	死者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重症	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊		棟					
			世帯					
			人					
	半壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部損壊		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟					
			世帯					
			人					
非住家	公共建物		棟					
	その他		棟					
その他	田	流出・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流出・埋没	ha					
		冠水	ha					
	学校		箇所					
	病院		箇所					
	道路		箇所					
	橋りょう		箇所					
	河川		箇所					
	港湾		箇所					
	砂防		箇所					
	清掃施設		箇所					
	崖くずれ		箇所					
	鉄道不通		箇所					
	被害船舶		隻					
	水道		個					

区分 ＼ 発生年月日 災害名								計
電話			回線						
電気			戸						
ガス			戸						
その他	ブロック塀等		箇所						
火災発生	建物		件						
	危険物		件						
	その他		件						
り災世帯数			世帯						
り災者数			人						
公立文教施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
農林水産業施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
公立土木施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
その他公共施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
小計			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	公共施設被害数		団体						
その他	農産被害		千円						
	林産被害		千円						
	畜産被害		千円						
	水産被害		千円						
	商工被害		千円						
	その他		千円						
被害総額			千円						
災害対策本部	設置			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
消防職員出動延人数				人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数				人	人	人	人	人	人

（第４号様式）

被 害 状 況 報 告

世帯構成員別被害状況調（中間、決定）

区分 / 世帯数	全　壊		流　出		半　壊		床上浸水		計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
１人世帯										
２人 〃										
３人 〃										
４人 〃										
５人 〃										
６人 〃										
７人 〃										
８人 〃										
９人 〃										
１０人 〃										
１１人 〃										
１２人 〃										
１３人 〃										
１４人 〃										
１５人 〃										
計										

様式５

文書番号

年　　月　　日

福井県知事　　殿

おおい町長　　㊞

災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づく災害対策本部の
設置について

みだしのことについて、下記のとおり災害対策本部を設置しましたので報告いたします。

記

１　設　　置　　日　　時

２　設　　置　　場　　所

３　設　　置　　理　　由

４　連　　絡　　先

５　現地災害対策本部有無　　有　　・設置日時
・設置場所
無

様式６

文書番号

年　　月　　日

福井県知事　　殿

おおい町長　　㊞

災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づく災害対策本部の
廃止について

みだしのことについて、下記のとおり災害対策本部を廃止しましたので報告いたします。

記

１　廃　止　日　時

２　廃　止　場　所

様式７

文書番号

年　　月　　日

福井県知事　　殿

おおい町長　　㊞

災害対策基本法第 60 条の規定に基づく避難指示について

みだしのことについて、下記のとおり避難指示を行いましたので報告いたします。

記

１　避 難 指 示 日 時

２　避 難 指 示 場 所

３　避 難 指 示 内 容

４　避 難 指 示 理 由

※　避難指示場所については、必ず地図を添付してください。

様式８

文書番号

年　　月　　日

福井県知事　　殿

おおい町長　　㊞

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

次のとおり自衛隊の派遣を要請します。

１　災害状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害状況

(2) 派遣を要請する理由

２　派遣を必要とする機関

３　派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

４　その他必要事項

(1) 連絡先

(2) 負担経費　　自衛隊の活動に要する経費については、おおい町地域防災計画の規定に基づき、原則としておおい町が負担する。

4　救急救護活動活動資料

4－1　医療機関連絡先

（平成 31 年 2 月 1 日現在）

医療施設名	所　在　地	電話番号	診療科名	病床数
保健福祉医療施設なごみ	本郷 92-51-1	77-2753	内科、呼吸器科、消化器科、小児科、外科、整形外科、放射線科	19
永谷医院	本郷 145-31	77-0006	内科、小児科	0
堀口医院	本郷 136-26-1	77-3355	内科、アレルギー科	0
名田庄診療所	名田庄下 6-1	67-3037	内科	0
公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	52-0990	内科、小児科、精神科、神経科、循環器科、外科、整形外科、形成外科、心臓血管外科、産婦人科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科、歯科口腔外科、放射線科、麻酔科	418

４－２　町医療助産関係様式

（表面）

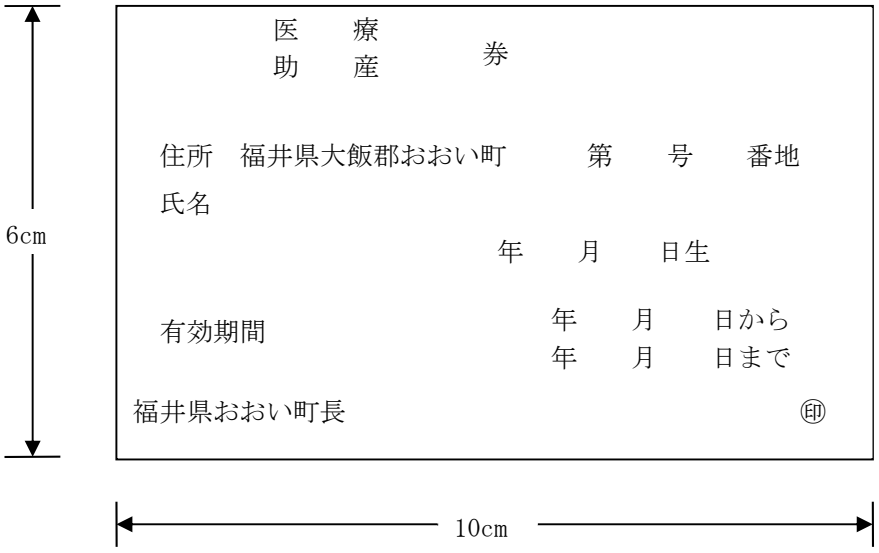

（裏面）

注　意　事　項

１　この券を使用できるのは、町の委託を受けた医療助産の機関のみであります。
２　国民健康保険、健康保険又は共済組合等の加入者でもこの券のみ利用してください。費用は全額町から医療機関に支払います。
３　医療の範囲は次のとおりです。
(1)診療　(2)薬剤又は治療材料の支給　(3)処置、手術その他の治療　(4)病院又は診療所への収容　(5)看護
４　助産の範囲は次のとおりです。
(1)分べん介助　(2)分べん前後の処置　(3)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

様式第１号

医　療
助　産　券　交　付　簿

おおい町

決裁			患者氏名 （生年月日）	男女 の別	住　所 （滞在地）	期　間	病昧その他
本部長	副本部長	班　長					
			年　月　日生	男 女		自　月　日 至　月　日	

様式第８号

助　産　台　帳

おおい町

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金　額	備　考
			自　月　日 至　月　日	円	
計					

４－３　死体捜索・埋葬関連様式

様式第 11 号

死 体 捜 索 状 況 記 録 簿

おおい町

年 月 日	捜索地区	捜索死体	出動者	捜 索 用 磯 城 露 具				備　考
				名称	数量	所有者又は管理者名	借上料	
年 月　日		推定　体 体	外　名				円	

様式第 12 号

死　体　処　理　台　帳

おおい町

処　理 年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者 氏　名	遺　族		洗浄等の処理			死体の一時保存料	検案料	実支出額	備　考
			氏　名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式第 13 号

埋　　葬　　台　　帳

おおい町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（付属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

（注）1　埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
　　2　町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に記入すること。
　　3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

５　町様式

５－１　物資の確保に関する様式

様式第１号

物 資 購 入 （ 配 給 ） 計 画 表

世帯分															おおい町			
世帯区分		１人世帯				２人世帯				３人世帯				～	合計			
		基準額　　円				基準額　　円				基準額　　円								
品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額		数量	世帯数	所要数	金額
					円				円				円					円
計																		

様式第２号

物　　資　　受　　払　　簿

品　名		単　位 呼　称		おおい町

年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考

様式第３号

物 資 給 与 及 び 受 領 簿

おおい町

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成員数	人 ｛ 災害発生時世帯構成人数　人 うち　人

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年　　月　　日

（住所）おおい町　　（氏名）　　㊞

給与年月日	品　　名	数量	備　　考	給与年月日	品　　名	数量	備　　考

（注）被災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とする。

５－２　輸送に関する様式

様式第１号

輸 送 記 録 簿 （ 車 両 、舟 艇 ）

おおい町

年　月　日	目　　的	輸送区間		使用車両、船艇		輸　送 担当者 （金額）	命令者氏名印
		区　間	距　離	種　類	台　数		
年 月　　日		から まで	km			円	

様式第２号

輸 送 記 録 簿 （ 人 夫 ）

おおい町

年　月　日	目　的	輸送区間		使　　用　　人　　夫				命令者氏名印
		区　間	距　離	男女の別	人　数	単　価	金　額	
年 月　　日		から まで	km	男 女	人	円	円	

様式第３号

修　繕　費　支　払　簿

おおい町

年 月 日	目　的	故　障 年月日	故障 場所	故障車両（機器）		故障の概要	故　障 年月日	修繕費
				名称番号	所有者 氏　名			
年 月　　日		年 月　日					年 月　日	

５－３　緊急輸送車両に関する様式

様式第１

通行禁止又は制限についての標示

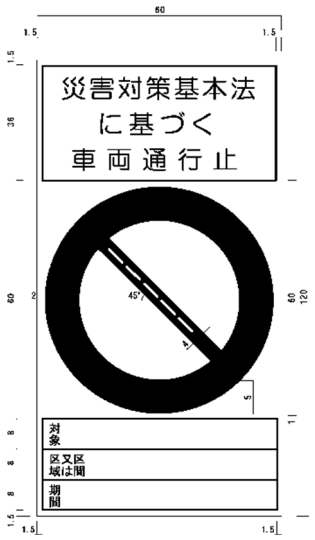

備考１　色彩は、文字、経線及び区分線を青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白色とする。
２　線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第２

緊急輸送車両標示

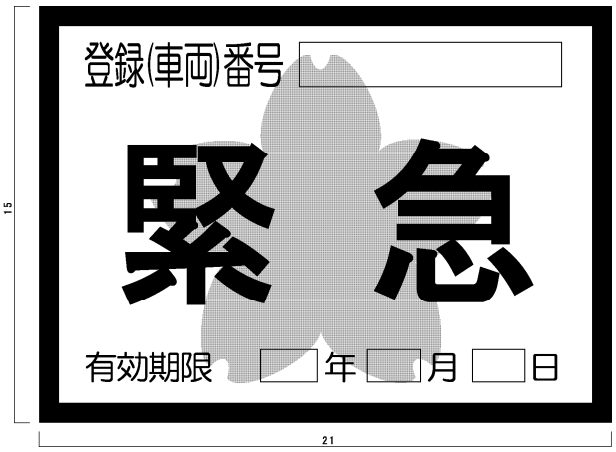

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第３

第　　号

年　　月　　日

緊急輸送車両確認証明書様式

知　　事　　印

公 安 委 員 会　　印

番号標に表示されている番号			
輸送人数又は品名			
使用者	住　所		
	氏　名		
輸送日時			
輸送経路	出　発　地	経　由　地	目　的　地
備考			

備考　用紙は、日本工業規格Ｂ６とする。

５－４　障害物除去に関する様式

様式第１号

障害物除去の状況記録簿（住家）

おおい町

住家被害程度区分	住　所	氏 名	職　業	家族数	除去を要する状況の概要	除去に要した期間	金　額	内　　訳
				人		月　日 ～ 月　日 日間	円	器具借上費　円 人　夫　賃　円 輸　送　費　円 そ　の　他　円

様式第２号

障害物除去の状況記録簿（道路等）

おおい町

被害箇所	除去を要する状態の概要	除去に要した期間	金　額	内　　訳	命令者氏名印
		日間	円	機械借上料　円 器具借上費　円 人　夫　賃　円 転　送　費　円 請　負　費　円 そ　の　他　円	

５－５　学用品の給与に関する様式

様式第 14 号

学 用 品 購 入 配 分 計 画 表

おおい町

小中学の別 / 区分 / 単価 / 品名	小学校						中学校						合計	備考
	全壊 流失 全焼			半壊 床上浸水 半焼			全壊 流失 全焼			半壊 床上浸水 半焼				
	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	生徒数	数量	金額	生徒数	数量	金額	数量金額	
	人		円	人		円	人		円	人		円	円	
計														

様式第 15 号

学　用　品　の　給　与　状　況

おおい町

学校名		学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳							実支出額	備考
						教科書				その他学用品				
						国語	算数			鉛筆	ノート			
					月日								円	
計	小学校		人										円	
	中学校		人										円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏名　　㊞

（注）　１　給与月日は、その児童（生徒）に付して最後に給与した給与月日を記入すること。

２　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式第 16 号

学　用　品　受　払　簿

品　名		単位呼称		おおい町

年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考

６　防災に関する条例

６－１　おおい町防災会議条例

おおい町防災会議条例

平成 18 年３月３日
条 例 第　17　号

(趣旨)
第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、おおい町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。
(所掌事務)
第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　おおい町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
(4)　水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の水防計画を調査審議すること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)
第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は、町長をもって充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
(2)　福井県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
(3)　福井県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　教育長
(6)　消防本部消防長、若狭消防署大飯分署長、名田庄分署長及び消防団長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者
(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
6　委員の定数は、37 人以内とする。
7　第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
(専門委員)
第 4 条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)
第 5 条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。
附　則
(施行期日)
1　この条例は、平成 18 年 3 月 3 日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の日以後、最初に委嘱される第 3 条第 5 項第 7 号の委員の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附　則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 18 号)
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の日以降、最初に第 3 条第 5 項第 8 号の規定により委嘱される委員の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

６－２　おおい町災害対策本部条例

おおい町災害対策本部条例

平成 18 年３月３日
条 例 第　18　号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第７項の規定に基づき、おおい町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（委任）
第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。
附　則
この条例は、平成 18 年３月３日から施行する。

7　その他防災関連資料

7－1　防災関係機関等連絡先一覧表

(1) 指定地方行政機関等

機関名	通信窓口	住所地	電話番号		福井県防災行政無線番号
			昼間	夜間	
北陸農政局（福井県拠点）	農政推進グループ	福井市日之出3丁目14番15号	(代)0776-30-1618	－	－
福井森林管理署小浜森林事務所	－	小浜市千種1-12-21	(代)0770-52-0315	－	－
敦賀海上保安部小浜海上保安署	－	小浜市川崎1-3-1	(代)0770-52-0494	－	－
福井地方気象台	防災担当	福井市豊島2-5-2	(代)0776-24-0069	－	452-2
近畿地方整備局福井河川国道事務所	小浜国道維持出張所	小浜市遠敷1-101	(代)0770-56-1617	－	－
中部運輸局敦賀庁舎	－	敦賀市港町7-15	(代)0770-22-0003	－	－
福井労働局敦賀労働基準監督署	－	敦賀市鉄輪町1-7-3	(代)0770-22-0745	－	－
小浜公共職業安定所	－	小浜市後瀬町7-10	(代)0770-52-1260	－	－

(2) 消防本部

機関名	通信窓口	住所地	電話番号		福井県防災行政無線番号
			昼間	夜間	
若狭消防組合消防本部	－	小浜市大手町7-8	0770-53-0119 (内線210)	－	－
若狭消防署大飯分署	－	おおい町本郷137-2-1	0770-77-0119	－	－
若狭消防署名田庄分署	－	おおい町名田庄久坂2-39-2	0770-67-2542	－	－
おおい消防団	－	おおい町本郷137-2-1	0770-77-0119	－	－

(3) 自衛隊

機関名	通信窓口	住所地	電話番号		福井県防災行政無線番号
			昼間	夜間	
陸上自衛隊第14普通科連隊	第三科	石川県金沢市野田町1-8	(代)076-241-2171 (内線242・243)	―	―
陸上自衛隊第372施設中隊	中隊本部	鯖江市吉江町4-1	(代)0778-51-4675 (内線223)	―	―
海上自衛隊舞鶴地方総監	防衛部 第3幕僚室	京都府舞鶴市字余部下1190	(代)0773-62-2250 (内線2224)	―	―
航空自衛隊第6航空団	防衛班	石川県小松市向本折町戌267	(代)0761-22-2101 (内線231)	―	―

(4) 福井県

機関名	通信窓口	住所地	電話番号		福井県防災行政無線番号
			昼間	夜間	
福井県	危機対策・防災課	福井市大手3-17-1	代表 0776-21-1111 直通 0776-20-0308 FAX 0776-22-7617	直通 (連絡員室) 0776-20-0742	111-610-2171 専用電話 111-126 専用FAX (11F連絡員室) 111-151
	砂防防災課	福井市大手3-17-1	代表 0776-21-1111 直通 0776-20-0494 FAX 0776-20-0676	―	111-610-3395 FAX 111-610-3399
嶺南振興局	若狭企画振興室	小浜市遠敷1-101 (若狭合同庁舎)	0770-56-2211	―	79-5216
	税務部			―	79-5222
	農村整備部			―	79-5418
	若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300	―	79-221
	小浜土木事務所	小浜市遠敷1-101	0770-56-2103	―	79-5151
	敦賀港湾事務所	敦賀市桜町2-1	0770-22-0369	―	407-1-10

(5) 福井県警察

機関名	通信窓口	住所地	電話番号		福井県防災行政無線番号
			昼間	夜間	
福井県警察本部	警務課	福井市大手3-17-1	0776-22-2880	―	61-5414
小浜警察署	―	小浜市遠敷9-11-1	0770-56-0110	―	―
小浜警察署大飯駐在所	―	おおい町本郷137-1-1	0770-77-0022	―	―
小浜警察署佐分利駐在所	―	おおい町石山22-22-3	0770-78-1823	―	―
小浜警察署大島駐在所	―	おおい町大島90-27	0770-77-2010	―	―
小浜警察署名田庄駐在所	―	おおい町名田庄久坂12-1-1	0770-67-2171	―	―
小浜警察署坂本駐在所	―	おおい町名田庄坂本34-4-2	0770-67-3117	―	―

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機関名	通信窓口	住所地	電話番号		福井県防災行政無線番号
			昼間	夜間	
西日本電信電話㈱福井支店	ｿﾘｭｰｼｮﾝ企画担当	福井市日の出2-12-5	0776-20-9510	－	－
日本赤十字社福井県支部	業務課	福井市月見24-1	0776-36-3640	－	－
関西電力㈱	原子力事業本部	美浜町郷市13号横田8	0770-32-3500	－	－
関西電力送配電㈱	小浜配電営業所	小浜市南川町14-53	0770-52-5650	－	－
西日本旅客鉄道㈱	小浜鉄道部	小浜市駅前町1-1	0770-52-0002	－	－
日本通運㈱	－	小浜市駅前町14-1	0770-53-1050	－	－
日本放送協会福井放送局	小浜通信部	小浜市湊12-11-2	0770-52-0180	－	－
日本郵便㈱北陸支社	総務部総務担当	石川県金沢市尾張町1-1-1	076-220-3011	－	－

(7) 公共的団体、その他防災上重要な施設管理者

機関名	通信窓口	住所地	電話番号		福井県防災行政無線番号
			昼間	夜間	
おおい町社会福祉協議会	－	おおい町本郷82-14	0770-77-3415	－	－
チャンネルO	－	小浜市小浜津島76-1	0770-52-7200	－	－
福井県農業協同組合	－	小浜市遠敷8-8-1	0770-56-5000	－	－
小浜医師会	－	おおい町本郷92-51-1	0770-77-2753	－	－
大島漁業協同組合	－	おおい町大島83-3	0770-77-0162	－	－
れいなん森林組合	－	小浜市神宮寺5-30	0770-56-5600	－	－
れいなん森林組合名田庄支所	－	おおい町名田庄三重2-1-2	0770-67-2244	－	－

７－２　町内要配慮者利用施設一覧表

No.	施設名称	所在地	管理者	区分	浸水害	土砂災害
1	大島小学校	大島 60-6	学校教育課	学校	－	○
2	本郷小学校	本郷 80-7	学校教育課	学校	○	○
3	佐分利小学校	鹿野 21-22-1	学校教育課	学校	－	○
4	名田庄小学校	名田庄小倉 6-1	学校教育課	学校	－	○
5	大飯中学校	野尻 57-1	学校教育課	学校	－	○
6	名田庄中学校	名田庄小倉 2-9	学校教育課	学校	－	○
7	名田庄児童館	名田庄久坂 11-28	住民窓口課	児童	－	○
8	名田庄奥名田児童センター	名田庄井上 16-41	住民窓口課	児童	－	○
9	はまかぜ交流センター （しーまいる）	大島 90-27	社会福祉法人友愛会	児童	－	－
10	いきいき長寿村 （あみーシャン大飯）	本郷 82-14	社会福祉法人本郷こども園	児童	－	－
11	ふるさと交流センター	鹿野 42-27	社会福祉法人若里	児童	－	－
12	大島認定こども園	大島 60-26	社会福祉法人友愛会	保育	－	○
13	本郷こども園	本郷 110-5	社会福祉法人本郷こども園	保育	○	－
14	佐分利保育園	石山 20-14	社会福祉法人若里	保育	－	－
15	名田庄こども園	小倉 16-10-4	住民窓口課	保育	○	○
16	保健・医療・福祉総合施設なごみ	本郷 92-51-1	公益社団法人 地域医療振興協会	医療 介護	○	○
17	あっとほ～むいきいき館	名田庄下 6-1	保健福祉室	医療 介護	－	○
18	小規模多機能ホーム　ひだまり	名田庄口坂本 13-5	おおい町社会福祉協議会	介護	○	－
19	小規模多機能ホーム　きぼう	名田庄三重 40-44	おおい町社会福祉協議会	介護	－	－
20	小規模多機能ホーム　やすらぎ	安川 13-5-3	おおい町社会福祉協議会	介護	－	○
21	小規模多機能ホーム　かんよもん	山田 16-35	おおい町社会福祉協議会	介護	－	○
22	小規模多機能ホーム　びわの木	大島 45-22	おおい町社会福祉協議会	介護	－	－
23	特別養護老人ホーム　楊梅苑	野尻 28-37	社会福祉法人友愛会	介護	○	－
24	デイサービス　はな	名田庄三重 34-10-1	株式会社はな	介護	○	－
25	しいの実ハウス	名田庄中 29-10-13	社会福祉法人 ｺﾐｭﾆﾃｨﾈｯﾄﾜｰｸふくい	障害	○	○
26	Ｃネットふくい小浜事業所 名田庄作業所	名田庄井上 18-8	社会福祉法人 ｺﾐｭﾆﾃｨﾈｯﾄﾜｰｸふくい	障害	○	○
27	多機能型就労移行事業所 おおいワークセンター	本郷 149-12-4	社会福祉法人友愛会	障害	○	－

７－３　気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
2. 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。又、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
4. 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
5. この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。裾付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
6強	立っていることができず､はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ、亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ、亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向にあり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。又、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※。
鉄道の停止､高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損､脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、電源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

おおい町地域防災計画

令和３年７月

編集・発行　おおい町防災会議